

平成 22 年 第 4 回

菊陽町議会 12 月定例会会議録

平成 22 年 12 月 6 日～12 月 24 日

熊本県菊陽町議会

平成22年第4回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
12/6	月	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告・研修報告
12/7	火	議案審議（認定第2号～認定第9号）質疑・委員会付託 議案審議（同意第4号・諮問第1号）質疑・討論・表決
12/8	水	休会（議案調査）
12/9	木	休会（議案調査）
12/10	金	休会（議案調査）
12/11	土	休会
12/12	日	休会
12/13	月	休会（議案調査）
12/14	火	一般質問
12/15	水	一般質問
12/16	木	一般質問
12/17	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
12/18	土	休会
12/19	日	休会
12/20	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
12/21	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
12/22	水	議案審議（議案第44号～議案第50号）質疑・討論・表決
12/23	木	休会（天皇誕生日）
12/24	金	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

平成22年第4回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	福島 知雄 (P65～)	1. 総合交流ターミナルの施設について (通称・さんふれあ)	①利用客の憩いの場である大広間に舞台設置の為の増築を望む ②常設の会議室を設ける為の増築はすべきではないか ③利用客の安全確保の為、施設正面入口南側のスペースに車寄せ、或いは車が旋回できるようなロータリーの整備はできないか ④(通称・さんふれあ)の駐車場に進入する道路を駐車場の西端に移設すべきではないか
		2. 過去の一般質問に関する事項について	①子ども議会開催への取り組み状況は ②エンジンのシンボルタワー設置への取り組み状況は
2	吉本 堅 (P75～)	1. 町長が2期目で取り組みたい重点政策について	①白水・久保田・原水地区の振興とは ②原水駅周辺整備と新たな駅の建設(町図書館付近)とは ③どの地域を、どのように魅力ある商業地の形成をするのか
		2. さんさん公園周辺部等公共用地の管理について	①町道・公園等、図面上での管理の仕方とは ②公共事業地内里道・水路の図面上での管理の仕方とは
		3. 菊陽町第二地区区画整理区域内の用途地域の見直しについて	①平成13年議会答弁以降現在まで、年度ごとの用途地域見直しに関する対応とは ②工業地域を住居系用途地域に見直す方法と見直す時期とは
		4. 今回の町長選挙における後藤陣営(輝くまちを支える会)のチラシについて	①何かと過去に問題を持つ議員、反対のための反対しか唱えない議員とは。また、我が「後藤みつお」を強力に支える議員団は良識の集団であるとは
3	梅田 清明 (P87～)	1. AED(自動体外式除細動器)について	①公立保育園にもAEDの設置が必要ではないか ②私立保育園・幼稚園に設置する場合、予算措置は町を通じて行うのか ③保育園外の公共施設でAEDが7ヶ所程設置されていない所がある。早く設置できないか ④使い方の講習会を各行政区毎に計画すべきではないか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 電子黒板の利用について	①電子黒板を利用する教室及び各教室にカーテン（暗幕）の整備は必要ではないか ②学校からカーテン（暗幕）の設置要望はなかったのか ③各小中学校において、電子黒板を利用した授業は何時間行われたのか ④メーカーによる電子黒板の使い方講習会を学校毎に行ったらどうか
		3. 子宮頸ガン対策について	①ワクチンの無料化を
4	坂本 秀則 (P97～)	1. 上井手地区県営かんがい排水事業（上井手北側護岸工事）について	①上井手北側護岸工事の進捗状況は ②工事に同意されていない地権者への対応は ③全区間工事を完成させるための方策はないか
		2. 北小学校学童保育施設について	①北小学校学童保育施設の現況は ②北小学校学童保育施設建設の考えはないか
		3. 県道新山原水線道路改良整備について	①県道新山原水線道路改良整備促進期成会の活動状況は ②今後の活動計画は
		4. 南小校区活性化について	①ロアッソ熊本のクラブハウス及び専用グラウンドを同地区に誘致できないか ②高遊原分屯地官舎の建設を同地区に働き掛ける事はできないか
		5. TPPについて	①TPPにもし参加した場合、本町の農林業は壊滅的なダメージを受ける。町民をあげて参加阻止への行動をおこすべきではないか
		6. さんふれあについて	①さんふれあに機能回復訓練施設及び器具等の設置はできないか
5	甲斐 榮治 (P109～)	1. 「輝くまちを支える会」のビラについて	①ビラ制作への関与について ②ビラ中の「何かと過去に問題を持つ議員」という文言について ③ビラ中の「反対のための反対しか唱えない議員」という文言について ④ビラ中の「良識の集団」という文言について ⑤この種のビラについてどんな見解を持つか ⑥町のまとまりに責任を持つ職責上、どのような善後処置をとるか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 菊陽中部小学校の建設について	①事業の全体的進捗状況について ②実施設計について ③仮設校舎について ④事業費の概算について
		3. 平成21年度決算と町の今後の財政見通しについて	①向こう4年間の重要施策は何か ②自主財源（財政力指数）を増加させる手立てとして何を考えているか ③監査委員によって財政が硬直化するおそれを指摘されているが、経常収支比率と公債費比率が上昇している原因は何か、またその改善のための施策はあるか ④一般及び特別会計ともに繰越額と不用額の多さが監査委員に指摘されているが、改善策はできるか
6	川俣 鐵也 (P129～)	1. 人を生かす	【議員報酬を問う】 ①現状の議員報酬をどう認識しているか ②現在の報酬で将来を担う有望な議員の誕生が可能と思うか 【行政組織を問う】 ③現状の組織として充分機能しているか ④職員の能力の発揮と評価が適正に行われているか ⑤年功序列と抜擢人事が可能か
		2. 町の独自性について	【どういう町づくりを目指しているか】 ①町の現状をどう評価しているのか ②町の史跡・文化財が活用されているか ③日本古来の伝統文化を情操教育の一環として守り育てていく考えは
7	小林久美子 (P141～)	1. 雇用促進・地元業者の育成を	①住宅リフォーム制度の創設を ②町内業者優先の施策を ③役場内で雇用促進のためにできることは
		2. 安心・安全な町づくり	①交通安全対策として、カーブミラーなどの再点検と設置を ②交通量の多い危険個所の把握や実態調査はどのように行っているのか ③防犯灯の設置支援事業について要望に応えているか
		3. 原水駅周辺環境整備について	①駅のバリアフリーについて ②高齢者が買い物できる店などの要望があるがどう考えるか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		4. 安心して出産や子育てができる環境づくりについて	①「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」について、町長の考えは ②保育料の引き下げを ③不妊治療の助成拡大を ④子宮頸がんのワクチン助成について ⑤健診・予防接種の充実を
		5. 公園整備について	①振興住宅地等に公園整備の要望があるが今後の計画は ②さんさん公園内に遊具の設置はできないか
		6. 環境対策について	①犬のフン対策について ②ゴミ袋（赤）の小型袋の作成を
8	佐藤 竜巳 (P156～)	1. 町長の今後の施策について	①環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）をどのように捉え、どのように対応する考えか ②鼻ぐり井手を今後どのように発展させていく方針か ③請願書が採択されている総合体育館建設の時期は ④スポーツ広場（グラウンド）の整備計画はどのようになっているのか ⑤小中学校に対する空調設備（冷暖房等）は、いつどのような形で予算化していくのか ⑥職員のケア（病）状況を町長はどの程度把握し理解しているのか ⑦町有林の林木を広く活用する為の調査はしてあるのか ⑧前町長の町民名誉賞の授与について
9	石原 武義 (P168～)	1. 学校教育の一環としての平和教育について	①本町の平和教育の指導とその内容について問う ②国を守るという意識を平和教育と関連づけて、どう育てているのか ③今後、国防という問題を平和教育においてどう位置づけどう取り組むか
		2. 人権の一環としての拉致問題について	①本町は今日までどうこの拉致問題に取り組んできたか ②本町の今後の取り組みは
		3. 投票場の問題について	①現在の投票場の場所とその数を適正と考えているのか ②今後の取り組みについて

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
10	北山 正樹 (P189～)	1. 2期目に向け、課題の克服を	①前期に「検討する」としたものの取り組みは ②今期は多額の施設経費が予想される反面、国からの交付・補助金は減額が予想される。財政運営の方針は
		2. 菊陽町学校支援地域本部事業の推進について	①学校支援事業の評価と今後の方針は ②同事業が児童に及ぼす好影響について ③学校と地域住民との協力体制を図れ
		3. 中部小建設を例に町発注工事の質の確保と商工振興の考えを問う	①設計者（基本・実施）が分かれた場合、基本設計の継承は可能か ②本体工事の管理業務と設計理念の徹底は ③総合評価方式への整備状況と町内の振興策は
11	岩下 和高 (P203～)	1. 小中学校の教育環境整備について	①小中学校の冷暖化について、設置時期・方法・予算は 【町内小中学校の焼却炉について】 ②現在焼却炉跡が何校残っているのか ③跡地が放置してあることに対する町の認識は ④今後の対策は
		2. 光の森複合施設について	①建設予定時期は ②どのようなビジョンをもって取り組むのか
		3. 医療費について	①PET（陽電子放射断層撮影）検査に町の助成ができないか ②ガンの早期治療による医療費の抑制効果は
		4. 介護施設について	【本町の特別養護老人ホームについて】 ①ベット数は ②入所待機者数は ③現状をどのように把握しているのか ④特養増設を検討すべきではないか
		5. 農業問題について	①わが町の主要農産物の自給率は（米・牛肉・豚肉・乳製品……他） ②TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加した場合、町の農業に及ぼす影響は ③町の対策は
		6. 一般職員の給与について	①ここ数年の給与削減をどのように考えているか ②給与を上げる対策はないのか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		7. 入札制度について	<p>【中部小学校設計業務委託の低入札を問う】</p> <p>①業者はどのような基準で選定したのか</p> <p>②低入札で考えられる事業の影響は</p> <p>③対策は打ってあるのか</p> <p>④設計業務でのプロポーザル導入の考えはないか</p> <p>⑤解決策として入札制度の見直し、現行体制では職員が不足していないか</p>
12	芝 和長 (P217～)	1. 9月26日実施の町長選挙について	<p>【町長選挙の結果について】</p> <p>①絶対的の信任を得たと思うか</p> <p>②棄権者数12,147人、反対者数6,765人についてどう考えるか</p> <p>【町長選挙宣伝文書の中に有権者に配布された「怪文書」について】</p> <p>③事前に承知していたか</p> <p>④この文書作成者から事前に調整又は作成配布の報告は受けたか</p> <p>⑤人権を侵害する行為と思わないか</p>
		2. 人権教育啓発行政について	<p>【人権を尊重する社会づくりについて】</p> <p>①その基本理念は</p> <p>②教育及び啓発の成果をどう受けとめているか</p> <p>③町長選挙時に、人権を侵害するような「怪文書」が町民に配られたが、町は菊陽町人権教育啓発基本計画に基づき啓発活動をしているがその成果について問う</p> <p>④町の行政の長を選ぶ選挙時に、理念と相反するような事案が起きていることについて、町長としての責任感はないのか</p>
13	酒井 良一 (P225～)	1. 行財政改革について	<p>①平成18年度から5年間を（集中改革期間）と定めてあるがその進捗状況は</p> <p>②歳入歳出に対してどれだけの効果があったのか</p> <p>③削減の内訳を具体的に</p> <p>④各種補助金等を見直し整理合理化すべきではないか</p> <p>⑤節区分の負担金を精査し、経費の削減を図る必要はないか</p>

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成22年12月6日（月）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成22年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成22年12月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第44号から諮問第1号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 決算審査報告

日程第8 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 坂本秀則君

2番 北山正樹君

3番 石原武義君

4番 甲斐榮治君

5番 芝和長君

6番 岩下和高君

7番 佐藤竜巳君

8番 大塚昇君

9番 福島知雄君

10番 川俣鐵也君

11番 吉本堅君

12番 小林久美子君

13番 酒井良一君

14番 上田茂政君

15番 梅田清明君

16番 鍋島有志男君

17番 永野輝全君

18番 吉村豊明君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

14番 上田茂政君

15番 梅田清明君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君

教育委員長 三島誠一君

教 育 長 赤峰洋次君

教育次長 水上孝親君

総務部長 大川育男君

福祉生活部長 眞鍋清也君

産業建設部長 服部貞夫君

会計管理者兼
会計課長 吉岡典次君

総務課長 阪本修一君

総合政策課長 松本東亞君

財政課長 實取初雄君

税務課長 廣野豊徳君

人権教育・
啓発課長 堀川俊幸君

福祉課長 渡邊幸伸君

健康・保険課長 宮 本 義 雄 君
町 民 課 長 堀 川 正 信 君
農 政 課 長 荒 木 一 雄 君
都市計画課長 坂 本 恭 一 君
商工振興課長 平 野 誠 也 君
図 書 館 長 堀 行 徳 君
生涯学習課長 佐 藤 清 孝 君
菊陽町代表
監 査 委 員 中 原 輝 男 君

環境生活課長 吉 野 邦 宏 君
武蔵ヶ丘支所長 村 田 保 孝 君
建 設 課 長 松 村 孝 雄 君
下 水 道 課 長 山 崎 謙 三 君
総務課長補佐
兼庶務法制係長 服 部 誠 也 君
学 務 課 長 松 本 洋 昭 君
農業委員会事務局長 志 垣 敏 夫 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪 本 健 治 君
書 記 山 川 真喜子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから平成22年第4回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、14番上田茂政君、15番梅田清明君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、去る11月29日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を12月24日まで19日間と諮問することに決定いたしました。

会期日程につきましては、別紙のとおりとしたいと思います。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月24日まで19日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から12月24日まで19日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般、議員派遣を行いました研修概要については、別紙配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配りましたとおりであります。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（8月、9月、10月分）の結果報告は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、先般全国町村議会議長全国大会が11月17日にNHKホールで開催されました。大会内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に、今回受理した陳情第22号は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。

なお、その他の陳情、要望については、配付のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（吉村豊明君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、本日から24日までの19日間にわたり、平成22年第4回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、ご多用の中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

今年も余すところ1カ月足らずとなりましたが、これから寒さも厳しくなってくると思われるので、議員各位におかれましても健康管理には十分気をつけていただきたいと思いますところであります。

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、去る12月1日、全国の町村長など約1,500名の参加のもと、東京都のNHKホールで開催されました全国町村長大会についてご報告いたします。

平成の合併によりまして、2,562あった町村は平成22年3月31日現在で941にまで減少し、その中の約半数は過疎町村となっているような状況であります。

さて、今大会において全会一致で決議されました内容は、1つ、実効ある経済・雇用対策を強力に推進すること。1つ、真の地域主権改革を強力に推進すること。1つ、交付税率を引き上げるとともに、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元、増額すること。1つ、一括交付金は、地方の自主性を高め、財政力の弱い自治体に配慮した制度設計とすること。1つ、地球温暖化対策のための税については、二酸化炭素吸収源として重要な機能を有する森林の整備、保全等に果たす町村の役割を踏まえ、一定の地方税財源化を図ること。1つ、戸別所得補償直接支払いは、農林漁業の経営安定と食料・木材自給率向上の整合性並びに財源確保に留意して実施すること。1つ、子ども手当に係る必要な経費については、全額国庫負担とすること。1つ、国民皆保険を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編、統合を推進し、医療保険制度の一本化を図ること。1つ、市町村の強制合併につながる道州制は導入しないこと。

以上の9項目が決議されるとともに、TPP（環太平洋経済連携協定）に関する特別決議として、政府に対しTPP反対を明確に表明することが決議されたところであります。

次に、くまもと夢トークin菊池についてであります。蒲島知事が県内各地域で地域おこし等に夢を持って活動に取り組んでいる方々を訪問し、その活動内容や意見等をじかに聞き、今後の県政に生かすとともに、知事の考えを伝えることを目的としたくまもと夢トークが、12月1日、本町で実施されました。鼻ぐり井手を視察され、菊陽町文化財ボランティアガイドの会

の矢野誠也会長より説明を受けられましたが、知事は、こんなに大きくて役立つものとは知らず、感銘を受けたということでありました。その後、南部町民センターに移動されて、菊陽町文化財ボランティアガイドの会、肥後瀬田人の会、菊池まちづくり千年の風、きらり水源村、すみっこの台所の5つの地域づくりの代表の皆様と、住民組織によるまちおこし活動や魅力ある地域づくりについて意見交換が行われました。

本町の文化財ボランティアガイドの会の矢野誠也会長から鼻ぐり井手を熊本県の文化財に指定いただきたいとの要望に対し、関係部署に伝えると知事のほうから返事をされまして、翌日早速県の文化課から生涯学習課に文化財指定の意向についての問い合わせがあったところであり、今後、県の担当課と相談をしながら、県文化財の指定に向けた努力をしていきたいと考えております。

次に、花立、向陽台の住居表示についてであります。住居表示事業につきましては、平成19年度から取り組んでいますが、本年3月1日に武蔵ヶ丘北の住居表示を実施したところでございます。本年度は、沖畑、杉ノ本を除く花立区と向陽台区で事業に取り組んでおりまして、地元区長と区民代表で組織します町会町名検討委員会から提案されました「花立」及び「向陽台」という町名を、去る11月8日に開催しました住居表示審議会に諮問しましたところ、同審議会から原案のとおりするという答申をいただいたところであります。そこで、11月10日から12月10日までの30日間、住居表示に関する法律の規定によりまして、町会町名案の告示を行っているところであります。この告示期間中に異議申し立てがなければ、この町会町名案を本定例会の追加議案として提案する予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、国勢調査についてであります。5年ごとに行われます国勢調査が去る10月1日現在で行われました。議員の皆様を初め多くの町民の皆様が国勢調査にご協力いただきましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

現在、町職員で調査票の点検作業を実施しておりますが、今回の調査は、封入による提出となり、しかもそのままポストに投函することが可能になりましたので、調査票の未記入も多く、点検作業に大変苦勞しているような状況であります。来年1月には調査結果を県に報告しなければなりません、今回の調査では人口が3万7,000人に達するのではないかと想定しているところであります。

次に、ねんりんピック2011熊本ウォークラリー交流大会 in 菊陽リハーサル大会について報告いたします。

去る10月17日日曜日に、菊陽杉並木公園ふれあい広場をスタート、ゴールとして、ウォークラリー交流大会 in 菊陽リハーサル大会を開催いたしました。高齢者の部には18チーム86名、一般参加の部に18チーム70名の参加があり、すがすがしい秋晴れのもと、町内外の多くの皆様方が、約5キロメートルの特設コース「秋の鉄砲小路」を約2時間かけて楽しまれました。高齢者の部の上位入賞チームは、来年10月に開催します本大会での熊本県チームとして推薦する予定であります。

次に、循環型社会への対応についてであります。ごみの資源化と資源リサイクルを進め、持続可能な循環型社会を目指すため、現在燃えるごみに指定されているプラスチック類を来年4月から資源物のプラスチック類に変更し、ほとんどのプラスチック類を資源物として取り扱うように検討を進めております。

プラスチック類の処理方法についても、現在はRPFという固定燃料の原料として、廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収、再利用する処理を行っておりますが、4月から収集したプラスチック類は、もう一度プラスチック製品をつくるための原料として使用していく処理方法を加えて、循環型社会の形成に努めていきたいと考えております。

このプラスチック類の分別方法の見直しが決まりましたら、広報やチラシを配布して、町民の皆様にお知らせしていきたいと考えておりますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出議案第44号から諮問第1号までを一括議題

○議長（吉村豊明君） 日程第5、町長提出議案第44号から諮問第1号までの17件について一括して議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第6、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、行政報告に続きまして、本定例会に提案しております付議事件について、その提案理由を申し上げます。

付議事件は17件であります。その内訳は、議案7件、認定8件、同意1件、諮問1件についてご審議をお願いするものでございます。

付議事件の順に申し上げます。

議案第44号は、菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、子ども医療費の助成対象者の上限、12歳を15歳に引き上げ、子育て支援の充実を図るものでございます。

議案第45号は、平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億303万円を追加し、歳入歳出予

算の総額を115億333万3,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものとしましては、町税を5億2,826万3,000円、国庫支出金を3,352万7,000円、諸収入を1,925万7,000円それぞれ増額し、町債を2,060万円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものとしましては、民生費を5,857万4,000円、衛生費を5,434万9,000円、土木費を1億8,454万4,000円、教育費を2,578万3,000円、公債費を3,226万9,000円、予備費を5,057万円それぞれ増額するものであります。

議案第46号は、平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,508万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,049万3,000円と定めるものでございます。

歳入は、国庫支出金を22万8,000円、県支出金を22万8,000円、共同事業交付金を2,373万5,000円、繰入金を89万円それぞれ増額するものでございます。

歳出は、総務費を89万円、保険給付費を464万2,000円、保険事業費を13万7,000円、諸支出金を2,545万円、予備費を219万3,000円それぞれ増額し、共同事業拠出金を823万1,000円減額するものでございます。

議案第47号は、平成22年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億1,596万9,000円と定めるものでございます。

歳入は、一般会計からの繰入金を12万6,000円増額するものでございます。

歳出は、総務費を12万6,000円増額し、保険給付費の介護サービス等諸費を413万円減額し、高額介護サービス等費を413万円増額するものでございます。

議案第48号は、平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ642万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,152万9,000円と定めるものでございます。

歳入は、繰越金を614万5,000円、諸収入を27万9,000円増額するものであります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金を619万5,000円、諸支出金を22万9,000円増額するものでございます。

議案第49号は、指定管理者の指定についてでございます。

菊陽町総合交流ターミナル及び菊陽町ふれあい農園の指定管理者の指定期間が平成23年3月31日をもって満了しますので、引き続き有限会社さんふれあを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第50号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、道明小山線及び北沖野3号線を新たに町道として認定するものであります。



認定第2号から第9号までは、平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び7つの特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を添えて、同法96条第1項の規定により議会の認定を求めるものであります。

同意第4号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在の固定資産評価審査委員会委員の吉岡光憲様及び西塔正弘様の任期が平成22年12月18日をもって満了しますので、引き続きお二人を委員に再任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

現在の人権擁護委員の改世順子様、江藤由紀子様、片山修一様、紫藤英二様の4名の任期が平成23年3月31日をもって満了しますので、引き続き4名の皆様を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 決算審査報告

○議長（吉村豊明君） 日程第7、認定第2号から認定第9号まで、8件を一括議題とします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員中原輝男君。

○菊陽町代表監査委員（中原輝男君） おはようございます。監査委員の中原でございます。

私のほうから、平成21年度の決算審査の結果について報告をさせていただきますが、皆様のお手元には21年度の決算審査意見書が配付されていると思いますので、それに基づき、説明をさせていただきますと思います。

本報告書は、地方自治法233条第2項の規定に基づきまして、1ページあけていただきますと、第1の審査の概要というのが書いてありますが、これに書いてありますように、(1)の一般会計を初めといたしまして2から8の7特別会計の歳入歳出決算と、それから9の財産に関する調書、それから10の基金運用状況調書を審査対象といたしております。これにつきまして、一応酒井監査委員ともども、2のほうに書いてありますけども、審査実施の期日の日程で本庁役場監査室にて審査を行い、その結果を取りまとめてあります。

審査の方法につきましては、2ページの1のところに審査の方法というのがありますが、そこに記載しておりますとおり、町長のほうから送付されました平成21年度の各会計決算書や決算事項明細書など調査に関する関係書類について計数の確認を行うと同時に、会計課保管の諸書類、それから各課の担当職員からの提出書類、さらには必要に応じての説明を受けま

して、予算の執行や会計処理が適正で合理的に行われているかを審査しております。

なお、この報告書につきましては、表のほうは円単位となっておりますけど、本文の金額は、わかりづらいという声もございましたので、一応千円単位で表示してあります。

また、2の決算の概要につきましては、歳入歳出の詳細説明が後日決算の審議が行われます各常任委員会などでなされると聞いておりますので、本日は主要な点を中心に報告させていただきたいと思っております。

まず、一般会計についてでございますが、2ページです。表1に示すとおり、前年度に比べますと、歳入歳出額とも増額になっておりますけれども、当該年度の歳入歳出の差し引き額も7億5,804万1,000円となっておりますし、翌年度への繰越額2億3,976万8,000円を差し引いた実質の収支額も5億1,827万3,000円というふうに黒字になっております。

それからまた、この5カ年間の推移について見てみますと、各年度ごとに増減は多少ありますが、いずれの年度も黒字の収支でありますし、大体歳入歳出のこの5カ年間の実質収入の平均額を見てみますと、約4億9,000万円ほどの黒字となっております。したがって、一般会計については収支バランスがとれた健全状態にあるというふうに認めております。

それから次に、特別会計についてですが、特別会計のほうは、ちょっと飛びますけれども、9ページから20ページにかけて、7つの特別会計の決算概要を述べております。ごらんになるとおわかりになると思いますけれども、いずれの特別会計も実質収支額はすべて黒字になっております。

この7特別会計を合計いたしました収入済額は71億2,362万1,000円、支出済額は70億337万2,000円で、その差額は1億2,024万8,000円となっておりますので、こちらのほうも総括的には収支バランスのとれた健全な財政運営がなされているというふうに認めております。

なお、各会計での決算概要に関する詳細な事項につきましては、ちょっと時間の都合もございますので、説明はここでは省かせていただきますけれども、各会計の審査に基づく包括的な審査の結果につきましては、21ページ、次から次へ飛びますけれども、のほうに、審査結果というような形で取りまとめております。したがって、そちらのほうで内容を説明させていただきたいと思っております。

それでは、ちょっと21ページの審査の結果をごらんいただきたいと思います。

まず、1番目ですが、決算審査に付されました平成21年度菊陽町一般会計を初めとした各特別会計歳入歳出決算書などの決算審査関係調書につきましては、地方自治法及び同法の施行令、施行規則、これに定められてます規定に従い、作成されておりました。また、歳入歳出決算額、現金保管高、基金現在高などについても審査、照合した結果、すべて正確であることを確認しております。

また、予算執行事務、財産管理についても、適法、適正に処理されておりました。

なお、決算審査の内容や予算執行での効果、効率性につきましては、必要に応じて担当職員の方々とともに今後の処理などについて協議し、検討させていただいている点もございます。

2番目ですけれども、まず一般会計の関連事項について説明したいと思いますが、一般会計の歳入決算の収入率は、調定額に対して96.59%で、そのうち町税の徴収率は94.22%となっております。これは、一応差し押さえとか交付請求、分納措置など、国民健康保険税も含めまして諸税の徴収向上対策がなされたことによるもので、今後とも税の公平性と歳入確保による行政運営に支障がないよう、引き続き努力をお願いしたいと思っております。

それから、3番目ですが、町税の不納欠損額については、前年度に比べて1,273万8,000円ほど減となっておりますが、これは前年度の滞納処分強化の効果があらわれているというふうに思われます。

これにつきましては、引き続き十分な調査を行い、適正な法的処分を含め、努力していただきたいと思っております。

それから、4番目、それから分担金及び負担金の収入未済額が663万7,000円と不納欠損額17万8,000円の内容につきましては、児童福祉負担金、一般的に保育料になっております。この保育料につきましては、その納付者等の公平性や歳入確保の観点からも徹底した徴収に努めていただきたいというふうに思います。

それから、5番目の使用料及び手数料では、町営住宅使用料の収入未済額が823万3,000円となっております。これは、前年度の664万9,000円に比べ、158万4,000円の増となっております。収入未済額は年々増加傾向を示しており、滞納整理については、実態把握についての十分な調査と処分について、さらなる努力をお願いしたいと思っております。

それから、6番目ですが、一般会計の繰越明許費につきましては、14事業で6億3,755万円となっております。その法的事務手続は適正に行われておりますが、これにつきましては、国による追加経済対策の実施時期に起因する執行時期のおくれなど、やむを得ないと思われる面もありますけれども、予算の効率的な執行の観点から、極力繰り越しが出ないように、予算の精査と計画的執行をお願いしたいと思っております。

それから、7番目に、特別会計関連について説明したいと思います。

まず、国民健康保険特別会計についてですが、保険税の収入未済額は2億6,284万2,000円で、その徴収努力もあり、対前年比に比べますと840万5,000円減となっておりますし、不納欠損額についても、1,793万5,000円で252万7,000円の減となっています。

ただ、5カ年間の過年度の保険税徴収率の推移を見てみますと、ごらんのとおり、70%台前半で推移しておりますし、これらを財源とする、逆に保険の給付費は20億2,405万8,000円と、前年度18億9,248万4,000円より1億3,157万4,000円増加しております。

今後におきましても、高齢化に伴う保険給付金等の増加が懸念されておりますので、国民健康保険運営協議会との連携を図りながら、保険税徴収事務の円滑化と滞納整理の向上を図られると同時に、定期健康診断等の健診向上による早期発見、早期治療の徹底に努めていただきたいというふうに思っております。

それから、8番目の老人保健制度につきましては、これはもうご承知のとおり、平成20年3月末に廃止されておきまして、決算の内容は過年度の診療等に対する清算処理で、その処理は適正に行われておりました。

それから、9番目の後期高齢者医療制度につきましては、現段階におきましても、国のほうでそのあるべき制度につきましていろいろと見直しを検討されておりますが、制度開始2年目で、保険料の収入未済額が既に149万8,000円と前年度より38万3,000円ほどふえておりますし、1人当たりの医療費も増加しております。

ちょっとそこに参考という形で上げておりますけれども、厚生労働省が平成20年度医療給付実態調査を行っております、これを見ますと、各医療保険制度の中でも後期高齢者の医療費は突出しております。本町における後期高齢者の医療費は、この国の1人当たりの医療費85万5,000円の約1.16倍となっております。したがって、この収入未済額の減少はもちろんのこと、高齢者の健康保持、さらには医療の重複受診回避等による効率的な提供など、今後とも適正な運営が推進されるよう努めていただきたいというふうに思っております。

それから、介護保険特別会計につきましても、歳出の92.92%を占める保険給付費が14億9,011万5,000円で、前年度の13億9,700万6,000円より9,310万9,000円増加しており、これも年ごとに増加しております。

また、介護保険の不納欠損額は昨年並みではございますが、収入未済額については1,006万5,000円と、前年度の873万7,000円より132万8,000円増加しております。したがって、こちらのほうについても、今後とも高齢者医療同様、なお一層の歳入の確保の努力を期待したいというふうに思っております。

それから、11番目の下水道特別会計の決算についてですが、歳入については、使用料で664万6,000円、受益者負担金で417万円が収入未済となっておりますし、不納欠損額も86万1,000円となっております。この付近につきましては、今後も水道料金徴収事務との調整を図りながら、運営に支障がないよう努めていただきたいというふうに思っております。

なお、下水道につきましては、現在平成21年度末で、その普及率が96.5%、それから水洗化率が93.4%で、業務のメインは維持管理業務になっておりますが、下水道施設は昭和28年度の着手より既に27年間が経過しております。したがって、近い将来には老朽化による工賃にも備える必要がございますし、耐震化のことも考えなければいけないという状況になると思えます。

したがって、現在の段階から維持修繕のデータにつきましては、その保存と分析を行った合理的な更新方法や、あるいは施設整備の耐震化あるいは農業集落排水も含めた合理的運営が検討されることを期待したいというふうに思っております。

それから、12番の農業集落排水特別会計につきましては、現在下水道会計と連携調整された運営がなされておりますけれども、決算につきましては、財務上のことにつきましては適正に処理されているというふうに認めております。

それから、13番目の土地取得特別会計につきましては、平成21年度には特別会計による新たな用地取得などは行われておりませんし、その会計処理も適正に処理されておりました。

以上が一般会計と特別会計の審査に関する結果でございます。

引き続き、23ページの第4の財産に関する調書と24ページの第5の基金運用状況調書の審査について審査結果を報告させていただきますが、これにつきましては、内容的には大部分が基金積み立ての増減によるもので、意見書に述べているとおりでございます。詳細な説明は割愛させていただきますが、いずれにいたしましても、財産、基金ともに管理運用は設置趣旨に沿った適正な運用がなされているというふうに認めております。

それから、次の26ページをあけていただきたいと思います。第6の本町の財政構造と財政指数についてちょっと説明をさせていただきます。

まず、財政構造についてですが、その歳入構成を見ると、表38に示すとおり、普通会計ベースで自主財源と依存財源の比率は65.3%対34.7%となっており、自主財源の割合が前年に比べると減少しておりますが、これは昨今の景気後退のおくれによる町税の減少によるものというふうに思われますし、他方、依存財源のほうにつきましては、雇用あるいは子ども手当などを初めとする政策的補正により、地方交付税とか、あるいは国庫支出金、県支出金の増額によるところが大きいものと思われます。

また、ちょっと4ページの表の3にも同じような、自主財源と依存財源というのが書いてありますし、こちらのほうでも表の38に自主財源と依存財源というのが書いてありますが、多少お金が違います。これは、財務会計上の整理の上で、普通会計歳入ベースでは、こちらの26ページのほうは土地取得特別会計の費目が一部含まれていることによるものでございます。それでご了承いただきたいと思います。

それから、表39には、普通会計収入における経常収入と臨時的収入との3カ年間の推移を示しておりますが、年度により増減はあるものの、平均的には経常的収入がおおむね70%前半、それから臨時的収入が30%弱というふうになっており、そのうち使途が特定されない財源としての経常一般財源などは経常収支の9割を占めております。

次に、歳出の構成を、次27ページになると思いますが、普通会計の性質別歳出決算額で集計してみると、27ページの表40のように、2カ年平均では歳出額の約38%が義務的経費、それから約16%が投資的経費で、残りの約46%がその他の経費となっており、これらに充当された経常的一般財源はおおむね60%台だというふうになっております。

このような歳入歳出にある財政構造に対する本町の財政力や財政構造の弾力性を示す主要財政指標を年度別に見たのが28ページの表41になります。これを見る限り、本町の財政力指数や標準財政規模は順調に伸びておりますし、好ましい傾向で推移しているというふうに認められますけれども、財政の弾力性を示す経常収支比率、それから公債費比率、これは望ましいと、下のほうにちょっとその説明が書いてありますけれども、そこを見ていただくとわかると思いますが、望ましいとされる値を超えております。したがって、財政の硬直化傾向が見られ始

めているということがございますので、多少懸念される状況にあるのではないかというふうには思っております。

以上、これまで決算審査を取りまとめましたことにつきまして述べましたが、29ページに第7で審査意見ということを書かせていただいております。審査意見の上段のほうに、三位一体改革に始まり、リーマン・ショックとか政権交代と、こういう社会背景のもと、平成21年度の決算は、第4期の菊陽町総合計画実現のため、第3次菊陽町行政改革大綱の改正ポイントを踏まえながら、重点的な予算編成がなされ、その執行面では、制度上の課題もありましたけれども、各事業とも総括的には効率、効果的な執行が行われ、当初計画はおおむね達成しているというふうに認められます。

ただ、一般会計においては、平成20、21年度の年度ごとの収支は黒字にはなっておりますけれども、年度間の歳入歳出差し引き額の差は6,245万2,000円の減となっており、その黒字の幅が縮小しております。したがって、この付近につきましては、毎年度このような状況が継続しないよう留意しておくことが必要ではないかというふうに思っております。

それからまた、歳入につきましては、不納欠損額は、一般会計、特別会計とも対前年度比に比べ減少しておりますけれども、収入未済額については、一般会計の町税では、徴収向上対策の努力もありまして、減少しておりますが、他方、分担金及び負担金、それから使用料及び手数料、それから諸収入のほうでは、未済額はトータルとして増加しております。

また、特別会計の国民保険税については、その収納率は、現年分と繰越分合わせて72.38%と低く、その収入未済額も2億6,307万5,000円と高どまりの状況にあります。また、他方、介護保険とか、先ほど申しましたように、後期高齢者医療給付費額は増額しております。したがって、厳しい財政状況にあって、町の債権である町税、それから国民保険税、負担金及び使用料などは、これが納付期限までに納められず滞納されるということは、行政運営に圧迫があるだけではなくて、公金負担の原則からも、その削減対策は喫緊の課題であり、適正な法的対応も含め、納税対策等の一層の強化を図っていただきたいというふうに思います。

次に、歳出についてですが、先ほど説明したとおり、本町の財政力は、県内市町村の中でも高い財政力を示しておりますが、財政の弾力性を示す経常収支比率や公債費比率には、先ほど申しましたとおり、懸念される状況があります。これは、今日の社会的背景に起因する面も多いかと思いますが、基幹財源の町税を初めとする自主財源比率の減少も見られますので、極力財政の硬直化を招かないよう、中・長期的な地域経済活性化対策も図りながら、安定財源の涵養に努めていただきたいというふうに思います。

それからまた、繰越額が、一般会計、特別会計合わせ6億4,738万4,000円というふうになっておりまして、また不用額が6億734万4,000円となっておりますが、これは業務の実態上やむを得ないという、制度上には先ほど申しました面もありますが、行政運営の効率的な運営を行っていくという観点から見ますと、なお一層の業務の実態の把握と、それからその分析を行いまして、精度の高い予算編成と効果的な予算の執行に努めるということをお願いしたいという

ふうに思います。

では、最後にまとめに入らせていただきますが、昨今の報道でご存じのとおり、国のほうにおいては、ねじれ国会とか、あるいは円高による日本経済の先行き不透明感など、地方に対する影響もいろいろな面で出てくるものと思われま。

幸いにも、9月に報告させていただきましたけれども、財政健全化法による本町の財政は健全化の段階にあります。その財務の弾力性を示す指標では懸念される値も出ております。したがって、本町においては、第3次行政改革大綱のもと、外部評価委員による行政評価を受け、客観性と効率性を確保した住民との協働による簡潔で効率的な行政運営に努めておられますけれども、今後においては、長期化する景気低迷による地方税の減収や地域主権で不可欠な一括交付金の動向には不透明なものも多くあります。

したがって、一方では、本町においても、保健福祉事業を初めとして、企業誘致、学校耐震改修、道路・下水・土地区画整理事業などの継続的事業や、多目的グラウンドとそれに併設される複合施設、さらには新規の道路事業なども予定されるというふう聞いております。

そういうこともありまして、その付近につきましては、将来の世代に過度の負担を残すことなく、真に必要なサービスが安定的に供給できるよう行政運営が行われることをお願いいたします。

以上、長時間になりましたけれども、決算審査に係る監査委員の意見とさせていただきますというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算審査の結果説明、大変ご苦労さまでございました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時52分

再開 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 研修報告

○議長（吉村豊明君） 日程第8、これより閉会中の特定事件、所管事務調査として、議会運営委員会、議会広報特別委員会で研修されました件につきまして、それぞれ委員長から報告をお願いします。

まず初めに、議会運営委員長梅田清明君。

○議会運営委員長（梅田清明君） それでは、議会運営委員会の研修報告をさせていただきます。

去る10月26日から28日までの2泊3日の行程で、佐賀県基山町と長崎県対馬市の視察研修を

行いましたので、その概要を報告いたします。

まず、10月26日、佐賀県基山町を研修しました。

基山町からは、町長、議長ほか議運の委員3人及び事務局職員の2人の参加をいただきました。

基山町は、人口が1万7,873人で、本町の約半分の人口で、面積は22.12平方キロメートル、議員数は本町より4人少なく、14人と定めてありました。また、基山町は、鳥栖市や福岡県筑紫野市、小郡市に隣接しており、九州自動車道の鳥栖インターの近くで、佐賀県の東の玄関口となっている町でございました。

議会運営につきましては、一般質問の順位は、本町は提出時にくじを引き質問の順番を決めておりますが、基山町は、改選後に質問の順位を決めておき、質問の有無にかかわらず、1番の人は次回は最後に繰り下がる順送りの方式をとられており、質問の順位が公平になるように決めてありました。また、一般質問の時間は、答弁を含め、本町より10分長い70分とされており、質問回数の制限は設けてなくて、時間内であれば何回でも質問ができるような運営方法をとっておられました。

議員報酬は、本町より約1万円高く、費用弁償は2,300円で、人事案件についてはすべて投票による表決を通例とされ、討論は通告制で、各常任委員の任期は4年とされておりました。

昨年度中の傍聴者数につきましては、本町よりも30人ほど多く、255の方が傍聴にお願いしておられました。

各種委員会等への議員の就任については、法令で定めるある委員には就任するが、町の条例や規則、綱領に定めある各種委員会の委員については、条例や規則等を改正し、任期満了後に就任しないことを議長名で町長あてに文書で申し入れが今年の8月にされておりました。

また、今年の6月に、各委員会から2人ずつ選出し、6人の構成で議会改革特別委員会を立ち上げ、各議員から検討すべきテーマを書面で提出いただき、その中から絞り込みを行い、テーマごとに調査研究していく方向で現在進められている状況でございました。

このように、基山町は積極的に議会活動がなされているなど感じたところでございます。

次に、10月28日、長崎県対馬市を研修いたしました。

対馬市からは、事務局から参加をいただきました。

対馬市は、平成16年3月に6つの町が合併し対馬市が誕生しております。対馬市を車で走っておりますと、農地はわずかししか見当たらず、山林が面積の約90%を占め、原始林が残る自然豊かなすばらしい島でございました。また、韓国の釜山までわずか49.5キロの距離で、島全体が国境を接するところであり、外国と結ぶ海の駅的な存在でございました。面積は708.82平方キロメートルで、菊陽町の約20倍の面積であり、人口は3万5,624人で、菊陽町より若干少ない人口でありました。主な産業は、日本海を漁場の中心とするイカ釣り漁業が主で、山ではシイタケ栽培等も行われておりました。

島民の悩みとして、ガソリン代が1リットル当たり40円ほど高いのと、海外で不法投棄され



たペットボトルや発泡スチロール、時には冷蔵庫等が海岸に流れてきており、これらの回収作業を日韓のボランティアや漁業組合などをお願いしているが、かなりの回収費用がかかる点が、悩ましいとのことでした。

また、対馬市に外国人登録されてる方は、韓国人が67人、フィリピン人が40人、その他の国を合わせ119人の方が外国人登録をされております。

観光客の状況は、平成21年度で毎月約3,900人が訪れておりますが、そのうち約96%が韓国からの観光客で、日本から訪れる人は月100人程度でございました。

議会事務局の話では、新聞報道等にあるような、韓国人たちが対馬の土地を買いあさっているというような感はなく、特に危機感を持っていないというお話でした。

議会運営につきましては、議員定数が20人で、党派別では、公明党が1人、他は無所属の構成でありました。

一般質問の通告の締め切りについては、議運開催の3日前までとされており、発言の順序は通告順で、質問時間は答弁を含めて50分以内とされておりましたが、対馬市も基山町と同じく、質問の回数制限はなく、時間内であれば何回でも質問ができるような形をとってありました。

なお、一般質問は、通告内容を一括して質問し、執行部から一括答弁を受けた後、一問一答とされておりました。

費用弁償につきましては、日当制を廃止し、交通費の実費支給、議員報酬は菊陽町より4万円ほど高い額で、政務調査費が月額1万円支給されておりました。

各常任委員会の選出方法につきましては、議員から希望をとり、希望が多い場合は調整して選任する方法がとられておりました。

議会だよりについては発行されておらず、約73億円かけて、島内全域にケーブルテレビが網羅され、それで本会議の状況を録画で見られるように期間を定めて放映されている状況でございました。

以上で研修報告を終わりますが、議会運営のあり方については、それぞれの市や町で運営方法が異なる点かなりありますので、本町においても、他の市町村の運営方法を取り入れるべき点があれば取り入れるなどして議会運営がスムーズにいきますよう努力していきたいと思っておりますので、執行部はもとより、議員各位のご協力をよろしく願いいたしまして、議会運営委員会の研修報告とさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 議会運営委員長の報告を終わります。

次に、議会広報特別委員会委員長永野輝全君。

○議会広報特別委員長（永野輝全君） おはようございます。ちょっと風邪がみみですので、聞こえにくいかもしれませんが、お許しのほどをお願いします。

広報委員会のほうは、11月4日、福岡県の香春町、「香り」に「春」と書いて「カワラ」と読むんだそうですが、私も初めて行きて、ここの研修をいたしました。

たまたま宮崎県の木城町、ほぼ宮崎県の中央にある山間地のようですけれども、人口約5,000強、予算は一般会計が37億円余りのようですけれども、地方交付税が交付してない不交付団体、宮崎県でも唯一だそうです、これは九電の発電所があるという関係からのようですが、そこの広報委員会と一緒にこの香春町を訪問して研修をいたしました。

香春町のほうでは、加治町長を初め議長、それから広報委員が6名、書記が2名、計11名の氣勢で出迎えをいただきました。

町長のあいさつがまずありまして、本町は、地形的にここも山間地でありまして、田川市に隣接した面積が44.56平方キロ、人口が1万2,700、世帯数が5,600余りで、自然豊かなところであります。

古くから栄えたところのようで、いわゆる都から太宰府に向かう要所として知られていたんだそうですけれども、幹道が通って、宿場町として栄えたようです。現在でも、北九州市あるいは行橋、飯塚、福岡、それぞれの市を結ぶ国道の201号線、もう一つが322号線、これ東のほうへ向かった道があったと思いますが、田川市の玄関口として、交通の重要なかなめとしての地形であります。

昭和31年に3つの村と町が合併して現在の香春町に至っているということですが、約1,300年前、いわゆる香春岳という五、六百メートルのそんな高くない山ですけれども、そこで銅が産出されていて、大陸から高度技術を要するやっぱり集団的な技術者が渡来してきて町の繁栄につながっていったということのようです。奈良の大仏像を初め宇佐神宮の御鏡といいますが、そういうものの製造にこの銅が送られていったというふうに言われておるようです。

その後、約70年間続いた、石灰岩が豊富なところでございましたので、セメントの工場で有名だったようです。太平洋セメントとか日本セメントの会社があったようですが、平成16年まで続いていたようでございます。

現在では、銅の黒ダイヤ、それから石炭も一部あったようでございますけど、田川が主でありますので、銅の黒ダイヤ、それから化粧品の材料になる寒水石と呼んでましたけれども、町長室に飾ってありましたから見せてもらいましたが、議長席でしたか、寒水石、「寒い水の石」と書くんだそうですけども、真っ白の石ですね。これが化粧品の原材料として現在も出荷されているということのようです。この黒ダイヤと白ダイヤで有名であると。

そして、ニホンザルの生息地で有名でもあるようでございまして、ほかに特産品としては、竹、モウソウダケが非常にあちこち見られましたけれども、竹炭、それから竹でつくった酢の液、それから梅、ユズ、カキ、そういうものを特産として出していると。大体そういう町であります。

やや人口が減少しているということを憂いを示しておられました。

町としては、平成10年に、どんな不祥事かわかりませんでしたけど、言葉としては不祥事が発生して、町としても、議会としてもいろいろ改革に取り組んで、現在に至っていると。その

間、情報公開条例とか、あるいは政治倫理の条例、広報紙を発行するというふうな取り組み、それから環境基本法の制定、平成15年度には浄化槽の整備に、いわゆるPFI、民間資金を活用した工法を用いて整備をしたという説明でありました。昨年度は、道の駅のかわらというものをオープンさせたということでもあります。

さて、議会の研修のほうに入りますけれども、先ほど言いましたように、平成11年に創刊されて、現在45号までということですが、議会の公明性、活動の報告をするということからスタートしたということのようでございます。

定例会ごとに年4回。委員会は、今年の4月から今まで特別委員会だったのを常任委員会に設置したということが新しいところのようでございます。これは、全国の広報研修の折に、講師の方々がそれぞれ、広報委員会も特別委員会じゃなくて常任委員会に設置すべきじゃないかという推奨もあったようございますが、そういうことで今年の4月から、3つの常任委員会がありますけれども、総務、産業建設、厚生、この3つの常任委員会にプラスして、広報委員会も常任委員会とするということでありました。

ちなみに、一般質問の扱いですけれども、これにつきましては、60分の持ち時間の中に、答弁も含めての時間帯ですが、今まで質問を1問につき3回としていたものを、今年の6月議会からこれを制限なしにすると。ただし、質問の持ち時間を30分以内とするということの制限をつけてあるようございます。それによっていろいろ深く質問できるということで好評であったようございます。

それからあと、発行部数とか発行方法とかということのうちとほとんど変わりませんでしたので、そういうことは省きますけれども、やはり編集委員の役割と権限、これについては非常に厳しくやっておられまして、いわゆる私たちもたびたびお願いしておりますように、自分たちの質問の項目は短くまとめて質問を表現し、答弁の内容をできるだけ詳しく表現すると。そして、答弁のところの小見出しをつける努力をするということは共通しておっしゃったようございます。

非常にシンプルな感じを受ける広報紙のようです。見本をもらってきてますので、お暇なときは私のところに見に来ていただきたいというふうに思いますけれども、そういうふうに努力されておられます。もちろん広報委員会のほうですべて編集をしているということでもあります。

うちの委員から質問がありまして、任期が2年交代というふうになっておりますが、この香春町のほうは、私ところは4年になってるということで議論が出てきましたが、委員になり手がありますかという質問に対しては、非常に困ったような表情をしておられましたけれども。うちの委員からは、非常に積極的に、立候補して積極的に出てるという話も出たりして、大丈夫かなと思いつながら聞いておりましたけれども、これはうちの今までの4年間の実績が示した発言だったろうというふうに思います。高く評価をしたいというふうに思います。

来年また改選がありますけれども、再選されたら恐らく有言実行で立候補されるんじゃない

かということを期待して、報告を終わりたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 議会広報委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時23分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成22年12月7日（火）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成22年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成22年12月7日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 認定第2号 平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第2 認定第3号 平成21年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第3 認定第4号 平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4 認定第5号 平成21年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5 認定第6号 平成21年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6 認定第7号 平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7 認定第8号 平成21年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8 認定第9号 平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

(委員会付託)

日程第9 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 坂本秀則君 | 2番 | 北山正樹君 |
| 3番 | 石原武義君 | 4番 | 甲斐榮治君 |
| 5番 | 芝和長君 | 6番 | 岩下和高君 |
| 7番 | 佐藤竜巳君 | 8番 | 大塚昇君 |
| 9番 | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君 |
| 11番 | 吉本堅君 | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君 |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 14番 | 上田茂政君 | 15番 | 梅田清明君 |
|-----|-------|-----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|----------------|-------|
| 町 長 | 後藤三雄君 | 教育委員長 | 三島誠一君 |
| 教 育 長 | 赤峰洋次君 | 教育次長 | 水上孝親君 |
| 総務部長 | 大川育男君 | 福祉生活部長 | 眞鍋清也君 |
| 産業建設部長 | 服部貞夫君 | 会計管理者兼
会計課長 | 吉岡典次君 |

総務課長 阪本修一君
 財政課長 實取初雄君
 人権教育・
 啓発課長 堀川俊幸君
 健康・保険課長 宮本義雄君
 町民課長 堀川正信君
 農政課長 荒木一雄君
 都市計画課長 坂本恭一君
 商工振興課長 平野誠也君
 図書館長 堀行徳君
 生涯学習課長 佐藤清孝君
 菊陽町代表
 監査委員 中原輝男君

総合政策課長 松本東亞君
 税務課長 廣野豊徳君
 福祉課長 渡邊幸伸君
 環境生活課長 吉野邦宏君
 武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君
 建設課長 松村孝雄君
 下水道課長 山崎謙三君
 総務課長補佐
 兼庶務法制係長 服部誠也君
 学務課長 松本洋昭君
 農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君
 書 記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

これより平成21年度決算認定の件について各課長に説明を求めますが、この決算については、この後各委員会に付託を予定しておりますので、質疑につきましては総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 認定第2号 平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、認定第2号平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

それでは、認定第2号の平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本件につきましては、昨日代表監査委員から決算審査報告がなされ、また議長が先ほど申されましたように、各委員会に付託される予定となっておりますので、詳細につきましては、その際各担当課長から説明することとしております。

決算書をごらんください。

表紙をめくっていただきますと、目次をつけております。まず、歳入歳出決算書を1ページから10ページに掲載し、そしてその決算の認定をいただくための資料として事項別明細書を12ページから226ページに掲載し、最後に227ページのほうに実質収支に関する調書をおつけしております。

さらに、今回は、別途資料といたしまして、款ごとの主要な施策の成果、財産に関する調書及び基金運用状況調書、決算額の前年度との比較表を平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算参考資料として配付したところでございます。

そこで、私のほうでは、歳入歳出の款項の区分ごとの主なものにつきまして、収入または支出済額の前年度との比較を中心にご説明申し上げますので、決算書と、それから別途配付しました平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算参考資料をあわせてごらんください。

なお、ご質問に対しましては、担当課長等からお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、決算書の10ページをお開き願います。

全体でございますけれども、歳入総額が115億9,844万1,733円に対しまして、歳出総額が108億4,040万581円でありまして、差し引き残額が7億5,804万1,152円となっております。

1 ページ及び2 ページにお戻りいただき、参考資料のほうは、同じく1 ページから2 ページをお開き願います。

歳入でございますが、款項ごとの予算現額及び調定額につきましては省略させていただき、収入済額についてご説明させていただきます。

また、町税の徴収率、不納欠損額及び収入未済額につきましては、代表監査委員からの報告があり、決算審査意見書にありましたので、省略させていただきます。

まず、款の1 町税は、59億5,420万6,628円で、前年度から881万2,142円の0.1%の減となっており、歳入総額に占める構成比につきましても、56.8%から51.3%へと5.5%の減となっております。

その中で、項の1 町民税は、19億264万4,886円で、前年度から8,881万1,919円の4.5%の減となっており、そのうち個人町民税が4,220万9,381円の増、法人町民税が1億3,102万1,300円の減となっております。

また、項の2 固定資産税は、37億2,047万7,642円で、前年度から7,793万7,220円の2.1%の増となっており、そのうち土地が5,529万9,470円増の8億1,808万9,313円、家屋が4,021万7,556円減の11億9,643万8,624円、償却資産が6,223万3,806円増の16億6,106万2,005円、交付金は62万1,500円増の4,488万7,700円となっております。

項の3 軽自動車税は、6,676万4,532円で、前年度から304万5,132円の4.8%の増となっております。

項の4 たばこ税は、2億6,431万9,568円で、前年度から98万2,575円の0.4%の減となっております。

次に、款の2 地方譲与税は、1億8,717万1,960円、これは国税として徴収され、都道府県及び市町村に一定の基準をもって譲与されるものでございますが、前年度から622万3,040円の3.2%の減となっており、地方揮発油譲与税が新たに創設されましたが、自動車重量譲与税、地方道路譲与税で減となっております。

次に、款の6 地方消費税交付金は、3億1,140万円で、前年度から1,516万4,000円の5.1%の増となっております。

次に、款の12 地方交付税は、4億256万円で、前年度から8,364万3,000円の26.2%の増、歳入総額に占める構成比は3.5%となっており、そのうち普通交付税が7,867万9,000円増の2億5,488万9,000円となっております。

3 ページ及び4 ページをお開きいただき——失礼しました。同じ1 ページ、2 ページでございます。すみません。款の14でございます。分担金及び負担金で、項の2 負担金は、2億3,995万8,041円で、保育料を初めといたします児童福祉費——決算書のほうは3、4 ページでございます、すみません。資料のほうが1 ページのままということでございます。申しわけありません。負担金は、保育料等を初めといたします児童福祉費負担金が約93%を占めておりますが、前年度から659万6,071円の2.7%の減となっております。

款の15使用料及び手数料は、1億2,511万1,467円で、前年度とほぼ同額となっております。

款の16国庫支出金は、15億4,402万5,512円で、前年度から6億8,651万9,913円の増で、そのうち項の2国庫補助金が6億5,449万4,469円の増で、これは定額給付金事業費補助金が5億1,977万6,000円の増、経済危機対策補助金が1億2,725万1,000円の増などがございます。

なお、平成20年度からの繰越明許費の財源7億1,235万5,500円を含んでおります。

款の17県支出金は、7億5,655万4,654円で、前年度から2億8,943万993円の増で、そのうち項の2県補助金が2億8,002万4,005円の増で、安心こども基金特別対策事業補助金2億2,017万3,000円などによるものでございます。

款の18財産収入は、2億4,239万740円で、第2地区保留地処分金2億2,779万9,300円を含んでおりますが、前年度から4,696万323円の増となっております。

款の19寄附金は、1,241万6,000円で、これは有限会社さんふれあからの一般寄附金1,234万8,000円、ふるさと寄附金6万8,000円でございますが、前年度から938万6,000円の増となっております。

款の20繰入金金は、2億8,323万2,000円で、前年度から5,694万5,902円の増で、基金繰入金を6,570万円増の2億7,928万円としております。

なお、基金につきましては、歳出において2億4,039万878円を積み立てております。

款の21繰越金6億2,400万8,352円は、前年度から6,011万8,307円の減としており、平成20年度からの繰越明許費の財源1億7,273万918円を含んでおります。

款の22諸収入は、6,809万2,200円で、前年度とほぼ同額となっております。

款の23町債は、7億2,080万円で、前年度から1,050万円の増となっておりますが、項の1総務債、2民生債、5農林水産業債で増、項の7土木債、8消防債、教育債は減としておりません。

なお、土木債には、平成20年度からの繰越明許費の財源7,410万円を含んでおります。

5ページ及び6ページをお開きいただきまして、以上の歳入合計が、平成20年度からの繰越明許費の財源9億5,918万6,418円を含み、115億9,844万1,733円で、前年度から10億9,714万5,602円の10.4%の増となっております。

7ページ及び8ページをお開きいただき、歳出でございますが、これも款項ごとの予算現額、翌年度繰越額、不用額及び予算現額と支出済額との比較については省略させていただき、支出済額について説明させていただきます。

なお、翌年度繰越額としておりますのは、繰越明許費でございますが、平成22年第2回議会、6月の定例会において繰越明許費に係る繰越計算書で報告させていただいた内容でございますし、監査委員の決算審査意見書の8ページも一覧として整理いただいているところでございます。

それではまず、款の1議会費でございますが、1億685万5,208円で、前年度とほぼ同額となっております。

次に、款の2総務費は、22億2,089万6,387円で、歳出総額に占める構成比が20.5%、前年度から3億5,601万3,174円の19.1%の増となっておりますが、項の1総務管理費が3億2,540万4,911円の増で、土地取得特別会計繰出金が9,527万8,327円の減、財政調整基金等積立金が1億4,625万7,404円の減となっておりますが、定額給付金事業で5億3,409万1,836円の増があり、トータルで増となっております。

なお、この中には、平成20年度からの繰越明許費で、電子計算費に624万7,500円、定額給付金事業費で5億3,793万3,918円の全額、住居表示事業に472万5,000円の支出済額を含んでおります。

次の款の3民生費は、27億7,853万3,397円で、歳出総額に占める構成比が25.6%、前年度から3億5,047万3,900円の14.4%の増となっております。

なお、項の1社会福祉費には、国民健康保険特別会計繰出金1億4,976万1,675円、介護保険特別会計繰出金2億2,551万1,888円及び後期高齢者医療特別会計繰出金6,065万4,168円を含んでおり、前年度から7,669万1,531円の増で、これは障害者福祉費の扶助費、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金の増が主なものでございます。

また、項の2児童福祉費は、前年度から2億7,378万2,369円の21.9%の増で、児童福祉総務費の安心こども基金特別対策事業補助金2億4,769万3,000円、子育て応援特別手当給付事業費2,478万3,126円の増が主なものでございます。

なお、平成20年度からの繰越明許費で、子育て応援特別手当給付事業費2,012万4,612円の支出済額を含んでおります。

次に、款の4衛生費は、10億5,312万4,250円で、前年度から1億5,754万766円の17.6%の増となっておりますが、項の1保健衛生費が、子ども医療費扶助費2,172万83円の増、新型インフルエンザ予防接種補助金1,762万2,000円、太陽熱温水器設置費補助金及び太陽光発電システム設置費補助金1,003万5,000円などで、トータルで7,717万404円の増となっており、また項の2清掃費が、菊池環境保全組合負担金8,366万2,000円の増などで、トータルで8,037万362円の増となっております。

款の5労働費は、1,903万7,956円で、勤労青少年ホーム及び働く婦人の家の運営費でございますが、前年度とほぼ同額でございます。

款の6農林水産業費は、3億1,511万5,380円で、前年度から2,700万4,822円の9.4%の増となっておりますが、項の1農業費には、農業集落排水特別会計繰出金2,230万2,000円を含んでおり、県営事業負担金を含む土地改良費が1,620万3,996円の増などで、1,467万2,658円の増となっており、また項の2林業費が、緊急雇用による造成・森林管理等業務委託料や県産材利用加速化促進事業補助金などで1,233万2,160円の増となっております。

款の7商工費は、1億306万2,348円で、前年度から4,465万9,317円の76.5%の増となっておりますが、これは企業誘致に必要な工事請負費等の4,016万8,104円の増が主なものでございます。

款の8土木費は、16億4,206万2,705円で、前年度から9,027万4,362円の減で、歳出総額に占める構成比も15.1%となっております。そのうち、項の2道路橋梁費には、平成20年度からの繰越明許費で、道路橋梁維持事業、北小学校原水駅線道路改良事業、横道合志2号線道路改良事業及び原水駅線道路改良事業の支出済額2億2,088万3,856円を含んでおりますが、前年度から9,417万3,563円の増となっております。

また、項の3都市計画費には、平成22年度からの繰越明許費で、土地区画整理事業の支出済額1億6,197万5,633円、下水道特別会計繰出金4億1,574万4,000円を含んでおり、当該繰出金2,574万4,000円の増はありますが、土地区画整理費で1億535万1,395円の減となっております。

また、項の4住宅費は、1億2,696万3,430円の減で、公営住宅建設事業費1億2,604万6,321円の減が主なものでございます。

款の9消防費は、3億2,116万5,059円で、前年度から2,592万8,027円の減となっておりますが、工事費などの減によるものでございます。

款の10教育費は、10億9,622万4,554円で、前年度から1億3,144万6,932円の13.6%の増となっておりますが、項の2小学校費で、各小学校改修工事や管理用備品などで学校管理費が1億219万6,179円の増となりましたが、学校建設費は1億700万578円の減となりました。

また、項の3中学校費は、1億1,806万7,532円の増で、武蔵ヶ丘中学校耐震補強工事関係でございませぬ。

款の12公債費は、11億8,432万3,337円で、前年度から1,381万5,614円の増で、元金が2,598万1,301円の増、利子が1,216万5,717円の減でございませぬ。

なお、平成21年度末の地方債現在高は、102億275万6,490円となっており、前年度末から2億7,730万3,418円の減となっております。

一方、参考までに、平成21年度末の基金現在高は、決算審査意見書にもありましたように、財政調整基金が14億8,337万8,599円で、前年度末から3,689万7,673円の減、減債基金が4億5,281万4,331円で、183万3,722円の増、その他特定目的基金が19億7,569万5,716円で、1億3,253万1,829円の増となっており、一般会計総額では、39億1,188万8,646円で、9,746万7,878円の増となっております。

9ページ及び10ページをお開きいただき、款の予備費については、支出済額はございませんが、申しわけありません、226ページ、最後のすぐ手前のページでございませぬけども、お開きいただきまして、右下の欄に備考欄として予備費の執行の内容を掲載しております。8つの目へ充当を行ったところでございます。

申しわけありません、10ページにお戻りいただきまして、以上の歳出合計が、平成20年度からの繰越明許費に係る支出済額9億5,189万519円を含み、108億4,040万581円で、前年度から9億6,311万2,802円の9.8%の増となっております。

最後の227ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございまして、千円単位の数値でございしますが、区分1の歳入総額115億9,844万2,000円に対し、区分2の歳出総額が108億4,040万1,000円でありますことから、区分3の歳入歳出差し引き額が7億5,804万1,000円となっております。

また、区分4の翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額の2億3,976万8,000円が必要でありますことから、実質収支額は5億1,827万3,000円となっており、前年度と比較しますと、6,699万6,000円の増となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 認定第2号の今詳しく説明をしていただきましたけれども、昨日の決算審査の意見書をちょっと開いていただいて、ページ29ページの最後のほうなんですけれども、ここでは繰越額や不用額が書いてありまして、一番最後のほうに、「これについては総務・財産の管理に要する費用、定額給付事業等での職員手当・賃金、人口動態に伴う社会福祉事業等での給付・介護・健診者の見込み、更には、土地購入に対する協議の不調など業務の実態上やむを得ない面もあるかと思うが」とあるんですが、この点について、実際この平成21年度はどういう状況だったのかを少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまご質問のありました決算審査意見書ページ29ページの下段のほうの内容につきましては、監査委員さんの報告にありました内容でございまして、私どものほうが認識している内容とほぼ同様でございます。今ありましたように、まず不用額につきましては、基本的に年度末に係る中で、予算には計上しておるけども、節減には努めるということで、その分で、例えば入札残あるいは消耗品、物品等の予定しとったものを辛抱して購入しないといったものが不用額として発生してくる分につきましては、3月の最終議会定例会に補正の減額として特に計上はしないということで近年やっておりますことから、結果として予算額に対する不用額が発生してくるのはやむを得ないと思っておりますし、その分を翌年度に繰り越すことによって効果的に活用していくという視点があるかと思っております。

次に、総務・財産の管理に要する費用、これにつきましては、これは総務費をトータル的なものとしてご指摘いただいております。総務費の中には、一般管理費のみならず、財産に関するもの、財産に関するものの中には、当然土地取得特別会計への繰出金等も含まれておりますし、基金の積立金等もあります。そういった分野においても、きちんとした、特に土地特別会計繰出金については、例年2億円から3億円程度の高額の繰出金を支出しておりますので、なるべく抑えてというような意味であると思っております。

次の定額給付金事業等での職員手当・賃金、人口動態に伴う福祉事業等々でございまして

も、これにつきましては、基本的には、ある程度皆さんからの申請に基づく事業内容が出てくる、給付事業等が、あるいは健康保険の健診、あるいは、いずれにしても給付、健診等々では、予算編成段階で3月までの見込みとして、なかなかきちんとした、延滞までとは申しませんけども、予算に対して余ってくる状況が出てくるっていうのはやむを得ないと思っておりますけども、その辺をなるべく予算と執行額が合うように、見合うように予算編成することによって効果的な予算の執行が図れるという意味でお書きいただいているものだというふうに思っております。

さらに、土地購入に対する協議の不調等っていうことが書いてありますけども、これにつきましては、監査委員さんの決算審査意見書では、繰越明許費として、8ページだったと思えますけども、平成22年度への繰越明許費ということで、総額が6億3,755万円という金額を繰り越しておりますので、この分については、監査委員さんの報告の中でも、国の補正が12月、3月に計上した分について、やむを得ず22年度に繰り越さざるを得ない状況があるということもお話しいただいたところでありまして、それに一方では、土木事業等につきましては、用地取得あるいは建物等の移転補償等が当然関連してまいりまして、その辺の調整がうまくいかない場合に繰り越さざるを得ない状況があるという点でご指摘いただいている部分だと思っております。

そういう意味から、予算編成、予算計上、それから執行については、なるべく同じような内容で済むようなことをお願いしたいということであろうと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 財産に関する調書というやつもこの中でよかったですかね。一般会計の中でよかですよ。

21年度の財産に関する調書の中で、ページが4ページ、(4)番の出資による権利というところで、財団法人の熊本県農業公社出資金、9ということで括弧書き書いてありますが、熊本県農地管理公社分19万2,000円、これがどういった目的で利用されているのか、現在必要なのかどうか。上の分は削られてるということがあります。

それから、その下の財団法人の熊本テクノ産業財団出捐金、ここに3つの項目があるようですが、ここはどういった理由で削られたというか、マイナスということで、決算残高が0になっておりますが、この説明を求めます。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（貫取初雄君） ただいまご質問がありました点については、冒頭に議長のほうから総括的な、包括的なご質疑をとということでありました。そういう意味で、この決算に関する資料としておつけしております財産に関する調書、基金運用状況調書については委員会付託の中である程度議論いただきたいと思っておりましたが、ご質問がありました点については、申しわ

けありませんけども、私のほうで今ご質問のありました熊本県農業公社出資金、熊本テクノ産業財団出捐金についてのお答えするための資料を持ってきておりませんでしたので、できましたら委員会付託の中で回答させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 認定第3号 平成21年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、認定第3号平成21年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、認定第3号の平成21年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけておりますが、この特別会計は、用地先行取得事業に係る歳入歳出を経理するものでございます。

また、1枚めくっていただきますと、決算書をおつけしております。

さらに、2枚めくっていただき、1ページ及び2ページをお開き願います。

歳入でございますが、款の1財産収入、項の1財産運用収入につきましては、予算現額113万8,000円に対して、調定額、収入済額ともに112万6,222円で、これは基金の利子でございます。

次に、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金でございますが、予算現額2億3,872万3,000円に対して、調定額、収入済額ともに2億3,824万1,096万円ございまして、これは維持管理費及び公債費分を一般会計から繰り入れて財源を確保したものでございます。

次に、款の3繰越金6,800万円につきましては、明許繰り越し費分の財源として繰り越したものでございます。

以上の歳入合計が3億736万7,318円となっております。

3ページ及び4ページをお開き願います。

歳出でございますが、款の1土地開発基金積立金につきましては、予算現額113万8,000円に対して、支出済額112万6,222円ございまして、これは歳入で受け入れた基金利子を積み立てたものでございます。

款の2諸支出金、項の1財産取得費につきましては、予算現額7,109万5,000円に對しまして、支出済額7,033万1,880円で、これは平成18年度に取得いたしました武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理事業地内の南側、複合施設用地7,049.86平方メートルの除草作業手数料、これが22万1,550円、北側、多目的グラウンド用地3万91.77平方メートルの分の今後の維持管理に

必要な整地工事費などで7,011万330円を支出いたしました。

款の3公債費は、公共用地先行取得と事業債の返済元金2億1,459万円及び利子2,103万7,816円でございます。

なお、平成21年度末の地方債残高は、15億213万円となっております。

以上の歳出合計が3億708万5,918円でございます。

最後の11ページをお開き願います。

千円単位の数値でございますが、区分の1の歳入総額3億736万7,000円に対し、区分の2、歳出総額が3億708万6,000円でありますことから、区分3の歳入歳出差し引き額が28万1,000円となっております。また、区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 一番最初の1枚めくったところなんですが、ちょうど中ごろに、「同地内の多目的グラウンド用地3万91.77平米」というふうな記入の仕方があります。この用地は、先行投資というか、目的がなく買われたという状況だったかなど。購入してから10年以内でその目的をはっきりさせるということのようでしたが、ここに「仮称多目的グラウンド用地」ではなくて「多目的グラウンド用地」というふうな名称をつけてあるんですが、もうこの名称で決まりなのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） お答えします。

仮称ということでございますので、まだ名称ははっきり決まっておりません。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ということは、後々こういう書類が議会に上がってくるということになると、もう既にここで議会で認めてあるのではないですかというふうなことにもつながりはせんかなど。「仮称」という言葉が必要ではないかなどと思いますが、そこは町長、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この事業を起こしたときに、こういうふうな事業で書いたと思うんですけども、これは仮称でありまして、正式に決まっておりませんので、この件につきましては、仮称というところでご理解いただきたいと思います。正式には、また事業を正式な事業として実施する場合にそこで使うこととなりますので、ここに、今ご指摘がありましたように、「同地



内の多目的」とありますここに「仮称」という字を入れていただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 認定第4号 平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第3、認定第4号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） おはようございます。

認定第4号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

平成21年度の歳入歳出決算書は、1ページから4ページまでになっております。次に、6ページから28ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、具体的な予算執行状況でございます。そして、最終29ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託されることになっておりますので、これから1ページから4ページまでの款項の主なものについてご説明を行い、6ページ以降の歳入歳出事項別明細書の説明については省略をさせていただきます。

決算書の3ページと4ページをお開きください。

4ページの下の方でございますが、欄外のほうに歳入歳出の総額を記載しております。歳入総額が30億4,669万1,971円、歳出総額が29億9,985万564円で、歳入歳出差し引き残額が4,684万1,407円でありまして、この差し引き残額が平成22年度への繰越金になります。

では、歳入の主なものについてご説明いたします。

1ページと2ページをお開きください。

表題の款項、予算現額、調定額については省略をいたしまして、2ページの左上でございますが、収入済額の欄についてのみ主なものを説明させていただきます。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税は、一般分と退職分の現年課税分及び滞納繰越分でありまして、7億3,577万4,434円となっております。国民健康保険税の現年分の収納率は92.0%でありまして、前年度に比しまして0.2%改善しております。不納欠損額は1,793万5,170円、収入未済額は2億6,284万2,168円となっております。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金は、6億8,269万2,139円となっております。

項の2国庫補助金は、普通調整交付金と特別調整交付金から成ります財政調整交付金が主な

ものでありまして、2億3,021万33円であります。

款の7前期高齢者交付金、項の1前期高齢者交付金は、国保被保険者の65歳から74歳までの前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入状況に応じて調整されて交付されるものでありまして、4億179万611円でございます。

款の10共同事業交付金、項の1共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金で、制度に基づきまして国民健康保険団体連合会から交付されるものでありまして、4億2,982万6,231円でございます。

その下の款の13繰入金、項の1他会計繰入金は、一般会計からの繰入金でありまして、1億4,976万1,675円でございます。

項の2基金繰入金は、療養給付支払い等に充てるための繰入金でありまして、療養給付支払等基金を6,000万円取り崩しております。

その結果、平成21年度末のこの基金残高は、1億2,375万1,990円でございます。

以上によりまして、表の一番下の行でございますが、歳入合計は、予算現額30億3,209万7,000円、調定額33億2,770万3,051円、収入済額30億4,669万1,971円、不納欠損額1,793万5,170円、収入未済額2億6,307万5,910円、予算現額と収入済額との比較でございますが、1,459万4,971円でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

3ページと4ページをお開きください。

印刷のふぐあいで、大変申しわけございませんが、3ページと4ページの行が上下に1行ずれておりますので、注意してごらんください。

歳出につきましても、予算現額は省略いたしまして、4ページの左上の欄、支出済額についてのみ主なものを説明させていただきます。

款の2保険給付費、項の1療養諸費は、療養給付費、療養費等を合計したものであり、17億8,212万9,677円でございます。

項の2高額療養費は、被保険者の一部負担軽減を図ることを目的に、算定基準額を超える部分を高額療養費で支給されるものでありまして、2億2,262万3,468円でございます。

款の3後期高齢者支援金等、項の1後期高齢者支援金等は、3億6,898万1,466円でございます。

款の7共同事業拠出金、項の1共同事業拠出金は、小規模保険者の運営基盤安定化を図るため、市町村からの拠出金、国及び県からの負担を財源に、高額医療費について県単位で費用の調整を図るものでありまして、3億5,679万757円でございます。

以上によりまして、表の一番下の行でございますが、歳出合計、予算現額30億3,209万7,000円、支出済額29億9,985万564円、翌年度繰越額0円、不用額3,224万6,436円、予算現額と支出済額との比較も同額であります。

次に、29ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差し引き額4,684万1,000円で、実質収支額も同額でございます。

以上で平成21年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 認定第4号について質問をします。

ちょっとわからない点があるんですけども、この決算審査意見書のページ9ページに国民健康保険の特別会計の内容が入ってるんですが、この2番の歳入のところで、「調定額に対して収入率が91.56%となっており」というのが文章の3段目にありまして、その後の表12のところの収入率等は、多分同じ内容ではないと思うんですけども、その違いを少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） じゃあ、今のご質問にお答えします。

資料の9ページ、この収入率91.56%ですけども、これは現年度課税の分の一般被保険者分であります。それと、表12の72.38%は、現年課税分と、前年度からの滞納繰越分をトータルを合わせまして、収入率72.38%ということでございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） わかりました。もしよろしければ、今度からこの説明を書いていたどきときにその説明も一緒に入れていただかないとちょっとわからないので、またその辺は改善をよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） 今の補足説明を若干させていただきたいと思います。

まず、91.56%というのは、この国保特別会計決算書の1ページを見ていただきたいと思いますが、1、2ページですね。こちらのほうの調定額と収入済額の歳入合計がありますが、ここの調定と収入済額の収入率のことを言ってるんです。ですから、もとなる数字は、調定額33億円ですね。それと、収入のほうは30億円という形ではありますが、こちらのほうの徴収率ということになります。

（「収入率、収入率」の声あり）

ああ、収入率はですね。

それと、表12のほうは、その中の歳入の中の国民健康保険税の収入率ということになります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

（12番小林久美子君「そしたら、さっきの保健衛生課と一緒にすかね、答えは」の声あり）

（税務課長廣野豊徳君「違います」の声あり）

（12番小林久美子君「ちょっと違いますよね」の声あり）

（税務課長廣野豊徳君「訂正です。訂正ということでご理解していただければと思います」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 認定第5号 平成21年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、認定第5号平成21年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） では、認定第5号平成21年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

平成21年度の歳入歳出決算書は、1ページから4ページまでとなっております。次に、6ページから12ページまでが歳入歳出決算事項別明細書でございます。そして、最終、13ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託されることになっておりますので、これから1ページから4ページまでの款項の主なものについてご説明を行い、6ページ以降の歳入歳出事項別明細書の説明については省略をさせていただきます。

なお、この老人保健特別会計は、平成20年3月までの診療における老人保健給付の過誤調整の事務処理を行うため、平成22年度末まで設置することになっております。

決算書の3ページと4ページをお開きください。

4ページの下段、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。

歳入総額1,320万6,167円、歳出総額655万4,738円、歳入歳出差し引き残額665万1,429円でありまして、この差し引き残額が平成22年度への繰越金になります。

それでは、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

1ページと2ページをお開きください。

予算現額、調定額については省略をいたします。2ページの収入済額の欄について、主なものだけ説明させていただきます。

款の2 国庫支出金、項の1 国庫負担金は、医療費の負担に応じて国から交付される負担金でありまして、348万180円であります。

款の5 繰越金、項の1 繰越金は、平成20年度からの剰余金で、399万4,305円であります。

款の6 諸収入、項の3 雑入は、第三者納付金及び返納金であり、570万1,171円であります。

表の一番下の行でございますが、その結果、歳入合計は、予算現額1,320万9,000円、調定額1,320万6,167円、収入済額1,320万6,167円、不納欠損額0円、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較は、2,833円のマイナスとなっております。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

3 ページと4 ページをお開きください。

予算現額は省略いたしまして、4 ページの左上の支出済額について主なものを説明させていただきます。

款の2 医療諸費、項の1 医療諸費は、老人医療給付分であり、197万6,166円であります。

款の3 諸支出金、項の2 繰出金は、395万2,000円あります。これは、決算調整のため、前年度からの繰越金の一部を一般会計へ繰り出すことにより、一般会計へ戻し入れたものでございます。

表の一番下の行でございますが、以上によりまして、歳出合計が予算現額1,320万9,000円、支出済額655万4,738円、翌年度繰越額0円、不用額665万4,262円、予算現額と支出済額との比較も同額でございます。

次に、最終13ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差し引き額665万1,000円で、実質収支額も同額でございます。

以上で平成21年度老人保健特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時1分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 認定第6号 平成21年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、認定第6号平成21年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 認定第6号平成21年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

説明に入る前に、まことに申しわけございませんが、訂正と書き加えをお願いいたします。

決算書に添付しております平成21年度菊陽町介護保険特別会計に関する主な施策の成果の1ページでございます。その3、地域支援事業(4)の、今書いてございますのは、「786万2,000円」のところを「871万7,000円」、表記上は「7862千円」を「8717千円」に訂正をお願いいたします。

もう一点でございますが、決算書の4ページでございます。決算書の4ページの日付のところでございます。「12月6日」と書き入れてください。本当に申しわけございません。

では、お手元の決算書の1ページをお開きください。

平成21年度の歳入歳出決算書は1ページから4ページまでとなっております。次に、6ページから24ページまでが歳入歳出決算事項別明細書でございます。そして、最終25ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託されることになっておりますので、これから1ページから4ページまでの款項の主なものについてご説明を行い、6ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書の説明については省略をさせていただきます。

決算書の3ページと4ページをお開きください。

4ページの下段、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。歳入総額が16億3,490万9,817円、歳出総額が16億371万5,361円で、歳入歳出差し引き残額が3,119万4,456円でありまして、この差し引き残額が平成22年度への繰越金になります。

では、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

1ページと2ページをお開きください。

予算現額、調定額につきましては省略をいたしまして、2ページの左上のところ、収入済額について主なものを説明させていただきます。

款の1保険料、項の1介護保険料は、第1号被保険者の65歳以上の方の保険料収入で、3億2,467万4,520円、収納率は96.4%であります。不納欠損額は197万6,700円、収入未済額は1,006万5,580円であります。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担金で、負担率が20%から25%までの分でありまして、2億6,290万5,395円でございます。

項の2国庫補助金は、介護保険の財政調整のために国から5%から40.5%の間分を交付され

るものでありまして、8,649万421円であります。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金は、第2号被保険者である40歳から64歳までの分30%を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであり、4億4,985万6,136円であります。

款の6県支出金、項の1県負担金は、介護納付費及び予防給付に要する県の負担金でありまして、交付割合は12.5%で、2億3,275万7,639円であります。

項の3県補助金は、介護予防事業及び包括支援事業の補助金であり、622万8,711円であります。

表の一番下の行でございますが、以上で歳入合計は、予算現額16億4,711万3,000円、調定額16億4,695万2,097円、収入済額16億3,490万9,817円、不納欠損額197万6,700円、収入未済額1,006万5,580円、予算現額と収入済額との比較は、1,220万3,183円のマイナスとなっております。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

3ページと4ページをお開きください。

予算現額は省略をいたしまして、4ページの支出済額について主なものを説明させていただきます。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は、介護保険給付に要する費用でありまして、14億5,769万7,584円あります。

項の3高額介護サービス等諸費は、要介護者等が1カ月間に支払った利用者負担、一定の上限額を超えたときに払い戻しされる事業であり、3,072万4,575円でございます。

款の4地域支援事業費、項の1介護予防事業費は、介護予防に関する情報提供や啓発、地域活動の支援、通所による運動教室を行う事業であり、1,509万3,328円あります。

項の2包括的支援事業・任意事業費は、地域の高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるための相談業務、家庭介護用品の助成、在宅介護などの支援事業費でありまして、3,204万8,041円あります。

以上により、その下の最後の行ですが、歳出合計が予算現額16億4,711万3,000円、支出済額16億371万5,361円、翌年度繰越額0円、不用額が4,339万7,639円、予算現額と支出済額との比較も同額でございます。

次に、25ページ、最終ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差し引き額3,119万4,000円、実質収支額も同額でございます。

以上で平成21年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 認定第7号 平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、認定第7号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） では、認定第7号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

お手元の決算書の1ページをお開きください。

平成21年度の歳入歳出決算書は、1ページから4ページまでとなっております。次に、6ページから14ページまでが歳入歳出決算事項別明細書でございます。そして、最終15ページが実質収支に関する調書となっております。

決算書につきましては、文教厚生常任委員会に付託されることになっておりますので、これから1ページから4ページの款項の主なものについてご説明を行い、6ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書の説明については省略をさせていただきます。

では、決算書の3ページと4ページをお開きください。

4ページの下の方でございますが、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。歳入総額が2億4,617万6,010円、歳出総額が2億3,903万709円で、歳入歳出差し引き残額は714万5,301円でありまして、この差し引き残額が平成22年度への繰越金になります。

それでは、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

1ページと2ページをお開きください。

予算現額、調定額については省略をしまして、2ページの左上の収入済額について主なものを説明させていただきます。

款の1後期高齢者医療保険料、項の1後期高齢者医療保険料は、75歳以上の被保険者の保険料収入でありまして、1億7,491万4,760円であります。収入未済額につきましては、148万9,080円でございます。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金で、6,065万4,168円の繰り入れを行っております。

表の一番下の行に行きますが、以上で歳入合計は、予算現額2億4,618万9,000円、調定額2億4,766万5,090円、収入済額は2億4,617万6,010円、不納欠損額0円、収入未済額148万9,080円。予算現額と収入未済額の比較は1万2,990円のマイナスとなっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

3ページと4ページをお開きください。

予算現額は省略をいたしまして、4ページの左上のところ、支出済額について主なものを説明させていただきます。

款の1総務費、項の1総務管理費は、後期高齢者医療事業運営に係る事務費であり、166万9,733円であります。

項の2徴収費は、保険料徴収を行うための事務費であり、104万9,250円であります。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金は2億3,193万8,288円で、これは歳出総額の97%を占めております。

款の3保健事業費、項の1健康保持増進事業費は、432万4,938円となっております。

以上によりまして、表の一番下の行ですが、歳出合計は、予算現額2億4,618万9,000円、支出済額2億3,903万709円、翌年度の繰越額0円、不用額715万8,291円、予算現額と支出済額との比較も同額でございます。

次に、最終15ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差し引き額が714万5,000円で、実質収支額も同額でございます。

では、以上をもちまして、平成21年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで認定第7号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 認定第8号 平成21年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、認定第8号平成21年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） こんにちは。それでは、認定第8号平成21年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

まず、次のページに主な施策の成果を掲載いたしております。決算書の1ページから4ページまでが歳入歳出決算書、6ページから22ページまでが事項別明細書でございます。23ページに実質収支に関する調書を添付いたしております。

下水道特別会計におきましても、委員会付託になっておりますので、主なところだけを説明させていただきます。

決算書の1、2ページをお開き願います。

まず、歳入について説明させていただきます。

款の1 使用料及び手数料、項の1 使用料、収入済額6億5,746万4,130円、前年度と比較しまして579万220円、率にしまして0.9%の減でございます。これは、21年度につきましては、大口の流入が減少しましたので、使用料が減となっております。

款の2 分担金及び負担金、項の2 負担金、収入済額4,780万2,841円、前年度比602万611円、14.4%の増でございます。

款の3 国庫支出金、項の1 国庫補助金、収入済額2億6,000万円、前年度と同額でございます。

款の5 繰入金、項の2 一般会計繰入金、収入済額4億1,574万4,000円、前年度比2,574万4,000円で6.6%の増でございます。

款の6 繰越金、項の1 繰越金、収入済額3,400万8,889円、前年度比502万4,819円で、17.3%の増でございます。

款の7 諸収入、項の2 雑入、収入済額95万4,126円、前年度比238万3,532円、71.4%の減でございます。

款の8 町債、項の1 町債、収入済額4億2,740万円、前年度比6,320万円で17.3%の増でございます。

以上の歳入合計が18億4,390万3,598円となっており、前年度から9,182万101円、率にしまして5.2%の増となっております。

次に、3、4ページをお開き願います。

歳出でございます。

款の1 総務費、項の1 総務管理費、支出済額4,647万3,645円、前年度と比較しまして1,248万6,556円、率にしまして36.7%の増でございます。

款の2 維持費、項の1 維持費、支出済額3億9,362万9,915円、前年度比2,606万5,747円、7.1%の増でございます。

款の3 事業費、項の1 公共下水道事業費、支出済額6億9,499万2,828円、前年度比5,467万6,242円で、8.5%の増でございます。

款の4 公債費、項の1 公債費、支出済額6億8,196万2,109円で、元金3億9,509万5,031円、利子2億8,686万7,078円、前年度比575万5,344円で0.8%の増でございます。

以上の歳出合計が18億1,705万8,497円となっており、前年度から9,898万3,859円、率にしまして5.7%の増となっております。

また、歳入歳出差し引き残額につきましては2,684万5,101円で、前年度から716万3,788円、21%の減額となっております。

23ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額18億4,390万3,000円に対しまして歳出総額

が18億1,705万8,000円でありますことから、歳入歳出差し引き額が2,684万5,000円となっております。

また、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額の403万4,000円が必要でありますことから、実質収支額は2,281万1,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで認定第8号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 認定第9号 平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第8、認定第9号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） 認定第9号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

まず、次のページに主な施策の成果を掲載いたしております。

1ページから4ページまでが歳入歳出決算書、6ページから12ページまでが事項別明細書でございます。13ページに実質収支に関する調書を添付いたしております。

農業集落排水特別会計におきましても、委員会付託になっておりますので、主なところだけを説明させていただきたいと思っております。

決算書の1、2ページをお開き願います。

まず、歳入について説明させていただきます。

款の1使用料及び手数料、項の1使用料、収入済額798万2,780円、前年度と比較しまして5万1,720円、率にしまして0.6%の増でございます。

款の4財産収入、項の1財産運用収入、収入済額5万3,857円、前年度比69円で、0.1%の増でございます。

款の5繰入金、項の2一般会計繰入金、収入済額2,230万2,000円、前年度比717万4,000円で24.3%の減でございます。

款の6繰越金、項の1繰越金、収入済額103万321円、前年度比93万1,655円で47.4%の減でございます。

以上の歳入合計が3,136万9,118円となっており、前年度から835万3,786円、率にしまして

21%の減となっております。

次に、3、4ページをお開き願います。

歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費、支出済額53万9,020円、前年度と比較しまして202円、率にしまして0.03%の減でございます。

款の2維持費、項の1維持費、支出済額939万6,068円、前年度比136万1,467円で、16.9%の増でございます。これは、浄化センター内の機器の修繕等によります増でございます。

款の3事業費、項の1農業集落排水事業費、支出済額0、前年度と比較しまして929万3,497円の減でございますが、新たな接続がなかったためでございます。

款の4公債費、項の1公債費、支出済額2,014万3,026円で、元金1,254万4,716円、利子759万8,310円、前年度比68万2,237円で、3.2%の減でございます。

以上の歳出合計が3,007万8,114円となっており、前年度から861万4,469円、率にしまして22%の減となっております。

また、歳入歳出差し引き残額につきましては、129万1,004円で、前年度から26万683円、率にしまして25.3%の増となっております。

13ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額3,136万9,000円に対しまして歳出総額が3,007万8,000円でありますことから、歳入歳出差し引き額が129万1,000円となっております。実質収支額も129万1,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで認定第9号についての質疑を終わります。

以上で、認定第2号から認定第9号までの質疑を終わります。

これより委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第2号から認定第9号までは、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定しました。

これで委員会付託を終わります。

日程第9 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（吉村豊明君） 日程第9、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（大川育男君） 同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

町長の提案理由にありましたように、固定資産評価審査委員会委員の吉岡光憲様、西塔正弘様の任期が平成22年12月18日をもって満了しますので、引き続きお二人を固定資産評価審査委員会委員に再任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

まず、お一人目の菊陽町大字津久礼2268番地17にお住まいの吉岡光憲様は、昭和21年9月7日生まれの64歳でございます。吉岡様は、昭和40年に熊本国税局に入られ、昭和46年から東京国税局国税専門官等を歴任されておられます。昭和61年3月に東京国税局を退職されまして、同年6月、税理士事務所を開業され、現在に至っておられます。

お二人目の菊陽町大字原水1564番地にお住まいの西塔正弘様は、昭和31年2月12日生まれの54歳でございます。西塔様は、昭和55年に熊本県経済農協協同組合連合会に入られております。平成14年に熊本県経済農業協同組合連合会を退職されまして、平成15年に行政書士事務所を開業され、現在に至っておられます。

お二人とも、人格、識見ともに高く、社会の実情にも通じておられ、委員として適任と思われまますので、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は1人ずつ行います。

固定資産評価審査委員会委員の選任について、吉岡光憲君を選任同意とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、同意第4号は、原案のとおり吉岡光憲君を同意することに決定いたしました。

次に、固定資産評価審査委員会委員の選任について、西塔正弘君を選任同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、同意第4号は、原案のとおり西塔正弘君を同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（吉村豊明君） 日程第10、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（大川育男君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の改世順子様、江藤由紀子様、片山修一様、紫藤英二様の任期が平成23年3月31日をもって満了しますので、引き続き4名の皆様を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

まず、お一人目の菊陽町大字津久礼2345番地6にお住まいの改世順子様は、昭和12年4月23日生まれの73歳でございます。改世様は、平成11年2月から人権擁護委員として活躍されており、人権擁護委員以外でも、福祉施設において大正琴の指導を長年務められ、三里木地区のシルバーヘルパーとして福祉活動にもご協力いただいております。

お二人目の菊陽町大字久保田1506番地にお住まいの江藤由紀子様は、昭和11年2月6日生まれの74歳でございます。江藤様は、小・中学校の教諭として、昭和31年8月から教育現場で活躍され、平成8年に公立小学校の教頭職を最後に退職されまして、菊陽町主任児童委員、大津警察署協議会会長等を歴任される中、平成14年2月から人権擁護委員として活動されておられます。

3人目の菊陽町大字久保田2736番地14にお住まいの片山修一様は、昭和15年1月2日生まれの70歳でございます。片山様は、昭和33年から営林署の職員として37年間各地の営林署に勤務された後、平成6年12月から5年間、鹿児島保護観察所で勤務されておられます。平成12年6月から保護司として、平成14年2月から人権擁護委員としても活躍されておられます。

最後に、菊陽町大字原水700番地にお住まいの紫藤英二様は、昭和14年2月23日生まれの71歳でございます。紫藤様は、小・中学校の教諭として39年間教育の振興に尽くされ、平成11年に公立小学校の校長職を最後に退職されておられます。平成12年に菊陽町男女共同参画社会づくり推進懇話会会長、菊陽町身体障害者福祉協議会会長等を歴任され、平成14年2月から

人権擁護委員として活躍されておられます。

以上4名の皆様は、それぞれに人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解も深く、人権擁護委員としてふさわしい方々であると思いますので、再度推薦をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は1人ずつ行います。

お諮りします。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、改世順子君を適任とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は改世順子君を適任とすることに決定しました。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、江藤由紀子君を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は江藤由紀子君を適任とすることに決定しました。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、片山修一君を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は片山修一君を適任とすることに決定しました。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、紫藤英二君を適任とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は紫藤英二君を適任とする

ことに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時46分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成22年12月14日（火）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成22年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成22年12月14日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 坂本秀則君 | 2番 | 北山正樹君 |
| 3番 | 石原武義君 | 4番 | 甲斐榮治君 |
| 5番 | 芝和長君 | 6番 | 岩下和高君 |
| 7番 | 佐藤竜巳君 | 8番 | 大塚昇君 |
| 9番 | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君 |
| 11番 | 吉本堅君 | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君 |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 14番 | 上田茂政君 | 15番 | 梅田清明君 |
|-----|-------|-----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|-------|-------------------|-------|
| 町 長 | 後藤三雄君 | 教育委員長 | 三島誠一君 |
| 教 育 長 | 赤峰洋次君 | 教育次長 | 水上孝親君 |
| 総務部長 | 大川育男君 | 福祉生活部長 | 眞鍋清也君 |
| 産業建設部長 | 服部貞夫君 | 会計管理者兼
会計課長 | 吉岡典次君 |
| 総務課長 | 阪本修一君 | 総合政策課長 | 松本東亞君 |
| 財政課長 | 實取初雄君 | 税務課長 | 廣野豊徳君 |
| 人権教育・
啓発課長 | 堀川俊幸君 | 福祉課長 | 渡邊幸伸君 |
| 健康・保険課長 | 宮本義雄君 | 環境生活課長 | 吉野邦宏君 |
| 町民課長 | 堀川正信君 | 武蔵ヶ丘支所長 | 村田保孝君 |
| 農政課長 | 荒木一雄君 | 建設課長 | 松村孝雄君 |
| 都市計画課長 | 坂本恭一君 | 下水道課長 | 山崎謙三君 |
| 商工振興課長 | 平野誠也君 | 総務課長補佐
兼庶務法制係長 | 服部誠也君 |
| 図書館長 | 堀行徳君 | 学務課長 | 松本洋昭君 |
| 生涯学習課長 | 佐藤清孝君 | 農業委員会事務局長 | 志垣敏夫君 |

菊陽町代表 中 原 輝 男 君
監 査 委 員

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪 本 健 治 君

書 記 山 川 真 喜 子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 日程第1、本日は一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

一般質問の発言の順位が決定しておりますので、報告します。

1番福島知雄君、2番吉本堅君、3番梅田清明君、4番坂本秀則君、5番甲斐榮治君、6番川俣鐵也君、7番小林久美子君、8番佐藤竜巳君、9番石原武義君、10番北山正樹君、11番岩下和高君、12番芝和長君、13番酒井良一君の順となっております。

なお、今回は3日間の予定でありますので、本日は1番から5番までの方をお願いします。

質問される方に念のために申し上げます。

通告された内容以外の関連質問は認めませんので、よろしく願いをいたします。

傍聴者の方に申し上げます。

本日はご多用の中、傍聴においでいただきありがとうございました。

会議中は私語や拍手などはされないようをお願いをいたします。

それでは、福島知雄君、一般質問を許します。

○9番（福島知雄君） 皆さんおはようございます。議席番号9番の福島知雄でございます。よろしく申し上げます。

平成22年も残りわずかとなりまして、何となく慌しさを感じている今日このごろであります。毎年のごとでありますけれども、この時期になりますと国内外の重大ニュースというのが報道されるわけですが、今年1年間私が振り返ってみますと、印象に残ったのを3つ挙げますと、1つ目が沖縄県尖閣諸島付近で起きました中国漁船衝突事件になるわけですが、この事件は中国漁船が故意に衝突をしてきたということで、中国漁船の船長が逮捕されたわけですが、間もなく無罪放免という形で釈放されたのは、皆さんご承知のとおりであります。また、衝突時のビデオ映像を政府が論戦しているさなか、海上保安庁主任航海士が衝突時のビデオを流失したということで、物議を醸し出しました。これは是非は別にしまして、この事件の対応、対策のまずさ、あるいは外交下手が招いた結果であろうかというふうに思っております。以来、中国からのレアアースの日本への輸出停滞が日本産業への大打撃が懸念されました。今は少しは改善されたということですが、一つの物資を一国に頼っている貿易外交が問題ではないかというふうに思われます。今、政府が貿易外交のあり方を検討しているという

ことであります。その中国がGDP世界第2位になりまして、経済大国、軍事大国としての地位を固めつつあります。各国が注目をしているところであります。

2つ目が、戦争勃発かと思わせるような北朝鮮による韓国、延坪島砲撃事件ですね。これは北朝鮮の傍若無人さが改めて認識させられたということでもあります。北朝鮮を抑止するために黄海で米韓合同演習が行われまして、また緊迫する朝鮮半島情勢に対するため、日米韓の協力を強化する方針で一致したということですが、今後の北朝鮮の動向が注視されるところであります。

3つ目が日本の代表的な伝統芸能と申しますと、歌舞伎になるわけですが、その歌舞伎界の宗家、成田屋のプリンスですかね。市川海老蔵暴力事件ですが、これは毎日のように報道されておりますが、いまだ真相は究明されておられません。いずれにしても、この事件は宗家の御曹司として、また後継者として大事に育てられ、わがままがまかり通った環境の中で思いやり、のぼせ、そういったものが招いた結果ではなかろうかというふうに私は思っております。

このような事件を教訓に、私は真摯に町会議員の責務を全うしていきたいというふうに思っております。

それでは、質問に移りますけれども、質問に関しましては通告に従いまして質問席にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） それでは、質問事項1番目の総合交流ターミナル施設についてということですが、これは皆さんご承知のとおり、通称「さんふれあ」というふうに呼ばれております。

①番目の利用客の憩いの場である大広間に舞台設置のための増築を望むということですが、この施設は農業支援対策として農水省の補助を受けまして、平成12年6月に本町の直営店としてオープンしました。以来、平成15年4月に第三セクター、平成18年4月に指定管理者制度が導入されまして、現在の有限会社「さんふれあ」が経営を行っておるわけですが、オープン以来売り上げ、客数が減少ぎみでありますけれども、平成22年度途中5月26日だったですかね、あの今の社長が就任されたのは。現在の体制になってから精力的な営業展開のもとで、さまざまなイベント、催し物が行われた結果、営業利益も回復してきているようであります。その営業利益が回復してきたという原因の一つとして、原油価格の低下が大きな要因を占めているわけですが、それぞれの経費削減に努めておられることも大きな要因であります。ほかの経費についてちょっと比較してみますと、人件費が平成19年度に対し、平成21年度が約700万円削減になっております。これは少数精鋭ということで頑張っておられる結果だろうかというふうに思っております。光熱水費、これが19年度に対しまして21年が約1,700万円。これは、先ほど申しました原油価格の低下が大きな要因であろうかというふうに思われます。

次が衛生管理費になりますけれども、これは外注している部分の値交渉等で安く抑えることが

できたんじゃないかということです。また、賃借料に関しましては、平成19年度に対して21年が約700万円削減できたということで、マット等今まで、過去はリースでされていたということでもありますけども、現在は従業員がクリーニングをして、それを使っていると。そういった努力もされているようであります。

以前はこの施設に関しましては、接客のまずさっていうのも目についていたわけでもありますけども、最近接客も随分よくなりまして、利用客の間にも徐々にではありますけども、人気が出てきております。来年3月12日には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開通します。また、本町におきましては来年3月に横道合志2号線が開通いたします。当然そうなれば、「さんふれあ」かいわいの車両通行の量もふえてくるんじゃないかというふうに思われますけども、本町の重要な拠点として、あるいは観光拠点としましても、受け皿づくり体制を整えまして、もてなしの心を持つ施設にすべきだというふうに私は思っております。

そこで、横道合志2号線開通にあわせてオープン以来10年、今11年目に入っておりますけども、ハード面の見直しが必要になってくるんじゃないかというふうに思われます。現在、ここでは歌あるいは踊りなど、さまざまなものが催されておりますけども、その和をさらに広げていくためにも、舞台設置は重要であるかというふうに思っております。必ずや営業面に大きなプラスになってくるはずであります。本町の拠点としての機能を発揮できる施設にしなければならぬというふうに思うわけでもありますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） おはようございます。

それでは、お答えいたします。

総合交流ターミナル「さんふれあ」は、農畜産直売所、食事の提供、温泉で構成され、農業所得の向上を図るとともに、地域資源を活用した都市と農民の交流促進による町の農業振興と活性化の場として利用していただいている施設です。

「さんふれあ」の出荷協議会では、春秋の感謝祭や消費者モニターによる収穫体験等のほかに、曜日ごとにお客様感謝デーを設定するなどして、それぞれ創意工夫しながら実施してきました。平成20年からは、主催行事として地域の多くの皆様方のご協力を得ながら、誕生祭、お昼の演奏会等のイベントを開催し、来館されるお客様に安らぎと触れ合いの場の提供を行っています。

総合交流ターミナルの大広間では、演奏会、舞踊会、カラオケ等多くのイベント等が開催されています。大広間には舞台設備がなく、毎回利用者、ボランティアによる仮設舞台を設置して利用していただいております。その大広間に舞台設備の増設ということですが、「さんふれあ」の集客を図るため、対象のイベントを数多く実施しています。企画をする上でも、舞台設置の有無が集客力アップにつながると思います。このような状況であるため、今後舞台設置の増設が可能であるか建築基準法等の確認を行い、検討してまいりたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 建築基準法で可能かということですが、それは法的なものですから十分調べていただいでですね。スペース的には、この大広間の東側に約5メートルちょっと余裕があります。ですから、今の大広間の東側に約2間、大体3.6メートルぐらいですかね、増設しても十分可能であるというふうに思っております。舞台ですから、下屋をおろしたような形でもすれば、費用的にも安く上がるんじゃないかというふうに思いますんで。今の課長答弁は町長答弁と違っていいんですかね。町長、お願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま農政課長のほうから答弁しましたように、この件につきまして、私どもこのいわゆるボランティアで今言われるように町のいろんな町民センター等で踊りとか、それから演奏あたりされる方たちが、集客がにぎわうようにということでいろんな活動をされておるわけですが、現状としては今農政課長が答弁したように、この舞台装置がないということで、毎回その都度ボランティアの方たちがそういう準備をされた上でされとるということで、「さんふれあ」のほうからも、社長の方からも、そういうものができればという要望が上がってるところであります。今言われましたように、この東側のほうをみますとあいておりますが、そこにつきまして建築基準法、あるいはこの施設をつくったときの目的等からその辺もクリアできるか、そういう面も見ながら、そしてその外部のほうの今の景観ですね、そういったものもありますので、その辺十分注意した上で、検討した上でこの件については可能かどうかを十分見た上で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） それで、建築基準法もあるかということですが、これにひっかかれば仕方ありませんけども、これをクリアするというのであれば、もうぜひ早急に舞台設置をしていただければ、ますますボランティアの方々もやる気が出て、この施設の振興につながっていくというふうに確信をしておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、②番目の常設の会議室を設けるための増築をすべきではないかということですが、私、前の産業建設常任委員会のころ、このような施設を何度か視察してまいりました。常任委員さんの方々と一緒に。ほとんどと言っていいほど、どこにでも会議室がありました。そこに視察に行けば、会議室に案内されて、そこで研修したり、あるいは意見交換をしたりということですが、当然お世話になれば人情としてそこで食事をしたり、あるいは帰りにはその直販店で、販売所で買い物をしたりということで、そこにお金を落とすことになるわけですよ。当然波及効果というものが生まれてくるわけですね。現在の「さんふれあ」にはこの会議室がないわけです。だから、あそこで会議をする場合は大広間の隣に和室の狭い部屋がありますけども、そこを使用するというも行われておりますけども、ここが埋まれば、あそこでは会議ができないということです。「さんふれあ」にも従業員が何人かおりま

す、社員が。社員さんの教育、あるいは戦略会議、営業会議等するのもやっぱり会議室は必要じゃないかというふうに思うわけですが、その会議室を設けて例えば一般にも貸し出すと、割安で。貸し出せば、そこに人が寄るわけですから、当然帰りにはふろに入ったり、あるいはジュース1本買ったり、あるいは販売所で買い物をして帰ったりというような効果が生まれてくると思うんですけども、この辺はどうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 総合交流ターミナルに隣接しています菊陽町杉並木公園管理センターでは、約100名を収容できる会議室を備えてあります。総合交流ターミナルに常設の会議室ということですが、総合交流ターミナルには今おっしゃられました和室の研修室があります。まず、そこを利用させていただくか、大広間が今仕切って利用できますので、そちらを使用できます。また、利用者の多い日、少ない日等がありますので、研修室や大広間を利用させていただきたいと考えております。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 大広間は機能的に会議するような施設じゃないと思うんですよ。これはこの施設を利用された方々が御飯を食べたり、くつろいだりする場所ですから。会議室は当然私必要になってくると思うんですよ。今「さんふれあ」の会社の会議をするときは、その事務所がありますから、事務所の机、自分のいすに座って会議をしているということでもありますけども、やはりちゃんとした会議室を設けて社員教育をしたり、あるいはそういった施設をさっきも言いましたが、貸し出して集客アップにもつなげていくということが必要じゃないかと思えますけどね。当然、さっき言いましたが、横道合志2号線ですか、あれが開通しますと当然車両というのはふえてくると思うんです、人が来るのも。やっぱり受け皿づくりっていうのをつくっていく必要があると思えますけどね。費用的に高くつくということなのか、それとも今課長答弁にあったように、大広間を利用させていただくとか、あるいは小部屋の和室を利用するとか、そういう代替しか考えてないということですかね。将来的にも全然考えてないということですか、お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 現在、その研修室を大広間とありますが、使用状況がいつも満杯というわけじゃありませんので、やはり今のところはその研修室、大広間を利用させていただいて、利用できなくなった場合は、そういうところも考えていかななくてはならないかなと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 現在は満杯じゃないから使われるということですが、これ満杯にするような営業努力をさせる必要があるわけですよ。だから、それには当然先行投資というのが必要になってくるわけですよ。事業をしたり、会社を経営したりするときには、当然その設備へ

の先行投資、あるいは人材への先行投資というのは必要になってくるわけですね。だから、先行投資で前向きにその営業をしていくのか。その辺の考え方だろうと思うんですよ。確かに、今現在では代替が必要、十分賄えるかと思えますけども、やっぱり先行投資も十分必要になってくると思いますがね。町長、どうですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 建設的なご意見だと思っておりますけれども、今課長が申し上げましたように、この建設されたときに今和室、いろいろ宴会等あたりで使っておりますけども、ここの位置づけが研修室ということで位置づけをしてありまして、いろんなそういう研修が必要な場合にはそちらを優先してあげるということでありまして、さらにもう一つは、やはり建設当時のあの時期と比べますと、温泉ブームっていうのが一段落したというようなことで、現状としてはこの大広間等も結構利用者が多い日もありますし、少ない日もありまして、そういったところをまず有効活用しながら、確かに横道合志線ができましたら、ぜひやはり道の駅的な位置づけもしながら誘導したいと思っておりますけども、当面はしばらくその辺の様子を見ながら、状況に応じてその必要性が十分見通しもつけながら取り組まないといけないと思っておりますので、いましばらく一応様子を見ていきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） それですね、今後に向けて検討課題ということでとらえていただきたいと思えます。

それでは、③番目の利用客安全確保のため施設正面入り口南側ですね、この今スペースがありますけども、そのスペースを一部利用して車寄せ、あるいは車が旋回できるようなロータリー整備ができないかということでもありますけども、この当施設を利用するときに、送迎をしてもらったとき、町道についつい車をとめて、そこで乗りおりをすると。私もよくあそこ会議なんかあるときに利用しますが、どうしてもちょっとおりするだけなものですから、町道にとめておるわけですよ。どうしても車が行き交いますので、非常に気を使いながらおるわけですけども、まあ改めないといけないというふうに私も思ってるんですが、一般の町民の方々もここで送迎の車に乗ったり、あるいはタクシーに乗ったりおりたりということで、そういった光景がよく見受けられます。この南側のロータリー施設というのは、この今のスペースをほとんどつぶすような格好になりますので無理かと思えますけども、車寄せ、要するにバス停留所みたいな車寄せ、ああいった整備ができないかということですが、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、確かにあそこの町道の横にとめられて乗りおりされておる様子を見かけるときがあるんですけども、そういった面でやはりこの利用客の車からの乗り入れの安全を確保するため、そしてイベント時には前の方も使っておりますが、そういう面もいろいろありますけども、やはりこちらのほうも横道合志線のほうが開通しますと、向こうからいろいろな車が入って、この「さんふれあ」のほうを利用させていただきたいというこ

とも十分出てきますので、そういう面につきましては十分検討して、雨天時の対策も含めてこの車寄せ、あるいはこのロータリー式で回られるか、そういう面について検討を進めていきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） ぜひ事故を未然に防ぐためにも、早急に整備をしていただきたいというふうに思います。

それでは、④番目の通称「さんふれあ」の駐車場に進入する道路を駐車場の西側に移設すべきではないかということですが、現在の「さんふれあ」駐車場に入るためには、施設と駐車場の間に進入をつくってありますけど、ここを入れて駐車場にとめるということで、これ駐車場から施設を利用する場合にこの道路を当然横断せんといかんわけですが、非常にこれ、ここが一番気を使うところなんです。やっぱ年寄りの方なんかつえをついたり、ゆっくりゆっくりスローペースで歩かれる方を見てますと、非常に危のうございます。ここを今は駐車場ありますけど、一番西端にこの道路を、まあつくる必要ありませんから、今の駐車場をつぶせばいいわけですから。西端に進入路を設けて、今の進入路の部分を駐車場にするということですね。西側から入って行って、例えば身障者の方の送迎っていうのは、西側からぐっと回せばいいわけですから。これも非常に私は以前から気になっている問題なんですけど、ぜひつけかえをしていただきたいというふうに思います。町長、いかがですかね、これ。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この総合交流ターミナル「さんふれあ」の駐車場というのは、今言われますように進入道路の西側のほうに位置しておりまして、さらに西端のほうに移動したらどうかという提案でございますけども、確かにこの駐車場を利用する利用客というのが進入道路を横断することで安全性確保の心配が出ておるところでありますけども、今のところ玄関南側にこの停車スペースがありませんので、唯一この進入道路を利用して総合交流ターミナルのいわゆる農産物のほうの搬入関係がこの西側の入り口を使ってされてるところでありまして、また送迎の車もここに横づけされているような状況であります。また、この中の一角に身体障がい者の駐車場も設置してありまして、この進入道路、そしてまた奥のほうにこの関係者の駐車場と、それから温泉部門のほうにいろいろ資材等入れられる業者の方たちも入ってきとられますので、その辺の利用上の問題もありまして、西側のほうに移してしまっあそこを閉じた場合、今の時点でどうかというところがあります。

それで、ただ進入道路の駐車場の西端のほうに移動するっていいですか、閉じてしまっあ移動するというのは、今のところはそこまでは考えておりませんが、ただ西側からの駐車場への進入道路をあそこにあけて入れるというのは、非常にそういった使い方は温泉のほうに来られる方が車で出入りされる場合は、そこもあいとけば利用しやすいってようなことにならないかと思いますが、ただその道路の利用上の問題で、入り口が2カ所にできるとそういった面もありますけども、西側からあけるということ、あそこをあけるのはそういった駐

車場を使う場合には非常に利便性は出てきて、今のところから出入りする車が大分減るんじゃないかと思われま。そういう面で、この進入道路のことについてはもう少しその状況を見た上で、この西側をあけるのは容易にできますので、その辺十分検討したいと思いま。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） ぜひこの駐車場の利用の仕方、これに付随する道路ですね、これの検討を、使い勝手がいいように、事故が発生しないような状況に持って行っていただくよう、早急に検討お願いします。

それでは、質問事項の②番の過去の一般質問に関する事項についてということでもあります。

まず、1番目の子ども議会開催の取り組み状況はということですが、この件は過去2年半で2回質問をしております。1回目が平成20年3月の定例会のときにしております。2回目が平成21年9月の定例会のときにしておりますが、このときの答弁として、町長答弁ですが、子どもたちがどういう意見を持っているか、町に対して将来の思い、そういったものをどんどん聞く場をつくっていきたいというふうに思って考えていると。また、この議場を使うのか、ほかの形式でいくのかももう少し検討させていただきたいと。2遍とも大体同じような答弁をいただいているんですが、これについて進捗状況をお聞きします。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） この件につきましては、福島議員がおっしゃっておりますように、平成20年3月と平成21年9月にこの議会にてご提案をいただいたところです。実際、子ども議会としては実現に至っておりません。これまでも説明してございますように、今年度も7月17日に明るい住みよい社会を目指す青少年の集いの中でメッセージ発表を行いました。今回は、社会を明るくする運動推進大会と青少年の集いの合同開催という形で実施することになりました。今回のメッセージ発表はいろいろな体験、経験をして学んだこと、そしてその経験をもとにこれから頑張っていこうという思いを発表してもらったところです。

今の子どもたちには、自然体験やさまざまな生活体験が不足しているとよく言われます。バーチャルな体験はあっても、何かを肌で感じるような直接体験が少ないようです。直接体験がないと、学び、遊びに対する好奇心や関心もわきにくいようです。ということは、学習する意欲、遊ぶ意欲が育たない心配が出てきます。将来的に何をするにも意欲がない、やる気のない大人に育つ可能性があります。福島議員がおっしゃっておりますように、近い将来国、地域を担う子どもたちに社会学習とともに、行政や議会を身近なものとして早くから関心を持ち、すばらしい地域づくりの芽を出させるという趣旨のもと、この子ども議会についても直接あるいは間接に議会の体験をすることで、行政、政治に関心を持ち、学習する機会、やる気のある大人に育ってもらうためにも、子ども議会の開催は意義深いものと考えております。

今回、町内の両中学校に打診したところです。その回答は、現在生徒会改選の時期ということでありましたので、今すぐに開催というふうなことは難しいというふうなところでありました。生徒会執行部がある程度自分たちで運営できるようになり、生徒総会等で生徒たちからの

意見の集約ができてからの動きというふうなことになると思われます。今後、議会開催のため
に町内中学校と町長部局と協議しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） ご承知のように、今年になってからよその町で子ども議会が開催したって
いうことで、何度か載ったかと思ひます。今、合志市のほうでも定例議会があつておりますけ
ども、合志市の荒木市長も中学生でつくる子ども会議の設立の準備をするということをして
おります。また、将来的には小学生まで広げるよう計画をしていきたいというふうにつてお
られますので、本町も今の答弁にありましたように、有意義であるということであるんであれ
ば、準備が整い次第、なるだけ早い時期にこれ開催していただけたらいいかなと思ひます。決
して無駄にはならないと思ひますので、将来の地域づくり、人づくりのためにもぜひ実施をお
願ひします。

じゃ、続きまして②のニンジンのシンボルタワー設置への取り組み状況はということであり
ますけれども、この件の質問に関しましても、1回目が平成20年3月、2回目が平成20年12月、
3回目が平成21年9月に一般質問をしております。

平成20年3月においては、町の特産品であるニンジンをも県内外にPRし、さらなるブランド
化を目指すためにも、付加価値を上げていくためにも、ニンジンのシンボルタワーの設置を望
むと。また、話題性も出てきて大変効果があるんじゃないかというふうにつて質問をしてく
ります。この当時の後藤町長の答弁として、シンボルタワーの設置というのは大変有効ではないか
というふうにつて思ひます。ニンジンのみならず、農産物の振興のほうにもつながっていく相
乗効果もあるようなことも考えられると。JA菊池、それから菊陽町地域水田農業推進協議
会、こういうところの協力を得ながらどういったデザインにするか、サイズ、設置場所、費用
等も検討しなければならないというふうな答弁をいただけておりますし、その後2回の質問に
対しても同じような答弁をいただけております。これまでの平成20年3月から今日までのプロ
セスの説明をお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 今、福島議員さんが申されましたとおり、菊陽ニンジンは国の指定産
地であり、町としてもニンジンの町、菊陽をPRすることはニンジンのみならず、他の農産物
の振興に相乗効果を生むものと思われます。

さて、20年3月、20年12月、21年9月の議会におきましてニンジンのシンボルタワーの設置
ということでご質問ありました。そのとき、町では平成20年度にマスコットのキャロッピーを
製作し、すぎなみフェスタで発表いたしましたしてPRをしています。このキャロッピーは町のイ
ベントや大津町のイベント等に参加し、PRに活躍しております。そのようなことから、シン
ボルタワーにつきましてはニンジンの町ということをもPRするには有効と認識しております。
それから、設置場所につきましては国土交通省管轄しております区域内は、大変許可が厳しい

ということでもあります。

以上のようなことを踏まえまして、このニンジンキャラクターのキャロッピーを使ったほうが効果があると思われれます。商標登録も済んだところでもありますので、図書館からの立体道路も完成しますので、標識等を加えたデザイン等を検討をし、PRができる親しめる場所等を考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

やはり、その地域をいかにアピールするかと。そのためには、何か注目を集めるようなことをしなければ、その町、地域の名前は出てこないと思うんですよ。一番いい例が隣の県の宮崎県。東国原知事が知事になりましてから、あの人自身のキャラクターがなした技かと思えますけど、全国的に知名度がありますし、そういったことでどんどん営業展開もされて、マンゴーあたりも菊陽のマンゴーと大して変わらないというふうに言われておりますけど、2倍、3倍の値がついている。あるいは、宮崎牛、あるいは地鶏と。そういったことで、その地域、県、町が最初に出てくるんじゃないと思うんですよね。そこで話題性を設けて、初めてその地域の名前が出てくるということですから、ほかに何か有効な話題性があればいいですが、何かほかに有効な話題性がありますか、どうですか。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 話題性といえますか、うちではいわゆるキャラとかそんなのがいっぱいできております。本町におきまして、ニンジンのキャロッピーを製作しましたので、やはりそれを前に出してPRしていくなと思えます。

以上です。

（9番福島知雄君「今、設置に向かって取り組むって答弁したんじゃないなかったかな」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） このニンジンのシンボルタワーっていうことにつきましては、もう設置するというふうなところでいろいろ場所等を探しておるところでありまして、やはり目立つようなところに建てないといけないのではないかとということで、以前「さんふれあ」の一角にこのニンジンの形をしたものを、絵を担当課のほうに描いたものがありましたけども、少しこのアピール性が足りないなあとということでいろいろ思っておりました。そういった中で、このキャロッピーを使ったそういうシンボルタワー的、シンボルタワーといえますか、そういうものを生かしながら、よくどこにでも行きますと、菊陽町はニンジンの産地だということはよく外部の人からも評価していただくようになりましてけども、やはりそういったアピールするためにはこのシンボルタワーを建てて、国道あたりを通られる方から見られてわかるような場所を選ばなくちゃいけないということで、今検討しているような状況であります。

そういった面で、今回つくっておりますあの橋のほうもでき上がるような状況の中で、そういった場所も、これがなかなか国道の敷地内にはもう今は建てることができないもんですから、民地あるいは町有地の中でということになるかと思えますけど、その辺十分効果のあるようなところについて検討を重ねて、この実施に向けたところで取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 町長の前向きな答弁もいただきました。マスコットをつくってですね、キャロッピーですか、で売り出しているということでもありますんで、そういったニンジンタワーも設けていけば非常に効果が出てくると思います。一番いいのは、菊陽バイパス横道合志2号線が開通します。菊陽バイパスの合流点ですね。あのあたりにその案内板と一緒に兼ねたニンジンタワーができれば、「さんふれあ」のほうにも波及効果が大きいというふうに思います。ぜひ早急な取り組みをお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時43分

再開 午前10時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本堅君、一般質問を許します。

○11番（吉本 堅君） 皆さんおはようございます。吉本です。

最近では、一番身近なTPP問題、貿易自由化の問題、どのようにクリアしていくのか。それから、先ほど福島議員の言われました北朝鮮問題をどのようにしてまとめていくのか、日本が対応していくのかということも大きな問題ではなからうかと思っております。

それでは、今回の質問事項を説明いたします。4項目上げております。

1番目が町長が2期目で取り組みたい重点政策についてと、3項目ほどを上げております。それから2番目が、さんさん公園周辺部等公共用地の管理についてということで2項目です。3番目が、菊陽町第2地区区画整理区域内の用途地域の見直しについてと、2項目設けております。それから4番目が、今回の町長選挙における後藤陣営輝くまちを支える会のチラシについてということで、1つ設けております。

あとは質問席のほうから質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） それでは、質問事項1番の町長が2期目で取り組みたい重点政策についてということで、①で白水、久保田、原水地区の振興とはというふうにしております。

このたび菊陽町町長選挙におきまして、現後藤町長は選挙公約の中で白水、久保田、原水地区の振興を取り上げておられます。これらの地域は、久保田、原水地区の一部を除き、大半が市街化調整区域の位置づけであり、もともとの農村集落と圃場整備が行われた優良農地が連なる地域ということです。ここで取り上げておられる白水、久保田、原水地区の振興とは具体的にどのようなことか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この白水、久保田、原水地区の振興についてということでもありますけれども、今吉本議員が言われましたように、この原水と久保田の中には一部市街化区域がありますが、残りは市街化調整区域となっている地域であります。そういった中で、農業、商業、工業、観光などの産業の活性化によるまちづくりの重点政策の中で上げておるわけでもありますけれども、この地域はほとんどがこの農業振興地域内に依存してまして、本町のいわゆる農業を担っているところがあります。そういうことからいたしまして、引き続き農業を中心としたこの産業の振興というのが一番であるかと思えます。農業生産基盤としての農道、用排水路等の整備、また認定農業者を中心として農業従事者や各種の農業生産組織団体等への支援も、今後とも支援してまいりたいと考えているところであります。

そしてまた、新たな工場等の誘致につきましても、景気の動向や企業の進出情報を収集しながら、農業以外の土地利用が必要となった場合は、いわゆる土地利用関係諸法と農地法、農振法等、それから都市計画法とありますけれども、そういったものとの調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

その中で市街化調整区域の見直しにつきましては、益城町、それから合志市、嘉島町と一緒に組織しております市街化調整区域活性化連絡協議会との連携をとりまして、これまでも熊本県のほうにいろいろ要望しました結果、集落内開発制度が実施されるようになったところがあります。本町におきましても、そういった市街化調整区域内での宅地開発等も若干出てきておりまして、その効果が出てきているような状況であります。今後とも、先般もまたその会議がありましたけれども、さらなる見直しを本協議会と連携して県の方に強力に要請していくとともに、また集落内開発制度を活用したこの個人住宅等の建設を図るためのいろんな対策等も講じていきたいと考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、町長の答弁の中で企業誘致、工場誘致という話があったんですが、今その久保田、原水、白水の用地というのはあいておるところと言えば、ほとんどが圃場整備がされた地区ではないかと思えます。そういうところで果たして工場誘致が可能だと町長は考えておられるのか。最有力ということであれば、どのあたりを考えておられるのか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 現時点では、まだ原水工業団地のほうが工業団地が残っておりますけども、この原水、久保田、それから白水の中にも企業等のそういう動向等があれば取り組めるような場所につきましては、それぞれ可能になるような場所があるというふうに見ております。具体的にどの場所かというところにつきましては、ここではその辺は具体的にはまだ申し上げられませんけども、そういった見直しをする場合、そういう企業等の動きがあれば対応できるようなことはできるのではないかと考えております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 余り町民の方々に期待を持たせるようなことを町長が言われますと、なかなか圃場整備をしたところであっても、そういうふうに企業の誘致ができるのではないかと、そういうふうに勘違いっていうか、まあ期待をされてしまわれる方々がいらっしゃるかもしれません。当然、去年だったですか、農地法の改正があつて、圃場整備地区あたりは特に優良農地ということで、なかなかそこにいろいろな企業の進出、役所のいろいろな学校建設に関しても、町長は大分でけん、でけんというふうな対応をとってこられましたので、果たして企業誘致が本当にできるのかなとそういうふうな思いでありまして、町長がこういうふうな選挙公約の中で言われるということは、ある程度期待が持てるのではないかなあというふうに勘違いもされる方もいらっしゃるかもしれません。私もそういう思いで、1番目の項目はしたところでした。

それから、2番に移りますけど、原水駅周辺整備と新たな駅の建設（町図書館付近）とはというふうにしております。現在、原水駅北側においては既存の町営住宅の建てかえが終了し、道路改良工事が終盤を迎えておりますが、改めての原水駅周辺整備とはどのようなことか。また、どのような考えに基づく町図書館付近での新たな駅の建設と考えておられるのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 原水駅周辺整備につきましては、今議員が言われましたように、今駅北側のほうの町道原水駅線の拡幅整備を進めているところでありますが、原水駅前の方ですね、南側のほうにつきましては、こちらの方も非常に段差があるということで問題を抱えている駅でありまして、障がい者等を配慮するようなところも、利用しやすいようなことが短期的にも必要かと思つてるところであります。

そういった中で、この原水駅前周辺の一体的な整備といいますと、これを先行して、これは農地の分につきましては都市計画法のいわゆる線引きっていうことがありまして、線引きの見直しの時点で県の方に要望をしまいったところではありますが、現時点では市街化区域がこの熊本都市計画区域の中にはまだ未開発の部分が多く残っておるということで、またその見直しのほうには至っておりませんが、長期的な視点に立って見直し時期のときには強くまた要望をしまいたいと思います。短期的な中では、現在の土地利用関係のいろんな法律等がありますが、その中で可能な整備については、この課題になっておる事案ごとについて検討して

まいりたいと考えております。

次に、この新たな駅の建設、図書館付近のところということですが、これはもうかなり前になりますけども、平成11年7月に新駅設置促進期成会というのが町のほうで設置されておりまして、JR九州のほうに設置の要望を行った経緯があります。このときは、平成10年6月にオープンいたしました菊陽杉並木公園や、平成12年の開業予定でありました総合交流ターミナル、そして周辺の民間工場施設への町内外からの利用客の利便性の向上を図る必要性からこの期成会が設置されまして、その要望書の署名活動を展開したところでありまして、その結果、約3,500名の方からの署名が集まりまして、平成11年8月にJR九州本社、それから熊本の支社のほうに対しまして要望書を提出いたしておるところであります。その提出後、JRとの協議の中でいろんなこの課題が出されまして、特に自由通路のほうを旧の国道57号線、現在の熊本菊陽線のほうから公園側のほうにそういう自由通路をまずつくらなければならないということがありまして、それから費用の関係などいろいろ話がありまして、実現には至っておられないような状況であります。

ただ、今回この横道合志線のほうの橋の方もかかりまして、ここに歩道等も設置してありますので、そういう面を利用すれば、その自由通路の方についてはクリアできないかなと考えてるところでありますけども、菊陽杉並木公園、それから総合交流ターミナル、それから図書館、民間の会社、工場等への利用者の利便性はもとより、周辺の方々のこの人口増加の中で、通勤通学者の利便性の向上を図るためには、その駅の設置というのは重要ではないかと考えているところでありまして、この新駅の設置に関しましては、費用等も相当かかるであろうと予想されますし、引き続きJR九州のほうと協議をして、どういうところが課題か、そして経費等もどうかというようなところも協議を重ねながら、長期的な視点に立って協議を重ねていきたいというふうに考えているところでありまして。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、町長の答弁のとおり、私も以前、今町長のほうからこの新駅建設に関しては平成11年7月というふうなことで、町執行部から私たち議会のほうへの説明がありました。当時のJRの試算では採算がとれないということ、あるいは駅建設費用や後の維持管理費は町負担であり、毎年何千万円かの維持管理費負担が発生するとの説明があったようでした。現在も当時の説明から状況の変化は見られませんが、改めての新駅建設の必要性ということに関してもうちょっと詳しく、それから議会に説明された当時の新駅の建設費用、平成11年7月議会の当時ですね、建設費用、維持管理費用等が町で負担すべき費用として説明がされましたか、どれくらいの費用だったのか。それからまた、現在での試算というのは、今の町長の話では余りされていないような気もするんですが、提案される以上はその辺まではある程度されてるのではないかなと思ったんですが、わかる範囲で町長の答弁を求めます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 当時の費用、建設費ということですが、手元のほうに持ってき

ておりませんが、当時といたしましてはやはり新駅っていういわゆる行政からの要望になりますと、すべて費用負担というのが町側に来るということでありまして、そしてこの乗降客数、それとの差によりまして、そこの駅を設置したためにJRのほうの負担になる費用というのは、町のほうで持ってもらわなきゃいけないというような話があったところでもあります。そして、それから時間はたっておりまして、今回この今、橋ができて、歩道、いわゆる自由通路等の分についてはそれを利用することでクリアできるかどうか、さっき言いましたようにその辺もありますので、具体的にJRのほうとまた協議を重ねてはっきりした数字あたりは出していきたいということで、現時点ではそこの試算までは至っておりません。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 町民の方々からすれば、駅間の距離が短いということは、確かに利用しやすいという面では短いほどありがたい話ではあるんですが、その費用を全額町が負担するということは、それなりの財源が必要です。この図書館付近に新駅ができた場合、先ほどの町長の答弁では署名数として3,200名ほどの署名があったということなんですが、果たしてどのあたりの地区の方々がどのくらいそこを利用されるのかと。その辺をどういうふうに想定されているのか。採算を度外視しても必要と考えるのか、町長に再度お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 当時とまた現状ではかなりこの状況が変わってきておるようなところもありますので、当然そういった費用対効果というのは十分検討した上で、実施に入る段階では見きわめが必要かとは思いますが。そういう意味で、協議を重ねて長期的な視点に立ってっていうのは、そういうところから申し上げたところでもあります。そういうことで、まずJRの、また周辺の状況の変化したところ、そういうものについてはも十分精査しながら検討に入っていくたいというふうに思っているところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 先ほど町長の答弁では、平成11年7月ごろの資料というのは持ってきてないということなんですが、新駅建設計画を一度提案されたことがありますので、町長はどのくらいの予算が必要だということは当然わかっておられると思います。記憶がなければ、一般質問の通告を前もってしておりますので、当然その辺の資料も持ってこられて、答弁を明確にされる必要があったんじゃないかなというふうに考えます。

3番目のどの地域をどのように魅力ある商業地の形成をするのかということに移ります。

菊陽町の中で光の森地域は区画整理後の分譲開始と並行して住宅建設、大型ショッピングセンターの進出等、店舗の進出がある程度落ちつきました。町長はどの地域をどのように魅力ある商業地の形成に取り組まれるのか、具体的な町長の答弁を求めます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問、どの地域をどのように魅力ある商業地の形成をするのかというご質問でありますけれども、この件につきましては本町の商業地は近隣地域を対象にし

たものと、沿道利用型のものに大きく分ければ分けられるんじゃないかと思っております。近隣地域を対象とした商業地というのは、今言われましたように光の森駅の北側の集積地や三里木周辺でございますけども、来客者が安全でかつ快適に買い物ができるよう、また各商業施設を回遊できるような施設整備に努めたいと考えております。また、菊陽バイパス沿線が沿道利用型の商業地でございますが、自動車利用が主でございますので、高木や低木の植栽の配置や、利用者にとって快適な買い物空間に配慮しつつ、菊陽第2地区の区画整理事業の進捗状況を見ながら、商業系の用途地域をこの菊陽バイパス沿線まで拡張することも念頭に置いて、地域にふさわしい道路景観を必要に応じながら検討をしていきたいというふうに考えてるところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、町長が幾つか町長の思いということで述べられたんですが、それは町長の任期中に必ず実現させるということなのか、そういうふうなことで取り組みたいということなのか、再度お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 用途地域の見直しの中でもいろんな合意形成を図っていかなければなりませんので、その期間に、任期中にということでその確約はできませんけども、そういった努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 大見出しの2番ですけど、さんさん公園周辺部等公共用地の管理についてと。その①ですけど、町道、公園等、図面上での管理の仕方とはとしております。

この件に関しましては、たまたま字図を見る機会がありましたので、気づいたというところでした。この親水公園、みんなのふれあい公園は平成2年から平成9年度まで総事業費約60億円を投入して建設されたものです。これらの公園は、用地買収する前の地番そのままです。通常公園用地として1団地を町が買収したのであれば、それらの筆を合筆し、まとめておく必要はないか。さらに、平成10年から平成12年度事業として、この公園の近隣で「さんふれあ」が総工費13億7,000万円でオープンしました。しかし、この「さんふれあ」の施設に隣接する南側の道路は、現在も字図上道路としての区別がつきません。例えば、公園の中に数十筆の土地があれば、それぞれの筆の境界管理がなかなか大変です。公園の工事をすれば、その都度敷地内の境界ぐいがなくなることが考えられます。通常、町道や公園の新設工事や改良工事が終われば、分筆登記や合筆登記をして、道路や公園の形状を字図に明示します。このあたりの町道や公園の工事が終了して約10年ほどたちますが、どのような理由で町道や公園が字図上明示されていないのか。今後もこのままにしておく理由は何か。今後というのは、今省かせていただきます。このままにしておく理由は何か、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） お答えいたします。

杉並木公園、さんさん公園ですけれども、議員が言われますように平成3年にリーディングプロジェクト推進事業の採択を受けまして、平成4年度から現在の町道杉並木公園線を含む公園の用地買収に着手しております。畑、山、山林だったところを用地買収し、図面はもとのままで公園、道路等ができております。管理の面からいいますと、公園、道路とも現場での維持管理となりまして、図面上での管理を行っているわけではありません。また別に、道路は道路台帳、公園は公園台帳がございますし、道路部も公園部も菊陽町名義であるため、特に問題になっているということではございません。

しかし、字図上で道路、公園の位置が明確であったほうが本来の形であるかと思えます。今から道路部の分筆や里道のつけかえを行うためには、まず公園の外周を測量し、今の現在の町道及びつけかえ道路の測量を行う必要がありますことから、それから登記ということになりますけれども、かなりの経費が今から行うと必要になるかと思えますので、将来的には行ったほうがいいかと思えますが、現在のところは行う計画はございません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、課長のほうから同じ町道と公園だからという話があったんですが、極端に言うならば、やっぱり「さんふれあ」を建設するとき、例えば建物を建設するとき4メートル以上の道路に対して2メートル以上の隣接が必要だと、接道が必要だということからしましても、道路と公園というふうなものを一緒にしとくというのはいかがなものかなあというふうに思います。予算がないからどうのこうのという話ではないと思います。土地の合筆であれば添付図面も少なくても済みますが、分筆となれば現地での境界ぐいの復元、立ち会い等それなりの予算が必要になります。それらの事業当時、当然済ませておかなければならなかったことでありますし、そうすることで余分な予算を使う必要もなかったはずで、これらの道路や公園が幾ら町所有であっても、公園と道路ははっきり区別して管理する必要があると考えます。分筆登記、用地買収、所有権移転登記はどこまで終了しているのか。先ほど課長のほうから答弁があったんですが、再度どこまで進んでおるのかということでお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） お答えいたします。

所有権移転登記はもちろん個人さんから買収をして、菊陽町名義になっております。それと、分筆ですか。

（11番吉本 堅君「分筆は全くしてない」の声あり）

分筆は1筆買いがほとんどだったと思いますので、分筆すべき土地があったのであれば、もちろんそれは分筆をしてあります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 1筆買いということで、分筆まではしてないということのようでありま

す。町道や公園を図面上整理し、管理することで、国からの交付税の対象になるということのようであります。それは道路台帳、公園台帳ということで管理はしてあるということですね。

町長、再度お尋ねなんです、予算の都合でとか何か言われたんですが、早急にこの対応をとられる考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今お答えしましたように、管理上はこの道路台帳、あるいは公園台帳のほうで管理しとるということでありまして、登記簿上はできてないというようなことでありますけども、費用等がかかる場所でありまして、その辺十分また精査させた上で今後どうするかについては費用もかかることということでありまして、その辺もちょっと調査をさせてみたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 同じ公園、その付近のことなんです、あえて道路と公園というふうに管理は図面上での管理ということで分けたんですが、公共事業地内、里道、水路の図面上での管理の仕方とはとしております。

里道、水路の所有者が2005年3月31日までに国から市町村に無償譲渡されたということですが、これらの里道、水路の用途廃止、つけかえについては自治会長、水利関係者、隣接所有者及び利害関係人等の同意が必要とされております。さんさん公園周辺の字図を見ますと、現在も道路、公園等の公共用地の中に里道あるいは水路が残っておりますが、里道、水路の用途廃止、つけかえが必要ではないか。また、町がこれだけの事業をして10年以上たっても、つけかえや用途廃止の手続がされないのはどうしてなのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 先ほど道路と公園の境がわからないということで、敷地内に里道も通っておりますけども、現在は公園とか駐車場になっている分もあるかと思います。公園整備でもとの里道にかわるつけかえの道路等の整備はしてありまして、公園周辺の地権者の迷惑にならないような形ではあるかと思いますけども、道路と公園と同じように字図上のつけかえはしてない状況であります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 町長、その辺のところはやっぱり民間の場合にはかなり厳しく用途廃止、つけかえというふうな手続が指示されます。その辺のところは、民間、個人の方々には厳しく言って、町とすればゆっくりやっとうというふうなことではどうかなあと。今課長のほうで大体あの隣接には影響がないんじゃないかという話もあったんですが、もう一回図面を見ていただきたいと思います。たしか、「さんふれあ」の西側の今砂利敷きの駐車場あたりから延びてる里道あたりもあったんじゃないかなあと考えております。その辺を十分役場内部の連絡網をフル活用していただき、慎重に対応をとっていただきたいと考えております。

それでは、3番目の菊陽町第2地区区画整理区域内の用途地域の見直しについてとしております。

①で平成13年議会答弁以降、現在までの年度ごとの用途地域の見直しに関する対応とはとしてしております。

この用途地域に関しましては、昭和46年に用途地域が決められ、約40年間そのままの状況です。さらに、第2地区区画整理区域、93.1ヘクタール全域の用途が工業地域です。この第2地区区画整理区域の用途地域の見直しに関しましては、平成13年第3回、第4回の一般質問で続けて取り上げております。平成13年第3回議会の一般質問では、工業地域に住宅を建設することは可能であるが、危険性が大きいのか、著しく環境を悪化させるおそれがある工場の建設、火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵処理量の多い施設等の建設が可能な土地であり、時期的にも見直す時期ではないかと質問をしております。そのときの答弁では、区画整理事業が認可されたことから、住宅と商業施設、工場などの混在化を防止するため、区画整理の計画とあわせて見直しを予定していると答弁はあっております。

また、その年の第4回議会の一般質問の答弁では、都市圏マスタープランの点において来年から見直しに着手し、再来年は改定される予定であると。町としても本町の現状に合ったマスタープランの位置づけの変更をお願いし、現在施工中の区画整理事業の進捗状況を見ながら、用途地域の見直しの検討をしていきたいと答弁をされております。

しかし、丸9年たっても何の変化もなく、用途は依然として工業地域です。そこで、平成13年議会答弁以降、現在までの菊陽町第2地区区画整理区域内の用途地域の見直しに関する対応として、町は毎年度ごとにどのような動きをされたのか。余り小さなことは要りませんので、答弁願います。

○町長（後藤三雄君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） お答えします。

本町はご存じのとおり、昭和46年5月18日に熊本都市計画区域に編入されまして、同時に区域分、いわゆる市街化区域と市街化調整区域の線引きがなされております。それと、今までちょっと若干説明間違っていたところがあったかと思えますけれども、昭和48年12月20日に用途地域が指定されまして、第1種及び第2種の住居専用地域と住居地域、近隣商業地域、工業地域の5種類の用途地域が指定されております。

その後、改正によりまして、住居系の用途が3種類から7種類に細分化されましたので、現在では本町では8種類の用途地域になっておりまして、その中で菊陽第2地区区画整理事業地区内はただいま議員がおっしゃいましたように、全域が工業区域となっております。

それで、ご質問の平成13年議会答弁以降ということでございますけれども、ただいま議員おっしゃいましたように、平成13年の第3回及び第4回の定例会におきまして、吉本議員さんがご質問をされております。その中でただいま議員さんも言われましたけれども、区画整理とあわせて見直しを予定しているという旨、また現在県において改定準備中のマスタープランとの整

合性、調整についてもあわせて進めていく予定というふうにお答えしております。

そういうことで、平成14年度から平成15年にかけて、県の都市計画区域マスタープランの改定のための協議の中で何回も調整してまいりまして、平成11年3月31日告示のマスタープラン、これは正確には市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発または保全の方針と申しますけれども、その中では土地利用の方針で菊陽町の津久礼地区等の地区については、今後とも工業地としての土地利用の増進を図るというふうになっておりましたけれども、平成16年5月17日告示のマスタープランでは、ただいま言いました菊陽町の津久礼地区という文言は削除をされております。また、その後も引き続き見直しの検討を行ってきたところでございますけれども、区画整理の事業中での用途変更は事業計画や、仮換地指定、これ個人の財産価値にも影響しますことから、現在まで見直しに至っていないということでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 仮換地状況では、見直しができないということですかね。なかなか大変なことではないかなあと思っております。平成22年度末の第2区画整理事業の進捗率ということで、見込みということではありますが、72%ということです。これが今のままで仮換地が終わってからと言えよならば、もう全部建物の張りつきが終わるといえるのか、後でどうにもならんというふうな状況にもなりかねんのかなあと思うんですが。

町長、もうちょっとその辺のところを当時からですね、仮換地と言われますと、第2地区の仮換地状況ならばずっと後の話ではないかなと。第1区画整理が終わってから第2区画整理に入られた状況で進める段階だから、どうにかならなかつたんでしょうか。どうにもならなかつたんでしょうか。そこはもう一度お尋ねいたします。

○町長（後藤三雄君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） ただいま申しましたように、換地で用途が変わりますと当然資産価値といえますか、建築物等の制限等も発生しますし、また区画道路の形態等も見直しが必要になる場合もございます。区画道路の見直し等につきましては、これ国土交通大臣の同意が必要になってまいりますので、簡単に見直すということも非常に困難でございます、仮換地の納得ができないと事業進捗にも重大な遅延と申しますか、おくれ等も発生しますので、なかなか難しいところが現実的にはあるということでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 次の2番目の工業地域を住居系用途地域に見直す方法と見直す時期とはとしております。

この第2区画整理区域はどう考えても一部を除いて工業地域ではなく、住居系用途とすべきと考えます。用途地域を見直す時期がおくれればおくれるほど用途地域の見直しが難しくなり、一刻も早い用途地域の見直しの対応が必要であると考えます。菊陽町都市計画マスタープラン

ランが平成22年3月に発効され、地区別構想として菊陽中部小学校区区域都市づくりの目標の中で土地利用方針という項目があります。そこでは、工業系用途地域を指定した地域について。将来的には、その機能をセミコンテクノパークや原水工業団地へ誘導し、可能な限り住居系の土地利用へと転換を図るとなっています。このことは、工業地域を住居系用途地域に見直す方法として、既存の工場等を町負担で移転させるということなのか、どのような見直しの方向なのか。また、今仮換地状況ではなかなか見直しも大変だという話もあったんですが、見直す時期ということについていつごろになるか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） お答えします。

ただいま既存の工場等を原水工業団地等に町の費用で移転させるのかということにつきましては、結論から申しますと、町の費用で移転というふうには考えておりませんが、工業地域、用途を見直す方法ということで申し上げますと、工業地域を住居系用途地域に見直すには、これは用途の変更すべてですけども、都市計画の変更が必要となってまいります。都市計画の変更につきましては、都道府県決定と市町村決定がございまして、本町の用途地域の変更は町決定で県知事の同意が必要ということになります。

ご質問の見直す方法ということでございますけども、都市計画決定や変更の手の流れにつきましては、まず住民説明会等の開催によりまして住民の意見等を反映させた案を作成しまして、2週間公告、縦覧を行わなければなりません。その後、町の都市計画審議会に諮問する必要がございますけども、案の縦覧期間中に意見書の提出等があった場合には、その意見もあわせて諮問いたしまして、審議会の意見をつけて県知事の同意を求め、同意を得た後、都市計画の決定、告示、縦覧というふうになります。

また、見直す時期はということでございますけども、これ先ほども申し上げましたけども、区画整理の事業中での用途の変更は事業計画や仮換地指定に重大な影響を及ぼすこと、また既存の工場等の不適格建築物が生じること等慎重に検討する必要がございまして、現時点では時期について明確にお答えすることはできません。

なお、県知事の同意に関しましては、ある程度の連担性がないと、部分部分の虫食い状態での変更は当然同意が得られませんので、昨年度に県の担当者と五、六回の協議を行っておりますので、今後も引き続き慎重に検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 将来的には、その機能をセミコンパークや原水工業団地へ誘導すると言われますが、移転を余儀なくされる企業の中には当然移転したくとも移転できない企業も考えられます。セミコンテクノパークや原水工業団地は、どのような企業でも移転受け入れが可能か、現時点で移転対象企業は何社ぐらいというふうに考えておられるのか、わかる範囲でお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） これは移転につきましては、先ほども言いましたように町のほうから移転させるということではございませんので、移転しない場合既存不適格の工場が出てくると。先ほどの県の担当者と昨年五、六回協議しました中で、これだったら県知事の同意も得られるんじゃないかというある程度の案はまとまっておりますけども、その中では不適格の工場というのは五、六社が出てまいります。その辺をどうするか、今後慎重に検討する必要があるということでございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 用途地域の見直しとかなかなか大変だとは思いますが、移転費用あたりも町の負担ができるだけ少なく済むような方法で頑張っていただきたいなというふうに思います。

最後になりますが、4番目の今回の町長選挙における後藤陣営、輝くまちを支える会のチラシについてということに移っていきます。

①が何かと過去に問題を持つ議員、反対のための反対しか唱えない議員とは、また我が後藤三雄を強力に支える議員団は良識の議員団であるというふうなチラシが届きました。これについてお尋ねをするんですが、今回の町長選挙では後藤町長陣営の輝くまちを支える会からチラシが町内全域に後藤町長が発行されたチラシと一緒に配布をされたということです。私の家には直接配布はされませんでした。同僚議員から手に入れることができました。

このチラシの内容は、何かと過去に問題を持つ議員や反対のための反対しか唱えない議員と違い、我が後藤三雄を強力に支える議員団は良識の集団ですとされております。さらに、そこには現後藤町長の似顔絵と、議長を初め10名の現職議員の方々の名前が明記されております。町長は何を根拠に何かと過去に問題を持つ議員と言われるのか。また、反対のための反対しか唱えない議員とは何を根拠にと言われるのか。さらに、後藤三雄氏を強力に支える議員は良識ある議員と判断されたのは、どのような基準に基づくのか。このチラシに名前が載っていない議員は、いわば後藤三雄氏を支援すると表明しない議員は良識がない議員ということなのか。この3点について町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの質問でありますけども、このチラシの件につきましては私はもう全く関与をしておきませんので、これについていろいろ答える立場にはないんですけども、私自身は議員の皆さんはそれぞれの住民の皆さんから選ばれた良識のある方々だと信じておるところであります。

そして、この町政に対する姿勢でありますけども、すべての町民の皆さんのための町政を行うことが私の使命であるということでありまして、ただいまの質問につきましては直接どうこうということで私がかかわったわけではありませんので、この答弁のほうは差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、町長は全くこのチラシには関与してないというふうな答弁のようでしたが、このチラシを見ますと、10名の議員以外の議員の方々はいかにも反対のための反対しか唱えないとも受け取れます。後藤町長自身が関係する町長選挙において、町内不特定多数の家庭に配布されたにもかかわらず、町長自身が何も説明できない内容であり、あえて議員を誹謗中傷するチラシが配布されたことは事実です。また、このチラシの配布から既に3カ月ほどたちますが、このことに関し町長からは何の説明もありませんでした。後藤町長がこのチラシを配布されたことで菊陽町不信に陥られた方々は多いと考えます。町長はこのことを町民の方々に何と説明されるのか、再度お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） もう何度も繰り返しますが、私自身が関与したものではありませんので、この件につきましてはそういった町民の方にどうこうということは、私自身のほうからは何かをするというようなことは考えておりません。そして、この中にありました反対のための反対ということでもありますけども、私自身は議員の皆さんはさっき言いましたように良識のある方々で、議会の中ではそれぞれのケース・バイ・ケースで賛成、反対の意思をされておることで、そう信じておるところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 私が全部このチラシを持って回ったわけではありませんので、確定的なことは言えませんが、ほぼ全域にわたってこのチラシは回ったというふうな話も聞きます。そのようにしてこのチラシが配布されたことに関し、後藤町長の今の答弁のとおり全く関与していなかったと、知らなかったということで済まされることではないと考えます。このようなことが議会のまとまりを損ない、菊陽町不信につながることを危惧するところです。

これをもちまして私の質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時48分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

梅田清明君、一般質問を許します。

○15番（梅田清明君） こんにちは。

今年も残すところあと17日。月日のたつのが大変早く感じられます。議会も今度の12月議会

と3月議会しか質問の機会がございません。今回は、ここ4年間で質問した問題を検証してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、AEDについて質問してまいりたいと思います。

これについては、平成19年9月議会において質問しております。そのとき、保育園や各小・中学校にAEDを設置していただきたいとお願いいたしましたところ、現在では全小・中学校に2個ずつ配置されております。そのときの質問でも、小児用パッドを取りつけることにより、1歳以上8歳未満の子どもにもAEDが使用できるようになったから、保育園にも設置していただきたいと質問しているが、いつごろ設置されるのか、町としては計画的に設置してきたいとの答弁だったが、保育園についてお伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） こんにちは。

ただいまの梅田議員の質問についてお答えいたします。

AEDという機器につきまして、ご存じのとおり心臓の心室細動、いわゆる心臓の心室が小刻みに震える一種の心停止の状態を言うことというふうにされております。これを起こした人に音声に従いましてボタンを押すなど、2ないし3の操作のみで医療知識や複雑な操作なしで心臓に電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための機器であります。救急車が到着するまでの間の有効な処置と言われておりまして、最近では鉄道や空港、ホテル等の公共施設を初め、学校や地方公共団体等にも普及し始めたところでございます。

さて、公立保育園にもAEDの設置が必要ではないかのご質問ですけれども、今回熊本県の地域子育て応援事業を活用しまして、公立保育所8園にAEDを配置すべく12月の補正で予算措置をお願いしているところであります。この事業につきましては、県の経済危機対策に盛り込まれました安心こども基金の拡充によりまして実施されます地域子育て創成事業でありまして、県の全額補助であります。本町は、この事業の該当する幾つかの選択肢の中から検討しました結果、先ほどおっしゃいましたように1歳から利用できますので、子どもや園の職員、それから送迎の保護者及び近隣の住民等にも緊急時には活用できると判断しまして、AEDの設置を選択した次第でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 早速、県の事業でやるけれども、設置するというところでありがとうございます。私も何回かやっているのですが、いわゆる電気ショック等余り細かいことは言わず、申しましたけれども、課長が詳しく答弁されましたので、その点省いていきたいと思っております。

その次に、私立保育園が菊陽町には3園と幼稚園が1園ございますが、私立保育園等についてはもうAEDは設置されているのか。設置されていないければ、予算要求は町を通してするのか。それとも、各園ごとなのかお伺いいたします。町を通してならば、私立にもAEDを設置していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらで確認しましたところ、まだ私立の保育園、幼稚園には設置はされていない模様でした。そこで、この事業につきましては私立の保育園、幼稚園につきましても対象となりますので、県より直接4園には通知されておりますから、もちろん無理は言えませんので、できることならこの機会に公立と一緒にAEDの設置を選択していただくようにと連絡をいたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） その場合に要求と申しますか、予算は各私立保育園が面々に行うのか、町を通して行うのか、お伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） まず、申請自体は各園で申請していただくこととなります。限度額が30万円というふうに決められておりますので、もしそれを超えました場合は、差額分については町のほうで負担したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 次に、3番に移りたいと思います。

現在まだ設置されていない公共施設にも早く設置をと通告しておりますが、私は平成17年12月議会で一般質問をしております。また、平成19年9月議会で一般質問しており、今回が3回目であります。町施設におけるAED設置状況を見ますと、18年度に6カ所ついております。20年度に10カ所ついております。8小・中学校においては2個ずつ設置されており、保育園が今度設置されるならば、町施設で設置されていない施設は7施設です。7カ所になります。23年度でぜひAEDをつけていただきたい。命を守るための万全のシフトでございます。また、あつてはならないが、万が一のためにもぜひ全施設にAEDをつけていただきたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） ただいまのご質問に対してお答えしたいと思います。

ただいま梅田議員のほうから言われましたように、平成17年12月、それから19年の9月の議会におきましてご質問がっております。これまでの公共施設に設置しました箇所について少し内容を説明しますと、平成18年度に役場、それから図書館、それから西部町民センター、それから武蔵ヶ丘コミュニティーセンター、それから総合交流ターミナル「さんふれあ」、それから老人福祉センターの計6カ所設置しております。ただいま議員も言われましたように、平成20年度には武蔵ヶ丘支所、それから三里木町民センター、それから各小・中学校へ設置をしたところでございます。また、貸出用ということで各種イベント等において使用するため、総

務課の方に1台備えつけをしております。議員からご指摘の公共施設にまだ7カ所設置されていない施設につきましては、東部町民センター、それから南部町民センター、それからふれあいの森研修センター、それから中央公民館、町民体育館、菊陽杉並木公園、ふれあい交流・福祉支援センターの7カ所でございます。

今後なんですけれども、一応公共施設へのAEDの設置につきましては、まちづくりの一環として掲げております安全・安心なまちづくりという観点から、重要な項目ということで位置づけをしておるところでございます。議員のご質問のとおり、まだ設置していない7カ所につきましては、できる限り早い時期に設置してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 今、総務課長のほうからできるだけ早い時期に設置したいという答弁だったと思いますけれども、ぜひ23年度には設置していただきたいと、このように思うわけでございます。

次に、4番の使い方の講習についてお伺いいたします。

AEDを設置しても、使い方がわからなければ宝の持ち腐れです。講習会を年度初めに開催してください。消防署や日赤等に要望して、学校ごと、園ごと、各センターは何カ所とか、計画的に毎年計画していただきたい。あってはならないが、町から一人も犠牲者を出してはならないと強い決意のもとに講習会を行っていただきたいと思いますが、町長のご所見を賜りたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） AEDの設置にしても、実際に使用できる人がいなければ設置した目的が達成できませんので、議員が言われるようにだれもが使用できるような体制整備を図ることが重要であるということで認識をしているところでございます。使用の講習会につきましては、現在菊池広域連合の消防本部の各消防署が救急法の講習会とあわせてAEDの使用説明を行っております。講習会の実施場所については、消防署に出向くか、もしくは依頼した団体へ消防署職員が出前講座的に出張されて実施するというところでございます。本町における講習会の状況なんですけれども、消防団団員が救助法とあわせてAEDの講習会を毎年分団ごとに訓練、また受講をしておるところでございます。別に、町の地域関係の区とか自治会では、各地域で組織されております自主防災組織等の活動の一環といたしまして、消防署に依頼して使用方法の指導を受けている団体もあります。

今後なんですけれども、ご質問がありましたAEDの講習会を各行政区ごとに実施してはどうかということでのご質問ではないかと思っておりますけれども、まず公共施設のほうにAEDの設置をしておりますので、施設長を初め実際に施設を利用する方々が万が一の場合もございまして、そういったことも考えられますので、各公共施設の主催で利用者に対してAED及び救急法の講習会を実施することも大事なことであるということでございます。また、行政区ごとに

講習会の実施を要望される区、自治会につきましては、役場のほうに使用講習会の要請によりまして、専門的な立場から消防署職員による講習会の開催を行うような体制が整っておりますので、これからはそういったところで利用していただきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 私の質問の要旨の書き方が悪かったと思いますけれども、各行政区というとか各部落とか何かじゃなくて、保育園なら保育園、小学校は小学校、役所は何カ所か集まるとか、そういう行政区という意味だったんですけれども、その点よろしく願います。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） その辺も先ほど利用する施設長ということで、施設のほうにもそういった呼びかけ等なり、計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 続きまして、2番の電子黒板の利用についてお伺いいたします。

電子黒板については、昨年の6月議会で質問いたしました。すぐさま設置していただき、ありがとうございました。私はどのようにして授業が行われているのか一度見たいと思って、北小と菊陽中学校に見学に行きましたが、授業があつていなく、とても残念でした。どうしても授業が見たいという思いにかられ、学務課長に町内どこでもいいから授業があつているところを教えてほしいとお願いしたら、北小に何日の10時半に行ってくださいと電話がございましたので、その日の10時半前に行きました。そして、40分から授業が始まりますということで、校長室で校長先生と教頭先生と私3人でお話をしている間に時間が来ましたので理科室に案内されました。ちょうど準備中でした。そのとき大変驚きました。カーテンが短く、電子黒板が光で見にくい。これは電子黒板では余り授業がなされていないなと思った次第です。その前に各教室にテレビが入れてありますけれども、パソコンとつないで授業があつているのかと思いましたが、そこで、学校全体でカーテンの丈が届いているのか、もう一度学校全体8校全部光に関係なく、テレビが見えるのかチェックしていただきたい。そして、カーテンがちぐはぐの場合、全部整備し直してください。このことについて答弁を求めます。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 質問項目の1番の方からお答えさせていただきたいと思っております。

まず、電子黒板につきましては今議員さんが言われましたとおり、昨年経済危機等の予算によりまして設置ができております。ただ、今議員さんが申されましたように、運用面で今後検討をすべきところがあるという部分を認識しているところです。実情としましては、電子黒板につきましては各学校1台ずつ購入しておるところです。中身としましては、液晶テレビの52インチ等の一体型の電子黒板で移動可能なものであります。利用する教室としましては、理科室、パソコン教室、各学級の教室など、各学校で使い方に応じて移動して使うという状況がございます。利用する教室には、基本的にカーテン、暗幕、ブラインド等を設置しております。

が、テレビと一体型の電子黒板につきましては画面が明るく高精彩なため、カーテン等は必ずしも必要はないか思っております。しかし、暗幕等の劣化などに応じまして、必要であれば整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） そのカーテンがきれいに整備されてなくて、何で授業ができますかとなんしておりますけれども、カーテンをつけてくださいという学校からの要望はどの学校からもなかったのか。パソコン各教室に置いてあるでしょ。それが全部きれいに完備されているのかというのを伺いたいんですけども。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、カーテンの設置要望でございますが、基本的にはさきに申しましたように設置済みであるという部分を踏まえまして、先日来年度予算に向けての学校ヒアリングを行っております。そういう中で、各学校のヒアリングの結果としまして、劣化等により必要であるという部分の学校としましては暗幕、カーテンにつきましては菊陽北小学校ですね、こちらの方の理科室。これが今先ほど議員さんが申されましたとおり、もう劣化しておるとのことでの買いかえの要望が1校だけ上がってきているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） ということは、ほかの学校はもう完備はされているということですかね。はい、わかりました。

次に、各学校ごとに電子黒板で今年何時間授業が行われたのかと通告しておりますけれども、本当に授業が行われるならば、カーテンの要望もあったろうにと思いました。北小ではちょうどパソコンをつないで、山から川が流れていて、上流、中流、下流の石の大きさや川岸の変化について授業がなされていました。私が先生にペンは使わないのですかとお尋ねいたしましたら、先生はすぐさまペンは操作、使い切らんと言われました。北小の先生は優秀でパソコンとテレビをつないで授業ができる唯一の先生だなと思いましたけれども、その先生ですら電子黒板で専用ペンで授業ができないと。これは大変だと思いました。

そこで、8学校、学校ごとに今年何時間授業があったのか、正直に答えていただきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

各学校によりまして、まさしく活用の状況というのはさまざまです。各教科において利用状況としましては、写真や動画等の資料の提示、また分度器、それからコンパスの使い方、電子黒板の視覚的効果を活用した授業に活用されているというのが状況です。時間数としまして

は、理科の授業については1日1時間程度ということで報告が上がっております。それから、そのほかの授業につきましては、今議員さんも申されましたけども、月平均で1時間から2時間程度という状況で上がってきております。そういう中で、やはりそういうような現状でございますので、非常にこのやはり理科、社会も含めまして映像資料を使った授業というのが非常に子どもたちのためには有効であるというのはいまもうわかってるんですが、さきに言われましたとおり、それを使って教える教職員側ですね。このあたりのやはり技術と興味を持っていただいて、子どもたちに教えるという部分が非常に今から、機器の導入は終わっておりますので、今後はそのあたりに力を置いていきたいと思っておるところでございますが、そういう中で正直に時間数をということでございます。報告の範囲でとどまりますけども、中部小学校で30時間程度、南小学校で20時間程度、それから菊陽北小学校で30時間程度、武蔵ヶ丘北小でやはり10時間程度ですね。それから、武蔵ヶ丘小学校で10時間程度、西小学校では時間数としては上げられておりませんが、国語においては資料の提示、算数では分度器、コンパスの使い方、図工では作品鑑賞、それから社会につきましては都道府県の指導というような状況で利用されております。それから、さきに申されました菊陽中学校にも視察にということで、ただ授業があつたらんかったというお話があつたんですが、菊陽中学校では活用なしという報告を受けております。それから、武蔵ヶ丘中学校におきましては、さきに申しましたとおり時間につきましては1日1時間程度、それから技術等におきましても20時間程度という報告が上がってきている状況でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 菊陽中学校ではなしと。実際、私も見たいから校長先生に聞いたんですけども、もう結局は返答がなかったんですよ。子どもに聞くのが一番わかるけん、子どもに聞いたところ電子黒板で授業はあつてないと。各教室のテレビでの授業はどのくらいあつてるかといったら、3カ月に1回ぐらいと。ただし、それが全部正解とは言えんけど、余りこの各30時間、20時間って書いてあるけども、行われていないんじゃないだろうかって私は思うわけですね。結局は、先生のその何ていうかな、勉強というか能力というか、そういった得手、不得手の関係もあるので、次の4番に移りたいと思います。

平成10年に2回パソコンの講習やIT情報技術の意識の啓発、ちょうど平成12年度に全小・中学校にパソコンが設置されております。当時の中村教育長はこう述べておられます。学校現場では、指導者の研修が追いつかない状況であります。特に、年齢、性によるギャップはかなり大きいようでありまして。これは10年前であります。今度は、テレビにパソコンをつないでの授業、電子黒板へつないでの授業とついていけないのは目に見えております。やはり、メーカーによる講習を何回かやる。これしかない、覚えてもらうしかございません。また、若い先生は覚えるのが早く、各学校二、三名は早く電子黒板を自由に使いこなせるように講習に行くか、メーカーを呼んで講習するか、まず先生が努力していただきたい。先生は子どもには勉強

せえ、勉強せえと言われるが、先生自らが勉強してもらいたいものです。大変すばらしい電子黒板が入っているのに、使わずに何か物置に置いてあるように感じます。先生といえども、不得意は不得意で手を出そうとなさらない。やはり、最初はメーカーから来て講習会を2時間を3日ぐらいして、して見せてやらせてみる。また、先生も自分の授業に関する質問をどういふふうに操作したらいいのか、聞いていけばいいんです。若い先生が3人もマスターできれば、ほかの先生も自然に覚えることができます。また、先生は何年かすれば異動がございませう。そのとき、菊陽町から来た先生は電子黒板を悠々と使われますと鼻高々になります。だから、学校ごとに電子黒板の講習会をメーカーを呼んで年度初めに開催していただきたい。このように思いますけれども、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のご質問のほうにお答えしたいと思います。

先ほどからの引き続きという状況かと思いますが、電子黒板につきましての運用と今後の方向性ということでお答えしたいと思います。

電子黒板につきましては、授業の理解度向上で非常に効果が高いということから、昨年度から学校に電子黒板を導入したところですが、実際に使って授業をされる先生方が効果的に活用できなければ意味がないということで、今議員さんのほうからもおっしゃられたとおりでございませう。そういうことから、講習会の必要性としましては認識しているところでございませう。県の教育委員会により、電子黒板活用のため講習会等は実施されておりますが、町の教育委員会としては昨年度の導入を経まして、今年度その活用を促すため講習会を予定しております。1月に役場の大会議室等、あいている会場という形になろうかと思いますが、において各学校のすべての先生にお集まりいただくということはず無理でございませう。そういう中で、各学校の教務主任の方、情報担当の先生、そういう担当がおられます。そういう方と、またそのほかのその日に時間の調整がつくような先生方、この方たちを対象にメーカーによる講習会を実施するという予定で今おります。ただ、それだけではやはり足りませう。そういう中で、その後も講習会を受けた、これは来年以降になろうかと思いますが、そういう各部署へ帰っていただきまして、その周知徹底を図っていただくと。そしてまた、各学校の必要に応じまして、今後さらなる活用を目的とした講習会を実施するなど、電子黒板の効果的な活用につなげていきたいというふうにご考慮しております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） なぜこの講習会が大事かという、やはり今の子どもたちはITという、要するに携帯電話も使うし、こういったことを学校で電子黒板、またテレビ等にパソコンをつないで授業をするとか、こういうのに熱心に取り組み、社会に出てからもどこにも負けないようなこのIT技術を身につけるためにも、小さいときからこういう勉強を重ねていくことが大事だと思って取り上げました。早速先生方がこれを、私もどっちかといったら苦手なほう

ですけれども、先生もその苦手を克服して、生徒に当たって指導していただきたいと、このように思いますので、どうかよろしく願いいたします。

最後に、子宮頸がん対策についてお伺いいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの無料化、これについては今年の3月議会でも取り上げましたが、再度質問してまいりたいと思います。

このときの質問では、町長は予防接種でがんが防げる、効果がある、必要性というのは十分わかるが、子ども医療費のほうを拡充しているの、今後ももう少し検討の時間をかしていただきたいと、大まかこんな答弁だったかと思えます。この子宮頸がんは年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなる女性特有のがんでございます。最近では、20代から30代の若い女性に特にふえているから、危惧するところでございます。この子宮頸がんの主な原因は、HPVヒトパピローマウイルス感染によると判明しております。だから、予防検診とワクチン接種を併用すれば、ほぼ100%予防できることです。この子宮頸がんの予防法案が今国会を通ったことは、画期的なこととございます。それはふえ続ける医療費を抑制する観点からも、期待が大きいからでございます。例えば、12歳の女性へのワクチン一切接種に必要な費用は210億円ぐらいとされていますが、罹患者を減らすことで節約できる医療費は、約400億円にも上ると言われています。医療費を抑制するためにも、子宮頸がんを予防するためにもワクチンの無料化、毎年12歳なら12歳と決めて定期的に予防接種ワクチンの無料化を提案いたします。このことについて、町長のご所見を賜りたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 議員が今示されました子宮頸がんですが、子宮頸がんは最近若い女性に発症者が増加、乳がんの次に怖いがんと言われております。厚生労働省の発表によりますと、子宮頸がんの患者は年間約8,500人、そのうち2,500人が死亡されております。子宮頸がんの予防としまして、予防効果のあるワクチンが世界各国で開発、販売されておりますが、これまで日本では昭和40年、50年代の予防接種副作用被害による訴訟で国が敗訴したため、それまで予防接種法に基づく法定接種の対象としていましたワクチンの数を減らし、その影響で先進7カ国で子宮頸がんワクチンの定期接種を実施していないのは日本だけとなりました。日本では、世界保健機構WHOのワクチン接種の勧告、厚生労働省の予防接種部会の意見を受けまして、このほど本格的な予防接種に着手、昨年12月に国内で初めてワクチン販売が始まりました。しかし、このワクチン接種は半年間に腕に3回の接種が必要でありまして、接種費用は約5万円と高額なためにワクチンの普及が進んでおりませんでした。これを踏まえ、全国の約10%程度の市区町村が独自に公費助成制度を設けておりますが、地方財政が厳しい状況下にありますので、少数にとどまっているのが現状であります。

こうした中、政府は予防接種を促進するために財政援助を行うことを発表、先月11月26日の臨時国会で子宮頸がんを初めとした3つの予防ワクチン接種に係る公費助成を行います子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の補正予算が成立しました。この臨時特例交付金

事業は、子宮頸がん予防ワクチン、H i b ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3接種事業に対して都道府県に基金を設置しまして、国が2分の1、そして市町村が2分の1の負担割合で市町村の事業に対して助成、ワクチン接種者の高額な費用負担を軽減するものであります。子宮頸がんは、がんの原因のウイルスが性交渉で感染、性体験前の若い年齢での接種が最も有効なため、国の補助制度では中学校1年生から高校1年生までの女子の接種を対象としております。現在、菊陽町にはこの範囲の子どもたちが各学年180人程度おります。合計で539人です。今回の補正予算成立に伴いまして、実は明日12月15日に熊本県が県内の市町村担当者を集めて説明会を開催します。その中で、臨時特例交付金の内容等今後のスケジュールが明らかにされる予定でありますので、この説明会を受けまして、さらに隣接市町村の対応を見きわめた上で、菊陽町としての今後の方針を早急に決定したいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 今、担当課長からいろいろ答弁ございまして、明日県の説明があつて決めたということですのでけれども、ちょっとまだ続けていきます。

今度厚生労働省は、主に母乳を介して感染する成人T細胞白血病（A T L）などの原因ウイルス、H T L V - 1 の公費による全妊婦抗体検査実施を厚生労働省が通知を出しました。熊本県では、健康づくりの推進課が全市町村一斉に年度内に開始したいとしているのに対し、県内15自治体が事務が煩雑だといって実施を渋っているようでございます。まさか菊陽町は15自治体の中には入っていないと思うが、今回は質問項目に通告していないので伺いませんが、県は妊婦の立場からすればできるだけ早く公費検査を実施すべきだと、全市町村が納得して検査できるように働きかけていきたいと言っています。子宮頸がんワクチンと一緒に実施していただきたい。

今回は、ここ4年間で質問いたしました問題を再質問いたしました。どれも大事な問題でございます。中でも電子黒板、先生方にとっては苦手かもしれないが、子どもにとっては将来IT産業についていけるように、小さいときからパソコンや電子黒板を使いこなし、優秀な人材になっていただきたいと思ひ描きながら、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時34分

再開 午後1時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き会議を開きます。

坂本秀則君、一般質問を許します。

○1番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。議席番号1番の坂本です。

本日は、通告に従って6項目を質問席で質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） では、質問事項1番の上井手地区県営かんがい排水事業（上井手北側護岸工事）について質問いたします。

①の上井手北側護岸工事の進捗状況はどれくらい進んでいるのか、ご説明お願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 県営上井手かんがい排水事業は、菊陽、大津両町の総事業費として6億1,300万円で、総延長が2,850メートルであります。平成25年度末事業完成を目標として施工中であります。そのうち菊陽分につきましては2億5,350万円で、町負担が25%の6,307万5,000円で、延長が1,375メートルであります。平成21年度より、菊陽北小学校東側より上流に向かい工事延長が356メートルで、工事費が8,815万円で全体の26%が完成しました。平成22年度は345メートルで、工事費が7,575万円で、全体の51%が完成予定です。この事業につきましては、菊陽、大津両町で組織されています事業推進協議会で工事の円滑な実施を図るために協力をしていただいておりますです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 続きまして、②の工事に同意されていない地権者の対応についてですが、入道水の下橋から柳水の上橋、約400メートルの区間で工事を同意をされていない地権者の方が前回の一般質問の中でもおられるとお聞きしました。私はその方と2日間お会いしてお話を聞きましたが、その方は今までは公共事業等には快く協力されておりました。しかし、この上井手かんがい排水事業に伴う現地調査等立入禁止の件と、町にも提出されている文書がありますが、ちょっと読み上げます。

立入禁止の理由。平成13年の県道用地買収拡張工事（大津植木線）に伴う菊陽町の大人足地区、国調修正に絡み、隣地地権者から国調修正には印を押したが、境界には納得していない。他の圃場整備で144平米、測量もなく役場がとった。また、今回も町が立ち会いもしないで土地をとったといきなり、まあ仮にAさんとしします。善意で土地を交換された当事者のAさんが訴えられ、裁判となりました。この裁判に関していまだかつて菊陽町が問題解決を図らないため、工事に同意もされず、協力もされていない状況ですが、そこで質問します。

地権者さんへの対応は、今どうなされていますか。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） これは以前も申し上げましたが、当事業は用地等の協力がなければ工事することはできません。この場合、交渉は行いますが、それでもできない場合はできるところから工事をするようになります。ただ、当事業には事業推進のため上井手かんがい排水事

業推進会議委員の方々や地元にも協力をお願いしております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 私の何月でしたですかね、22年3月の質問ですかね。あのとき、たしか地元の有力者の方に協力をしてもらい、工事を完成するため努力いたしますっていう答弁なさいましたよね。そういうことはなされているんですか。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 1回だけお願いしております。話し合いついていうか、今議員が申されました、最初申されました案件等含めて打ち合わせついでいうか、協議を1回行わせていただいております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、3番の質問に移ります。

地権者さんは、Aさんですが、これまで公共事業等には快く協力されていましたが、今の心境はこの件が解決しなければ工事へ協力はできないとおっしゃっていました。大菊土地改良区に尋ねたところ、平成24年3月ごろまで同意をもらわないと工事はできないとのことでした。今回の県営事業で工事ができなかつたら、将来いつできるかわかりません。安心・安全なまちづくりのためにも、農業の発展のためにも、今回全区間工事を完成させる必要があると考えます。

そこで、3番の質問です。

全区間工事を完成するための方策等はございますか。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） この全区間完成時期は、今議員おっしゃられたとおり平成25年を目標としておりますが、今ご存じのとおり土地改良事業におきまして事業費の削減が行われております。事業延伸の可能性がありますので、事業が完成できるよう引き続き努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 町長に質問いたします。

Aさんはこの件が解決しなければ、もう協力しないとおっしゃっています。全区間完成のために、町長としての問題解決の方策等はございますか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、この事業の状況について今担当課長のほうからも申し上げましたけれども、事業費関係で申しますと、この土地改良費が国のこの事業の見直しによりまして、今年度6割カットされまして、県のほうに4割来ておりますけれども、それはほかのほうの部門に回りまして、この上井手関係のほうについてはもう今やっておるのは21年度の繰り越しをされた

予算で今実施しておるといふ状況で、土地改良区を通じて今政権を持っておられます民主党、そして自民党のほうにもいろいろ要望はですね、ぜひこの事業が続くように要望しておるところですけれども、現時点では来年度、23年度の予算がどうなるかっていうのは、全くその辺がまだはっきりしたところが出ていないのが現状であります。

それともう一点のこの工事に同意されていない方の件ですけれども、この件につきましてはこの工事にかかわるものではなくて、別の件での非常に町としても対応ができないような内容の話もありまして、それはそれでありまして、やはりこの工事の中ではぜひ協力していただくようお願いをしていくよりほかないかと思っておるところであります。そうしないと、その部分ができないということになりますと、その人の土地の隣接する方の分についても支障を来すような話を聞いているところでもありますので、そういう面ご理解をしていただきたいと思っておりますけれども、時間をかけてその辺また、県営事業でありますけれども、町のほうもぜひご理解していただくようお願いしたいと思っておるところであります。そして、なかなかそれが絶対だめということになりますと、その分を外したところで事業がどうなるか、これは県のほうとまた打ち合わせなければなりませんけれども、努力を重ねたいというふうに思っているところでもあります。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） この問題に関してAさんの意向は、今までのさっき申しました、仮にBさんとしませんが、Bさんから訴えられた裁判等の経緯、また今の心境等を議員の皆様、また職員の皆さんに聞いてもらいたい。私もお聞きしましたが、町に非がないわけじゃないように思います。この件は時間はかかると思います。できれば、産業建設委員会等にも取り上げてもらって、その中で公聴会などを開いてもらいたいと思います。

続きまして、2番目の北小学校学童保育施設についての1の同施設の現状はについて質問いたします。

今の現状はどうなっておりますか、お聞きします。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまの北小学校の学童保育施設の現況はということで、その質問にお答えしたいと思います。

現在は、菊陽北小学校の学童保育につきましては、小学校の北にありますふれあいの森研修センター内において活動を続けております。この学童保育といいますのは、北小はらっこクラブの名称で平成18年4月に設立いたしまして、指導員3名、それから在籍児童数24名。これは、北小学校全生徒数に対する割合が12.8%というふうになっております。保育時間が平日が学校の放課後から18時まで、土曜日につきましては8時から18時までといった内容で運営しております。児童数につきましては、もともと北小学校の児童数が少ないこともございますので、他のクラブと比較しても少人数となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 続きまして、2の北小学校学童保育施設建設の考えはないかについてですが、今少人数とおっしゃいましたが、保育士さんや保護者さんたちにお聞きしますと、特に夏休み、冬休み、春休みの時期は児童数が30名から40名程度になるらしいですね。天気が悪い日は、あそこは1部屋だけを借りていらっしゃるでしょう。その中、約14畳の部屋の1部屋に詰め込み状態で、足も伸ばせないほどであるとのことでした。また、1部屋しかないため、事務作業がスムーズにやれないとのことでした。施設前のふれあいの森の公園が広過ぎて、冬場の日の短いときには目配りが大変だとおっしゃっていました。

そこで、質問します。

今の状況から、多いときは40名を14畳の中に詰め込んでいるような状況ですが、北小学校に隣接するみどり園跡地もございますね。こういうところを利用して、学童保育施設の建設の考えはないか、お聞きします。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまの質問にお答えいたします。

北小学校の学童保育施設建設の考えはないかのご質問ですが、北小学校学童保育はふれあいの森研修センター建設時におきまして、約20名の学童保育クラブの設置要望がございました。センターの研修室のAというところを学童保育室として利用することで、スタートをした次第でございます。

小学校が夏休み期間中には、先ほど議員がおっしゃいましたように、日によっては30名程度の利用があるというふうにお聞きしております。今年度の登録児童数が約24名でございます。通常の利用は大体14から18名程度でございます。別室、向かい側でございますけれども、成年研修室Bというところを利用したり、あるいはロビーですかね、そちらのほうを雨の日とかは利用している状況でございます。これは、年5ないし6回ほどはやはり利用しているということでございますので、当面はふれあいの森研修センターを利用していきたいというふうには考えております。しかし、今後児童数の増加等が見込まれるようであれば、学童保育施設の建設についても考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 夏休みとか長期の休みの間は、何か今おっしゃったBの何ですか、研修センター。ああいうのは使っていないっておっしゃってたんですが、長期の休みのときには、いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 主に、多いときの雨の日とか、夏休みに使わせてもらっているということはお聞きしております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それと、これはふれあいの森建設時に決められたんじゃないかと、学童保育は保護者さんの意向により、小学校の教室等でできないかと学校に尋ねたら、教室ではできないと。一時的にふれあいの森センターを検討したところ、ふれあいの森センターが許可を得たということですので、これあくまでも一時的なことでしょう。どうですか。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） その当時につきましては、センターを利用するっていうところでスタートはしております。今後、耐震とか教室の増加ということで北小学校もリフォームっていうようなところも出てくるっていうことですので、先ほど申されましたように保育園の跡地の利用もできるかと思いますが、そのときにつきましてはやはりもし学校のリフォームとかがございましたら、移転の問題が生じますので、移転の問題が生じますと、やはり国の補助というのはいまもらえませんが、その問題が解決しまして、また現状がどういうふうか、生徒数がふえてくるのかというのをかんがみながら進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 続きまして、3番目の県道新山原水線道路改良整備について質問いたします。

①の同路線の改良整備促進期成会の活動状況をお伺いします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 県道新山原水線道路改良整備促進期成会の活動状況ということでございますけれども、平成19年6月6日に期成会を設立しております。その年、平成19年8月9日に8,279名の署名をつけて県へ要望してございまして、要望事項としまして県道新山原水線の道路整備に必要な予算の確保、県道新山原水線の道路整備の調査及び工事の早期着手、セミコンテクノパーク周辺の道路整備予算の確保、以上3項目について要望しております。

平成20年7月18日、菊池南部地域における交通渋滞緩和措置に関する要望を期成会の要望ではございませんけれども、菊陽町、合志市、大津町合同での要望を行っております。菊陽町関係の要望路線としまして、県道新山原水線、県道大津植木線、町道南方大人足線の改良、それと県道との交差点でセミコン西口交差点、セミコン東口交差点の改良を要望しております。

これを受けまして、菊池南部地域の渋滞対策について、短期、中期、長期的な視点から渋滞対策について県で検討がなされております。それによりますと、短期計画では室の交差点、これは大津になりますけれども、それとセミコン西口交差点、セミコン東口交差点、合志市のJTの交差点の改良が有効であるとの検討結果でございました。

中期計画でございますけれども、県道幸川鹿本線のバイパス、沖野のほうにできておりますバイパスでございます。と、町道の横道合志線の全線開通、町道横道合志線の延伸、町道南方大人足線のバイパス路線の新設、以上が中期計画としては有効であるという結果が出ておりま

す。

次に、長期計画でございますけれども、長期計画については国道325号線の4車線化、国道443号線の4車線化、及び県道新山原水線の延伸が有効であるということで、長期計画に上げられているところでございます。

以上の検討結果から、短期計画に位置づけされておりますセミコン西口交差点の改良が、熊本県合志市、菊陽町で昨年度完了しております、今年度にセミコン東口交差点、室交差点、JTの交差点改良が予定されております。県も財政的に大変厳しい状況でありますことから、費用の面で安価であり、また期間的にも短期間で取り組めます交差点改良を先に行い、渋滞緩和を図る計画でありまして、県道新山原水線につきましては長期計画に位置づけされておりますことから、大変厳しい状況であるかと思えます。

そういうことではございませんけれども、新山原水線道路整備促進期成会での活動は今年度は行っておりません。しかしながら、期成会での活動は行っておりませんが、機会あるごとに要望を行っているところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 今、長期計画の中に国道325号線と国道443号線、それに新山原水線ですね。これ優先順位ってわかるんですか。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 優先順位といたしますか、短期計画は短期間にといたしますか、中期計画がその次の期間に行う路線といたしますか、長期はまたその次という位置づけになっております。

（1番坂本秀則君「この3つの中では」の声あり）

3つの中では325号線の4車線化については、もう既に着工しておりますですね。菊池のほうから大津のほうに行っています、あれは着工しておりますから、あれが1番だと思っております。次に、国道443号の4車線化についても、ルート検討の調査を行うということにこの前新聞に載ってございましたけれども、443号がちょっと動き出したという形ではあるかと思えます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 同路線は旧57号線からJR踏切まで普通乗用車が接触すれすれで離合している状況です。早期に解消し、整備しなければ、通行人等を巻き込んだ大事故がいつ何どき起きてもおかしくない状態だと思われま。また、私が6月定例会で原水駅周辺整備に関して質問した中で、町長が第5期基本構想の中に原水駅周辺整備を位置づけて取り組むと答弁なされました。同路線の整備計画が進まなければ、原水駅周辺整備はかなりおくれるものと思われま。そのようなことを踏まえて、今後の活動計画をお伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 県道新山原水線の道路建設の概算事業費が30億円程度かかりはしないかと思えますけれども、県の財政も大変厳しい状況でありますけれども、今後とも粘り強く要望活動を行っていきたいと思えます。促進期成会での活動計画につきましては、今のところ具体的な活動計画はございませんが、先ほども申しましたように機会あるごとに要望を続けていき、今後の県の動向次第では促進期成会会員での要望を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） これいつか質問の時期は忘れましたが、町は町ができることからこの道路線の整備を行うと、多分答弁されたと思えます。一般質問の中でですね。いつかわかりませんが。町ができるっていうのは検討されましたか。それから着手すると答弁されておりますが。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 町ができることは、要望以外にセミコンテクノパークの渋滞緩和に関する検討事項で、町が掲げております南方大人足線の路線とか、県道新山原水線についてもルートのご検討はしております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 3回目ですが、県の財政状況がかなり厳しいということですが、これは永遠にずっと活動を行うのか、ある程度でもう見切りをつけるのか。そこのところどうですか。今のままじゃ車が離合するのが、もう本当接触しそうなぐらいで離合してるんですよ。あきらめるとは申しませんが、大体これいつごろまででその見切りをつけるのか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この菊陽空港線の延伸というのは、いわゆる上のもう名称を変えました、もと西合志大津線と言っておりましたが、これが大津植木線に変わって、そちらのほうにつなぐというのがいわゆるセミコンテクノパーク、そしてこの原水の上の台地のほうから来る空港を結ぶ道路としては、もう最も最短距離の道路になるということで、既に菊陽空港線のほうは旧57号線沿いのところまでは真ん中の部分をあけて、上に高架で上がるような、対応できるような構造になつとるわけでありまして、この要望活動はまだ続けないと、あそこの今の馬場の踏切ですね、あれは非常に議員が指摘されたとおりでありまして、私も毎日通っておりますけれども、非常に子どもたちの通学路にもなつとるということで、大変危険な状態で車も人も込み合っているような状況であります。県のほうへ要望に行きます中で、辛川鹿本線、今沖野のあそこの裏のほうの橋げたがかかっておりますけれども、あのバイパスを24年度末だったと思えますけれども、その辺を目標に今整備が県のほうでされておりますけれども、そちらのほうをまず先行させたいというのが県の考えでありました。財政的にも非常に厳しいということで、いつ

も県のほうに行きますと、菊陽、大津あたりは蒲島知事は県のほうに親孝行してくださいと言われますけども。まあ冗談まじりでもありますけども、そういった粘り強い要望活動を続けて、やっぱり実現に向けて、そこはできるまで粘り強くそういう要望活動も続けるということが大事だと思いますので、引き続きこれについては大津、それから合志市も協力を得ながら、そしてセミコンテックパークの企業等さんも、昨日もあそこの企業連絡協議会みたいなのが協議会がありましたけども、その中でも非常に要望の強いところでもありますので、一緒に行動を起こしながら実現に向けて全力を尽くしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 町長の力強い答弁、本当ありがとうございます。早期実現に向けて一生懸命私たちも頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、4番の南小校区活性化についてですが、1番のロアツ熊本のクラブハウス及び専用グラウンドを同地区に誘致できないかについてですが、今期ロアツはJ2に参戦して3年目で、J2、7位という結果でした。J1昇格ラインの3位が見える順位で、大変健闘していましたが、ロアツの練習場所等の現在の現状等をちょっと熊日新聞の12月8日の記事によりますと、練習場所を求めて日がわりで県内各地を点々とした。クラブハウスや寮もなく、選手の体調をベストに整えるための体制も不十分。発足6年目という地方の新興クラブの宿命でもあったと書いてあります。これに対して9月に蒲島知事が県民総合運動公園の5グラウンドを来期からロアツに優先的に貸し出すとともに、ミーティング、着がえなどの利用できる管理棟、クラブハウスに近い施設ですかね、を2012年春までに新設すると表明したところですが、今限りで退団するロアツの藤田俊哉Jリーグ選手会長によりますと、藤田選手が提言しております。将来は同じ場所にグラウンド、クラブハウス、選手寮が必要で、選手にとっては日々のリズムをつくることにつながる。ファンとの交流を深めるためにも早く実現してほしいとのこと。ロアツのホームグラウンドはKKウイングで、隣接する南小校区が最適かと思われませんが、どうですかね。質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） ただいまの質問ですけれども、先ほどもおっしゃられましたとおり、県知事のほうで5グラウンドを貸し出す、そしてまたミーティング、あるいは着がえ等のクラブハウスも建設するというようなことでお話を聞いておりますけれども、スポーツ事業団のほうにお聞きしましたら、確かにその分のもう打ち合わせには入ってるようでございます。ただ、確かにそういう広さ的にはかなり菊陽町の町民グラウンドとしたら2つも3つも入るような広さになりますし、実際ロアツ熊本が来れば、そういう施設ができれば、南小校区の台地にできれば、そういう野菜や果物とかそういった生活用品、それからそういった物品販売とございますか、そういったものの経済効果が生まれるかもしれませんし、またそういうグラウンドがありますと、青少年サッカースクールとかスポーツイベントなどの開催でファンとかも訪

れますし、菊陽町のスポーツ振興にとっては大変有意義なものになると思います。

しかし、今先ほど言いましたようにも、具体的に今その整備にかかっておられますし、そういった状況ですので、そしてまたKKウイングのほうはホームグラウンドになっていますので、しばらくはもうそこまで整備をされますので、県の運動公園のほうを使われるというふうに思います。それで、私ども町の方としては、やはり熊本県を代表されるサッカーチームですので、身近な運動公園をホームグラウンドとして使われますので、もちろん町民の皆さんにロアッソ熊本のゲームとかイベントとかをしょっちゅう私どもに依頼があるんですけども、紹介しながらそういう活動を支援していきたいと、応援していきたいというふうに今考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 現時点では、蒲島知事のあれですが、寮はあの中にはできませんよね。じゃ、寮を誘致するとか、その働きかけはできないですか。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） そういう大きなサッカーチームの誘致ということで具体的にはわからない、どれだけの大きさとか寮とか、そういったものが必要かというのがわからないんですけども、ただ南校区の台地にそういった建物を建てる、そういったものについては非常にまだ難しさがあるというか、建築上ですね、そういった問題もあるというふうに思います。今のところまだそういった具体的な考え方というのは持っておりません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） ただいま生涯学習課長が建物についてはということで申し上げましたけども、南小校区というご質問でございますので、南小校区に限って申しますと、すべて市街化調整区域でございます、グラウンドあるいはクラブハウス程度であれば、具体的なことがわからないと何とも申し上げようございませんけども、まず農振除外、農地転用ができればグラウンドとクラブハウス程度は場所等具体的にわかって相談すれば、可能性がゼロではございませんけども、寮になりますと非常に厳しいんじゃないかと。ほとんど建築不可能じゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、②の高遊原分屯地官舎の建設を同地区に働きかけることはできないかに移ります。

高遊原分屯地の関係者の方からお聞きしたんですが、分屯地内には独身寮はあるが官舎がなく、官舎を利用する人は健軍駐屯地の官舎を利用されているとのことでした。健軍駐屯地までは約16キロの距離があり、緊急を要するときには時間がかかり、できれば分屯地近辺に官舎

があれば大変助かるとのことです。南小校区内に、さつき寮は難しいとおっしゃいましたが、小学校、保育園の跡地ですかね、小学校の東側にある。ああいうところもあると思います。そういうところに官舎建設を関係機関に働きかけることはできないかを質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、現状なんですけども、高遊原分屯地には約400名の隊員が勤務されておりまして、このうち分屯地内の宿舎には独身隊員を中心に、約50名の方が入居されていると聞いております。このほかの隊員につきましては、持ち家に住むか、自衛隊の宿舎、それから民間のアパート等に住む方でさまざまなようでございます。

お尋ねの高遊原分屯地の官舎を南小校区の活性化策の一つとして同校区内に誘致できないかというご質問でございますけども、現在高遊原分屯地に勤務する隊員の宿舎は、先ほど議員が申されましたとおり、健軍の駐屯地、熊本市の健軍と、それから北熊本駐屯地の熊本市八景水谷の2カ所にあり、約50名の隊員の方が入居されていると伺っております。分屯地から健軍宿舎までの距離は、直線にいたしますと10キロと。先ほど道路でしますと16キロぐらいということでもございましたけども、それから八景水谷の宿舎までは直線で約12キロと。これに対して南小校区に誘致をすれば、約3キロメートルであり、隊員が宿舎から分屯地に参集する場合の所要時間が短縮されるのは明らかでございます。

しかしながら、防衛省のほうに一応問い合わせをしましたところ、今のところ高遊原分屯地の自衛隊宿舎建設の計画はないということでもございました。今後、自衛隊の官舎の建設のお話があれば、菊陽町としても検討していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 官舎の話が出る前にどうですかということはできないわけですか、働きかけすることは。いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） ただいまそういうことで答弁させていただきましたけども、やはり働きかける場合においてもどのような位置に、またどのようなものということで具体的な話があって初めて検討すべき事項ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、続きまして環太平洋連携協定、略してTPPについて質問いたします。

TPPは入り口で自由化宣言をしてしまう点が世界貿易機構、略してWTO交渉や経済連携協定、略してEPA、自由貿易協定、略してFTAと大きく異なり、交渉に参加するには相当の覚悟が要するという点です。既にEPAやFTAを結んでいる国々とは改めて協議することに

なり、WTO交渉で連携しているG10諸国やアジア各国、EUとの関係も見直す必要が出てくるとのことで、経済の新たなブロック化であり、日本にとって歴史的な転換点となります。その点を踏まえてTPP参加が日本農業に与える影響ですが、我が国は農業予算に占める直接支払いの割合はやっと2割を超えたばかりです。EUの同予算は日本の4倍、韓国に関しては農産物市場開放で約9兆円の農業支援策を打ち出しています。加えて、日本の場合食料自給率を50%にすることになっていて、EUをモデルとすれば、現在の農業予算の約6倍は必要となります。農水省はTPP参加で食料自給率が14%まで下がると試算しています。国の農業政策が未熟のままTPPに参加したら、本町の農林業は壊滅的なダメージを受けられると思われまます。本町の美しい山林、田園風景を守り、維持していき、農業のさらなる発展のためにも、町民を挙げて参加阻止への運動を起こすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

このTPPにつきましては、本議会にJA菊池組合長のほうからTPP交渉参加反対に関する陳情書というものが出されまして、意見書案までつけて出されておるような状況でありまして、これを本議会において産業建設常任委員会に付託されているところであります。

この件につきましては、行政報告の折にも申し上げましたように、去る12月1日に開催されました全国町村長大会におきましては、TPPに対する特別決議案が提案されまして、この政府の姿勢というものはTPPへの参加検討の表明が先行し、影響試算や国内対策の検討が後追いになる。そして、日本農業の現状を無視した慎重さを欠いた対応であり、到底国民の理解は得られないと考える。よって、我々は政府に対しTPP反対を明確に表明する。今、政府がやるべきことは昨年来のマニフェストで掲げた農林業と農村、漁村の再生を責任を持って実現することにあるという内容のものがつけられまして、原案どおり可決されたところであります。

また、熊本県議会におきましても、食料安定保障の観点から国の存続を危うくする可能性が高いとして、TPPへの参加に反対する意見書が全会一致で可決されたとお聞きしております。この件に関しまして、蒲島知事のほうも県議会の意見書に理解を示されまして、拙速にこの問題を決めるべきではない。国民の合意が必要だし、理解が必要と思う。国の国運を左右する決断は総理大臣にあるが、ただ必要性に迫られているから参加するというのは反対というようなことを述べられているところであります。

私自身もこの問題は国の国運を左右する拙速な協議参加はすべきではないと考えております。この後、常任委員会が始まりますと、産業常任委員会のほうで慎重な議論をされるかと思っておりますけれども、広い視野から審議をしていただきまして、その結果を尊重したいと思っております。そして、できるだけ早くこのTPPに関する意見書を国のほうに出されることを望んでいるところであります。

そういった中での坂本議員のご質問は、町民を挙げてこのTPPへの参加阻止への行動をとることでもありますけれども、現時点で町民の皆さんの意向もこの件に関してはさまざまな意見

もあるかと思ひますし、またこの議会での産業建設常任委員会での議論等を待つて、そういった後ではっきりした考えを取りまとめる必要があるかと思ひまして、現時点でこの町民挙げての参加阻止の行動というのは今のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） TPPにもしも参加された場合ですね、本当にもう農業経営というのは成り立っていかないと思ひます。そういうことを理解していただくためにも、参加阻止の行動、運動は今のところ考えてないということですが、町民に今の農業の現状、ないしTPPとは何かというのをご存じない方も多数おられると思ひますけど、そういうのを何か伝えるような行動は起こせないでしょうか。どうですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この国の動きでありますけども、政府のほうでは関係国と協議を開始する旨のこの基本方針を決定の上、来年の6月ごろまでに参加の是非を決めることとしたいというふうになっておるようでございまして、そういう意味からいたしまして、うちの議会のほうでも産業建設常任委員会のほうでいろいろ議論されると思ひますけども、いろんな情報をとられながら、そういったことを踏まえながら、次の段階にはどうやっていくかっていうのはまたいろんなほかの直接関係のある農業団体等の動きも出てくるかと思ひますけども、そういった状況を見ながら、やはり今の状態でこのいわゆるすべての関税が撤廃されてしまったと仮定しますと、非常に農業はもちろんでありますけども、ほかのものにもいろんな影響が出ると思ひますし、その辺を少し議論を深めた中で次の動きが出るかと思ひますので、その点はやはりしっかりとこの問題については注視しておく必要があると思ひます。そして、いろんな情報等、町民の皆様にもお知らせするような内容について、そういった内容も議会での取り組みも出てくるでしょうし、そういう面で知らせるべきような情報はきちんと情報の提供あたりはやっていきたいというふうには思ひます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） では次に、最後の質問に参ります。

6の「さんふれあ」についてに移ります。

「さんふれあ」に機能回復訓練施設及び器具等の設置はできないかですが、けがや病気等で入院され、またその後退院された方や病院にかかるまでもないが、足、腰、肩などの痛みで生活に支障を来す方などのために、機能回復訓練施設及び器具等の設置を「さんふれあ」にできないかを質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

総合交流ターミナル、通称「さんふれあ」は農畜産直販所、食事の提供、温泉を柱として構成され、農家所得の向上を図るとともに、地域資源を活用した都市と農民の交流促進による町

の農業振興と活性化の場として利用していただいている施設です。また、「さんふれあ」には平成17年に歩行浴が設置され、健康増進に寄与しています。

お尋ねの機能回復訓練につきましては、町では老人福祉センターの完成間もない昭和62年から平成12年まで、介護保険制度が始まる前までの13年間、当時の老人保健法に基づき高齢になった足腰の筋肉低下や脳卒中、パーキンソン症等が原因で歩行が不安定になった方を対象に、リハビリ活動として毎週1回機能回復訓練を実施していただいております。その後、対象者の方々は平成12年から介護保険制度の通称リハビリテーションでの機能回復訓練に移行され、専門の理学療法士や作業療法士の指導のもと、通所施設でのリハビリや入浴、レクリエーションを楽しまれるようであります。このような機能回復訓練は、法に基づいた福祉のサービスが提供され、多くの方が保険制度を利用してリハビリに取り組まれている現状から判断しまして、多額の投資により施設を建て、訓練器具を設置することは費用対効果の面から問題がありますし、そもそも温泉入浴による町民に体と心のリフレッシュと健康づくりを提供する「さんふれあ」の設置目的にはそぐわないと考えます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 残念ですが、やっぱりだめなんですか。だめですか。

これで私の一般質問を終わります。多分、第1期目の最後の一般質問になります。

（「3月するかもしれない」の声あり）

かもしれません。

これまで一般質問をさせていただき、町民の皆様、また議会、執行部の皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時42分

再開 午後2時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君、一般質問を許します。

○4番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。議席番号4番甲斐でございます。

これで通算15回目の一般質問になるかと思いますが、どうぞよろしく申し上げます。もう3時近くになってお疲れのことと思いますが、しばらくご辛抱をお願いします。

本日は、選挙戦中のビラのことを取り扱っております。通常は選挙が終わればノーサイドです。選挙というのは、これは政策によって争われます。政策というのは、これ意見の違いがあつて当然のことで、場合によっては非常に激しい論戦があつたりすることもあるというふうに

思います。だけでも、その政策によって争われたならば、最後はノーサイドであると思いません。結果を素直に尊重しなくてはならないというふうに思います。

しかしながら、今回はどうも私の中ではまだノーサイドになっておりません。あのビラの件ですけれども、先ほど吉本議員が触れられました。あのおりのビラが出たわけですが、人によっては選挙だからそんなことはあるよというふうな言い方をされる方もありますけれども、私は民主主義の根幹をなす選挙だからこそ、ああいうことがあってはならないというふうに考えます。人間の尊厳と品位の問題であって、しかも菊陽町が大事にしているこの人権の問題であるというふうに考えます。今日は、そのノーサイドにするために質問を行いたいと思います。また、重ねて二度とこのような事態が起きないように、そういう願いを込めて質問を行いたいと思います。趣旨を申し上げねばなりませんので、しばらくここに長くおりたいと思います。お許しいただきたいと思います。

議運から、実はこれはもうどこから出た文書かわからないので、だれが答えたらいいかもわからないので、取り下げたらどうかというサジェスションがありました。しかし、私は逆にそういうビラであるからこそ、これは見逃してはならないと。また、これが全くその不明な場所から出たということではなくて、後藤三雄後援会の機関紙に折り込まれて町民に配布をされた。これは私の家に来た、配布されたビラであります。これが後藤後援会の機関紙ですね。その中に、上のほうには前町長のコメントが載っております。下のほうは後藤現町長が発言したというふうな設定で、先ほど、もう二度と繰り返しません、吉本議員が言われたような文章がここに書かれております。どっから出たかわからない。しかし、こういう後援会誌の中に挟まれてきたと。そういったことによって、私は後藤町長に質問をしたいというふうに思います。

さて、我が国の社会では高度の言論の自由が保障されております。特に、マスコミ従事者、それから議員にとっては職務上の特権とも言えるほどの段階に至っております。しかし皆さん、ご承知のように際限のない使い放題の自由などはありません。自由と責任は、ご承知のとおり紙の裏と表の関係にあります。言論の自由というのは、国民の福祉や公序良俗に反しない限りという制限がつけられております。また、言論によって起こる事態に対して責任者が責任を負うことを前提としております。したがって、我々の社会の常識では、文書や声明を公にするときには必ず発信元と責任者を明記すると。このことは民主主義の大原則であります。特に、行政に携わる者、役場の職員であるとか、我々議員もそうですが、真っ先に心得ねばならない良識の基礎の基礎と言うべきものだと考えます。我が国でも、160年ほど前には反論がある場合には刃をもってなされました。戦もあったし、闘争もありました。形は変わりましたが、残念なことに我々の社会はまだ歴史のこういう闇の系列を引きずっております。

今回のビラがその例を示しております。発行元も不明、責任者も不明の文書を怪文書と呼びます。相手方を誹謗中傷する目的でつくられ、配布されます。事実無根の悪口を手段とするがゆえに、名を伏し、出どころを明らかにしない。いわば、覆面で顔を隠し、物陰で待ち伏せ、

背後から不意打ちを食らわせる暗殺に等しい野蛮な手法であります。暗殺の場合には、犯人は顔はわからなくても姿は見せますから、被害者も反撃の可能性がゼロではありません。しかし、今度のように怪文書による場合、犯人は姿も見せません。いわれもなく相手を社会的におとしめ、そのような行為であるにもかかわらず、被害者は反撃もできません。悪口雑言も声だけならいずれ消えるか忘れ去られますが、書かれたものは半永久的に残って相手を傷つけ続けます。

一方、加害者は人前では素知らぬ顔をしておりますが、心の中では自分のやったことの効果をはかりながら、薄笑いをしておると思います。人として最も悪質で、卑劣なひきょう者のやり口と言わなければなりません。ひどい言葉だと思わないでください。二度とこういうことが起こらないために、こういう言葉遣いをいたしております。心ある人、品位と尊厳を重んじる人であれば、このような行為には絶対に加担しないものであります。もし、それを見かければ、勇気をもってやめるように忠告をするはずです。その行動のもとになる誇るべき意識を良識と申します。怪文書の発行や配布は、良識の真反対にある事柄であります。

以上が私の質問の第1の趣旨です。

趣旨の第2は、スポーツがルールによって成り立っているのと同様に、近代国家は法という人工的なものででき上がっております。ただし、国家の歴史が古いほどその国民の精神の風土には古代以来の雑菌にまみれた自然の土壌が残っているものです。自然にそこにある地生えの国を英語ではネイションといいます。憲法を柱として法で構築された国家をステイツといいます。アメリカ人が家に帰るときに、自分の母国に帰るときに、アメリカに帰ると言わずにステイツに帰るといふのは、その誇りの表現であります。我が国はもともとはネイションでありました。

しかし、歴史のかなり古い時期から中国のような徳治主義を離れて、法治国家の国家となりました。今はネイションの素地に法が分厚く張りめぐらされて、世界第一級のステイツになっていると私は思います。明治憲法の発布以来100年の法治国家によくなれ、さらに国民がよく法に服し、世界の範たるべきレベルに至っていると、こう考えます。このような国民の能力をガバナビリティー、統治される能力というそうです。受け身ながら文明もよき社会も、この能力を持つ国民によってのみつくられます。

ただ、統治する側に回る国民は厄介にも選挙を経なければなりません。子どものけんかでも、汚物を投げつければ、言葉は悪いですが、くそを投げつければ勝つに決まっています。しかし、彼らでさえそれをやらないだけの倫理は持っております。が、大人の選挙では往々にしてそれをやります。選挙民の一部に対して、その遠い祖先が持っていた汚物のような欲望を目覚めさせて、それを刺激する方法であります。自分の即物的な利益や地域エゴのために利益誘導で票を集める悪達者がいまだに後を絶たないのであります。選挙のたびに立候補者たちは選挙民の中の古い地層を掘り出して、互いに自然の欲望のだんごになるように仕向けてきた歴史もございませぬ。そのやり方を続けるうち、皆様ご存じのように被選挙人、立候補者の形相まで

が変わってきております。世間を脅かすような雑菌まみれの自然悪の顔がふえてきているのも、一面の事実であります。

今回の文書はそのような背景から浮かび上がってきた粕であります。汚物であります。選挙で勝つためには、手段を選ばん、汚い根性と顔が紙面の背後に透けて見えます。しかも、文面は町長選挙とは何の関係もない内容であります。これこれの議員が後藤氏を応援している。それだけの内容であれば、何ら問題はございません。どうしてビラに名前を書かれた議員以外の議員の悪口を書く必要があったのか、理解に苦しみます。後藤氏の似顔絵がそれを言うという設定になっているのにも、あきれられるばかりです。票を金銭で買う行為と同様、このような怪ビラを配布することは先述の汚物を投げつける行為と何ら変わりはないとあえて申し上げておきます。

さて、町長の最大の仕事は次なるまちづくりのビジョンに向かって議会を含めた町民を団結させることにあります。自らの都合で町民を分裂させ、その一部を排斥、さらに分裂と排斥を固定化するようなことは厳に慎まねばならない、こう考えます。選挙戦のさなかでそのような事態が起きたならば、そのことに対してはいち早く自らの態度を明確にし、望ましくない事態が解消されるように努力をすべきであります。勝者にその姿勢があるときに初めてどんなに激しかったとしても選挙戦での確執はノーサイドとなって結果が尊重をされます。

前置きがちょっと長くなりました。この問題は、実は全時間を費やしてもよいくらいに大切なものと考えました。取り下げ云々の話もありましたが、この問題を起こしたことも町の恥であるなら、その問題を見過ごしてだれも何も言わないのはもっと恥であります。このような事柄を救済するのはただ法と倫理のみだと思えます。浄化作用を自ら起こして腐敗の種を根絶せねば、民主主義のもう一段の高みに上り、誇りある社会を築くことはできない、そういう信念のもとに長くなりましたが、質問席に帰って1番の質問に入ります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 輝くまちを支える会のビラについての質問に入ります。

まず最初に、町長に対する質問ですが、ビラ製作への関与について先ほど吉本議員の質問に関与してないというふうに答えられましたけれども、改めてこの製作に当たって町長の直接、間接の関与があったかどうか。なかったとおっしゃいましたが、ではどの時点でこのビラの存在を認知したか。それから、ビラ配布の承諾についてはどうだったか。

以上をお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの質問でありますけれども、先ほど吉本議員のほうにお答えしましたように、全く関与しておりません。それで、今言われましたけれども、そういったものについても、今回は特に私の場合は現職で出馬しておりまして、公職の中でのそういった選挙関係でありましたので、そういうものについては直接的、また間接的にも関与はしてはおりません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） まだ残っとります。どの時点でこのビラがあるということをお知りになりましたか。それから、ビラの配布の承諾の件について。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 関与しておりませんので、その配布の承諾とかそういうものは全然やっておりません。そして、知ったのは選挙戦に入りまして、途中でそれを目には確かにいたしました。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 選挙戦の途中では知られたと、このビラが存在することを知られたということですね。そうですね。

（町長後藤三雄君「選挙戦に入った後です」の声あり）

入った後ですね、はい。

先ほど申し上げましたように、ビラの半分は前町長さんの似顔絵が語った構成になっております。下半分が現町長の似顔絵が語ったような構成になっております。候補者の事前の承知なしにこんなものをつくって、しかも選挙民あてに配布できたとは私は考えがたい。もし、町長の認知なしにこれが行われたとすれば、町長は当然だれがこれをなしたかを追及すべきだと思いますが、それはされましたか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） そういった追及はしておりません。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 後でまたこのことについては質問をいたします。

しなかったとすれば、製作配布を決定したものの、手順を踏まなかったこの不届きさを許したことになります。これからもそのものへの指導力を失うことになると考えられます。また、もし経過を追及しなくてもよいと判断したとすれば、町長はビラの内容を認めたことになりませんが、いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私自身は先ほども言いましたように、町議会の議員さんというのはそれぞれ住民の立場から選ばれた良識のある方だと信じておりますので、そういった面でその名前があるなしにかかわらず、そういうことは良識のある方だと信じておりますので、そのビラの件についてはもう特に関知してませんので、その追及あたりはやらなかったところであります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） それでは、ちょっと質問の観点を変えます。

このビラは先ほど申し上げましたように、後藤三雄後援会の機関紙に折り込んで町民に配布をされております。いずれにしても、文面からして後藤陣営発であることは間違いはございません。それについては、町長は全くその関与もしてないから責任がないというふうにお考えで

すか。

○議長（吉村豊明君） 甲斐議員に申し上げます。

もう4回目でございますので、次に移ってください。

○4番（甲斐榮治君） 4回目ですか。

○議長（吉村豊明君） はい。

○4番（甲斐榮治君） いえ、まだ3回目です。

○議長（吉村豊明君） いや、4回目です。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 私は3回目と認識しておりましたが、議場は議長の権限の支配するところ
ですから、それに従いたいと思います。

それでは、これも改めて感想をお聞きしますが、ビラ中の何かと過去に問題を持つ議員とい
う文言がございます。そういう議員がおると思われますか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） もう今も、さっきも言いましたように、議員の皆さん方はそれぞれの住民
の審判を得られて議員として当選された方ばかりでありますので、良識のある方だと信じてお
ります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） これも重ねてのことになりますが、ビラの中で反対のための反対しか唱え
ない議員という文言がございますが、そのように思われますか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これはもう本町の議会の議員さんにおかれましては、これまでの議会の中
でいろんな議案等を提出しておりますけども、それぞれの判断に応じて賛成をされたり、また
反対される場合があるということで、こういったものについてもさっき言いましたように良識
のある方々と信じておりますので、そういうことはないと思います。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 4番に移ります。

良識の集団という文言がございますが、町長はこれに関与をしてないということですから、
このことについては直接答えられないと思いますけれども、町長として良識の基準っていうの
はどこに置いてらっしゃいますか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 良識というのは、やはりそれぞれ議員さん方のいろいろ議員になられたそ
ういった政治的な信条や、基本的な姿勢によって判断されるというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 議員の場合には、案件によっては賛成であったり、反対であったり、意見
を異にしたり、いろいろあると思いますが、町長としては反対意見は通常どういうふうに評価

をしていらっしゃいますか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） やはり、その反対の意見を出される方におかれましても、それぞれ考え方の違い、あるいは政策の持ち方の違いということで、それはそれで尊重しなければならないというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 今度は5番に行きます。

今までの答えをずっと聞いてますと、町長はこのビラに書かれてある文章、こういったことについては全く反対の見解を持っていらっしゃる。ということは、このビラを見られたときにどういう気持ちでこれを見られたか。もう一回申し上げますが、ビラの内容とは全く反対の見解をお持ちであります。しかし、ビラには町長の似顔絵が語ったような形で丸反対のことが書かれております。それを見たときにどういうふうに思われましたか。何をしなければいけないと考えられましたか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） さっき言いましたように、もう選挙戦の告示っていいですか、そういうのもあった中でもありましたので、そういうものについてのことにつきましては、自分が関与したものではありませんでしたので、選挙戦に戦うのが精いっぱいであったということで、特にそのことについてどうこうということはもう考えませんでした。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） ちょっとですね、何ですか。私なら、自分が考えてもいないようなこと、例えば過去に何かと問題を持つ議員、反対の反対をする議員ということ町長があたかも言ったかのように書かれておる。例えば、私が言ったかのように書かれておる文書に接したならば、私はその文書をだれがつくったのか、ただしますですね。そして、ただすだけじゃなくて、どうせ見つからんでしょから、探してもですね、見つからんでしょから。そのときには、自分の考え方というのを声明を出して、特に選挙をやっておりましたので、出そうという気持ちになるかと思いますが、町長はそういう気持ちにはおなりにならなかったですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） もう選挙戦のときには、やはり自分のいわゆる政策等をきちんと有権者の方々に訴えて回るといことで、それに専念しておりましたので、そちらのほうについてはもうそれについてどうこうということはしなかったところであります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 3回目ですよ、5番の。

それでは、こういった種類のビラについて町長はどういう見解を持たれますか。望ましいとか、望ましくないとか、迷惑だとか、賛成だとか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、選挙戦になりますと、特に対立候補が1対1というようなときにはいろんなそういった情報が飛び交うと思いますけども、今回のこの件につきましてもそういうものの中でそういう文書等が出回ったのではないかというふうに思っております、もう私自身としては選挙、自分の訴えをきちんと有権者の方々に訴えていくのがそれで精いっぱいであったというような状態であります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 選挙戦で精いっぱいというのはわからんじゃありませんけれども、ただ前代未聞のことなんですよね。一部の議員を文章をもってこの事実無根のことを中傷するという文書が出てる。それをあたかも当時は立候補者ですけども、候補者の似顔絵が語っているような構成になっている。それを見たときに、やっぱりこれは見過ごせないんじゃないかと思いますが、改めて聞きます。いかがですか。

○議長（吉村豊明君） これは⑥番ですかね。

○4番（甲斐榮治君） いえ、5番の3回目です。

○議長（吉村豊明君） いや、5番はもう3回行って、今4回目なんです。4回目です。

甲斐榮治君、6番に移ってください。

○4番（甲斐榮治君） わかりました。

先ほど申しましたように、これはもう議長の制するところですから、それに従いたいと思いますが、今日傍聴もおいでですけれども、全くこの3回以上はできないルールに、1つの項目についてですね、なっておりますので、こういうことになります。

そのことについても感想がありますが、これは通告してないことにはなりますが、それは申し上げません。

最後です。

この一方で議員を中傷するようなビラが出た。しかも、自分の陣営から出たことは間違いのない。そのことについて責任は感じられないか、あるいはもう3カ月たっておりますけれども、善後処置を考えられないのか、その点をお聞かせください。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これについてはもう私自身全く関与しておりませんので、この善後措置等そういうことについては考えておりません。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 2番目です。

この責任というのはなかなか難しいんですが、例えば一つの学校を考えますと、校長っていうのは最高責任者であります。その部下が校長が見ていないところで何か不始末をしでかしたといたします。見ていようが見ていまいが、現場におろうがおるまいが、最高責任者はその責を逃れ得ないというふうに私は考えておりますが、その辺の考え方について、町長、いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） もう関知していないということで、だれが書いたかを私も知らないところでありまして、そういう意味で言っておるところであります。そういう意味で、善後措置をとる考えというのはないということでもあります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 3回目になりますが。

私が申し上げたのは、関知していようがまいが、我が陣営から出た文書であります。当然、それはやっぱりそれなりの責任をとって、そして善後処置を講ずるべきであると、こう思います。特に、町長というのは議員も含めてこの町民を取りまとめていくという重大な職責があると思います。そういったときに何もしないではなくて、これはやはり自分のこのビラならビラに対する考え方をきちんと申し述べて、全体をまとめる立場というのを明確にしておくべきだというふうに私は思います。ただ、これはもう3回目ですので、以上指摘をしてこの問題については終わりたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 次に移ります。

菊陽中部小学校の建設についてですが、若干のコメントも付したいと思いますが、大体これまでの流れと申しますか、知り得ていない部分もございますので、説明をしていただきたい。特に、委託業務になっている部分は議会にかけなくてもよろしいということなので、我々に今まで伝わってない部分もありますが、その部分もできれば明確にしていきたい。

そういうことで、まず1番目、事業の全体的な進捗状況についてお聞かせください。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

全体の事業進捗ということで、まず3項目ほどに分けて進捗状況をご説明したいと思えます。

まず、設計関係では中部小学校建設検討委員会により検討をされました報告書に沿って基本設計が10月に完了をしております。基本設計を受けて、現在は実施設計を進めております。また、開発設計ですね、同時にしておりますが、現況測量などを終えまして、現在は許可権者である熊本県と協議に入り計画を進めております。また、スカイビレッジ、中部小学校の北側の開発地でございますが、スカイビレッジの方などとの協議も詰めて入っております。

それから次に、用地関係でございますけども、小学校北側の山林は今現在所有権移転登記まで完了いたしました。それからまた、西側の学校農園につきましては、今現在交渉中でございます。

それから、3項目めでございますが、仮設校舎関係では2月の仮設校舎建設着工に向けまして建築確認の申請の準備に今現在入っているところでございます。

そういうことで、全体的な進捗状況はおおよそ皆様に説明しております工程表により進んでい

る状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 大体わかりましたが、あとそのスカイビレッジとの協議のあらましですね。今の状況、到達状況、それともう一点はその菜園ですね。菜園もこの前買うということで、これは議決をされましたけれども、まだ所有権移転は済んでないんですね。何かもめてるんですか。あるいは、単なる手続のおくれですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） まず、スカイビレッジとの状況でございますが、今までいろんな開発する場合、山林部分を開発する場合、スカイビレッジさんの南側の部分が段差等が生じてまいります。そういう計画の中で、皆様にどういう構造物が設置可能であるというような状況等を説明をまずしております。そういう中で、いろんなご意見をいただいて、また次回という形でこちらのほうから、それに対応してはこのような状況ででき上がっていくことができるという案をまた提示させていただきまして、およそまたそれに対しまして意見をいただき、それでおよそ次回になりますが、そろそろ最終の状況を、取りまとめた状況を町としてはどういうふうな形で施工していけるという部分を説明するよにということで、逆にそろそろ提案を確定したいというような状況に入ってきて、次回がおよそそのような状況でなろうかというふうに考えております。

それからまた、2点目の学校農園の交渉の状況でございますが、交渉の中身につきましてはこの場ではお話しできる段階ではない状況でございますが、ただ基本的に学校農園ですね、こちらの方へ中部小学校の学校農園としての提供には異存はないということで承っております。ただ、諸条件が若干またご本人様が考えられてる部分がございますので、そのあたりを今現在精査して交渉をしているという状況でございますが、また単価関係についても異存があるというような状況ではないという部分でご承知いただきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 2番目に移ります。

実施設計についてですね。これはもう3つ一遍に答えていただけますか。

入札状況、それから落札額、落札業者ですね。まずそれをお聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、実績設計につきましてご説明したいと思います。

まず、今回の中部小学校改築実施設計業務委託、これは入札が11月11日に実施されております。落札者として、株式会社総合企画設計熊本支店、熊本支店長原澄雄でございます。契約額は1,722万円でございます。それから、この指名をされた件数でございますが、13社を指名されて、この落札者として決まっているところでございます。仮設校舎まで……。

（4番甲斐榮治君「ああ、いえ」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 綜企画の綜というのはどんな字書きますか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 一文字でございます。糸へんに宗の字ですね、綜。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） この基本設計が桜樹会の古川設計だったのですかね。

（学務課長松本洋昭君「はい」の声あり）

そして、今度が綜企画、これは福岡の業者さんですかね。変わっておりますが、そのことについて何か以前聞いたときには、別に変わってもいいという話は一応お聞きしておりますが、特段のその支障はございませんか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） さきに述べましたとおり、本来であれば基本設計と実施設計を1本で出したかったのは執行部としてはそういう気持ちでございました。ただ、今回そういう形で2回に分けての入札ということで、たまたま基本設計と実施設計の業者さんが変わったという部分で、これにつきましてはさきにも述べましたとおり、建設検討委員会等によりまして基本計画が作成されておりますので、これに基づいた報告書、その関係等、それから業務の報告書部分がございます。それから、検討委員会での趣旨、検討された気持ち、その設計がどういうふうな形で自分たちがつくりたかったという経緯、それからそういう関係の資料がございますので、この辺を踏襲させまして、今回の実施設計業者のほうに着手させてるという状況でございますので、その辺については私どもがしっかり今後管理していけば事足りるものであろうかと考えております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 3つ目です。

予算が1億100万円程度だったと記憶しておりますが、今度はその基本設計がたしか780万円でしたかね、約。それから、実施設計が今聞きますと1,722万円ですか。余りにもこのかけ離れておりますが、大丈夫なんですか。安いにこしたことはないんですけどね。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今、甲斐議員申されましたとおり、落札率ですね、こちらの方が今回の実施設計につきましては30%という状況でございます。ただ、今申しましたように建設検討委員会、それから基本設計、これの報告書関係、経過書、そのあたりがございますので、私どもがそういう形での管理をそれなりにしていけば、この金額についても落札されておりますが、十分対応していけるというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） では次に、仮設校舎について、同じく入札状況、それから落札額、それから落札の業者について教えてください。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 仮設校舎について質問にお答えします。

まず、仮設校舎の入札としましては実績設計と同じ日に実施されております。11月11日に実施されております。それから、落札者が大和リース株式会社熊本支店、支店長鳥越隆雄でございます。それから、契約額、これが1億9,740万円でございます。建設期間としましては、23年8月1日から25年7月31日がリース期間という状況で、その前に建設するという形になります。それから、指名業者数でございますけれども、リース会社さん5社を指名されておまして、落札価格が66%という形で落札をされております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 仮設校舎の設置事業費の概算は一応出てましたが、その60%だったということですね。あと、その概算、我々が聞いている概算以外に追加すべき費用は何かありますか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 概算といいますか、今回仮設校舎を発注しましたその項目以外でございますが、今回以前からのお話の中でしておった部分でございますが、学校から仮設校舎へ移動する費用がかかります。その部分が一つの学校全体が動くという部分になりますので、この部分についてはその中身を精査しながら今後発注していくという状況になりますが、仮設の中に入っていない部分としましては引っ越し費用ですね。この部分が今回新たに発生してくるとい部分がございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 引っ越し費用、概算どのぐらいですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今、現状をそのあたりの精査を学校等とやっているところでございます。また、そういう中で概算自体としては直接今確定した部分というのはないんですが、およそ1,000万円程度近くかかるんじゃないかなあというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 4番目に移ります。

事業費の概算ですね。これも我々が聞いた段階では約30億円というふうに記憶をしておりますが、先日文科省の1学級の定員数が変わったことによって、プールの跡に校舎を建設しなければならない。その費用がかかってくるので、約1.2倍になるということがありましたが、それは変わりありませんか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 事業費の概算でございますけれども、今議員さん言われましたとおり、

基本構想の中で皆様に説明しております。この部分が校舎面積が8,152平米、これに対しまして用地費等もろもろ含めて概算事業費で34億7,900万円程度が概算額ですということで、基本構想時点でご説明しております。その後、基本設計を終えまして、校舎面積がさきに議員申されたとおり40人学級が35人学級になるという部分を踏まえまして、平成28年度を見込んで対応する教室数が必要になるという部分で、校舎面積がおよそ出ておりますので、これが1万862平米、およそ1.3倍の面積が膨らんでおるとい状況でございますので、この部分について今実施設計に取り組んでおります。このあと数カ月もすると、この事業費が積み上がってまいるとい状況でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） それから、運動場が80センチかさ上げの予定ですね。そうしますと、その開発行為になるので、調整池が必要になると。これはそのスペースがないので、地下に掘るといこの前までの答えでしたが、これは概算どのぐらいになりますか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの調整池、開発事業の中の調整池という部分でのご質問がございましたので、今現在さきに述べましたとおり、開発の許可権者であります熊本県と河川協議等から入りまして、開発の設計の方針、それから調整池、それを2ヘクタール強の開発になるものですから、その部分での調整池の容量関係を今、県と詰めているところでございまして、今のまだ確定じゃありません。そういう部分ではけたがちよっと大きいんですが、1億円まではかからないぐらいじゃないかというふうに考えておりまして、その部分はやはり調整池を設置する場所がないという部分でございまして、学校用地のグラウンド用地内に地下で設けるという方向で今協議を進めているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 中部小について以上で終わりたいと思います。

引き続き、平成21年度の決算と町の今後の財政見通しについて。

今、中部小の件もまだ今後確定してみないとなかなかわからない状況もございしますが、何せ多額の予算を必要としますですね。それから、ほかにも菊陽中の建てかえであるとか、あるいは学校の空調であるとか、あるいは光の森の公共用地の多目的施設であるとか、いろいろと資金を要することがたくさんメジロ押しに控えております。町民の素朴な疑問としては、この町の財政が今後どうなっていくのか、その辺についての問い合わせが私なんかにもよく参りますが、それについてわかりやすくお答えいただきたい。

時間もあと10分ですので、もう私が一々立ってやるよりも、そこにあります向こう4年間の重要施策は何か。それから、自主財源を増加させる手だてとして何を考えておるか。それから、財政硬直化ですね。硬直化のおそれが監査のほうから指摘をされております。特に、経常収支比率、公債費比率が上昇しておる状況にあると。これが財政硬直化の大きな原因になる係数ですけども、その辺を改善する施策があるかどうか。それからもう一つは、一般会計、特

別会計で繰越額と不用額が多いと。そういう指摘が監査委員からなされております。それについて改善策はあるのかどうか。まとめてお答えいただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それではまず、私のほうから今後具体的な大型事業があるということでお答えしまして、財政的な面につきましては財政課長のほうから答弁させたいと思います。

今後の町が向こう4年間の中での重要施策といいますと、やはり一番は小・中学校の環境の整備ということで、菊陽中部小学校と菊陽中学校が大きな金がかかるということでありまして、また光の森地内の複合施設、それから一方ではまた総合体育館、そういったものが今後の大きな課題となっているところであります。現在第5期の総合計画の策定作業に取りかかっておりまして、この基本構想や前期基本計画、そして前期基本計画に入らなかったものにつきましては後期計画のほうにのせるというか、そういう取り扱いになっていくかと思っておりますけれども、そういった中でいろんな事業がありますけれども、短期的に進めることができる事業、そして長期的な時間をかけて進める事業等がありますので、そういった面についてはやはりできるだけ財政の運営上におきましては、単年度に予算規模が増加しないような、複数年にわたって財政負担が平準化するような取り組みが必要になるところであります。実施に当たっては、財政状況、そして将来の財政を見込みながら検討して予算化してまいりたいと思っておりますけれども、やはりこれからのこの小・中学校の整備を中心とした大きな財政的な大型事業がメジロ押しになっておりますので、その辺十分予算のほうの税源等の取り扱いについては工夫が必要になると思っております。

具体的な財政上の中身につきましては、財政課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

時間がありませんので、簡潔に3つお願いします。

○財政課長（實取初雄君） 簡潔に、かつわかりやすくというようなことをございましたけれども、5分で今の自主財源、公債費比率、経常収支比率、それから繰り越し、不用額のすべてを語ってしまうのには甚だきつうございますので、結果的に理解できにくくなるかもしれませんけれども、端折って申し上げたいと思います。

まず、自主財源につきましては、これは基本的には町税を中心とします町が自主的に収入できるもので、大体76億円の決算でございました。前年からすると、1億円程度の増となっておりますけれども、歳入全体のうち占める割合が65.3で、前年度から若干減っておりますけれども、国県支出金などの依存財源がふえたということで、この辺は率的には減っておって、額的にはふえてるということでございます。

基本的に、自主財源の主なもの町税でありますから、町税をいかに確保していくかということでございます。町税が今、決算で60億円程度になっております。また、自主財源の76億円のうちの78.2%ということでもありますので、この町税をいかにふやしていくか、あるいは適正課税、あるいは徴収率のアップで引き上げていくかということであろうかと思っております。ま

た、その町税を確保する中で一つやはり大きなポイントというのは、企業誘致の推進があると思います。一時的な投資は発生すると思いますけども、長期にわたる固定資産税や法人町民税、そこに勤務される住民の皆さんの個人町民税、さらには勤務される方が町内にお住まいいただく際の固定資産税等が見込まれますし、町の活性化等にもつながっていくと思います。また、これらを進める中で区画整理や下水道などの整備を進めることにより、定住促進を図るといったことも必要ではなかろうかというふうに思います。また、個別に具体的なものとしては、保育所入所負担金、町営住宅の家賃施設使用料などの適正な受益者負担をお願いするという、あるいは不用な財産があれば処分して財源化を図るといったこともポイントがあろうかと思ってます。

次に、こういった収入の確保がございませうけども、一方では経費の抑制ということもあります。経常収支比率にしても、公債費比率は地方債の償還の割合をいかに抑えていくかということとございませうけども、経常収支比率の中にも公債費が当然含まれておりますので、そういった経費をいかに抑えるか。一般的に、この経常的なものとしては私どもの職員あるいは議員の皆様等々の人件費がございまして、これはここ何年か抑えてきておるんですけども、医療費などの扶助費、あるいは公債費、賃金や委託料などの物件費、一般事務組合への負担金等、あるいは下水道等への繰出金等が結構最近伸びてきておりまして、その分をいかに抑えるか、人件費、公債費等についてはもうある程度決まった支出になってまいりますので、抑えることができませんので、抑えることができるものを見きわめていくということであろうかと思ひますし、先ほど言いました収入の確保というものも一方でやるという部分で、経常収支比率は抑えることができるというふうに思ひますが、なかなか経費の抑制というのは難しい部分であろうかというふうに思ひます。

もう一点、公債費比率ということとございまして。

これはもう先ほども言ひましたように、公債費に充てます一般財源が町が標準的に確保すべき標準財政規模というのがありまして、その割合とございませうけども、これも他町村に比べて少し高くなっておりまして、先ほどの硬直化という部分でお話がありましたけども、この部分も町長が先ほど事業の推進の中で申し上げられましたように、一時期に地方債の借り入れが集中しないように事業を平準化してならしてっていくことによって、単年度単年度の公債費を極端に高い年度が生じないようにすることができると思ひしておりますので、その辺の施策の推進により公債費は減らせると思ひます。

最後まで使つていいですか。

(4番甲斐榮治君「はい」の声あり)

○議長(吉村豊明君) あと1分です。

○財政課長(實取初雄君) あと最後に、一般、特別会計の繰越金と不用額については、繰越額については繰越明許費が6億円程度がありましたので、それが高いというご指摘があったと思ひます。ちょうど21年度においては、国の補正等が12月に閣議決定され、その後に町のほうで精

査しながら3月の補正に持っていった部分等が繰り越しとして残っていったもの、あるいは子ども関係の経費とかいろいろ事業で推進すべきものができないものもありましたけども、その他執行残、不用残、入札残等がございまして、その辺が5億円程度ございました。この辺もある程度の額に抑えるべきということもありますけども、この辺は最終的に繰り越して使うべきものと、繰り越し費として自主財源として使わせていただくものもございまして、年度間のある程度の調整を図るという意味では効果的……。

○議長（吉村豊明君） 財政課長、もう時間が来ましたので。

○財政課長（實取初雄君） はい、すみませんでした。

（4番甲斐榮治君「後でまた聞きます」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれをもって散会します。

明日も一般質問を行います。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時55分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成22年12月15日（水）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会



1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成22年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成22年12月15日

午前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 14番 | 上田茂政君 | 15番 | 梅田清明君 |
|-----|-------|-----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                 |       |                   |       |
|-----------------|-------|-------------------|-------|
| 町 長             | 後藤三雄君 | 教育委員長             | 三島誠一君 |
| 教 育 長           | 赤峰洋次君 | 教育次長              | 水上孝親君 |
| 総務部長            | 大川育男君 | 福祉生活部長            | 眞鍋清也君 |
| 産業建設部長          | 服部貞夫君 | 会計管理者兼<br>会計課長    | 吉岡典次君 |
| 総務課長<br>(選管書記長) | 阪本修一君 | 総合政策課長            | 松本東亜君 |
| 財政課長            | 實取初雄君 | 税務課長              | 廣野豊徳君 |
| 人権教育・<br>啓発課長   | 堀川俊幸君 | 福祉課長              | 渡邊幸伸君 |
| 健康・保険課長         | 宮本義雄君 | 環境生活課長            | 吉野邦宏君 |
| 町民課長            | 堀川正信君 | 武蔵ヶ丘支所長           | 村田保孝君 |
| 農政課長            | 荒木一雄君 | 建設課長              | 松村孝雄君 |
| 都市計画課長          | 坂本恭一君 | 下水道課長             | 山崎謙三君 |
| 商工振興課長          | 平野誠也君 | 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服部誠也君 |
| 図書館長            | 堀行徳君  | 学務課長              | 松本洋昭君 |
| 生涯学習課長          | 佐藤清孝君 | 農業委員会事務局長         | 志垣敏夫君 |

菊陽町代表 中原輝男君  
監査委員

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 阪本健治君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

川俣鐵也君、一般質問を許します。

○10番（川俣鐵也君） 皆さんおはようございます。

何とか今年も終わろうとしておりますが、大方のニュースが、非常に暗いニュースが多い中でありますので、この私たち菊陽町だけでも明るいニュースがないかということで、今日は一生懸命数字を調べてまいりました。

議会も、この1年を振り返ってみると、小学校の問題から、いろいろ結論は出しましたが、反省すべき点が多々あったと、私も当該の文教委員長として反省することたくさんありました。しかしながら、最大限の公約数として結論が出、先を見て進められるような状況になったということで自分を納得をさせております。

今日は、質問の通告が、非常に皆さん方からいろんな意味で批判も出るかと思いますが、あえて質問をいたします。

その前に、先月の熊日新聞、熊本県下98市町村あったのが、平成の大合併によりまして今45市町村になっております。その中で、人口の多い順に、菊陽町は11番目、市町村合わせて11番目。人口の絶対数の増減、熊本市が約1,034名、菊陽町が2番目で956人です。3番目が合志市の694、4番目が大津町の612。増減率からいって、熊本市よりも多い、菊陽町が県下ナンバーワンの2.6%の伸びです。

この2.6%の伸びというのを考えてみますと、光の森の県の住宅供給公社が開発したあの100ヘクタール余りの住宅団地造成、これほど県の供給公社が成功した例はないと言われるぐらい非常に人気の住宅団地です。その波及効果として、もう20年ぐらいありますけど、大津にJRが開発した美咲野団地というのがありました。一時は非常に不人気で、JRそのものも開発を断念したという団地であります。光の森の集客によって、大津の美咲野団地が人気を呼び、今小学校も建設され、さらに休止状態であったのが拡張するということまで来ております。それはなぜかと。光の森で個人の住宅を建てるとなると、土地代、坪二十数万円プラス建物を入れると約3,500万円ぐらいの、家を建てるのに経費がかかります。それに比べて美咲野団地は、約1,000万円違います。それで、県下の住宅メーカーがすべて光の森にモデル住宅をつくって顧客を集め、光の森で家を建てる経済力のない、極端に言ったら、それが美咲野団地の人気を呼んで、今美咲野団地が非常にふえてます。一度見てください。往年の面影がないぐ

らい見事な団地になって、また新しく拡張工事をしています。また、隣の合志市においても、光の森に近いところほど住宅がふえています。これは本当に菊陽町の光の森効果と言えるのではないか、この数字が端的にあらわしていると思います。

そういう意味で、菊陽町はこういう今町の状態にあるということを私たち議員も認識しないといけませんし、行政も誇りを持っていいと。これは県の住宅供給公社が計画した開発行為ですけれども、やはりこれだけ成功すると、したということは、いかに菊陽町が立地条件のいい地形にあるかと、これは非常に感謝しなければならない、これをフルに生かしていかなければならない、また生かせる土地であるということを認識しなければならないと思います。それに加えて、やはり先人の町の将来を思ったまちづくりの構想というのが間違っていなかったと。それぞれ100ヘクタールずつの区画整理事業が3カ所、上下水道完備して良好な住宅団地の環境づくりをなされてきたと、これは大いに評価したいと思います。

今議会は、前回の町長選、後藤町政の2期目に入って、私としては、議会の冒頭に後藤町長から夢と希望を語っていただいたかったと、力強い抱負を聞いたかったと、思いがありましたけど、謙虚な人柄でありますので、そこらあたりはありませんでしたけど、こういう状況にあるということは、やっぱり町民にも知らせるべきだと。それで、やはり菊陽町でできること、他の町村ではできなくても菊陽町でできる、そういう個性的なまちづくりを継続して邁進して行っていただきたいと思います。

前置きが長くなりましたけど、今回通告しておりますのが、町の総合計画にもありますが、人を生かすということで、私たち自身のことではありますが、議員の待遇について質問します。

2番目に、町の独自性ということで、菊陽町が持っている資源をいかに生かしていくかと。これは、資源だけでなく、人もどうして生かしていくかということについて町長の所見をお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

質問席で質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） まず、第1番目ですけど、町長、これは、私どもも実態は十分わかった上で質問をします。それで、今日書記がおられて、私の質問は記録に残りますが、町長が答えになったやつを、ああ言われたじゃないか、こう言われたじゃないかということは一切言いません。ですから、ストレートにお答えをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、人を生かすの1番目に、議員報酬を問うとしております。現状の議員報酬をどう認識しているかという質問ですが、これについて町長のご意見をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、現状から申し上げますと、現在の議員の報酬月額であります。議長が33万2,000円、副議長27万3,900円、委員長が26万1,500円、そして議員が24万9,000円となっている

ところであります。これは、事務局ほうで調べましたところ、22年4月1日現在で、県内の町村、今31ありますが、町村の平均が、議長が30万2,800円、副議長24万9,800円、議員が22万7,500円ということでありまして。その中で、県内の最高の町村が、議長が33万4,000円、副議長が27万6,000円、議員が25万1,000円ということで、一方県内の最低であります、議長が22万7,000円、副議長18万7,000円、議員が17万円となっております。本町の、その中に位置づけてみますと、報酬であります、議長、副議長、議員それぞれ県内では第3位となっているところでありまして。また、県内の類似団体との比較においてもほぼ同様であるというような状況であります。

議員の報酬をどう認識するかということのご質問であります、以上のような状況の中で、県内の状況の中では、菊陽町、特に県外の福岡とか、この前議員で研修されたところあたり、この熊本県を、福岡とか長崎、そちらあたりでは結構高いような位置にありますが、県内の中では、これを見てますと上位の方にランクしておるような状況であると認識しております。以上です。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 私が質問をした趣旨と若干違う感じのお答えでしたけど、ようございませう。そういうことです。

それで、今日吉田県議が後ろに来とられますが、これはもう、この町村議員の待遇というか、これは、自分の食いぶちを持っていないと議員活動ができないぐらいのレベルです、実際。県議の政務調査費30万円よりも私たちの報酬が少ないと。もちろんレベルは違いますよ。ですけど、一人の人間として食うていかなければ、食うていけなければまじめに議員活動ができないというのが実際のこの報酬額だと私は認識をしとるんです。私も、ささやかながら、みそ汁飯ぐらい食えるから議員活動ができますが、自分が商売をしとって、議員活動一生懸命やればやるほど自分の商売ができないというのが現状じゃないかと思えます。今、熊本県のレベルを言われましたけど、隣の大分あたりは、同じようなレベルの議員、同じ町、随分差があるんです、大分のほうがずっと高いんですよ。

これは、私たちが先進地視察に行って、最後の懇談会になったときに必ず出てくるのが、この町村議員の待遇はどういうレベルかと、どういうふうな決まりでこういうふうな格好になるとのかと。住民からは一生懸命議員活動せえせえと言われるけど、すればするほど収入が減ると。まして来年の6月1日が終わって、各地でいっぱいやるだけの議員年金まで廃止されるとなると、非常にやっぱりその町村議員、その期待はされても、なかなかまじめに議員活動ができないというのが実情ではないかと思えますが、それについて町長のご意見をお願いします。もうフリーでいいんですよ、もうできないのはできないとわかるとるわけですから、一応感想を聞きたいわけですから。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまご質問、将来を担う有望な議員とは、行政に関する豊富なまず知

識が必要でありますし、また対策を町政に反映するための行動力、そして実行力、将来の住みよいまちづくりに貢献していくことが住民から期待できるというイメージで思い浮かべているところでありますけども、議員の皆様におかれましても、将来の住みよいまちづくりのために尽くしたいという思いがそれぞれ同じようにお持ちであると思います。

そういった中で、この議員報酬の法的な位置づけといたしましては、地方自治法第203条の規定に基づいて、地方公共団体の議会の議員が行う勤務に対する反対給付、一定の役務の対価とされているところから、現実的には町長等の常勤の特別職に対して支給される給料とは区別されているところであります。このことによりまして、議員報酬の基本的な性格としましては、地方自治法の規定によれば、生活給ではないというふうな位置づけになっているところであります。

また、市町村の議会議員というのは、4年ごとに選挙が行われまして、たとえこの生活給的なところにこの報酬があっても、4年ごとに選挙があるということで、長期的かつ安定的な収入を得られるものではないということがこの報酬というとらえ方ではないかと思えます。

そういうことで、報酬の倍額をもって将来を担う有望な議員の誕生というのは、このことだけではなかなか厳しいじゃないかなというふうに思います。

いろいろ検討があっているかと思えますけども、やはり一方では、兼職を禁止される、議員に出ると兼職が禁止される方々もおられるということでありまして、そういった面の改善も必要ではないかということをおもいます。そうすれば、特に自営業の方々は自分の仕事を持ちながらできると思うんですけども、勤めを持っておられる方は、そちらをやめないと議員には出れない、出ればその時点で失格するというようなことがありますので、そういったところも、今言われるような若い人たちが出てくるためには何か要るんじゃないかと思えますが、そういうところで非常に難しさがあると思っているところであります。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 町長が2番目までお答えになりましたから、私がちょっと質問の仕方が悪かったと思いますが、最初、その2番目に行く前に、本人の了解をとって一言言いたかったわけですけど。

議員になるためには、それこそ石原議員みたいに、年金をもらって毎日が日曜日でない議員になれないのかと。その若い、将来を担ってやろう、政治を志してやろうと思うような人は議員に出られないのかと本当は言いたかったんですよ。それ、もう町長が答えられましたから、もう言いませんが。

今町長のほうから、生活給ではないと言われました。もちろん生活給という思いは全然ありません。しかしながら、それでは逆に、例えば勤めながら、サラリーマンでも議員になれるということは、これはもう絶対できません。そして、若い子育ての世代は、この給料では絶対議員にはなれないんですよ。だから、その理屈というか、実際の議員の位置づけ、それを行政が、もちろんこれはもう国の決まりとかなんとかという規定でこういう状況になつとるとい

ことは、それはわかります。しかしながら、先ほども言いましたけど、熊本では、町村では、菊陽町の議員の待遇は3番目ですよと言われました。3番目じゃなくて、1番目にしたっていいじゃないですか、菊陽町は力があるわけだから、町長の決断によってですね。これは上げろって直接言よるわけじゃないんですよ。そういう考えもいいじゃないかと。特徴あるまちづくり、その力に合ったまちづくりということであれば、そこらあたりの首長の権限といいいますか、思いといいいますか、やっぱりもっと町をよくしていこう、そのためには行政も議会も頑張ってもらいたいということであれば、そこらあたりの考えも持っていいはずじゃないかという思いでこの質問をしました。

何も給料を上げてくれというわけじゃありません。やはり、それぞれの町の、特に地方分権と叫ばれる中で、やはり菊陽町はさすがだなと、これはもう町民もそう思ってもらわにゃいかんのですよ、町民の満足度もそうです。ただ、私は、今回は議員の待遇の面において焦点を当てて質問をしましたが、そういう意味で、やっぱり町長の強力なリーダーシップで、自分の許容範囲でできることはやってもらう姿勢が欲しいということで質問をしたつもりであります。

2番目の行政組織を問うということに移ります。

現状の町の行政組織、これが十分機能していると思われるかどうか、そこを町長のご意見をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけども、この組織編成につきましては、社会情勢の変化に適応した効率的で、そして住民の皆さんにわかりやすい組織機構となるように努めているところでありますが、基本的には、いわゆるこれはもう経費面でもそうでありますけども、こういう組織機構につきましても、スクラップ・アンド・ビルドの考え方、この徹底を基本といたしまして、簡素で効率的な組織機構と適正な職員の配置に努めるとともに、本町において、最近の急激な人口の増加に伴う事務量の増大、行政課題の多様化、高度化による新たな行政課題に即応できる柔軟で機動性の高い組織体制をつくっていくことが必要だとは考えているところであります。

このような中にありまして、ご質問の現状の組織として十分機能しているかということでもありますけども、本町におきましては、行財政改革の集中改革プランのもとに基づく職員数の増加の抑制に取り組んできたところでありますが、現実といたしましては、なかなか、人がふえておまして、平成の合併のそこから見ますと、1つの町村と合併したぐらいの人がふえてるような状況にあります。そういった中に、非常に職員数の抑制というのは難しいところがあるわけですが。そういった中で、現状としては、課、係などの組織をできるだけ大きくくりにした組織体制の中で、いわゆる横の仕事が集中するときは、そういった面で横断的に応援体制がとれるようなところにも気を配りながら、業務の繁閑や優先度に合わせた柔軟に対応できる体制ということで考えているところであります。

限られた職員数の中で、各種の行政事務事業の計画、事業実施運営ができるだけ効率的に機

能できるような組織ということで今やっているところでありますけども、現実としては、そこが非常に思うように機能しないというか、時間がかかるようなところもあるのが現状であります。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） もちろん議会のほうから行政の組織を云々するというつもりはさらさらないんですが、前回の小学校建設の問題で、文教の委員会として、教育委員会ないし学務課、随分接触をしてきました。その中で、動きを見て、やはり施策の遂行時、どうしてもやっぱりこうやって生涯学習課、学務課、都市計画課、こう分かれておりますが、そこらあたりの横の連携というのがどうもとれていないんじゃないかという気が痛切に感じました。やっぱりいつも言いますが、この町の役場、行政組織というのは住民に一番身近に接しとる役所なんです。ですから、いろんな担当の課があったとしても、やはりある程度幹部クラスぐらいまではその情報が共有できるような体制をとっていただかないと、なかなか効率的な対応ができないんじゃないかという気がするものですからこういう質問をしましたが、今町長のほうからも話がありました。やはり菊陽町というのは、その3万7,000の人口を抱えて、部長制までしいとるわけですから、部長制をしくときの町長の提案が、総合機能を発揮させると、調整機能を発揮させるということで部長制度を導入したわけですから、そこらあたり、もう少しやっぱり目に見えるといいますか、そこらあたりが機能するようにやっぱりやっていただきたいということで質問しました。

次に移ります。

職員の能力の発揮と評価が適正に行われているかと、これも漠然とした質問ですけど、町長にお伺いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 職員の能力の発揮、評価が適正に行われているかというご質問でありますけども、この職員の能力といいますと、その評価、菊陽町の勤務評定制度に基づきまして、全職員に対しまして、勤務成績、勤務状況、勤務実績、適性等の評定を実施することにより把握しているところであります。また、人事異動等に関する事情聴取も実施しておりまして、各課等の長から、各職員の勤務態度、適性、能力等を直接聞いております。さらに、管理職等と長期休暇中の職員は除いておりますが、職員に自己申告による健康状態、職務状況、異動希望等の状況について記入したものを提出させております。

このような情報をもとに、各課等の長及び本人の意思や希望あるいは適性や能力等を見て、人事異動を行う際にはそれを使っているところであります。

また、管理職による書面と、直接聞き取ることによって、本人の申告もありますので、職員の能力といいますか、そういう本人の希望等も適正に把握できているということで思っているところであります。

それから、職員の能力開発という点で申し上げますと、担当分野の知識、技術を高めるため



の専門研修、それから自主的な取り組みによる自己研さん型の研修への積極的な参加を進めておりました、ご紹介いたしますと、全国レベルの専門研修としましては、市町村アカデミー、国際アカデミー、日本経営学会（NOMA研修）等がありますが、そういったのにも出しております。また、熊本縣市町村研修協議会が主催します階層別職員研修、各種専門研修、さらに町が主催する研修といたしましては、人権問題、心の健康、認知症に関することなどを実施しております。いま一つ職員数が不足してやりたいこともできないのが、前、いろいろ国の方に出向させておりましたが、この辺が職員数が足りなくて出向できないというのがありますけども、こういった面についても、こういう人事上の、いろいろ職員配置で不足ぎみではありますが、またぜひそういう国レベルの仕事もできるように、また県のほうにも他の交流も重ねたいと思っているところではあります。

以上のように、人事評価及び職員の資質向上のために、専門的な研修、そしていわゆる新採用、そして中堅管理職となっておりますが、この段階に応じた研修、これも徹底して、職員の能力向上に今後も努めていきたいと考えております。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 今日、菊陽町の職員の幹部クラスが全部そろっておられると思いますが、この議会中の一般質問、議員からの一般質問あたりの、課長さんが答えていただきますが、これだけの研修を、町長が自信持って職員研修をして育成をしようとされるわけですから、議員の一般質問についても、正々堂々と自信を持って答えてもらいたいというのが多少あるんです。何となく自信がないような答え方をされると、ちょっとなど。いつも言うように、私は菊陽町のこの役場職員さん、220名近くおられますか、菊陽町では一番エリートの大企業ですよ。ですから、やっぱり自信を持って仕事をさせていただきたいし、もう遊びも大いに結構、遊びと仕事をはっきり分けて、自信持ってやっていただきたい。何かこう暗くて縮こまるとるような気がするわけですたいね。もうちょっと私の顔を見るときもにこにこして見てもらって、私もにこにこしますから、そこらのところをやっぱりめり張りをつけて、自分たちは自信を持って仕事をすると、これだけ勉強しとると、やっぱり相手を納得させるようなことで対処していただきたいと。これは、私はケチをつけとるわけじゃない、激励しとるわけですから。そういうつもりで対応していただきたいし、そういう行動をしていただきたいと。

再度、これと関係なく言いますが、1週間に1回は、パソコンだけ見ないで、外に出て、菊陽町の実情、長靴はけとは言わんから、運動靴はいて、車運転して、気晴らしにぐるぐる回ると。それぐらいは町長させていただいていいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） そのことについては、全く言われるとおりでありまして、できるだけこの現場を見ながら、そして町民の皆さんの声を聞くような、町民の視点に立った対応が必要ということですので、職員の、結構それぞれ外に出るような、行かなければならないようなところについては課長等も行っておりますので、その辺もご理解していただきたいと思いま

す。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 次、行政組織を問うの3番目に移ります。

年功序列と抜擢人事が可能かということですけど、これちょっとまた漠然とした質問ですので、具体化しますが、大体こうして見てみると、大体年功序列ですよ。私は、年功序列を否定するつもりはさらさらありません。これは日本の伝統文化として、やっぱり組織運営において、日本人のかたぎからするならば、年功序列大いに結構と思ってます。しかしながら、役場職員、入庁して35年近く勤めるわけですから、その中において、やっぱり年功に関係なく、努力をする職員、一生懸命町のために考える職員、そういう職員に光をたまには当ててやることも必要じゃないかという思いであります。

それともう一つ、220人の正職以外に、またそれに近い臨時職員さんがおられると思いますが、特に専門職の場合は、その臨時職員さんの中でも自他ともに認める優秀な人がおるわけです。そこらあたりの人たちを、やっぱりこれは町のために有効活用、人を生かすためにですよ、そこらあたりで、その優秀な人をやっぱり引きとめて町のために働いてもらおうと、特に専門職。そこらあたりの考えを、この年功序列というのとあわせて聞きしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけども、本庁の組織を職員からしますと、今言われるように、年功序列といいますか、ここが基本になってはおりますけども、言われますように、すべてがそういうところでやってるわけじゃありません。職員の能力とあわせて、適材適所というのが一番だと思いますけども、そういったところで配置しているところであります。

そして、本庁の今職員採用試験等いろいろやっておりますけれども、非常に優秀な人たちが今入ってきておまして、若い人たちから中堅職員、そして管理職等におきまして、非常に前と比べて、この仕事に対する力もつけてきているように私は見ておるところであります。

また一方では、臨時職の中にも非常に優秀な方がおられまして、特に専門職、そういった方々につきましては、またその採用の方法についても、やはりぜひ、年齢的などころもありますけども、そういう面で、そういった本採用のほうの職員に引き上げるとか、そういうような人材も確かにおられますので、そういう面についても、いろいろこういった採用する場合の制約等ありますけども、その辺は十分また考えたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 1番の人を生かすという部分についてはこれで終わります。2番目の町の独自性についてに移ります。

どういうまちづくりを目指しているかということで、まず1番、町長として、今の菊陽町の現状というか、これをどういうふうに評価しておられるか、これ簡潔にお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきまして、さきに冒頭で川俣議員のほうから言われましたように、今菊陽町が、熊本県下の中でも、この人口の伸び率、実数の上でも、今年は熊本市のほう若干上でありましたけども、実数の上でも一番の伸びを示した時期もありましたし、これは長年にわたって、菊陽町が特に道路、下水道、そして土地区画整理といったハード事業を中心に進めてきながら、一方ではソフト事業のほうにも、教育、福祉、健康あるいは環境問題等に取り組んできた成果で、非常に評価があって、現時点では非常にふえとるような状況であるかと思えます。

今年の2月に、新しい総合計画を策定するために町民の意識調査もしておりますけども、その中でも、17年度で同じような調査しておりますけども、行政に対する満足度というのが、「満足している」が5.6から7.7、「どちらかといえば満足」が58.9ということで、58.9から64%まで伸びて、全体で70.7%が満足という評価されておるところであります。

ただ一方では、30%の人がやっぱり不満を持っておられるところがあるということでもありますので、そういった面について、今後の課題、そしてまた新たな課題もいろいろ出てきておりますけども、そういうものの解決のために、職員、そして議会の皆さん方のいろいろご指導、ご助言もいただきながら新しいまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） ありがとうございます。2番目に移りますね。

町の史跡・文化財が活用されているかということの質問ですが、私が持っているのはこの菊陽町の50年史です。菊陽町には、町の史跡・文化財として22指定をされております。私のほうも、この前商工会の理事を連れて、この全部、22の史跡の現状どうなっているかと、何か工夫することがないかと、商工会としても、町の、人を呼ぶために、観光資源として菊陽町が指定してる史跡・文化財がどうなってるかということの調査をしました。非常に、私たちも知らないようなものがあります。これを、今は生かさされとるというのは、もう鼻ぐり井手だけです。あとは看板が立ってるだけ。それも、見にくいところがたくさんあります。今国も、やっぱりお金を稼ぐために、観光立国と、観光庁までつくりました。私も、何年か前に、菊陽町も観光課ぐらいつくって人を呼ぶ工夫をしてはどうかという質問をしたことがあります。

これも前にも言いましたけど、こちらからものを売り込むのは大変です。しかし、魅力あるものをつくり出して、人が来てくれて、買っていただくのは簡単です。ですから、その土台づくり、それは自分ところの町にあるものを生かすしかないわけです。それを発掘して、それに磨きをかける、それも大層なことはいわないでいいわけです。ですから、この22ある文化財・史跡、これを活用するという考え方は町長ありますか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 実際やっているものにつきましては、後で生涯学習課のほうからちょっと報告させますけども、今言われるように、菊陽町のこの文化財、有形文化財とこの無形文化財

合わせますと24件ほどありますが、今生涯学習課のほうで、これも議員もおられたかと思いませんけども、菊陽町の歴史探訪マップというのをつくりまして、これにすべて網羅しておりますけども、これが非常に最近評価が高くて、いろんな新しい町民の方々も利用されるということでありまして。ただ、この文化財の保存関係につきましては、確かに鼻ぐり井手、非常に南地区のほうで、地元の方でもその大事さを認識されまして、今動きが盛り上がってきておりますけども、文化財のボランティアガイドも、それもできております。そういった中で、やはり中には、これは外部の方からそういう要望がありましたけども、例えば六道塚あたりに行って、車をとめてじっくり見たいけども、その駐車するスペースがないというようなことで、そういう面の整備もしてほしいというようなことがありまして、やはり菊陽町の観光をつなげるためには、この町の文化財、菊陽町が町全体を公園としてみなすような中での、前からのそういう構想、また取り組みもしてきておりますが、そういったものを充実させるためには、やはりこの辺にもう少し力を入れて整備等もしなければならないと思っているところであります。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 今町長がまちづくりのことで言われました。菊陽町は、ガーデンサバール構想ということで、菊陽町全体を一つの庭園都市といいますか、ガーデン都市といいますか、をみなしたまちづくりをしたいという、もう遠大な目標があります。菊陽町ほど高低差のない、平地の恵まれたところはあります。町の真ん中を、まして白川が流れとります。一番高いところでも、ふれあいの森のあの丘の上か、空港か、それぐらいの高低差しかない、非常に自然状況に恵まれた町です。そして、今JRあたりが、それぞれの自分ところの収益も含めて、JRのウォーキングあたりを企画をしておりますが、一般の住民も、金のかからない健康志向のウォーキングばかりです。鼻ぐり井手の祭りのときも、JRのウォーキングと一緒にされますが、鉄砲小路あたりのウォーキング、蘇古鶴神社の祭りにあわせて、もう7年も8年も前からウォーキングがあつとります。来られるたんびに、いろんなところに行くけど、鉄砲小路みたいにサービスのええところはなかですね。握り飯は食わせ、だご汁は食わせ、甘酒は飲ませ、そして人を呼ぶわけです。だから、そういう人たちにやっぱりリピーターとして来ていただくというのは、それだけの魅力がある、地理的に恵まれとると。だから、この菊陽町を固定化するんじゃなくて、やっぱり全体的に、それこそ菊陽町を歩いて回ったって一日で回ってしまいますよ。そこらあたりの、やっぱりうまいキャッチフレーズをつくって、このせっかく指定している文化財を生かしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に移ります。

これと関連しますが、今特にやっぱり日本人に一番欠けてきたことは何かと。やっぱり対人関係、人間関係が薄くなった、やっぱり心が貧しくなったと、自分自身も反省するところ多々あります。物はこれだけ豊富にはなって、もう物欲は要らないわけです。やっぱり心を満たす、精神修業をするというか。そのために、菊陽町にはいろんな文化団体があります。そして、その方たちは、もちろん自分の趣味が一番かもしれません。しかしながら、日本古来の伝統文化

を引き継いでいこうという意味もたくさんあります。ボランティアでも活動されてます。体育会系に比べて、文化関係の菊陽町、文化の薫り高いまちづくりということでコンサートはあつてますが、やっぱり地元の有志、地元の間人がやることについてもっと目を向けていいのではないかという気がします。それについてどうですか、町長。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） ただいまの質問ですけれども、文化協会の活動についてということでは、まず活動の助成というのがあります、金額的なものですが。それから、文化祭を中心に、11月の文化祭を中心にいろいろな行事を組まれてますけれども、そういった図書館ホールでの1週間等の練習等も含めて貸し出すというようなことでなってますし、それから事務の補助といいますか、直接事務は生涯学習課のほうでしておりますけれども、そちらのほうの担当者のほうを、少しでもお役に立つようにということで、そういう事業のときには事務的な補助をさせております。

ただ、確かに文化協会のほうでは活動をされてますけれども、そしてその中で相談も受けません。そして、やはり今おっしゃられましたように、日本舞踊とか水墨画とか書道とか、そういった日本の古くからの伝統文化というのが、やはり習いに来る人が少なくなったと、そしてまた自分たちも年とってきているのに後継者がいなくてやめざるを得なくなってきたという相談を受けております。それはもう数年前から聞いておりましたので、これはもう、やはりおっしゃられるように日本全体の問題だというふうには思います。それで、その中で、町としてどうするのかということで、私どもが考えましたのは、各センターでいろんな主催講座を実施しております。その主催講座の中に、やはりこの日本伝統の文化を伝える講座を、やはり小・中学生を中心として募集すると。それで、花とか大正琴とか囲碁とか珠算とか書道とか、あるいは日本舞踊とか、そういった講座をなるべく主催講座として持ってきて、とれるように当初配慮しているところです。

ただ、何ていいますか、それは日本伝統の芸術を、文化を伝えるとか、あるいは学ばせるということではなくて、議員さんがおっしゃるように、やはりそういう日本の伝統の中には、情操教育といいますか、やはり心を落ちつかせたり、心豊かにしたり、感情を安定させるという効果があると思いますので、その点で、また礼儀作法というのが非常に重視されますので、そういった習得という目的もあつて進めているところがあります。

しかし、そういう意味で始めるんですけれども、各センター、計画するところからは、なかなか募集を講座の内容とかでも集まらんで、始められんてというのが今の実情でございます。

その中で、学校への働きかけという部分が、私ども先ほど、子ども相手の講座を開くというのがありましたけれども、やはり学校のほうにお聞きしますと、小・中学校の教育に取り入れるということについては、菊陽ではないんですけれども、近隣の中学校で、選択家庭科の授業の中でお茶を学習するようなことがあつております。それから、総合的な学習時間というのが

ありますけれども、そういったクラブ活動、小学校でのクラブ活動に取り入れるということには可能であるかなというふうに思います。

先般、11月25日でしたけれども、菊陽西小学校では、子どものためのすぐれた舞台芸術体験事業というのが国の補助であるわけなんですけれども、その中で、歌舞伎の中村吉右衛門さんの一行約30人に来ていただきました。吉右衛門さんの歌舞伎の話、それから一行、来られた方の歌舞伎の化粧とか、何か小道具の実演みたいなのも指導されたんです。そして、その後、歌舞伎の一部分を上演していただいたんですけれども、そういう中で、非常に子どもたちは感動したというふうにお聞きしとります。

今後も、そういう、国の方もやっぱりそういう日本文化を伝えようということで、そういう事業を計画して、学校のほうに紹介するように来ております。ですから、そういうものもぜひ学校に子どもは紹介しながら広めていきたいというのを思っております。

それからやはり、これは別になりますけど、コミュニティーセンターあたりでも、やはりなかなか集まらないもんですから、今度、例えば学校が始まる前の3月あたりに、そういう広めたい講座あたりも紹介する発表会みたいなのを計画して、それでその前に学校のほうに連絡すると、そうやって参加者を募るような努力もしようとしております。これは今年やろうと思っております。そういった努力もしていきたいと思っておりますので、子どもとしては、文化協会、確かに町の文化振興を進めていただいておりますけれども、やはり子どもたちに接するには、講座案内だけじゃなくて、学校のほうにもぜひ文化協会としてPRをしていただきたい。そして、子どもたちに興味を持っていただけるように、工夫とか改善もやっぱりしていただきたいと思っておりますし、そういう点で、子ども生涯学習課としては応援していきたいというふうな考えを持っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 生涯学習課長が一生懸命努力していただくという熱意を感じました。確かに私も、その文化協会のその活動自体の、具体的に努力をしているかどうかというのがはっきりわかりません。しかしながら、やはり史跡と同じで、やっぱり今一番日本人に欠けとるのは、さっき生涯学習課長が言ったように、情操面、心の面ですね。それと、大人と子どもが触れ合う機会、そこらあたりが非常に少ないと。ですから、やっぱりある資源、菊陽町で活動しとる、そういうところがあるのであれば、やっぱりいいところは行政のほうから引き出してやる、相談があつたらそれなりに十分対応してやる、そこらあたりのその気持ちがあれば十分やっているとしますので、生涯学習課長、よろしく願いしときます。

最後に、町長のその所見をお願いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私も川俣議員も同じ、同意見でありまして、やはり日本古来の伝統文化、情操、これを情操教育の中に生かして、今の子どもたちが心豊かに、そしてたくましい、この

厳しい時代の中でありますけども、そういった目にできるだけ触れる機会、また実際に自分たちでも実践するような、そういった取り組みが広がるよう、今生涯学習課長も申しましたけども、教育委員会の方とも連携して進めていきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 私たち議員にとっては、この議場が、昔で言うなら戦場の舞台です。一般質問をするのが、「我は」というその名乗りを上げて戦う、その戦う姿勢で、そういうつもりで今年最後の12月議会の一般質問に立ちました。

さっき議員報酬のことを言いましたけど、おかげさまで12月10日に貴重な年末の報酬をいただきましたので、今日は神聖な議場に入るために、消費を刺激せんといかんで、背広を新調してきました。ネクタイも新調してきました。バンドは、四、五年前に合併の研修で静岡県の河口湖に行きましたら、河口湖の名産が印伝というシカの加工品の皮製品です。1万7,000円でインターネットで取り寄せて買いました。だから、報酬はなくなりましたが、そういうつもりで今日の一般質問を立ちました。

やはり今、執行部と議会、なかなか歯車がかみ合わんところはありますが、心は一つです、町をいかによくしていくか。よく行政と議会は車の両輪といますが、同じ車の両輪でも、立つ立場は、やはり緊張関係がある両輪です。片一方に偏り過ぎる両輪じゃない。やはり行政、議員が、議会がどんなに提案をしても、行政側がそれを取り入れて提案せん限りは、私たちは手も足も出ません。しかしながら、思いは一緒です。そういうつもりで、真剣になるときはならんといかんけど、和やかになるときは和やかになる、そういうめり張りをつけた笑顔の出る仕事をしていきたいと思えますんで、よろしくお願ひします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時54分

再開 午前11時4分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君、一般質問を許します。

○12番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。

日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

6項目質問項目を出していましたが、環境対策については要望のみにとどめますので、ご了承をお願いいたします。

川俣議員さんの質問は総論、私は各論でしっかり質問をしてまいりたいと思えます。

今、県内の雇用労働者の中で、非正規労働者は34.6%となり、完全失業率も5.1%に達して

います。来春卒業の大学・高校生の就職内定率も史上最悪です。農家所得も落ち込み、離農者がふえています。中小零細企業の倒産も相次いでいます。それでは、町民の暮らしはどうでしょうか。

先ほど川俣議員さんの質問に町長答えられまして、今年2月に行われた町民の意識調査についてお話がありました。私も、町民の意識調査の町民の声はすべて目を通していただきました。非常に期待をして菊陽町に移ってこられた方もたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。

しかし、私は、一軒一軒全戸に町民アンケートをお配りしまして、町政へのご意見や今の生活の厳しさ、またご要望などをお聞きして、たくさん切実な声が寄せられました。「子どもの就職先がない」、「税金や保険料はふえるばかりで、後々どうなることだろうと心配です」、「長男が失業し、収入がないのに、国保などの税金は少しも安くならない」、「収入が少ないのに国保税が高過ぎる」、「大きな会社ができても地元の人が働くのは難しい」、「働く場所がなさ過ぎる」、「50歳過ぎて再就職しようとしたら全く道が開けなく、今でも困っている」、「毎日の生活に大変です。病院も極力あきらめています」、「高齢者なので金の要らないようにしてください」など、深刻な暮らしの実態が寄せられました。

回答者の中で、生活がさらに苦しくなったという人は、何と6割に上りました。特に町政への要望では、第1位が国保税の引き下げ、第2位が介護保険料の減免が高位を占め、その次に地元雇用の拡大、子育て支援の拡充が続きました。今回の質問では、町民の皆さんから寄せられましたご要望を中心に、通告に従いまして質問席から質問をします。

まず、執行部は、条例等においてあるのは十分理解した上で質問をしますので、明確な答弁を、そこは除いて明確な答弁をお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 第1位が、雇用促進、地元業者の育成をということです。

先ほど述べましたように、仕事がない、働きたくても働く場所がないというのは先ほどお話ししたとおりです。また、地元の大工さんやいろんな左官さん、そういう建設関係の方とお話をしましても、単価も安く、仕事はほとんど回ってこないという悲痛な叫びが聞こえます。

その中で、私は、小規模工事の登録制度は9月から町も考えていただき、スタートをしましたが、9月議会で住宅リフォーム制度の創設を求めました。このときの町長答弁では、個人住宅、特に耐震基準に定められた昭和56年6月1日以前に着工された木造住宅について検討する必要があるという答弁をされました。しかし、相当額の予算が必要なので、国との連携、第5期の総合計画の中での位置づけ、23年度の当初予算編成に向け検討する課題の一つであるという答弁でした。

私は、なぜ9月議会に続いて今度の12月議会でこのことを言っているかといいますと、これは住宅、個人の資産を形成するとかという議論がありますけれども、そうではなくて、今必要



なのは、恒久的な住宅政策ではなく、緊急の経済雇用対策という観点でとらえて、研究、また実現できないかという視点でとらえていますが、この制度について、その後どのように研究、討議されているのかお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 答弁させていただきます。

財政課の直接担当ではございませんけども、9月に町長の答弁、あるいは関連でご答弁させていただきました関係で、私のほうから申し上げたいと思います。

ただいまの質問にありましたように、緊急の経済対策としての住宅リフォームをとということでの提案でございました。なかなか、議員も申されたように、住宅リフォームが直接の目的か、それから経済対策なのかという、その目的の判断というのが難しい部分がありますし、また町長の答弁にありましたように、住宅リフォームの中にはいろいろな部門が含まれております。環境対策あるいは福祉施策、バリアフリー化等の対策、それからいま一つ申された耐震という大きな部門がございますので、その辺をトータル的に見ながら、これまでの住宅に対するリフォームと申しますか、改修と申しますか、それらのもろもろの部分を含めて検討していく必要があるということでの町長の答弁だったと思います。

したがいまして、現時点におきまして、平成22年度の補正予算に計上するといった緊急的なものまでは現段階では至っておりませんで、耐震対策も含めた平成23年度の当初予算に計上すべく検討している段階でございまして、最終的には耐震対策について重点を置くものと考えながら、住宅リフォームについても、県内での事例はまだ少のうございますので、検討はいたしますけども、こういう財政的にも厳しい状況の中で、重点的あるいは優先的な予算の執行を目指す中では厳しいものがありますけども、一つの経済対策の手段としては考えられる方法がありますので、しっかり検討していきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 非常に、耐震対策を含め、もちろん平成22年度の緊急補正でできれば一番望ましいのですが、また建設関係の方も、3月議会等に向けていろんなご要望も町に届けられると思います。ぜひ耐震を、まず耐震対策からでも始めていただいて、これは長期というよりも、やはり今のこの雇用の厳しい中での緊急対策だという観点で、平成23年度からもしっかりと創設して、進められるように要望したいと思います。

少し紹介しますと、県レベルでは、9月議会でも述べたかもしれませんが、秋田県で実施され、さらに岩手県、宮城県で実施の方向で、実施の自治体は全国で175となっています。今注目されているのは岩手県宮古市の取り組みです。なぜ注目されているかといいますと、住民にも中小業者にも取り組みやすい制度に工夫をされてスタートをされて、例えば備品の購入、住まい以外の外回りの工事はだめだが、およそ住居の改装に関するものならいい、畳でも、クロス張りかえでもいいということでスタートされてます。小規模工事にインパクトを持たせるた

めに、対象工事を20万円以上とし、補助額を一律10万円とここはされているそうです。当初500件、5,000万円の予算でスタートしていますが、10月末現在で、現在申請数が2,303件、工事費は10億4,500万円、宮古市の1割近い世帯がこの制度を利用されてるということです。

この結果が、私が非常に今回質問をしたいと改めて思ったのは、やはり助成にとどまらず、雇用にも反映して、建築、土木技術者などの求人倍率が半年の間に0.52倍から1.09倍に伸びていることです。ハローワークの統計によっても、土木作業員、大工さんなどの常用雇用求人が、今年8月は190人、昨年の127人を大きく上回って、特に年齢層でも、若者の雇用環境が好転しているということだそうです。ですから、個人の資産形成に資するものを自治体はやれないという議論ではなく、恒久的な住宅政策ではなくて、緊急の経済雇用対策としてぜひこの菊陽町でも取り組んでいただきたいというふうに思います。

熊本県では、多良木町が今年の7月から実施をして、あと八代、天草、来年の4月からと聞いています。山鹿市も、今前向きに検討されているようです。もちろん県段階でこういう事業をスタートしていただいて、町も一緒にするというのが一番望ましいのですが、ぜひ仕事確保の視点から、待ったなしで取り組んでいただくよう要望して、次の質問に入ります。

次は、これも町政アンケートで寄せられたご意見ですけれども、町で必要とする資材、物品、工事など、町内業者を優先発注してほしい、また電器店は、そうたくさんは個人のお店ありませんけれども、他地域の業者を使わず、地元の業者をもう少し使ってほしいという要望があります。この点について、町ではどのように今取り組んでおられて、今後こういう要望についてどう対応できるのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（貫取初雄君） ただいまご質問がありました件につきましては、建設工事については、先ほどの部分で、大工さんあるいは左官さんというなお話がありました。今回の部門については、特に物品あるいは役務の提供等についてのご質問であったらうかというふうに思います。

そこで、物品等を発注します際の町の基本的な考え方でございますが、これは、条例の部分というお話がありましたけれども、基本的な部分を一応お話しした上で、町内業者育成の点でお話ししたいと思います。

基本的には品質の確保が前提となりますけれども、その前提の上に立って、公平あるいは公正、さらに健全な競争により、その購入する業者さんを決定していくということが基本でございます。その上で、町内に本店あるいは支店、または営業所等を構えられます個人または法人業者さんを優先的に、競争入札の場合には指名をさせていただきますし、随意契約等であれば、見積もり等を提出いただくことで、町内業者さんの育成を図るということで努めております。

また、先ほど小林議員のほうからも、1番目の際に、小規模工事等での契約希望者登録制度を始めたという町の方向性を言っていたいただきましたが、これはあくまでも建設工事のうち、大

工さん、左官さん、畳屋さん、内装さん等々で特に今登録が出てきておりますので、町のほうで仕事がありますれば、その希望者の中から契約していくことが可能と思っておりますが、そのほかの物品、役務等につきましては、特に小規模等で別途制度を設けていこうということは考えておりませんで、基本的な部分は、建設工事のようにいろいろな面倒な手続等も要りませんので、申請いただくことによって、競争入札参加の申請をしていただければ、その名簿の中から、町のほうとしては、全庁的な分野で、その名簿を参考として、先ほどの指名あるいは見積徴収をもって業者さんを選ばせていただくというようなこととございますので、ちょうど2年に1回あるいは毎年、基本的な申請あるいは随時での申請を受け付けるのが、明けて2月になりますので、今度も町の1月の広報紙にも載せますけども、その申請を出していただくことによって登録業者が町のほうで把握でき、それをもって町のほうでは全庁を挙げてその業者さんから選定していくというような流れの中でお進めさせていただければということとございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 物品、役務等基本的な部分は申請という、競争入札ということですが、ぜひ2月に更新ということであれば、その地元の業者の育成ということも、その制度の範囲になるとは思いますが、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

また、小規模工事の登録を始めていただきまして、現在二十二、三件の登録があつております。この小規模工事登録も、この制度はいいんですけれども、やはり実際その仕事がなかなか回ってこないということもありますから、その辺も、ぜひそういう方たちに仕事が回るような対応を引き続きお願いとしたいと思えます。

次、3番目です。

3番目は、これも仕事の、雇用の問題です。役場内に就職の紹介の場を、相談の場をぜひつくってほしいという要望がありました。これは、梅田議員も以前の議会で、大津町との違いを示して町に要望された内容とほぼダブるところがあるかもしれませんが、仕事を探すときや失業して雇用保険を受ける際に利用するハローワーク、公共職業安定所がその正規の職員をふやして体制を拡充することが基本の基本ですけれども、今の雇用状況の悪化のもとで、大津町や山鹿市など、相談員を置いて対応されています。ぜひ菊陽町でもこのような対応ができないか、この点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） それでは、お答えしたいと思います。

雇用情勢につきましては、先ほど議員からも言われましたように、厳しい状況であることには変わりはありません。雇用者の窓口として相談員を置けないかというようなご質問でございますが、先ほど議員が言われましたように、9月の定例会でご質問があつてお答えしておるんですけども、うちも窓口は設けてるものの、ご相談というのは余りないという状況で、今後

の状況を見て検討させていただきたいというふうに答弁をしたところでございます。

これはちょっと別な話になりますけども、つい先週の話なんですけど、ある企業を訪問しまして、社長さんといろいろ話をさせていただきました。その中で、相当の雇用の募集をかけられてるんですが、応募がないというふうに嘆いておられました。その状況というのは、どういったことでそうなったのかというのはわかりませんが、そういうところもあるということをお話をさせていただきました。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） それでは、今の段階ではなかなかそういう今のやり方を少しでも改善するという方向ではないでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） その件につきましては、先ほど川侯議員さんのほうから組織の問題のお話もございました。そういうのも一つの観点としてとらえて見直す必要はあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） この仕事がないという相談は、もちろん菊陽町でも、福祉課で生活保護等の相談窓口がありますけれども、かなりやはり若い人の相談がふえているということもあります。そして、なかなか仕事先が見つからないので、やむを得ず生活保護等の相談にお見えになった方もいるというふうにお聞きしていますが、やはり雇用の問題と、そういう生活、暮らしを守るというところでは、福祉的な対応も必要だというふうに思いますので、今商工振興課はなかなか奥のほうにありますよね。やっぱり福祉との関係とか、絡みとか、そういう仕事の情報とか、そういうところで、ぜひ町として今後検討していただくよう要望して、次に移ります。

次は、安心・安全なまちづくりについてです。

私は、実は、先ほど町の現状をどう見るかという川侯議員さんの質問に対して、人口の伸び率、実数とも伸びているのは皆さんご案内のとおりです。町の意識調査で、7割の方が「どちらかといえば満足している」、「満足している」というふうに答えられたということですが、私は、正直、全部その意識調査も読んでいましたので、私たちのアンケートもかなり、余り切実なご意見は少ないかなというふうに思ったんですが、実際は反対でした。実は、私すごくショックを受けました。町民の皆さんのご意見は、どれも厳しい意見が多いのが特徴でした。

余り、時間の関係もありますし、細かなことは省きますけれども、例えば「公共施設は花いっぱい美しいまちづくりができていますが、道路わきの雑草はひどい。歩道も、押し車で動く人のことを考えていない。特に、原水駅からジャスコまで歩いてみてください。押し車はとて

も大変です」。確かに新町方面は、家の出入り口っていうのもありますから、その辺も難しいのかなとは思いますが、そういうご意見とか、あと「町の西部に住んでいるが、歩道や道路との段差が多い。無駄な段差をなくしてほしい。とにかく足で歩いて細かくチェックしてほしい。歩くことで住民目線になってほしい」。これは私自身への要望だというふうに私は受けとめています、こういうことがあります。また、八久保・花立のバス通りは、歩道は片道しかなく、通学路なのにとっても危ない、道がカーブしていて交通事故が何度も起きているのに改善されない。武蔵ヶ丘中学校の南側、プール横の空き地の3差路も交通量が多くなり、空き地のほうに乗り上げて車が走っている。歩行者など通行できない状況等々です。

それで、私は、光の森もあれだけ整備されたので、こういう意見というのは十分整備されているのではないかと、私もそういうふうにとらえていたんですが、実際は1番の交通安全対策としてカーブミラーなどの再点検と設置をと上げていますが、光の森の方から、光の森はカーブミラーをもっとたくさんつけないといけないところがたくさんあると、点検をしていただきたい。あと、こういうところが見えにくいので、ぜひ一回見て改善してほしいというご意見がありまして、実際何カ所か私も見に行きましたけれども、例えば3町内からは13カ所要望が出ているというふうに担当の方からはお聞きしましたが、このような新興住宅地、今どのように対応されているのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） ただいまのご質問に対してお答えしたいと思います。

本町においての交通安全対策なんですけれども、ご質問のカーブミラー等に代表されますけれども、こういった施設の整備と、それから交通安全の指導、それから啓発等も、交通指導員等により、毎月の交通安全日なんですけれども、そういった間で、児童・生徒の通学路や交差点等での交通安全指導を実施している状況でございます。また、春・秋の全国交通安全運動の期間中においても、安全運転をドライバーに呼びかけるようなタッチ運動等を関係機関と協力しながら実施しております。

そういった交通安全の対策を行っておるところでございますけれども、ご質問のカーブミラー等の交通安全施設の設置につきましては、町が管理しております道路については、各区、それから自治会等からの要望、もしくは設置が必要な箇所に対して、毎年交通安全施設の整備としてカーブミラー、それから道路標識等の設置を行ってきたところでございます。

交通安全施設に対する点検についても、道路を管理します建設課、それから町が児童・生徒の登下校時の安全・安心のために実施しておりますスクールパトロール隊、それから町で養成しております交通指導員、それから警察等の関係機関と連携をいたしまして、町民の方からの情報等あわせて実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 例えば、今言いましたように、光の森の3町内なんですけれども、

13カ所要望が出ているんですが、すぐできますか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） すぐって言われても、一応予算の、毎年度予算を要求してしておりますけども、追加要望とかで出てきた場合には、その現地確認等いたしまして、必要に応じて設置に向けてまいりたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 町長にお尋ねしますが、やはりこれはもうまちづくりの安心・安全の一番基礎の基礎でイロハのイなのではないかというふうに思います。ですから、多分3町内だけではなくて、光の森だけではないかもしれませんけれども、各自治会が、やっぱりなかなか光の森まだ立ち上がってなかったという実情もありますから、一度今関係者の方で町なかウォッチングといいますか、再点検をしていただいて、早急に補正予算でも組んで、ぜひ対応をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

特に光の森近辺は、渋滞が激しいときは、抜け道として住宅地内を車が走行するので、大変危険性が高いと思います。ぜひ町長のご見解をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この地域からのいわゆるカーブミラー等を中心にした交通安全の施設の整備につきましては、自治会長さん、あるいは区長さん等通じて取りまとめていただいたものを総務課のほうで整理しながら、その予算に応じて整備している状況であるかと思っておりますけども、光の森3町内、ここ自治会のほうが最近立ち上がったと聞いておりますけども、そういう中で要望が出てなかった部分があるかもしれませんけども、私も以前、朝の時間帯に光の森周辺を見てみましたが、非常に子どもたちが、やはり登校中の中で、車の量の多い中で登校しておりましたけども、そういう緊急性のあるところにつきましては、やはりこういった交通安全のスクールパトロール隊あたりからもそういった状況も出ているかと思っておりますので、その辺は点検いたしまして、緊急度の高いところから担当課のほうで判断して、必要なものについてはそういった補正等の、財源の都合もありますけども、そういう対応のほうはやっていきたいというふうに思います。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 私も総務委員会に属していますので、この交通安全対策、委員会とかもあると思いますが、ぜひ生の声も聞きながら、やっぱり危険性をなくしていくということで取り組んでいきたいというふうに思いますけれども、町としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。そして、スピード化をもってお願いしたいと思います。

次が、交通量の多い危険箇所の把握や実態調査はどのように行われているかということですが、今、先ほど一番最初に話をしましたので、新町のことや、あと阿蘇製菓前の踏切は、何回も議会でも上がっています。また、原水駅西側の踏切は、昨日坂本議員の質問でもあったとおりなんですけども、そういうところの実態調査や今後の対応についてはどのように担当課としてと

らえておられるのかお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） ただいまのご質問に対してお答えしたいと思いますけども、1つは実態調査ということでございますけども、春と秋の全国交通安全運動実施期間中でございますけども、大津地区交通安全協会、それから菊陽町の交通指導員、それから安全運転管理者協議会、それから大津警察署などから構成されておりますけども、菊陽町交通安全対策会議を年2回ほど開催しております。この対策会議の中で交通安全運動の実施計画が作成されますけども、この計画に基づきまして町内の危険箇所の点検を行うこととしております。

また、各地区から選出されております交通指導員の方も会議のメンバーとなっておりますので、各地区からの危険箇所等に対する意見、それからPTAによります危険箇所調査等踏まえて、実態把握に努めているところでございます。

また、運動期間中なんですけども、町と大津地区交通安全協会菊陽支部の協会員を兼ねておられます町の交通指導員の方が危険箇所の点検を実施しまして、町で対応できるような箇所等については、関係機関からのアドバイスを得ながら、交通安全対策に講じているところでございます。

しかしながら、町内すべての道路といいますか、危険箇所の情報をこういった形の会議の中で把握するとも若干困難なところがありますので、先ほどもちょっと出ましたけども、各区とか自治会長及び町民の方々からの協力を得ながら、情報収集に努めてまいりたいと思います。

こういったものをもとにいたしまして、大津警察署を初めとする関係機関との情報を密にしまして、今後も危険箇所の把握並びに実態調査に取り組みまして、本町の交通安全対策に生かしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 安心・安全なまちづくりの3番目の防犯灯の設置支援事業について、要望にこたえているかという点については、要望だけ伝えておきます。

街灯が少な過ぎて、夜は全く外に出られない、また住宅街から原水駅への街灯の整備を等々、ほかにもありますが、そういうご意見がありますし、これも区長さん等を通じて上がってくるかと思っておりますけども、ぜひ要望にこたえていただきたいということにとどめて、次に移ります。

3番目の原水駅周辺的环境整備についてです。

1の駅のバリアフリー化についてです。この原水駅は、皆さんもご案内のとおり、駅の南側はずっと階段が五、六段、もう少しあるかもしれないんですが、あります。それで、私のほうに寄せられたご意見の方は、車いすの友人の息子さんが市内の大学通学に駅を利用していると、とても危険で利用しづらいと、何とか対応していただけないかというご意見でした。今年の6月定例議会で、坂本議員が原水駅のバリアフリー化については既に質問をされています。そのときの答弁では、現在のタクシー乗り場の西側と、また東側に大きい樹木があるので、そ

ちらのほうからスロープで上がるような形状でないとスペース的に無理ではないかと答弁をされています。

町長は、第5期の基本構想の中で位置づけをしながら取り組んでいきたいと述べておられますが、今後、第5期といいますとまだまだ時間がかかるのではないかというふうに思うんですけども、やはりそういう、ちょっと車いすとかそういう方は、日々利用されているわけですので、やはり早急に具体化していくということが大事だと思いますが、その点について町の考えをお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 今の質問にお答えしたいと思いますけども、議員さんが言われましたように、6月の定例会で坂本議員に回答しましたように、県道と駅のホームの高さが、すぐ階段がありまして、そこが約70センチぐらい差があると思います。そしてまた、駅前の広場とホームが10センチないし20センチありますので、県道からしますと、ホームまでが約80センチないし90センチぐらいの段差がありまして、ホームのほうは90センチぐらい高くなっていると思います。

そこで、県道と同じ高さにバリアフリー化にすると、やはり改札口前で段差ができるということになりますので、6月の質問のときもお答えしましたように、タクシー乗り場がありますけども、そちらのほうからスロープで上がるようにすることと、東側からの樹木があるところからやっぱりスロープをつくって上がるような形でないと、車いす等の利用にはできないかと思っています。

それと、改札口前に自転車がかなり多くとめてありますけども、この自転車の駐輪場もあわせて整備しないといけないと思いますので、その駅前広場と駐輪場の整備となりますと相当規模の事業費になりますもんですから、国の補助制度等を検討させていただいて、今策定中の第5期菊陽町総合計画に掲げて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） ぜひ早目の、早急に検討を進めていただくよう、今から検討してもかなりかかると思いますので、そこは町長にぜひお願いをしておきたいと思います。

それとあと、その原水駅の周辺の整備とあわせて、これは町ができることではないかもしれませんが、高齢者が買い物できる店があればというようなご意見がありました。この辺は、近隣のニーズとかをしっかりと把握していかないといけないかと思いますが、熊日にも、12月11日の中では、やはり全国的にも今買い物難民、600万人支援ということで、国が応援マニュアルを示しているというような記事も載っていますので、やはり高齢者の方で車を運転されない方の買い物の方法、町内でもかなり困ってらっしゃるところがあると思います。今回も原水駅の近くの方もおっしゃいますし、また南校区の方なんかを私回るときも、そういうご意見もありますので、この辺は、今日はもう要望にとどめておきますけれども、そういうこと



も一緒に整備等考えていただければということです。

次、4番目の安心して出産や子育てができる健康づくりについて質問をします。

この1番目の子ども・子育て新システムの基本制度案要綱について町長の考えはとじていますが、これはまた次に回したいと思います。

子ども・子育て新システムの基本制度要綱が今国でも検討されていますけれども、非常に多くの問題点があります。幼稚園と保育園を一つにしてこども園にすることで、役割が違う施設として歴史があるのに、今検討されている方向は、どちらか低い基準を満たせばよいとするおそれもありますし、また利用の仕方についても、今は市町村に申し込めばいいんですけれども、新しいシステムでは、市町村の保育の実施義務をなくして、市町村は保育時間の、保育の必要性を認定するだけと、親が自分で施設を探して、入れるかどうかは自己責任になる等々、問題点があります。これはまた引き続き、今後とも取り組んでいきます。

次の2番目の保育料の引き下げをということです。

保育料の引き下げについては、今までも議会で求めてきました。熊本市と比較しますと、所得階層6段階までは菊陽町が高くなっています。ぜひ引き下げを求めますが、町の見解をお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） こんにちは。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、現行の菊陽町の保育料がどの程度の水準であるかを申し上げたいと思っております。

（12番小林久美子君「すいません、課長さん、そこはわかっているの  
でいいです」の声あり）

近隣の市町村との比較っていうことですから、その階層や、3歳児未満あるいは3歳児以上児で異なりますけれども、熊本市と比較をしますと、課税額が少ない世帯は市のほうが低く、高い世帯では本町のほうが低くなっておる状況でございます。また、大津町とも比較しておりますので、本町、ほとんど同額でございます。合志市と比較してみましても、課税が少ない世帯は若干合志市のほうが低くなっておりまして、課税額が高い世帯は本町のほうが低くなっているというふうな状況でございます。

このように、階層によっても差はありますけれども、ほかの市町村と比較しましても、本町の保育料は決して高い設定ではないというふうに考えております。

福祉の増進と利用者負担の均衡を考えますと、やはり保育料の引き下げにつきましては、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 保育料の比較で、例えば今言いました所得階層の住民税非課税の世帯で、菊陽町は9,000円、熊本市は4,500円、それから住民税均等割課税世帯で、第3所得階層で、菊陽町が1万4,000円、熊本市が1万1,500円、第4階層で、住民税所得割課税世帯、菊陽

町が1万7,000円、熊本市が1万1,500円ということで、まだ等々ありますけれども、所得階層6段階以下は菊陽町のほうが高く、その後、7段階以上は、菊陽町のほうが7段階は安く、8段階以上が菊陽町のほうが高いという状況だと思います。

私が質問しているのは、この熊本市よりも高いところを保育料の引き下げ、一番生活が厳しいところにできないかということですが、町長の見解をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この保育料でありますけれども、下の低いほうのほうが熊本市と比べて町が高いということではありますが、これ、もともと国の基準から申しますと、国の基準はもっと高いところにありまして、それをかなり各市町村引き下げているような状況であります。そういった中で見てみますと、いわゆるこの国の基準よりも低く持ってきたところというのは、結果的にはその分町が負担しなければならないということになりまして、その段階で、今のこの保育料のほうの現段階の分の上のほうをもう少し引き上げて、下のほうにそちらを移せないかということではありますが、いろいろ影響の出るところがありますので、この辺、十分検討をさせてみたいと思いますけれども、現時点ではこれを改定するということまで今考えていないような状況であります。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） ぜひ今後検討をしていただいて、住民の意向に沿うように検討していただきたいということを述べて、次に移ります。

次、不妊治療の助成拡大をということです。

町独自では不妊治療への助成っていうのは今されていないと思いますが、ある方から、不妊治療をしたくても、金銭的に厳しくて治療ができないと。最近10万円から15万円に引き上げられたけれども、治療費は1回につきトータル約40万円かかってしまう。少子化だとよく取り上げられるけれども、子どもが欲しくてもできないことはつらいと。ぜひ不妊治療の助成金拡大をというご意見がありますが、このことについて町の見解をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 女性の社会進出や高学歴化、ライフスタイルの多様化によりまして、就労年齢の高齢化あるいは晩婚化が進展しまして、平成21年の平均初婚年齢は、男性が30.4歳、女性が28.6歳になっております。

このため、高年齢での出産も珍しいものではなく、これに伴い、不妊症に悩む夫婦が増加、精子と卵子を母体外で受精する体外受精あるいは顕微鏡を使っての顕微授精による、いわゆる不妊治療に希望を託す人たちが多くなりました。この不妊治療は、夫婦の精神的負担と女性の肉体的苦痛が伴いまして、健康保険の適用がありませんので、費用が1回につき20万円から50万円程度と高額で、経済的負担も大きいので、公費助成を期待する声が高まっております。

そこで、国は、平成16年度から、都道府県、政令指定都市、中核市が実施します特定不妊治

療費助成事業、これは国が2分の1を負担、そして実施主体の都道府県、政令都市及び中核市がそれぞれ2分の1を負担します、この事業を実施、体外受精または顕微授精によらなければ妊娠の見込みがない夫婦を対象にしまして、高額な治療費の経済的負担の軽減を図るため、現在では、先ほど議員がおっしゃったように、1年度当たり1回15万円、最高2回までで通算5年支給する制度になっております。

この制度により、県内では熊本県が熊本市を除きます44市町村の市町村民を対象に、そして熊本市は熊本市民を対象に現在助成をしており、熊本県での実績を見てみますと、平成20年度、利用者が491人、平成21年度494人が助成を受けてこの不妊治療を行っております。この制度にさらに上乗せする形で、南小国町、南阿蘇村、水上村、五木村、苓北町が、人口増加対策として限度額10万円から50万円までのいわゆる上乗せ助成を行っております。

先ほど小林議員の質問で、不妊治療に助成をとのご要望ではありますが、まず国が定めております全国統一の助成制度があります。さらに、現在県内でこの上乗せ助成を実施している自治体、先ほど申しましたところですが、全体的には数が少のうございます。そして、人口の増減率あるいは年間の出生者数の面では、菊陽町の状況は大きく違います。そして、少子化対策としまして、菊陽町では、現在待機児童の解消、あるいは子ども医療費一部負担金の無料化対象年齢の拡大、そういった分野に積極的に現在取り組んでおります。ですから、さらにそのほか、今後取り組むべき少子化対策もまだ残されております。

そして、最後にですが、体外受精というのは、病気ではございません。現在、国のほうで高度生殖補助医療ということで位置づけられておりまして、いわゆる保険適用外の自由診療というふうになっておりますので、市町村が助成すべきかどうかはちょっと検討の必要があるということです。

こういったことを踏まえまして、やはり今後国の動向を十分注視しながら、熊本市あるいは菊池郡市2市1町の対応を十分見きわめた上で、慎重に町の対応を考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） ぜひ引き続き対応をしていただきたいということを述べて、次に移ります。

4番の子宮頸がんのワクチン助成についてです。

これは、昨日梅田議員が質問されまして、今日行われる県の説明会後に検討したいという答弁でした。子宮頸がん、H i b、小児用肺炎球菌のワクチン接種助成も一緒になっていると思えます。

熊日では、熊本市は来年2月から予定をしてるということでありましたけれども、この点についても早急に対応をしていただくよう求めて、次の5番の健診・予防接種の充実をということなんです。

町長の方針では、5歳児健診を追加するということでしたが、どのような内容で、何を目的に、いつスタートされるのか、また健診場所が老人福祉センターだったり、予防接種もしたりするんですけども、その辺の充実についても要望がありますので、その点についてどのように考えておられるかお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） まず、第1番目の質問でございますが、現在町長が2期目の重点政策として掲げていらっしゃる5歳児健診、いわゆる発達障がい発見についてまず答弁いたします。

この5歳児健診については、発達障がい者支援法第2条に規定しております自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいを持つ幼児を早期に発見するための健診でございます。菊陽町では、現在3、4カ月健診から3歳児健診まで、成長段階ごと、計5期に渡りまして発達障がいのある乳幼児の発見に努めております。5歳児健診では、3歳児健診までは発見できなかった幼児の集団の中での行動、社会性、会話能力など判定が可能となりまして、就学前の発達支援、保育園や幼稚園との連携など、早期に必要な措置を講ずることができるメリットもあります。

しかし、5歳児健診は、3歳児健診での幼児との1対1の面談、検査と違いまして、幼児の集団の中での行動特性を見るために、1グループ15人から20人単位で半日程度、じっくり時間をかけまして、小児科医師、保健師、看護師に加えた心理士、保育士あるいは幼稚園教諭等のスタッフの配置、そして健診場所の確保など、3歳児健診よりも時間、費用、場所が多く必要になります。こういったことで、県内市町村の中でも、現在宇土市、天草市が5歳児健診を実施しておりますけども、県内の自治体としては非常にまだやってるところが少ないのが現状です。

菊陽町としましては、町長の重点政策になっておりますので、費用や健診を行う場所など課題も多いんですが、今後5歳児健診の実現に向けた取り組みを積極的に推進していきたいと考えます。

それともう一つの質問でございますが……

（12番小林久美子君「課長さん、すいません、もうここでいいです」の声あり）

いいですか。

（12番小林久美子君「すいません、はい」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） ありがとうございます。場所等々、またいろいろ検討されるかと思えますけれども、特に5歳児は、今自閉症、情緒障がい非常にふえています。以前とは随分変わってきたというか、やっぱりそういう方がふえてるといふのはありますので、ぜひその5歳児の発達障がいを持つ方の早期の予防というか、発見というか、また対応していくというこ

とで、ぜひ期待をしたいと思います。

次、5番目です。公園整備についてです。

公園整備につきましては、1つは新興住宅地等に公園整備の要望があります。北新山地区は、来年分区予定のところなんですけども、なかなか公園とかない。また、沖野地域の方からも、子どもたちが安心して遊べる公園が少ないので、本当は学校では校区外の遊びは禁止なんですけども、合志市に子どもたちが遊びに行ってしまうと。安全な遊び場、公園をというご要望があります。

また、さんさん公園に遊具の設置はできないかというのがありました。合志市の元気の森をちょっと見に行ってくださいというふうに言われまして、元気の森を見に行ってきたんですけども、あそこはやはり環境が、一つは住宅地内にあつて、子どもたちだけでも十分、すぐ遊びに行けるし、お母さん方も歩いて、家事が終わって、母親同士の交流の場になっています。そういうところもあります。この新興住宅地に公園整備と、またさんさん公園に、そんなに、本当滑り台とかでいいと、合志市の元気の森と比較してだと思えますけれども、遊具の設置はできないかという要望がありますが、この点について町のお考えはどうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 建設課長、簡潔にお願いします、時間がありませんので。

○建設課長（松村孝雄君） では、最初の新興住宅地等に公園整備の要望があるが、今後の計画ということなんですけども、現在菊陽町で都市公園として管理しております公園が、町で整備しました公園、区画整理によります公園、民間の宅地開発で整備されました公園、大小合わせまして92の公園があります。面積にしまして35万3,876平米でございます。

今後の整備計画でございますが、平成23年度から光団地の建てかえを4年間で行うこととしておりまして、4年目の平成26年度に、集会所の建設とあわせまして、地区の公園を整備することとしております。

また、菊陽第2土地区画整理事業の進捗に伴いまして、公園用地として予定してある箇所での公園整備なんですけども、家の張りつきぐあいによって、随時出てくるかと思えます。

次に、さんさん公園内での遊具の設置はできないかですけども、これにつきましては何回か質問があつておりますけども、議員さんもお存じだと思いますけども、さんさん公園ができた経緯なんですけども、自然とふれあいの里づくりというテーマをもとに整備を行つてありまして、ふるさとの懐かしい風景を形にし、四季の彩りを楽しめる豊かな自然環境を展開し、触れ合いの交流の場というふうに位置づけされた公園でございます。そういうことから、一般的に言います都市計画決定された公園とか開発行為等で設置された公園とは一線を画した位置づけとなっております。

杉並木公園が設置されました趣旨といいますのが、今申し上げました、自然に触れ合うというような形の公園でありますことから、当初の公園整備のときから遊具の設置はしないという経緯がございます。今までも、遊具等の設置について、電話等で……。

(12番小林久美子君「課長さん、いいです」の声あり)

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） なかなか遊具等の設置をしないという今までの状況は私も十分存じた上で、ぜひそういう要望がありますので、合志市のそういう公園なども参考にさせていただいて、再度検討していただきたいということです。

それと、最後ですけれども、6番目はもう直接……。

○議長（吉村豊明君） 小林君に申し上げます。質問の時間が来ましたので、速やかに終了願います。

○12番（小林久美子君） 私たち議員は、もっと町民目線でしっかりと今後とも頑張ってまいりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時4分

再開 午後1時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤竜巳君、一般質問を許します。

○7番（佐藤竜巳君） 傍聴席の皆さん、こんにちは。

今、吉村議長のお許しを得ましたので、町民を代表いたしまして質問させていただきます。

今回の質問事項は、町長の今後の姿勢についてお伺いいたします。

今回は1から8つ項目がありますので、順番どおりに行かせていただきますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

あとは質問席のほうでやらさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） では、①の環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）をどのようにとらえ、どのように対応する考えがあるかということですが、昨日坂本議員さんがこの件に対しても質問をされましたが、町長の見解では、前回町村長の全国大会の結果とか、各県議会とか、JAとかの陳情が、意見書も出てますけども、私の観点からいいますと、町長が述べられたように、私としてこれは反対しますけども、政治家としては、やはり菊陽町もいろいろ企業誘致とかいろんな雇用、それに関係する会社があると思います。なかなかそれに対して答えができませんし、町長も答えにくいのは事実だと思いますけども、それを踏まえて、あえて農家に対して町長の考えを、どうすべきなのか、対応していくのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） このことについては、昨日坂本議員のほうからも質問があり、答弁したとおりでありまして、議会のほうにも、このJA菊池のほうからTPP交渉参加に反対に関する陳情書が意見書案をつけて出されてるということでありまして、産業建設委員会に付託されたというところでもあります。

昨日お答えいたしましたように、佐藤議員は、この産業建設常任委員会の委員長でもあられますので、委員会において、この中で広い視野から慎重に審議していただきたいということで産業建設委員会。この広い視野からと申しますと、やはりこの農業の見地から立ちますと、非常に今の拙速なところで判断して参加するということになると、農業に与える影響というのは、もう総打撃であります。そういった意味からいたしまして、一方では、今言われるように、農業のみならず、工業あるいは商業、いろいろな面に影響が出ていくかと思えます、どちらにするかによって。そういう意味で、慎重なところを審議していただきたいと思っておるわけでもありますけども。

昨日ご紹介した以外にも、本町の総合計画策定審議会の委員をされております県立大の山内教授が意見を述べられたものが新聞に出ておりましたが、この山内先生のほうは、この弱体化した農業を構造改革する契機にすべきだというふうな主張をされておられて、その中では、この、いろいろ参加協議するということであれば、主要農産物の関税をある程度認めるなど、国内農業を保護するルールがきちんとできた段階で交渉をすべき、その中に参加する、協議に参加することであればそういったところじゃないかと言っておられるような状況であります。この交渉を主導するその農産物の輸出国でありますアメリカですら、酪農品や砂糖などの特定品目の輸入を制限し、自国の農業を保護していると、そういう見解でありますけども。

そういったところがありますので、昨日申し上げましたように、協議へのこの参加をするというようなことで、これからいろいろ進んでいく、全国的にもこの議論が深まっていくかと思えますけども、そういった中で、とにかくやはり農業が、この関税全撤廃によりまして非常に受ける打撃が大きいわけでありまして、その辺をきちんと確立、農業される方が安心されるような方策もきちんと構えた上でなければいけないということで、私自身としては、現段階で拙速なこの参加というのは反対ということでもあります。

工業・製造業関係から見れば、輸出する方から見れば、この関税がないということであれば輸出しやすいということでもありますけれども、やはり食を守る農業であります。イギリスの例もこの山内先生述べておられますけども、かつて英国は、工業化と自由貿易で食料自給率が25%落ちたが、世界大戦の教訓から農業保護に転換し、現在は70%まで回復したということでもあります。そういった意味で、日本もアンバランスな産業構造を転換することは可能で、農工の均衡発展を目指す契機とすべきだということを書いておられて、慎重なそういった、きちんとした対策を打った上でということでの参加にならなければ、今のような状態での参加については、拙速ということで、反対ということで私も述べたところでもあります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 前日も町長が述べられたように、来年の6月ということで先送りになってますけども、今の農家としては、やっぱり反対してほしいというところはやむを得ないと思います。しかし、今のところ具体的な対応策とかいろんな策がなされないと思いますけども、町長としては、もしもこれが賛成に政府がなったとき、町としての考えで、町長は農家に対しての町としての、町長としての考えはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） やはり農業のほうに対する、いわゆる今の政府は、自給率を50%上げるといような一方では方針が出ております。それに対しまして、これを、農業のほう、きちんとした手当てを打っていかないとこれに参加したということになりますと、その農業の自給率は15%ぐらい下がるようなことでありまして、非常に今の政府が出されておる内容とこのTPPと相反するところがありますので、その辺をきちんとしなければいけないと思います。

そういったことで、町としましても、その辺のきちんとした方向が出てこない、やはり農業を守るという立場からは、撤廃になってしまえば、なかなか町だけでは打てない、対応できないこととなりますので、その辺きちんと議会の皆さん方とも連携して、きちんとした判断ができるような行動をとっていきたいと思います。

○町長（後藤三雄君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） それが当然だと思いますけども、やはり町長の私は思いとして、やるんじゃない、思いですよ、農家に対しての思いを聞いたわけでございます。わかりました。

次に移ります。

次は、2番目の鼻ぐり井手を今後どのように発展させていく方針なのか、この点ですが、これは町長が選挙に出られる公約の中で、ある程度鼻ぐり井手の開発を考えているということで住民に聞いておられますので、その方針としてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） もうこの鼻ぐり井手は、歴史的な、そして文化的な遺産でありまして、いわゆる今から400年ほどまでに築造された貴重な農業土木遺産でありまして、県のほうにも、先般蒲島知事も来られて、非常に評価を高く見られたわけでありまして、県文化財の指定のほうの取得を目指し、また一方では、加藤清正公の菊陽町を初めとする県内の治水・利水事業や、自然と共生し、水を生かした学習の場としての活用できるその施設や、菊陽町文化財保護委員や文化財ボランティアガイドと連携をとりながら、文化観光資源としての充実を図り、あわせまして地域の農畜産物等も販売できるような施設として設置することによりまして、地域農業の振興、地域の活性化が図れるのではないかと考えているところであります。

こういった鼻ぐり井手を活用した活性化や経済化、経済効果にも結びつける魅力あるものを想定しておるところでありますけども、これがいろんな補助事業を使ってできないかということで、担当のほうにいろいろ指示して探させておりますけども、政権もかわりまして、非常に



こういった制度事業というのが今ないというか、見つかりにくいというか、そういう状況にありますけども、大変地元のほうでも盛り上がりが出てきておりますので、やはり用地等の先行取得あたりも視野に入れながら取り組んでいきたいというふうに今思っているところであります。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ただいま町長のほうから、先行投資のほうも考えていきたいと。私はそれがもう選挙公約のひとつとってますけども、また内容に対しては、資料館とか、例えば物産館という思いだと思いますけども、これは今はやはり民間に委託してもいいんじゃないでしょうか。やはりそういった面で、早くそういった公約の中で、4年間の中で実施していただきたいと思っておりますけども、その点のほうは、町長、民間としての対応としてはどうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、いろんな手法といたしますか、このでき上がった後、できるだけやはり行政がかかわるんじゃないかと、地元、あるいは今言われた民間とか、いろんなそういうことについても十分な検討をしなければならないと思っております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ぜひこの4年間の中で実現させていただきたいと思っております。

次に移ります。

次は、請願書が採択されている総合体育館建設の時期はに対して、町長の考えをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この総合体育館の建設時期はということですが、これはもう議員の皆様ご承知のとおり、平成19年12月の町議会におきまして、この町民総合体育館建設に関する請願書が採択されております。住民の皆さんの強い希望と期待に満ちたところがあるという体育館でありますけども、早急に取り組んでいかなければならないと認識しているところであります。

ただ一方、現在小・中学校の耐震化のほうを進めておりまして、特に来年度から菊陽中部小学校、そして菊陽中学校という大型の事業も入ってくるわけでありまして、そういった中で、財政面の中でこれをどう位置づけていくかというのが非常に大事であるかと思っております。

10年間、ちょうど今第5期の総合計画の見直し中でありまして、そういった中で位置づけをしなければならないと思っております。菊陽町の状況を見ますと、人口増加が続いておりまして、若い人たちの体力づくりや、高齢者のほうも増加しておりまして、健康維持に対するスポーツのあり方や施設の機能についてももちろん検討が必要でありますけども、施設の効果的な規模やこの建設位置、そしてスポーツ関係団体やスポーツ振興審議会、これ教育委員会のほうの所管でありますけども、そういった中でも十分議論をしていただきながら、この厳しい財政状況でありますけども、早期にできるように取り組んでいきたいというふうに

思っております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 私も、これは何回ともなく質問をしていますが、やっぱり財政面でいうところが厳しいです。しかし、やっぱり今回の選挙に対しては町長に期待度がかなりあったと思います。4番目にも書いてますとおりに、そういったスポーツ面に対して、体育館等というのは、町長を期待した選挙戦の戦いだったと思います。

それで、町長、大体自分の、23年の第5期基本構想の中で、何年度ぐらいにめどをつけて、まず土地の取得、そして建設ということに対して、前期、後期、そのどちらに当てはめていく予定ですか、お願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この後のほうに、スポーツ広場、いわゆる総合グラウンドのほうの質問もされておりますけども、こちらのほう、体育館、それからグラウンドもあります、実施時期につきましては、やはり請願が出ておりますこの総合体育館というのが、もう19年に請願採択もされておりますので、そういうところがありますけども、スポーツ審議会とかこちらのほうで詰めていってもらいますけども、できましたらこの体育館のほうについては、何年度とまでは、この建設事業というのがこの財政規模の中で位置づけていきますので、ありますけども、ぜひこれについては、前期計画の中でもう実現できるようなところまで持っていければと思っておりますけども、その辺、まだ十分、もう少し詰めさせていただいて答えを出させていたいただきたいと思っております。

いろんな町のやらなければならない事項、いろんな議員さんのほうからも質問があつてますように、ハード面、ソフト面、いろいろなのがありまして、非常に課題が大きいところでありますけども、そういった中でも、急を要しとるということでは、そういう受けとめをしております。

現在の町民体育館が、人口2万人のころにできた体育館ということで、手狭感が出ておりました、近隣市町村の整備状況から見しても、非常に望んでおられるところでもありますので、いろいろ厳しいところはありますけども、この財政の状況を見ながら、きちんと位置づけをしながらやっていきたいと思っておりますが、ぜひ自分自身の思いとしても早期に完成させたいと思っておりますので、現時点では何年からということをはっきり言えませんが、非常に箱物としては重要度の高い位置で取り組んでまいります。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 先ほど町長が言われたように、今体育館等は、ミニバレーをするにしろ、いろいろするにしろ、中学校の体育館を借りて、両方で分けてやりよります。そういった面は町長もご存じだと思いますので、ぜひいま町長が述べられたように、何年度とは言わないとおっしゃるけども、やはり町民は期待しています。なるだけ町民の意向を聞きながら、いろんな協議会で検討していただき、早目に進めていただくようお願いして、次に移らせていただきます。

次は、4番目のスポーツ広場、グラウンドの整備計画はどのようになっているのかに対してお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これはもう、今申し上げましたように、総合体育館との兼ね合いもありますけども、さっき言ったように、まず小・中学校のいわゆる耐震化対策は先決だということでありまして、これにつきましても、町全体がいろんな事業を推進していく上で、財政状況とのバランス、そういうものを考えなきゃならないのが実情であります。

そういうことで、教育委員会のほうでも、このスポーツ振興審議会を年明けあたりに開催するような話も聞いておりますので、そういった中でいろいろ話された議論の中で、またそういった皆さん方の考えも聞いてみたいと思いますけども、やはり財政的な面で、非常に金額的なものもあるかと思っておりますけども、場所をどうするかという、位置もありますでしょうし、体育館等も必ずそこになければならないのか、いろんな議論があると思います。そういうことも聞いた上で判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 町長が財政面、財政面とおっしゃるから私も余り言えませんが、要するに今先ほど言いなつた場所、まずやっぱり今農地法がかぶってますので、いろんなことを、グラウンドとか体育館建てるには相当な面積が要すると思います。今厳しい農地法のかかった土地を外すということは厳しかと思いますけども、やはり町長、それは考えを持ってかんとできないということですから、ある程度のやはり自分の考えを述べないと、私たち議会は、財政面、財政面といっても、やはり期待度が薄れていきます。ぜひ町長、大体どの辺でやりたいのか、そしてスポーツの広場と総合体育館をつなげた同じ場所でやるのか、そういった趣向のことは頭に描いていませんか。その点をお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 体育館と、その総合グラウンド、これが一緒にするのか、分散型にするのかということでもありますけども、非常に菊陽町は、東部地区と西部地区が、都市部と農村部がありますけども、やはりその東部地区も西部地区も、今度橋もできることでありまして、行き来はしてもらって、両方のほうをいろいろ知ってもらうという意味で、そしてまたグラウンドあたりになりますと、非常に面積も要するということで、また農地のいろいろ制限もあります。そういった中で見ますと、やはりこちらの、昨日も原水、白水、久保田あたりの振興のところにもありましたが、そういったところでの可能性っていいですか、そちらのほうを取得するとか、そういうのが非常に、こちらのほうにできればまた、いろいろ人の行き交いも、お互いに行き来ができるようなこともできるんじゃないかと思っておりますし、そういう、一体的にするかどうかってなりますと、体育館とグラウンドというのは、よそのところを見ますと、別々などところにあるようなところもありますので、そういう面については、自分の考えというよりも、やはり町民の皆さん方の意見を聞いた上で判断したほうがいいと思いますので、その辺は

スポーツ審議会あたりで審議していただいて、その中からいろいろ選択肢も出るかと思いますが、そういった面で考えていきたいと思います。

実施時期でありますけども、財政状況ばかりで今言われますけども、やはりこれから先は、そういった学校あたりももちろんやらなければなりませんけども、非常に施設として望まれるものについては、財政的な面で非常に乗り越えなければならないところもありますけども、それはそれでやっていかないと、この菊陽町の場合、今非常に箱物の整備が望まれているところでもありますので、その辺は十分考慮に入れて、できるだけ早くできるように、クリアできるように取り組んでまいります。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 町長が東京でいろんな働きをしてるのは私も知ってますけども、それはまだ願いでございますので、通る、通らんは別にしろ、やはり一生懸命上京して努力されているのを、我が町民も期待して、大体私としては、久保田台地、農協の裏、あの辺の裏をしたらどうだろうかという思想はあります。しかし、町長はなかなか言葉も出ないことは当たり前だと思います。それは、私も先ほど言ったように、東京へ上京しても、農地法のかかっている土地を、あの面積を皆外してくれと言われんでしょう。ただ、やはり努力された以上に、やはり自分の思想としては、考えを町民にはやっぱり持っていきいじゃなからうかと思っておりますけども、そこを町長が閉ざしとるのはもう十二分にわかってます、財政面と。それに、何遍でん言いますが、土地の取得、難しさというとはわかります。しかし、皆が期待度っていうとも町長もとらえとっと思っておりますので、ぜひ前向きに早く検討いただき、町民に理解していただくよう要望して、次に移らせていただきます。

次は、小・中学校に対する空調設備（冷暖房）にはどのような形で予算化をしていくのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 町長にということでございますが、学務課のほうで所管しておりますので、私のほうで回答したいと思います。

まず、今現在、菊陽町立で小・中学校8校ございますが、今南小学校のほうで、空港整備の関係から、冷房、一括の集中型の冷房で南小学校がございまして、あとほかの学校につきましては、今完備しとりません。

そういうことで、今回町長のほうの公約という状況の中であらうかと思っておりますが、まず中部小学校は、皆様ご存じのとおり、設計を始めているところでございます。それから、菊陽中学校、こちらのほうも同じ状況でございまして、この2校につきましては、改修に合わせまして空調を設置したいというふうに考えております。

それから、そのほかの学校につきましては、来年度の当初予算において実施設計のほうを計上させていただきたいというふうに考えております。

それで、来年度実施設計を終えましたら、あらかたの電気設備関係も絡んでまいりますの

で、九電柱のほうからの引き込み関係、この関係等を精査しまして、事業費関係をつかみまして、施行順位を決めて、その後の工事、予算計上という形で走っていきたいというふうに今現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ぜひよろしく願いしときます。

次に移ります。

次は、職員のケア（病）状況を町長はどの程度把握し、理解しているのか、これに対しては、私も町長に対しては失礼なちょっと言葉かもしれませんが、理解はしておられると思いますけれども、あえてお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この職員のいわゆるケア、病の状況はどの程度把握しておるかということでもありますけれども、まず初めに、病気休暇等の状況から申し上げたいと思います。

過去を追ってみますと、平成17年度が病気休暇が12名、病気休職が1人で、そのほとんどが一般的な病気でありましたが、ただこの中で心の病を患った職員が2名おりました。同様に、18年度は病気休暇9名、病気休職者3名、うち心を患った人が3名ということでもあります。19年度も、病気休暇7名、病気休職者5名のうち心の病を患った人が4人、20年度が、病気休暇5名、病気休職者5名で、心の病を患った人3名、21年度は、病気休暇3名、それから病気休職者3名で心の病を患った人が2名です。現在、22年度であります、病気休暇が3名、現在はもうこれはゼロ人になっております。病気休職者5名のうち、現在4名でありまして、心の病を患った人が4名となっているような状況であります。

この心の病気につきましては、その原因といえますか、最近の急激な人口増加による事務量の増大も、それから行政の課題の多様化、高度化によりまして、職員が長時間残業とか住民対応に悩む機会は多くなってるんじゃないかと思えます。そういった仕事上のストレスが主な要因ではないかと思えますが、また家族や家庭内の悩み、あるいは友人関係など複合的に起因する場合もあるようであります。

この病気休職者の状況につきましては、担当者が状況把握のため、3カ月を基本に、1カ月から6カ月ごとにですが、把握しまして、更新時や時々説明を受け、病状等の状況を把握するようにしておるところであります。

また、職員の健康診断でありますけれども、臨時職員を含めまして毎年1回実施しております。22年度の実施状況によりよりますと、10月27日と28日の2日間に分けて行いまして、臨時職員も含めて受診しているところであります。定期健診のほかにも、30歳以上の職員に対しましては、希望を募って人間ドックの受診を行っておりまして、本年度は予定を含めまして85名、これは臨時職員も含んでおりますが、受診をしております。

健康づくりで大切なことは、健康診断等を受診することが目的ではなくて、その検査結果の

内容から自分自身の健康状態を理解し、健康を管理していくことが重要であると考えております。それから、家族や職場等の同僚等からの支援が重要ではないかと考えております。

職場等の対応策としましては、定期診断等の実施とあわせて、保健指導を行い、それぞれの職員が健康で働くことができる職場づくりが必要であると考えております。このことを踏まえまして、定期健診の結果に基づきまして、生活習慣病の改善の必要がある職員に対しましては、今年度も熊本県の総合保健センターの保健師による健康指導を行う予定であります。それから、産業医のほうとも委託契約を結んでおりますので、職員の健康管理のために、医師または産業保健スタッフによる助言、指導等を受けながら職員の健康づくりに取り組んでいるような状況であります。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ありがとうございます。この件に対しては、私も3回ほど病のほうでしましたけども、今町長がおっしゃったように、この表を見ると、やっぱり年々、町長の方から指導されて、職員の病が減っていくのが見られます。それに対して、先ほど町長も言われたように、病名としては、残業とかストレスとか、いろんな面がありますけども、これに対して有給休暇の率として、皆まともにとっているのか、それとも各課から聞いたところによりますと、私も見るところによりますと、課が、やっぱり人材が足りないため、やはり先ほど言うた残業したり、いろんな面で厳しくなるし、有給休暇もとれないということも聞いてますし、いろんな形があると思いますけども、町長、その点に対して把握はできてますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 年次休暇、ありますけども、実際見てみますと、私も職員時代そうでありましたけども、なかなか仕事が忙しいというか、それ集中しておりますと、よほどのことがないと休めないというふうな状況があるかと思えますけども、ただ職員に対しましては、できるだけ、夏期休暇等もありますし、この年末年始の休暇等があるわけではありますが、そういったものも利用しながら、特に家族を持ってる人に対しましては、家庭サービスのほうもするように、また年次休暇等も、できるだけ職場の中で仕事をもち合いながら、理解し合いながらとるようには思っておりますけども、現実的になかなかとれないでおる人もおりますけども、そういった人に対しましては、十分健康の管理には注意してもらうように、担当の総務課のほう通じてそういう話はしているところであります。

（7番佐藤竜巳君「もう一点、各課が足ってるか足ってないかの把握状況は」の声あり）

その職員数については、もうこれは非常に充足されていないというか、そういう足りない状況には確かにあると思えますが、ただこの職員採用、人員ふやす方法もあるわけではありますが、そうしますと、昨日の質問でもありましたように、人をふやせば、すぐ経常収支比率のほうに上がっていくような、義務的経費になりますので、なかなか雇いたくても、その辺は職

員をどんどんふやすというのはできない状況でありまして、そういう意味で、民間委託とかいろんな横の連携をとった中で乗り切っていくというような状況にあるようなところでありませぬ。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 町長も組織を理解していただければ、職員さんもやっぱり理解して頑張ると思いますので、その辺のケアは、町長、またよろしくお願ひしときませぬ。

次に移ります。

次は、7番目の町有林を、林木を広く活用するための調査はしてあるのか、これは福島議員さんが前回の9月の一般質問でされましたので、私はあえてその調査をしてあるかをお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 本町の町有林は、約137ヘクタールあります。その中で使用できると思われる樹木の調査を、森林組合及び専門家の方と調査しましたところ、ヒノキで胸高直径の平均22センチ以上の林で50年から60年物が、大津町の瀬田裏町有林の約9ヘクタール中に6,342本の立木があります。

（7番佐藤竜巳君「六千三百……」の声あり）

42本です。全伐はできませんが、その約70%伐採で4,439本がとれる試算になります。しかし、この試算には腐れ、やに等は考慮されていませんので、実際に伐採しないとわからなく、使用できる目安としては、そのうちの約40%ぐらいで1,775本ぐらいは使用できるものと考えられます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 今の調査の結果、福島議員さんが用途としていろんなところに使いたいということですが、今回の学校の方でも使うお考えがあるか。何平米みたいな、例えば柱等はできませんと思いますので、廊下とか壁とかいろんな、今杉とヒノキとおっしゃったんですから、大体どのぐらいの計画を持ってるかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今現在、中部小学校のほうで設計に入っているわけですが、実施設計の中で、使用材料、どこに使えるか、そのあたりを詰めていくわけですが、今の現状の段階では、基本設計が上がっている中の床面積、廊下、通路、それから教室の腰壁といいまして、通常の腰壁、窓下までの壁板という状況があります。そういう中で、全数量、今現在わかる範囲での床材の全数量で141立米の使用が可能で、最大限ですね、そういう中と、壁材、腰壁になりますが、これが43立米程度という状況で、合計184立米程度は最大としましてできるんじゃないかと思うんですが、あとは中身につきまして、どの部分に実際ヒノキが使えるかと、今後の実施設計とその専門家等との協議の中で使用分は決めていきたい

というふうに考えております。

それからまた、搬入の時期なんですけど、これはまだ工事の工程が詳細に詰まってるわけではございませんが、今現在わかる範囲で申しますと、平成24年6月ごろになりはせんかということで、内装関係に入っていく時期という部分じゃなかろうか、それに間に合うような形での伐採時期を選択して進めていただきたいというのが、中部小学校の建設の関係からの利用ということで今考えているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） できるだけ利用してほしいと思いますけども、農政課長にお尋ねしますけども、その伐採の費用、平米当たりの持ち出しとか乾燥とかいろいろ、それ等わかりますか。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 伐採から運搬までの費用ですけど、1立米当たり約1万3,000円かかる見込みです。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 費用がかかっても、ぜひ、そういった私たち議会の人たちも使ってほしいと思いますので、皆さん議会議員も理解していただきたいと思います。

次に移ります。

最後になりますけども、前町長の町民名誉賞の授与についてお尋ねいたします。

前町長富永清次氏の経歴でございますけども、昭和21年に菊陽村消防団に入られて、昭和42年に菊陽町の消防団長になられ、そして46年に町議会に進まれ、そして53年10月に町長に就任されております。そして、平成7年に熊本県の町村会長になられ、18年10月13日で退職されておりますけども、それとともに15の表彰をもらわれております。よって、町の発展にも貢献された前町長の富永清次さんを町民名誉賞を授与すべきと思いますが、後藤町長はどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今佐藤議員のほうから言われましたように、前富永町長でありますけども、昭和21年1月からまず消防団となられまして、その後ずっと町議会議員もやられまして、7期28年間の町長をされた方でありまして。

前町長は、すぐれた識見と卓越した指導力、そして情熱あふれる人柄であられまして、昭和46年5月に町会議員の選挙で地域住民から推薦されまして当選されまして、そしてその後、53年10月から菊陽町長に初当選以来、平成18年10月までの7期28年間の長きにわたりまして在職された方でありまして。昭和50年代半ばから菊陽町が飛躍的な発展を遂げた最大の功労者であられまして、その在任期間中、都市基盤の整備、先端企業の誘致、教育環境の整備、社会福祉の向上、農業振興の分野に多大な尽力をされた方だと思っております。そして、熊本県の町村会長、熊本県市町村共済組合の理事長等を歴任されまして、熊本県内における町村自治の振



興、共済組合制度の普及発展にも大きく貢献された方であります。そういうところもありまして、それぞれのところから全国的な表彰も受けられまして、19年11月には叙勲のほうも受けられたところであります。

この町の中での富永町長の貢献されたことを少し紹介いたしますと、菊陽町長となられましたからは、計画的なまちづくりを進めるために、昭和56年に自然に満ちた活力ある生活都市の建設実現を目指した第2期の基本構想を策定されまして、その実現のためにはインフラ整備が必要不可欠との信念のもとに、公共下水道事業と土地区画整理事業を一体的な取り組みとして計画的に進められ、町民生活の質の向上、都市機能の整備の改善に貢献されております。現在下水道普及率、21年度末で96.5%に達し、土地区画整理事業で整備された役場周辺や光の森は良好な住宅地として、収益性の高い商業地も日々拡大されておまして、先駆的なまちづくりが現在につながっているということは、やはり継続は力なりの言葉どおり、前町長の行政手腕であるかと思えます。

特に交通体系整備では、H字型構想を掲げられまして、菊陽町の縦横の基幹となる国道57号線菊陽バイパス、菊陽空港線、国体道路南北線及び東西線、麻生田三里木線など、関係機関との連携によって次々に開通させ、都市機能の充実と発展を図られております。

教育面におきましても、著しい西部地域の人口増加に対処するために、昭和56年武蔵ヶ丘中学校、59年菊陽西小学校、昭和60年武蔵ヶ丘北小学校の新設開校にも尽力された方でありまして、この西部地区における義務教育の貢献もされておる方であります。

そして、都市化が進展する中で、21世紀に向けた緑あふれる生活都市の実現を図るために、町全体を一つの公園と見立てたガーデンサブーフれあいの里づくりの事業の整備計画を立てられまして、この計画に基づき、ふれあいの森公園、菊陽杉並木公園を完成させ、町民のいやしを求めて、憩い、集い、楽しめる広大な芝生公園の建設に尽力をされております。

平成6年には、豊後街道菊陽杉並木の杉の縁がもとになりまして、鹿児島県、当時屋久町であります、姉妹都市を締結され、行政、産業、教育文化、観光等の分野において、現在も子ども会、婦人会、各種団体、議員さん方も行っていただきましたけども、そういった相互交流を重ねているところであります。

そして、平成12年には、農村部と都市部の住民が交流できる場として建設された総合交流ターミナル「さんふれあ」で、温泉、食事、農産物直売所のそういった加工品、来客者が町内外から来ておられますけども、そういったものも整備されたところであります。

さらには、企業誘致におきましては、熊本県との提携によって、昭和58年東京エレクトロン九州株式会社、平成12年ソニーセミコンダクタ九州株式会社、さらに平成17年富士フイルム九州株式会社等の誘致にも尽力をされた方であります。

そういったことで、現在第4期の基本構想、平成13年に立てた計画であります、「人・緑・元氣輝く生活創造都市」の実現、平成22年末になっておりますけども、そういった中でこのまちづくりを進めているような状況でありまして、人と自然を大切に、そして活気あふれる

まちづくりを推進されました前富永町長の功績というのは、後世に残る偉業でありまして、この名誉町民の条例の中に規定してあります、町民が郷土の誇りとして尊敬できる名誉町民としてふさわしい人だと考えておるところでございます。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ぜひ町長よろしくお願ひしときます。

これで私の一般質問を終わりますけども、ぜひ町長はつきり、4年間は町長の責務ですので、きちっとした政策のもとでやってほしいと思います。

また、先般、町長の協力によって、我が原水南方の地区で防災訓練をやりました。町長のおかげで消防署から来ていただきまして、梅田議員が言ったAEDとか、煙の体験とか、炊き込みの実施とか、避難誘導のための各区の組長さんが旗を仕分けして、私たち5旗を上げて、みんな私たち公民館に寄って、そして町長が花を添えていただいて、いろんな意見を言ってもらいました。私は、いろんな体験をさせていただきましたけども、やはり自分たちの財産と生命は自分たちの区で守ろうじゃないかということがメインでございました。町長ありがとうございました。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時57分

再開 午後2時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石原武義君、一般質問を許します。

○3番（石原武義君） 皆さんこんにちは。

議席番号3番石原武義です。最後の質問者となりました。大変眠たいところ、もうしばらく我慢していただければと思います。

それでは、始めます。

私は、終始一貫、中部小の問題では、町長及び執行部の方とは意見を異にしてきました。しかし、一件落ち着いた今となつては、ノーサイドの精神で臨もうと思っています。昨日、甲斐議員がこの壇上で述べられた怪文書に対する所見で、議員が言われんとするところを酌み取り、そして価値、判断の基準とし、行動の規範としなければならないと私は思っています。

したがって、勝てば官軍で尊大になることなく、破ればいたずらに卑下することもなく、ラグビーの精神であるノーサイドの精神に立ち返ることが必要だと思っています。ノーサイドとは、ゲームセットと同時に敵味方ではなくなり、お互いの健闘をたたえ合うということです。この場において言いかえるならば、それは感情的対立を解消し、新たな気持ちで進むというこ

とです。私は、今後生ずるであろう事案に対し、この心構えをもって対処するつもりであります。

また、昨日、同様に、福島議員が一般質問の前置きで述べられた今年の記憶に残る事件として尖閣諸島の問題を上げられました。私もまた、安閑としている状況ではないと思い、今回は関連した質問を行います。

こういった問題は、国会議員が国会で論ずる問題であろうと思われるかもしれませんが、一番小さな行政単位である町、村が共通の認識と問題意識を持ち、そして全国に広がっていくことが重要でなかろうかと、あえて取り上げました。そこで、本町において、教育の指導者である教育長、教育次長に率直な意見をお伺いしたく、平和教育についての問題を取り上げました。

大きな項目は、学校教育の一環として平和教育について、その2番目として、人権の一環としての拉致問題について、そして最後に投票所の問題についてとしております。

それでは、具体的、個別的な質問については質問席でさせていただこうと思います。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 質問事項の一番大きな項目の一つとして、学校教育の一環としての平和教育についてとしております。

最初に、この質問をする趣旨を述べさせていただきます。

戦後の日本教育は、一貫してマスコミと、一部進歩的文化人と称される人、そして一部先生によって指導されてまいりました。この人たちにおける平和とは、平和、平和と唱えていれば平和達成され、維持されると思ひ込んでおられる点であります。地球上には、日本一国ならばわかりますが、国際社会においては強い者が正義であります。強いとは、軍事的、経済的、文化的に強いということです。このうちの一つでも欠ければ強いとは言えません。弱い者が幾ら平和、平和と100万回唱えても、平和は維持できません。平和は力の均衡の上で初めて成り立ちます。これが国際社会での冷厳なる事実であります。

このことは、私どもは十分認識しておかなければならないと思います。そして、このことが私が言わんとする点でもあります。

北方領土も、北朝鮮による拉致被害者も、返せ、返せと幾ら言っても決して返ってはきません。今度は竹島のみならず、対馬、そして近くは尖閣諸島も危なくなってきました。私どもはまた、ただ一回の戦争に負けただけで、魂まで奪われてしまいました。そこで、立て直すには、平和教育のあり方だろうと思います。

そこで、①の具体的な質問に移らせていただきます。

本町の平和教育の指導とその対応について問うとしております。よろしくご答弁お願いします、お考えのところ結構でございます。どちらが正しい、どちらが間違っているということには決して単純につけられるもんじゃありませんので、お考えになつてるところを、率直なところお聞かせいただければと思います。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） 本町の平和教育の指導とその内容について問うという質問にお答えしたいと思います。

まず、小学校についてですけれども、私、3月まで菊陽北小学校にいましたので、その経験をもとに若干お話しさせていただきたいと思います。

数年前まで、夏休みにPTA主催ということで、平和登校日を設けて、ビデオ視聴とか平和に関する講演などをお願いしておりました。しかし、夏の暑い時期に体育館で行うということ、それから交通事故の心配あたりもありますもんですから、また非常に暑いということで、子どもたちの心にどれだけそれが残るのかなというふうな部分もございまして、夏休みの時期を外しまして、人権月間とか、あるいは人権週間の中で取り扱うというふうなことになりました。

また、すべての小学校、6年生のとき修学旅行がございます。どの学校も長崎方面に行っております。そして、どの学校も修学旅行のとき、その前に事前学習を行います。それから、修学旅行では、当然現地学習、修学旅行後に事後学習というふうに3段階で学習を行うことになります。私個人としては、その現地の学習も大事ですけれども、事前学習、これがとても大事だなということを北小学校にいるときに経験しました。

平和教育についてですけれども、実際に現地学習では、山里小学校とか平和公園、原爆資料館などの見学を行います。原爆資料館なんですけれども、北小のときには約1時間の見学時間をとっておりました。同じ時間に来た学校、どこの学校かはちょっともう忘れちゃけれども、そこ子どもたち、約30分ほどでさっと見て、さっと出て、「ああ、いやね」とか言いながら出ていきました。北小学校の子どもたちでございしますが、しっかりノートに記録をしながら、1時間でも足りないというふうな状況で、一生懸命見学をして、記録をとっておりました。

そして、その後、ほかの学校では、被爆体験者による平和に関する講話等が、その後あるいはその日の夜に行われるようになっているようです。菊陽北小学校では、次の日に、恵の丘といいます被爆老人ホームのほうに訪れます。ここは、本来ならば高校生しかそこには許可されないというふうなところなんですけど、数年前から、私が菊陽北小学校に行く前から、そこに、恵の丘被爆老人ホームのほうに許可を得て行くことができています。

そのホームの入居者の方々に被爆劇をしてもらいます。その被爆劇なんですけれども、当然もう70歳以上、80歳ぐらいの方々がされます。車いすでされる方もいらっしゃいますし、非常におじいちゃん、おばあちゃんたちですので、ゆっくりした動作というふうなことになります。なりますが、子どもたちは、事前学習、それから原爆資料館の経験がありますもんですから、そのおじいちゃん、おばあちゃんたちの動きを見て、その後ろにある戦争の悲惨さを考えながら見るわけです。したがって、子どもたちも多く、もうほとんどの子どもが涙を流します。そして、その後、その老人ホームの方々と交流をするというふうなことをやっております。

ます。そういったことを小学校のほうでは行います。

中学校においても、2年生のときです、修学旅行で、菊陽町の場合沖縄のほうに行っております。小学校と同じように、事前学習、事後学習をきちんと行っておりますが、平和学習については、沖縄戦について学習しております。沖縄戦の様子、あるいは平和への願いについて学習しているようです。

現地では、ひめゆりの塔やその資料館、防空ごう跡の見学、戦争体験者をお呼びしての平和学習会も行われています。

本町としては、以上のような平和学習を行っているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） わかりました。今おっしゃったような平和教育、具体的にはこういうところを見てこういうことをしてるんだ、そして事前学習もしてるんだ、これはほとんどの日本の小・中学校ではやってることは全く同じパターンだと思います。原爆資料館に行ってどうだ、沖縄のひめゆりの塔に行ってどうだという、つまりそこで何を学ぶかということは、戦争はこんなに悲惨だぞ、したがって戦争はしちゃだめだ、絶対起こしてはならないんだというふうな教育であります。それはそれで十分結構だと思いますけども、果たして戦争はしちゃいけない、しちゃいけない、しかし平和を維持するということは、ただ戦争をしてはいけない、いけない、戦争は悲惨だ、悲惨だと教えるだけで果たして平和が維持できるんだろうかなと思います。いろいろ今新聞紙上でにぎわわせてることがたくさん起こっておりますが、その辺に対しても、今度は平和教育とは何かという、もう一步踏み込んでおられるならば、具体的に尖閣諸島が今こうなってる、小学生、もう中学生ならわかると思いますから、あなたたちはどう思いますかと、それぐらいのことも、一步つみ進んで、討議、討論してもいいんじゃないかと思えます。

つまり国があつてこそその平和であります。今小学校の学習はこうしてる、これはあくまでも日本という国があつての、そして熊本県というな県があつての、九州があつてのことだと思えます。まずそれをやっぱりちゃんと守るとというのが、最近非常に国際情勢は厳しくなっております、北方領土ももうロシアの大統領が行ったりして、もう全然手がつけられない状態になっております。竹島にしてもそうです。そういうことが背景にありましたので、こういう問題を取り上げてみたんですけども。

そこで、2番目の質問、今平和教育は、実際具体的にはこういうことをしてるんだとおっしゃいました。そこで、今度は2番目、国を守るという意識を平和教育と関連づけて、どう今度は育てているか、今ちょっと私が申し上げましたけども、その辺のところをまた率直におっしゃっていただければと思います。どちらがどう正しいとかという質の問題じゃありませんので、思うところをひとつ率直におっしゃっていただければと思います。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） 平成18年の教育基本法が改正されましたけれども、その中で、教育目

標の一つとして、国を愛する態度の育成というのが規定されました。それに伴って、平成20年3月に小学校の学習指導要領が告示されました。

石原議員がおっしゃいます国を守るという意識でございますが、直接的にその言葉が書いてある部分というのはなかなか見つけることができませんでしたので、道德のほうでちょっと考えてみたいと思います。

小学校学習指導要領道德の内容の中に、第1学年、第2学年では、「郷土の文化や生活に親しみ、愛着を持つ」とあります。これが第3学年及び第4学年では、「我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心を持つとともに、外国の人々や文化に関心を持つ」というふうになります。そして、第5学年及び第6学年では、「郷土や我が国の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心を持つ」とあります。さらに、中学校学習指導要領道德の内容の中に、「日本人としての自覚を持って国を愛し、国家の発展に努めるとともに、すぐれた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する」というふうな文言がございます。つまり道德の学習の中で愛国心を養いなさいということでもあります。このことが国を守るという意識につながるものと思われまます。

また、小学校の学習指導要領の総則では、学校における道德教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間を初めとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。道德教育は、「個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し、未来を開く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする」と定めてあります。

要するに、道德教育は、学校の教育活動全体を通じて行うから、教科学習の中でも適切に指導を行わなければならないということになるかと存じます。

したがいまして、先ほど述べました平和教育と愛国心、ひいては国を守る意識は、子どもたちの発達段階に対応しながら、必要に応じて適宜指導していくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 今大変立派なこと、教育基本法、改正された基本法、国を愛す、国を愛するとなると、国に誇りを持つ、そして国を守るという、そういうふうな発展になっていくと思えます。愛国心を養うと、大変立派なことだと思います。

それで、具体的には、それはその文言として書いてあることでありますが、具体的には、この本町の学校においては、その改正された教育基本法にのっとってこういうことをしているんだ、今まではこうだったが、教育基本法が改正されたから今度はこういうこともやり始めてみたということが何か1つ、2つと具体的にございますでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） 実際に、具体的な部分としてはそんなに記憶にはないんですが、学習成果発表会というのが小学校あたりでありますけれども、そういった中で、先ほどちょっと申しました、恵の丘の被爆劇あたりを子どもたちが、全校生徒あるいは保護者にその発表の中で戦争の悲惨さを伝えるとか、あるいはやっぱり戦争しちゃいけないとかというふうなことを強く語ったというふうな、あるいは劇をしたというふうなことがありました。そのことが新聞、熊日ですけども、に載ったりとかというふうなこともありました。

すいません、ちょっと適切ではないかと思いますが。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） これが②の3番目の質問になると思います。

今、具体的にはちょっとばかりとおっしゃいましたが。要は、愛国心を養おうとするのが一つの大きな目的である、改正された教育基本法の目的であるとおっしゃいましたが、そこでそれにちょっとばかり関連づけますが、国旗・国歌法とありまして、祝日には国旗を上げなさいよということがちゃんと法律でありますよね。これこそ一つの、私は日本人だという自覚と、そして誇りと、そういう意識を持つならば、当然学校においても国旗を上げましょうということは十分指導なさってもいいんじゃないかと思いますが、私の校区は、今行くと、緑ヶ丘は中部小学校の校区でございまして、児童だけで、中部小学校に児童は100名を超えております。南小学校は65名ですけども、緑ヶ丘の児童だけで100名を超えておりますが、一戸建てで二百七、八十軒ありますが、祝日の日に日の丸が揚がっているところは3軒か4軒です。1軒は我が家で、我が家は欲張って南側の門、北側の門に1本ずつしておりますけども、そういう状況であります。

とするならば、そういう点での指導という、また何かすぐに、日の丸を上げましょうと言えば、すぐに軍国主義につながるというのが戦後60年の大方の教育者というか、自称進歩的文化人というか、そういう人たちの考えでございましたけども、今後は、もうこれからは、こういう国際社会になっていけば、いつ堂々と、すきがあらば自分の領土にしようという周囲の国々ばかりであります、周囲とは限りませんけども。そういうところに向かっては、やはりちゃんとした私は日本人だぞという、そういう意思の表明、これも必要じゃなかろうかと思っておりますけども、今後その国旗を上げようということに関してはどういうふうに思っておりますか。ひとつご見解をお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） 特にその国旗を上げなさいというふうな指導をしたことはないと思います。

ただ、集団宿泊教室等で芦北青少年の家等に行きますけれども、そのようなときに、朝の集いというのがありまして、国旗を上げるあるいは運動会するとき等に国旗を上げて国歌を歌うというふうなことはやっております。それから、学校としても、国旗を上掲しているというふうな経緯はございます。

ただ、各家庭で国旗を上げなさいというふうなことは、その部分はやっぱり親が、保護者がどのように考えるかというふうな部分でございますので、ちょっとそこまで立ち入るのは難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 今度は3番目の質問に移ります。

今おっしゃいましたけども、国旗を上げる上げない云々は、これは家庭の問題だと。そういう理屈も成り立つし、また別な見方をすれば、これは学校教育の放棄じゃないか、自分たちがそういう面倒くさいことはやめたいというような放棄でもなかろうかと思わざるを得ないこともありますけども。家庭の教育、家庭にこれは任せる問題だ、それならそれでよしとして、国旗・国歌法というのがあります。法律ですね。上げましょと、上げないということは、それ法律に違反してるということですよ、厳密に言えば。だから、堂々と指導なさってもいいんじゃないかと私は思いますけども。

潜在的にずっと、戦後60年の歴史で、日の丸を上げると、それ右翼だ、そら戦争が好きな者だというふうに思われはしないかと無意識の意識があって、随分ちゅうちょと遠慮されると思いますけども、今後国際社会において日本が立ち打っていくならば、堂々と日の丸を上げる。外国ではほとんどやっておりますね、どんな田舎のほうでも。次の③番目に移ります。

今後、国防という問題を平和教育においてどう位置づける、取り組むか、似たようなところもありますけども、今中心とするならば、まず堂々と法律に決められているんだから、それは堂々とまず指導されてもいいんじゃないか、これは当然じゃないかと思います。よく、これも卑近な例で私が腹立たしいことがありますけども、スポーツの世界で、世界選手権、オリンピック、さきにはアジア大会がありました。よく競技の前には国歌斉唱があります。サッカーのワールドカップなんかもそうですね、必ず歌います。対戦相手のチームは肩を組み、またもしくは片腕を胸に当て、堂々と声を大きく、その声は直接聞けませんから、口のあけ方ではっきりわかります。堂々と歌って、誇りを持って歌っておりますけども、日本のサッカーチーム、ただ口をもごもごとして、じっとしてると、口をつぐんでる人ばかり、やばいかどうかと思うて、多少は歌ってる格好でもごもごとしてるだけです。これで国際社会に勝てるかと、これはスポーツの世界ですけども。スポーツの世界のみならず、すべてこの気構えだと思います。

これも、学校教育で国歌も教えないと、堂々と。音楽の時間で国歌を教えるということがやっぱりございますかね、ちゃんと。昔はちゃんと歌って、何度も何度も、卒業式、入学式の前には練習がありました。それで、しみつくほど覚えておりますけども、今は全然、そういうことを教えたら、また短絡的に戦争につながると、そういうあれがあるんじゃないかと思ひまして、ひとつまたダブりますけども、今後はそういう、国歌も加えまして、国旗に加えて国歌も加えまして、どういう指導をなさいますか、もう一つお聞きします。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。



○教育次長（水上孝親君） 海外に出たときに、国旗というのを非常に重要視するというふうなのは私も認識しておりますし、確かにそうあるべきだと私も思います。

国歌の件ですけれども、練習しています。ちゃんと音楽の授業の中でびしゃっとやっておりますし、例えば式典、入学式とか、それから卒業式などのときにはそれをちゃんと歌うようにしておりますし、その歌が余り上手でないような場合には何遍も練習をさせるというふうなことはいたしております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 今度は国旗に加えて国歌も加わりましたので、大変だと思いますが。

私も、入学式とか卒業式に、議員というものですので、案内が来ます。そこで、ちゃんと見ておりますけれども、どうも私たちの世代に比べて、今の、例えば中学生が歌うなんていうと、勢いはなく、何はなく、本当に一生懸命歌ってやろうかなというところも全然見えませんので、内心こんなものでいいんだろうかなと思うところがございまして、強くやっぱりその辺は、別に堂々と指導なさってもいいんじゃないかと思えます。よその国なんかは、音楽の最初のあれは、まず国歌を覚え、堂々と歌わせることが基本中の基本です。韓国行ってもそうです。日本の場合は、教えていいんだろうか、悪いんだろうか、またちゅうちょしながら、これじゃ将来、あと二、三十年したら、日本はどうかなっております。どうかなってるということは、属国までにはならんだろうけども、それに近いようなふうになっちゃいけないかと思えます。

国際人たるものは、外国のことはいろいろ知ってるから大丈夫だ、あちこち旅行してこうこうするから大丈夫だ、それは根なし草の国際人であります。本当の国際人ならば、ちゃんと日本の伝統と文化に誇りを持って、そして海外で活躍する、これが本当の国際人であります。今学校教育は、国際人を目指しても一生懸命力を入れておりますけれども、そういうところも非常に重ねてお願いします。今2回目の質問ですね。ということですので、終わりますが。

今度、その平和教育において、やはりこの平和教育と国を守るというのは表裏一体だと思います。平和、平和と、先ほど申しましたけども、平和、平和と言って、絶対に平和が達成されるわけではないんです。平和と国を守るというのはまさしく表裏一体であります。

今先ほど、長崎に行って原爆資料館を見、そして勉強する、沖縄のひめゆりの塔へ行って堂々勉強する、そこはそれでいいと思います。それから得られるところは、戦争はだめだ、悲惨だということのみであります。したがって、戦争はしてはいけないと、こういうことは十分得られるかと思えますけども、国を守る、今とある島がとられようとしております。そういうことに対してはどういうふうに通っているのか、どういう指導をするのか。日本の領土がとられるとします。卑近な例では、自分の庭の片隅がとられるとします。それも黙っておけというような教育をするのが正しいのか、ちょっとばっかり大上段に振りかぶりましてけども、その点、ひとつ3番目の質問ですので、よろしくお願いします。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） ③の今後国防という問題を平和教育においてどう位置づけ、どう取り組むかという回答でよろしいですか。

（3番石原武義君「はい」の声あり）

学校教育法の施行規則第4章小学校の中の第2節教育課程、その中の第52条なんですけれども、小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として、文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとするがあります。

小学校の教育課程も中学校の教育課程も、それぞれの学習指導要領にのっとって指導しなければならないことを定めたものであります。もともと改正教育基本法は、愛国心について、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と定めております。この規定と国防という問題は、関連がないとは言い切れませんが、国防という問題を色濃く取り込んだ平和教育を行うということであれば、先ほど述べました学校教育法施行規則第52条に抵触する可能性が出てくるおそれが考えられます。したがって、現時点で平和教育の中に位置づけるということは難しいと考えられると思われまます。

ただし、先ほど議員さんがおっしゃってらっしゃいますように、尖閣諸島に関する歴史的な認識、そういった部分を学習するというふうなことについては特段問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 1番目の項目が終わりまして、次は2番目の項目に移ります。ご答弁ありがとうございました。

これは日本の領土であると、そういうふうな面を学習するということはやっております、それは大変いいことです。大変いいこととか、当然のことでもありますけれども、積極的にやっ、そして学校教育は、その法律の文言によって一々左右されるわけではなく、心の心情から教育するのが本来の教育であると思ひます。どうも答弁の中には、教育何条の何項にはこういうことがあって、抵触するから、しないなら、そこまで神経質になってどうこうされる必要もないかと思ひますし、本当に教育は自分の気持ちからすることだと思ひます。ぜひ平和教育等は非常に結構でございますから、それと表裏一体である国防、国を守るということにももっとも力点を置いていただこうかと思ひます。ありがとうございました。

次は、2番目、人権の一環としての拉致問題についてとしております。

そして、①で、本町は、今日までどうこの拉致問題に取り組んできたかとしております。ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（吉村豊明君） 人権教育課長。

○人権教育・啓発課長（堀川俊幸君） 石原議員のご質問にお答ひいたします。

重大な人権侵害でありますこの拉致問題であります、平成14年に5名の拉致被害者の方が帰国されています。しかし、いまだに安否不明の方が数多く異国の地に残されているという現状です。

このご質問に対しましては、平成20年9月議会で、経緯や当時までの状況について答弁しておりますので、同一の答弁内容は割愛させていただきますが、この極悪非道というべき国家犯罪に対しては、これまでのいろんな啓発活動により、町民の方々においても非常な憤りを感じておられる方がほとんどであるかと思えます。

この拉致問題の解決とは、すべての拉致被害者の方を取り返すことであり、そのためには、国が最重要問題としてこの拉致問題に取り組んでいくべきであります。国は、平成18年6月に拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律を施行し、その中で、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題、その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと規定し、毎年12月10日から16日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間と定めています。また、平成20年4月には、拉致問題啓発アニメ「めぐみ」を各学校に配布し、啓発活動を進めていますが、最近の北朝鮮の行為には目に余るものがあります。そのため、国としても北朝鮮に対する交渉も行き詰まっているという状況であるかと思えます。

本町においては、全国でも例を見ない町単位での菊陽ブルーリボンの会が設立されており、さまざまな活動を通じて菊陽町の住民の方への拉致による人権問題等の啓発をされており、町としましても、できる限りの支援をいたしております。

平成20年12月には、町の人権子ども集会での菊陽ブルーリボンの会の紹介と拉致被害者の松木薫さんの姉斉藤さんの講話等により、町民の方に対する啓発活動を進めさせていただきました。また、平成21年11月7日には、菊陽ブルーリボンの会主催による「拉致被害者松木薫さんを救おう菊陽町民支援集会」への共催、平成22年2月14日の「拉致被害者を救出しよう菊陽町民支援コンサート」への共催等を行っています。さらに、菊陽ブルーリボンの会で行っておられる募金活動への場所の提供やポスター等の掲示、さらには人権に関する出前講座、せんだつて12月10日にも人権講座がございまして、拉致問題の啓発とボランティアで活動を続けておられます菊陽ブルーリボンの会の紹介も行っております。

本町には、拉致被害者の一人であります松木薫さんの姉である斉藤さんがお住まいになっています。町としましては、この拉致被害者の家族である斉藤さんの意思を大事にし、菊陽ブルーリボンの会と斉藤さん双方にこれからもいろんな支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） わかりました。要は、私がこの問題を取り上げましたのは、その拉致問題がなかなか解決しない、今後もまだ見通しもなかなか立ちづらい、立てない、立てられないと

いうことで、この問題は、非常に国家主権がかかわる、主権侵害の問題であります。国を守るという、また同じようなことですが、国家主権の侵害、もう厳然とした事実であります。侵害されている。それをそのまま泣き寝入りしている、泣き寝入りしているうちに忘れてしまう。つまり風化させてはいけないという私の気持ちのもとで一生懸命やっておるわけですが、その運動の一つとして、小さな私どもができることは、署名活動をし、そしてそれを内閣府のほうに届ける、これぐらいのことです。これでもしておけば、風化されてしまってもうだれも知らない、もう今の若い人たちは全然知らない、そういうことがないようにしております。そして、時々、課長がおっしゃったように、図書館ホールを借りたりしまして少々の行事はっております。

そこで、今後また図書館ホール等をお借りすることがあると思うんですけども、その際、後援という形では、つまり菊陽町役場後援という形ではホールの使用料を払わなければならない。それが、協賛でしたらそのホールの使用料は要らないというふうに聞いておりますけども、要はどのような名称であれ、使用料がこのブルーリボンの会の少しの行事をする、いろんな方に集まってもらって講演をしてもらったり、そういうことをするんですけども、そういう際、その使用料が要らないような形で、協賛、共催、後援、ありますけども、その中で使用料が要らないというふうな形をひとつしていただけないかなと思ってこの問題を取り上げましたけども。ひとつ積極的に取り組もうというお持ちならば、それは別に使用料が幾ら入ってくるのが、あれは幾らでしたっけね、わずか何万円もかからないと思います、それが減るからというような小さな気持ちではなからうかと思っておりますけども、ぜひ使用料が要らないような形での使用を、貸し付けということはできないでしょうか。これは町長にお聞きしますが、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 以前議員がおっしゃいましたように、この拉致問題の啓発は、忍耐強く継続性を持って進めるということが大事だと思いますが、町といたしましては今後も、菊陽町のほうに拉致被害者家族の斉藤さんがいらっしやいまして、肉親であるということでありまして、そういった斉藤さんへの協力、これまでもやってきたところですけども、ブルーリボンの会の活動の後援をしてみたいと考えております。いろいろ制約もあるかと思っておりますけども、関係者がお互いに知恵を出し合って、一日も早くこの拉致問題が解決するように取り組んでいかなければならないと思っております。

後援にするか、共催にするかということでもありますけども、そういったいろいろ計画される場合、十分その辺話し合いをした上で、共催の形をとるか、後援の立場をとるかということにつきましては、具体的なそういう活動をされる場面で、関係課のほうもありますので、十分協議をした上で決定していきたいというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 本町の今後取り組みは、これは2番目でもうしますが、要はお金を払わな

くてもいいような形はどういう形でもよろしいんです。人権問題も本町は一生懸命取り組んでいらっしゃいます。これは私もよく重々認識しているところがございますけども、そしてかなり援助、金額という形にかえて支援もされております。このブルーリボンの会という、拉致問題被害者を救おうという会は、別に直接町のほうから支援金等々はいただいておりません。そちらのほうからこうこう言っていたいただいてもいいんですけども、当然ながら人権問題でありますから、とりあえずは図書館ホールぐらいは、これ年に1回、多くても2回、少々使用料を払わなくてもいいんじゃないか、そういうふうな措置をとってくれないかというのが私の率直な心情であります。これがまた、人権問題に大いなる関心を抱いてるという本町の姿勢をひとつ、姿勢にのっとなって私もこういうことを言わせていただいておりますけども。そういうことで、次の投票所の問題に移らせていただきます。そのホールの使用料については、また後々ゆっくりと、ご配慮いただくようお願いしておきます。

3番目の投票所の問題についてに移ります。

この投票所の問題については、過去2度ほど質問しております。人によっては小さな問題と思われるかもしれませんが、これは投票するということが行政への参加の第一歩で、自らの意思で投票するという行為から始まります、行政への参加はそういった行為から始まります。こういう意味において、私は投票所の問題は大変重要な問題だと思っています。そこで、再度この問題を取り上げました。

①で、現在の投票所の場所とその数を適正と考えているかどうかと質問しております。過去2度の一般質問で、この問題は問いかけています。つまりこのままでいいのか、よいとお考えならばその理由を、改善しなければならないとお考えならば、どこに問題があるか、答弁お願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（阪本修一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、今まで、ただいま議員が申されましたように、2回程度同じ内容でご質問されておりますけども、この投票所の場所と数につきましては、平成18年6月に、それまで16投票所から、現在の投票所に見直しを行っております。

経緯といたしましては、当時の投票所では、光の森を中心とした人口増加への対応、それから各投票所間の有権者のばらつき、それから投票所内の駐車場が狭い、それから投票所内が暗いとか、それから投票所内の段差、それから投票所がわかりづらいという等の問題がございました。選挙管理委員会では、これらの問題を解消するために、平成17年1月から、延べ10回の検討と5回の現地視察を行い、平成18年に見直しを行って、現在の10カ所の投票所ということになっております。

見直しにつきましては、1つ目に、まず有権者数の平準化を図ると、それから2つ目に交通の利便性、それから安全性を図ることがございます。それから、3つ目に駐車場の確保を図るということでございます。それから、4つ目に投票事務の効率化を図る等の投票区及び

投票所の見直し方針をそのときに定めております。さらに、新たな施設を利用する場合でございますけれども、バリアフリー、それから駐車場スペース、それから投票所内のスペースが十分にあるかどうかなど、施設の安全性を十分考慮いたしまして、総合的に判断を行い、実施しているところでございます。

ご質問の現在の投票所の場所とその数は適正と考えているのかについてですけれども、まず投票所の場所につきましては、先ほどの見直しの方針に照らし合わせまして適合する施設を選定しておりますので、選挙管理委員会としましては問題ないという考えに立っております。

それから次に、投票所の数についてでございますけれども、これは昭和44年でございますけれども、自治省の選挙部長通知で、選挙人の数がおおむね3,000人を超えるものにあつては分割を行い規模の適正を図るという通知があつており、このことが一つの投票所の設置の基準ということでございます。

しかしながら、選挙管理委員会としましては、このことは、有権者数が増加することによる選挙人名簿と照合作業の時間がかかるなどといった問題解消、それから投票事務の合理化を促進するためという認識に立っております。

菊陽町の有権者数を見ますと、平成22年12月2日現在で2万8,413人で、光の森を中心とした人口増加によりまして、1年前と比べると全体で約580人増加している状況です。投票区ごとでは、3,000人未満の投票区が5カ所、それから3,000人台が3カ所、それから4,000人台が1カ所、5,000人を超えている投票区が1カ所となっております。当然委員会といたしましても、有権者の増加の問題については認識しておりまして、委員会の中でもこのことについては検討し、対応している状況でございます。選挙管理委員会といたしましては、有権者の増加に対し投票区を分割するのではなく、投票事務の合理化を図ることにより対応することとしており、現時点でございますけれども、投票所の数についても適正な数であるというふうにご考えておるところでございます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 今おっしゃいましたけれども、そこで少々、ちょっとはっきりというところがございます。今後、ご承知のように、どこの市町村でもそうですが、菊陽町でも、特に旧行政区においてはご高齢者が住んでおります。高齢者が住むと、そしてもう一方では、その高齢者のひとり暮らしという方もずんずんずん増加しております。ここ4年間では、大体100名ぐらいというふうなデータがございます。これは65歳以上ですけれども、100名ぐらいふえてる、ひとり暮らしがですよ。

そういうわけで、高齢者になっていくとどうなるかという、まず車の免許証を返上しなければなりませんね。ぜひしてほしいというふうに、運動というか、そういう啓蒙をなさっています。高齢者が運転すると危ないから、もう早目に運転免許証を返上してほしいと。年に何人かは返上されてるそうなんですけれども。そこで、ひとり暮らしだとすると、免許は返上したわ、投票所は、例えば原水のあの広大な地域に1カ所しかない。これは行くに行けないということに

なって、とうとう投票には行けないということになるんです。先ほども申しましたように、投票するというのがその行政への参加の第一歩ですから、せっかく私どもは、だれでもがその年齢になれば投票ができます。こんなに重大なその一つの権利、この権利を行使しようとしてもできないという状況を外側からつくってしまうということは、大変これは、何ていうのかな、どういう言葉で言ったらいいのか、人権の侵害にはならないんですけども、こういうことは決してあってはならないということだと私は思います。多分これはだれでもそのとおりかと思えますけども。ちょっとくどく言えば、やっとかき獲得した普通選挙法ですよ、日本の場合は戦争に負けたからただでもらいましたけども。一番その先進国であるイギリスは何年かかっていますかね、普通選挙法をかちとるまで。一步後退、二歩前進しながら、何百年とかかっています。

そういうふうにしてもらった民主主義の根幹をなすその投票権、それを行使しようと思ってもできないというところは、これは非常に重要な問題であるから取り上げておまして、遠い、足もない、じゃあどうするか、どういう方法があるか、何かそういう私案をお持ちですか、私案ですね。今のところ、私自身もこうしてみたらどうかなという、何にもなくて、ただ現状のままでいくというようなニュアンスの答弁じゃ、到底私は「ああ、そうですか」とは言えない。これは老人に優しいまちづくり、文言はちょっと違ったかと思えますけども、高齢化社会に優しいまちづくりですか、町長が率先してうたわれておりますけども、この問題にもちょっとばかり相反するようなことじゃないかと私は思っております。そういうところで、まず課長、私案、それでもお持ちでしたら少しばかり披露していただけないでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（阪本修一君） ただいま議員が申されましたように、高齢化対策ということで、今後高齢者の方がふえてくるということもございますし、1人の世帯というのもふえてくるというのは、まさにそうではないかと思っております。

先ほど若干出ておりましたけども、特に第9投票所のふれあいの森研修センターでございませうけども、これは投票所がちょっと高台にあるということで、歩いて投票所に行くには、坂を上る必要があるということで、高齢者には負担がかかるといった意見があるということは認識しているところでございます。

今まで16カ所あったのが10カ所ということで、6カ所ぐらい少なくなったということで、今まで近くにあった方からすると、少し遠くなったということで大変不便になったということは、選挙管理委員会としても認識をしているところでございます。

今後なんですけども、やはりそういった、先ほど総合的な観点から、やっぱり施設の安全性とかいろいろ、駐車場のスペース、そういったもの、バリアフリー化、そういったのも考慮しながら、総合的に判断されて、平成18年にそういった6カ所削減したということがございます。そういった、近くに平坦地でほかに適当な施設がないとか、町立保育所の近くではございますけども、みどり園等の現地視察等も行って、検討してきたところでございますけど

も、そういったスペースがないということで、当面ですけども……

(3番石原武義君「時間がないので、ちょっと今度私のほうから質問します」の声あり)

すいません。

○議長(吉村豊明君) 石原武義君。

○3番(石原武義君) そういうわけで、要は高齢者の方が今後どんどん多くなっていく、そして息子さんたちと一緒に過ごしておれば、その方たちと車に乗っていただけるんですけども、そういう方たちがいないとなれば、いよいよ投票所に行くすべがないと。だから、そういう問題はどうか、これは高齢化にとってはやっぱり避けて通れない問題になっていきます。

私は、例えば今、毎日巡回バスが回っておりますね。それを投票日のときは何台かをあてがって、2時間ごととか、そういうことも1つ考えられはしないかと私は思っているんですが、そういう点も含めて、今後ひとつ取り組んでいただければと思います。今のままの投票所がどうしてもふやせないとなれば、私はそう思っております。

それと、もう一つの投票率といいますか、この問題もありますけども、これも大変これは解決が非常に、今特に若い人たちは政治に無関心層になっておりますので、一番小さな行政区である町や市、村の選挙に対してはそう関心がないというようなことだろうと思います。国政選挙のときは、いつも町会議員の選挙というか、町長の選挙、そういうよりもずっと上になりますけども、投票率は。余り、全く関心がないということがずんずんふえてる。この問題も何とかしなければ、やはり民主主義の根幹は投票に行ってもらう、そこで成り立ってるわけですから。

そこで、ちょっとばかり、データといいますか、ちょっとばかり見てみましたら、平成2年、これは平成2年の有権者が1万6,049人で、平成22年9月26日、これは町長選挙と思うんですけども、2万7,884人、有権者は1万1,835人ふえてるわけです、これの引き算をしますと。これ間違ってたかったですよ。そして、平成2年のその投票に行かれた人の合計が1万3,511人、平成22年9月26日、町長選挙、1万5,737人が行かれてると。としますと、この数字から引き算をしてみますと、有権者はこの20年間で1万1,835人ふえてるわけですよ、引き算はですよ。投票者数は、1万1,835人有権者がふえたにもかかわらず、2,226人しかふえてないんです。これもまた非常に大きな問題で、これは無関心層だと思いますけども、自らの意思で堂々ともって棄権するならまだしも、もう行きたくないから、ああ、関係ないからというようなところでそうなるかと思っておりますけども、これがまた非常に大きな問題じゃなからうかと思っております。

有権者のこの辺の啓蒙も、これからやっぱり力を入れていかなければならないことじゃないかと思っております。幾ら言ったって、巨人阪神戦の甲子園の満杯の半分ぐらいの人口ですから、やってやろうと思えば、何かやれる方法はあると思いますよ。巨人阪神戦は6万近くなりますけども、その半分の人口ですから。



ということを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれをもって散会いたします。

明日も一般質問を行います。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時10分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成22年12月16日（木）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5日目)

(平成22年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成22年12月16日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 坂本秀則君 | 2番 | 北山正樹君 |
| 3番 | 石原武義君 | 4番 | 甲斐榮治君 |
| 5番 | 芝和長君 | 6番 | 岩下和高君 |
| 7番 | 佐藤竜巳君 | 8番 | 大塚昇君 |
| 9番 | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君 |
| 11番 | 吉本堅君 | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君 |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 14番 | 上田茂政君 | 15番 | 梅田清明君 |
|-----|-------|-----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|-------|-------------------|-------|
| 町長 | 後藤三雄君 | 教育委員長 | 三島誠一君 |
| 教育長 | 赤峰洋次君 | 教育次長 | 水上孝親君 |
| 総務部長 | 大川育男君 | 福祉生活部長 | 眞鍋清也君 |
| 産業建設部長 | 服部貞夫君 | 会計管理者兼
会計課長 | 吉岡典次君 |
| 総務課長 | 阪本修一君 | 総合政策課長 | 松本東亞君 |
| 財政課長 | 實取初雄君 | 税務課長 | 廣野豊徳君 |
| 人権教育・
啓発課長 | 堀川俊幸君 | 福祉課長 | 渡邊幸伸君 |
| 健康・保険課長 | 宮本義雄君 | 環境生活課長 | 吉野邦宏君 |
| 町民課長 | 堀川正信君 | 武蔵ヶ丘支所長 | 村田保孝君 |
| 農政課長 | 荒木一雄君 | 建設課長 | 松村孝雄君 |
| 都市計画課長 | 坂本恭一君 | 下水道課長 | 山崎謙三君 |
| 商工振興課長 | 平野誠也君 | 総務課長補佐
兼庶務法制係長 | 服部誠也君 |
| 図書館長 | 堀行徳君 | 学務課長 | 松本洋昭君 |
| 生涯学習課長 | 佐藤清孝君 | 農業委員会事務局長 | 志垣敏夫君 |

菊陽町代表 中原輝男君
監査委員

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

北山正樹君、一般質問を許します。

○2番（北山正樹君） 皆さんおはようございます。

現在、大逆風をまともに受けている民主党に所属をしている北山でございます。

昨年8月に政権交代をしまして、当時は国民の皆様方から熱い期待を背負ってスタートいたしました。1年と半年足らずでこのような状態になってしまいました。私は、この国民の皆様方の方の声というのは、まさしく正しい声だろうと思っております。党の内部におりまして、身内のことを言うのは結構つらいものがあるんですけども、その党のほうからは内々ではいろんな改革が進んでいる、そのことの説明も受け、それはそれなりに納得はするわけですが、しかしその舞台裏はともかく、舞台の表であのような醜態を見せられた観客というか国民の皆様方といいますか本当にたまらない気持ちでいらっしゃるのじゃないかと、本当に所属する身としては恥ずかしい限り、そんなような感触を持っております。

さきの臨時国会見ても、与・野党ともなれてないのか何かわかりませんが、揚げ足取りの質問にきちとした答弁もできないと。あげくの果てに陰口をたたいてるようなばかな発言をしてやめた人もいますし、そしてどうしてこの場でそういう言葉が使われるのかなあという言葉がぼんぼんと飛び出す。聞いているほうはどういうことを思うのか、どういうふうにするのかという言葉を理解するのかという相手方が見たらどうだろうという視点が全く欠けている発言が非常に多かった。そんなことを感じている国民の皆様方が大変多いのではないかと、そのように思っております。

国防のため、外交のためということで、尖閣諸島のあのビデオの問題もありますけれども、あれがなぜ公開を禁じたのか、やはり私自身も納得できませんし、国民の皆様方であれを秘密にした理由がわからない。やはりそこに対しても現政府がきちとした意思表示ができていないというのも支持率が下がっている大きな原因の一つではないかとそういうふうにも思っております。何が正しいのかというふうになれば有権者の声が一番正しい、そのように思って私も自分の仕事に一生懸命励んでまいりたい、そういうふうにも思っておりますが、国会の動きはそんな状態でありますけれども、その中で我が国の債務残高っていうのはどんどんどんどん膨らんできております。たしか、国の国債残高というのはバブルが終わった平成2年ぐらいですが、そのぐらいではたかだか300兆円ぐらいでした。現在では900兆円を超えるというところま

で来ました。このままでは、この私たちが我が町菊陽町を一生懸命論じていても、屋台骨となる日本がどうなってしまうかわからない、そんな心配も現実味を増してきたと、そういうふう
に思っております。

そんな中、後藤町長は2期目の任期を迎えられたわけですが、1回目の一つの質問の
中に交付税ということをお尋ねをしておりますが、国は膨大する借金っていうものの解
消のため消費税を上げるかもしれませんけれども、もう一つは支出をやはり絞っていかざるを
得ないと思います。イギリスは19%余りも減らす。やれるかやれないかわからないという声も
ありますが、キャメロン首相としては国民に財政再建か国家破綻かあなた方はどちらを選ぶ
か、そういうことを投げつけている。そういう意味では若いなりにしっかりした首相だなあ
と、そういうふうにも思っております。

今日は質問に、2期目に向け課題の克服をということで2つの項目で、2つ目に菊陽町学校
支援地域本部事業の推進について、これで3項目。3番目に中部小の建設を例に挙げて、良質
な社会資本の獲得とそして我が町菊陽町の業者の振興についてということ念頭に、3つの質
問をさせていただきます。

ここで議長に、すみません、お願いがございます。2番目の質問の1、学校支援事業の評価
と今後の方針というところで通告しておりますが、この今後の方針については3番目の学校と
地域住民との協力体勢を図れということに移すことをお許しいただきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） はい、ようございます。

○2番（北山正樹君） ありがとうございます。

では、早速質問に入ります。

後藤町長に前回の4年間で、私たち議員の質問に対していろいろと検討をするということ
で答弁がございました。その幾多の検討するということに対して、個別のことはお尋ねいたしま
せんが、今後どのような方針で臨まれるのか、基本的な考え方をお尋ねをしたいと思
います。残余につきましては、質問席から質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、前期に検討するとしたものへの取り組みはということで、この前期4年間の中の議員
の皆様方からの一般質問の中で検討すると答えたものにつきましては、議会の中でそういった
検討すると答えたものにつきましては、部長会あるいは課長会等においてそのまま放置しない
よう、それぞれの主管課等で検討するように指示しているものであります。その中で、すぐ
にできるもの、時間がかかるもの、そしてできないもの等に整理しまして、できるものから実施
するように指示しておるところであります。そういった中でも第2期目に入ったわけであり
ますが、ちょうど今第5期の基本構想、経過期間は10年間でありまして、構想が10年間、
そして基本計画、実施計画とまとめてまいりますけれども、前期で検討するとお答えしたもので

実現していないものにつきましては、現在外部からも入っているいろいろ事務事業評価等もやっていただいておりますけども、そういった中で実施すべきものにつきましては、第5期の総合計画の中で位置づけをしながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 僕の感触からすると、要求は余りにも多く財源は余りにも少ないと、一口で言うともうそういうふうな状況だろうと思います。昨日、一昨日と一般質問が行われて、その中でももう多額の出費を要する要求っていうのもいろいろ出されております。僕の感ずるところは、中部小の本格的な建設が来年度から始まると。菊陽中学校、これは昨日も町長もそういうふうにご答弁されておりますが、その後は西小学校のほうの増築の問題も、そんなに時間が残っているわけではありませんし。あともう一つは、光団地、古閑原団地の建設っていうのも日程に入ってる、そんな状況だろうと思います。

我々議員のほうからすれば、住民の皆さんからの要望を行政の皆さんに伝えるというのは一つの仕事のうちだと思って、それでお伝えしていくわけですが、許されている財源の中でやっていくということですので、できるものとできないものというのは必ず出てきますよね。ですから、これが病院の待合室みたいなもので、いつになったら呼ばれるかわからないって言って、ずっと待ってるつらさなんです。ですから、ぜひ町長と皆さん方執行部のほうにお願いしたいのは、優先順位を明確にして、そして工程表みたいなもの、できればそういったものを指し示していただきたいと、そういうふうに思います。そうすることによって、今年度はこれだけ来年度は俎上に上るよということがわかれば、要求をしていただいている住民の皆さんも割とそのところは待てるのではないかと。

もう一つは、我々がいつになったらあれできるんですかってそういうふうに言われ続けるのも、やはり我々としてはつらいものがありますので、その辺の優先順位とか工程表、そういったものをいち早く出していただけるのかどうか、その辺についてちょっとお尋ねをしていきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今言われたとおりでありまして、やはり今いろんな事業が山積しておるわけですが、そういう意味でちょうど今、今後10年間の基本構想を立て、そしてその中で前期計画、基本計画5カ年間。そして、そこに入らないものについてはまた次の後期の5カ年計画の中に入れていくようになりますけども、そういう中에서도いろいろ財源の手当てが事業によっていろいろ国の保証制度があるものもありますし、いろいろ起債事業とかそういうものもありますので、そういうものを整理しながら、当然基本計画を入れたものが3カ年間の実施計画のほうに入ってきますし、そしてそれを毎年度予算化していくということになりますので、そういう面での、非常にこの財政が不透明なところがありますけども、そういうものも見きわめながら優先順位をつけて、早くやりたくてもこの財源の都合で、財源の手当てがつかぬものが、まあ入れかわる場合もあるかと思っておりますけども、そういう面、慎重にやっていき

たいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） まさしくそういうことだろうと思いますので、ぜひ待たなければいけないものは待たなければいけませんので、その辺のところはきちっと責任を持って指し示していただければと思うんです。

もう一つは、やはり後藤町長も2期目に入りましたし、この議会の議員とのやり方の中で、やはり反問権というものを取り入れていくべきだと思うんです。我々としては、住民の皆さんからこういう要求があつてそれをお伝えすると。でも、もう一つ同じようにこの町の状況を住民の皆さんに説明する責任も僕たちは持つてると思うんです。ですから、要求だけして、その当てになる財源がない、言いつ放しつていうことで済むんなら、我々議員つていうのは物すごく簡単な仕事をしてるということになるんです。

ですから、この事業をするんだつたら一体幾らぐらいの財源が必要ですか。その財源どつから持ってきますか。議員はあなた要求するだけじゃなくて、それをどこで見つけるんですか。それを指し示してくださいぐらいやっぱりやって、調査能力というものの中で競い合う。そういうような議会運営ということに、やはり脱皮していく必要が僕はあるのではないかと思います。そのことについて、ちょっとずれるかもしれませんが、基本方針としてどのように考えるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今言われますように、この議会の一般質問等では、いわゆる今反問権というのがうちの議会のほうで認めていただければ、その辺非常に提案されるときにそういった財源のことまでいろいろ考えて質問していただければ非常にいいし、またこちらから逆にお尋ねしたい場合もありますので、そういうものはまた議会の運営委員会等で十分議論していただくことになると思います。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） じゃあ、その1の2番目です。多額の経費が予想される反面、国からの交付税というものが減らされる、これはもう僕だけの感触です。別に党のほうからこういう指摘があつてるわけではありません。とりあえずおわかりだと思いますが、一応念のため申し上げますが、先ほども言ったように国の借金は物すごく膨らんでおります。このままの状況で国の運営をしていっても、本当借金返せないという状況になりますよ。国の予算が来年度で九十二、三兆円ぐらいに抑えるといつても、国債残高で地方も合わせて1,000兆円ということになると、これはもう100年分ですから。そうですよね。だから、毎年毎年実収入より国債残高のほうが多いわけですから、こういう状況の中で国はどういうことを考えていくのかということ自分なりに考えていろいろ調べていつたら、長崎大学の宮崎先生が、これ02年に出された論文に、地方分権と地域づくりというものが出てきました。これをずっと読んでいつてみると、戦後60年かけて、当初はナショナルミニマムですね。国民がどこの地域に住んでいても文

化的な生活を保障するという考えで、日本の津々浦々生活の保障という形でやってきた。ところが、この論文とかをいろいろ読んでいくと、その交付税の支給に対してこのような指摘があるんです。

これまで相当規模の財源を投下したことにより、一時的な雇用や経済への効果はあったとしても、長い目で見て地域が自立できる、農業も含めて産業基盤が形成されたケースは必ずしも多くない。補助金では解決ができてないということを言ってるわけです。そして、今財政再建が必要だというのは、昔橋本内閣でもその話が俎上になって、実際に動き出したのは小泉さんの三位一体改革っていうもう悪名高い話ですけども、要するにそこがなぜ必要になったかっていうところで、これがもう一人別な方の論文ですけども、地方財政というものの中に地方交付税の問題としてこのようなことが指摘されてるんです。

地方自治体の基準財政需要額に対して需要額の不足分、それを不足額に応じて交付税が支給される、これが今の現状ですよ。それに対してどういうことが起きるかという、自治体のほうは住民の税負担を減らして便益を大きくするために基準財政需要額を大きく見積もったり、もしくは収入を減らしたりする努力をしてしまう。それによって、より多くの交付税を得ようとする。税収が増加すると交付税が逆に減少する。つまり努力しても報われない。その結果として、歳出削減を怠るインセンティブが働く。

この方々の論文をずっと読んでいけば、交付税をどんどんどんどん与えても、それは砂に水をまくようなもので自立できない。だから、自立を促すためにはどうするかという、権限も責任も与えて税金も与えるっていうのが三位一体改革だったんです。三位一体改革で何をしたかっていうと、結局地方自治体に入ってくる交付税額は減らされたわけですよ。ですから、今の状況でずっと考えていくと、国のほうとしての財政再建を今後何らかの形で推し進めようとしていこうとすればするほど、地方自治体のほうに入ってくる交付税というものはどんどん減らしていく方向にしかならないというふうに僕は思っておりまして、負担金は減らしてもらっては困りますが、一般的に使える交付税というのは減額が予想されている。その中で、この近隣市町村をざっと調べていけば、決算カードというところで見れば、菊陽町が平成20年度の一般会計に占める交付税の割合が3%ですから、割といいほうですよ。隣の大津町が0.9%です。でも、多いところで阿蘇市が40%もあります。山鹿市でいうと41.3%。菊池で34.8%にも上ります。これが、リーマン・ショック以来の平成22年度の、つまり今年度の財政事情っていうところで、各自治体のホームページを眺めていけば、熊本市が13.6から15.4に。菊池市の34.8から35.4に。合志市の16.6から22.8。隣の大津町が0.9から18.6。菊陽町だけ3%から2.3%に減少している。

一生懸命その自治体の中で経営努力をしていって効率を上げていく自治体もあるかと思えば、そりゃ一概には言えませんが、一般会計の40%余りも交付税をもらっていて自立できないっていうことをずっとそのままにしていっただけでは、やはり日本そのものがもたない。そういう議論になるかと思えます。そういう状況でだらだらだらだらと言いましたが、今後は大き

な施設運営、施設建設が菊陽町のほうには入ってきます。その中で、財政運営というのはどのようにされていくおつもりがあるのか、今後の見通しも含めて方針をお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今交付税のこの件について北山議員の見解を言われましたけども、まさに交付税といいますのは、国の中で地方のほうに国が取った税金をまた地方に交付税として交付するわけでありまして、非常にやっぱり今言われるように、基準財政需要額と収入額の関係で、本町もそうでありまして、企業誘致等に一生懸命頑張っておりますと、非常にうちの町としては今県内では税収等がふえて、収入額の方がふえとるわけです。それで、交付税のほうはその分どんどんどん落ち込んで、基準財政需要額よりも収入額のほうを超えた場合は、いわゆる不交付団体になるというような仕組みになっておりまして、そういう中に本町も交付税をベースに入れた中で収入の面を見ますと非常に厳しい状況にあるわけです。と申しますのも、いわゆる企業誘致等をすれば当然うちの町以上にほかの県外がやっておりますけども、やはりそこに不均一課税、あるいは立地するための補助金等を出しておりますけども、そういつて企業が立地してふえてきますと、その立地したのと同時に税収がどんどんふえるんじゃないくて、やはり3カ年ぐらいは不均一課税をやっておりますので、その間にはいろんな波及効果がありますけども、そういう面で、例えば不均一課税にした分についても、以前は菊陽町、新産都市の指定を受けておりましたので、いわゆる減少補てん分で交付税のほうでその分は収入がなかったものとして認められておりましたけども、今はそういった制度もなくなりましたので、町独自のそういう不均一課税ということで、その分は収入があったものとして交付税上の計算になるわけでありまして。そういう意味で、非常に市町村の中で税収をふやすために努力しても、いわゆる不交付団体を超えてそれ以上にこの税収等がふえないと、なかなか交付税を入れた中での計算の中では非常に厳しい状況であるということでありまして。そういうことで、うちはだれか、私の町あたりが思うのは、今税収等の75%が基準財政、収入額で見なければなりませんので、その分を50%ぐらいに落としていただけると努力、頑張っている市町村にそれだけ留保財源で残りますので、そういうことができないかなとは思いますが、現実的には全国市町村長大会あたりに行きますと、非常に、特に今残っておる町村というのが厳しい町村が多いですので、交付税をふやすような決議事項がまとまっていくような状況であります。

そういった中で地方財政の状況を見ますと、また今回法人税の5%削減等が出てますので、こうしますとこの影響がまたうちのほうに、自治体が企業も、いわゆる法人税割の分が出てきだしてありがたく思ってるんですけど、そちらのほうへまた影響が出るんじゃないかということも考えられます。ただ、地方財政の中から見ますと、三位一体改革等によって地方交付税等が大幅に削減されたままでありまして、引き続き財源不足が生じて、地方の借入れの残高、22年度末で200兆円を超えると見込まれておりまして、その元利償還金が将来の地方の財政を圧迫する要因になるということで、非常に厳しい状況で推移しているようなところであります。

その中で、本町の財政状況は21年度の普通会計決算において経常収支比率が88.7%と、行革大綱で目標値で定めております82.5%を上回っております。地方債の残高の抑制に取り組んでおりますが、公債費比率または実質公債費比率が14%を超えるという状況でありまして、公債費を含む経常経費の動向から見てみますと、非常に本町の場合も厳しい財政状況にあるわけでありまして、そういった中で、主要財源であります地方税であります。長引く景気低迷により個人所得の減少や企業収益の動向から、今後も大幅な増額というのはなかなか見込めないような状況でありまして、地方交付税に限らず、国県支出金の依存財源は非常に不透明な部分が多くありますので、この点も引き続き厳しい状況にあると思っております。

本町を取り巻く社会経済情勢でありますけれども、長年にわたって取り組んできたインフラ整備が進みまして、今人口が急増しております。大変うれしい反面、一方では町民ニーズの多様化、日常生活圏の拡大、高度情報化の進展、高齢化の進行など、いろいろ変化してきておりまして、さらに国から地方へ事務事業の移行が進んでおりまして、基礎的自治体としての役割は非常に大きくなってるところであります。

そういった中で今後の町の財政の運営方針でありますけれども、現在進めております小・中学校の教育、いわゆる耐震化の整備、これはもう最優先事業として進めていかなければなりません。それとともに、今新しい、一方では光の森の複合施設や議会でも採択されたスポーツセンター等の建設を初め、継続事業でやっております下水道区画整理、道路等そして住宅、こういったものも進めなければならないということでありまして、計画的に進めなければなりません。単年度にできるだけ一時的な財政負担が特定の年に集中しないように、可能な限り平準化を図る必要がありますけれども、そういったことを基本としながら、ある年はやっぱり財政的には厳しいけれども乗り切っていかなければならないような年もあるかと思っております。基本的にはこの財源の確保をしていくような財政運営が必要だと考えております。

そういう意味で、一方ではこの行財政改革大綱に基づきまして、行政評価を踏まえた上で事務事業の見直し、効率的な、そして効果的な行政経営の視点に立った積極的な運営を行いまして、行政全般にわたる改革を進めていく必要があると考えております。

そして、将来の公共施設の整備に必要な財源の確保という視点から、各年度の財源に余裕が出た場合、できるだけこの財政調整基金や特定目的の積み立ても厳しい中でもそういうものを増額するようなことにも努めながらやっていかなければならないと思っております。いずれにいたしましても、健全財政運営というのを念頭に置きながら将来を見据え、そして住民ニーズの変化等を踏まえて、優先順位を選択を行って、財源の重点的効果的な配分に努めたまちづくりの目標に向けて、その推進を図っていきいたいというふうに今考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 決して菊陽町の財政はそんなにいいわけじゃなくて、要するに基準財政需要額の中で決まっちゃってますので、ですからその不交付団体でもってあり余る地方自主財源があれば別ですけど、厳しいのはわかってますのでどういうふうになるかはわかりませんが、

少なくとも後藤町長、この今回の4年の間にはいろんな形で国のほうから無理難題が、我々から見てですけど、そういったものが来るという状況はどこかで認識をしていただいて、財政運営というものを行っていただければと、そういうふうに思います。

子どもたちにとっても地域の住民にとっても、新たな建設というものは大変大きな期待を持って眺めてますので、これはできなくなりましたということができるだけないように、よろしくお願いをしたいとそういうふうに思って、それで2番のほうに移りたいと思います。

今西小学校、菊陽町では西小学校だけで行われております学校支援地域本部事業についてですが、まず1番のこの評価をどのようにとらえてらっしゃるのか、そこについてお尋ねをいたします。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） ただいまの質問にお答えします。

学校支援地域本部事業なんですけれども、今おっしゃいましたとおり西小学校だけで今実施しております。まず、少しだけ内容の説明をして評価というふうにいきたいと思っておりますけども、学校のカリキュラムに沿って教師から要望される地域の人材。例えば米づくりとか野菜づくり、そういった伝承料理とか、あるいは昔遊び。そういった指導者とか、そういった説明する人を探してほしいと。そして、それをまた交渉してそういう役割をこの本部のほうに求められて、そこが先生にかわって人材を探し打ち合わせをして、学校の教育に提供するというふうな仕組みになっております。また生徒の、例えば職場体験学習なんかの補償なんかも行っておりますし、また西小学校では校庭の樹木の剪定なんかもボランティアで依頼して行ってもらったりなんかしております。

西小学校の場合は、平成21年度ですけれども大体42名の方がそういうボランティアとして参加をされている状況でございます。評価のほうになりますけども、やはり学校からの、先生からの評価をお聞きしますと、今まで地域の人材を探したり実施日とか内容の交渉のために時間がかかっていたけれども、その時間をコーディネーターという本部の人がしてくれるから、子どもたちと十分向かい合う時間にすることができたと。そして、授業の準備に時間を充てることができ大変助かったというような評価をいただいております。

それから、参加された地域のボランティアとか講座、いろんな指導者の方からは、子どもたちと触れ合うことができ子どもたちがかわいく身近に思うようになったと。そして、声もかけたくなるというふうなこと。それから、道を歩いていると、そしてまた農作業なんかをしていると、子どもたちが名人さんだと言ったりしてあいさつをしてくれるようになったと、うれしいと。そしてまた、絵の講座の方に依頼したことがあるんですけども、そういう人たちは自分たちが習ったことを子どもたちに生かしたと、楽しかったというふうな評価です。これらのこと、まだ西小学校は今2年目ですけれども、それらのことを考えますと、評価としてはやはり子どもたちにとっては生活体験、地域の農業とかそういったものを体験することにつながっていく。すると、先生からは子どもたちと向き合う時間がふえていく。そしてまた、地域の

方からは自分たちの知ってる知識とか農業なんかの経験とか、そういったものを学校のほうに活用できると。利活用してもらおうということで、地域の教育力とそういったものを高めていくことができるんじゃないかと。

それからもう一つ、生涯学習を推進していく上では、自分たちが学んだことを今度は活用する場が提供できたというふうなことを評価しております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） おおむねいいという状況ですね。

実際にボランティアで入っていただいている方何人かに聞いたんですけども、子どもたちがかわいくてなつてとおっしゃってるのを聞いて僕もすごくうれしくて、これはよかったなと思っております。西小には私の息子もいまして、そういう学校に通わせてるということで保護者の一人としても大変助かるなと思っております、その学校支援地域本部事業というものを、じゃあなぜ必要になったのかというその背景をいろいろちょっと調べていくと、やはり現在の家庭の教育力、地域の教育力っていうところに、やはり行き当たっていくんです。熊本県は今年度から親の学びというプログラムをスタートしております、私も2回ほど受けてきましたけれども、非常に子育てのみならず普通の対人関係でのコミュニケーションのとり方も含めて、非常に強いメッセージを受けるプログラムになって大変好評です。皆さん受けていただいておりますが、核家族が背景です。核家族化が進んで、昔は3世代でしたから、おじいちゃん、おばあちゃんのある程度経験を積んだ世代から現役世代のお父さん、お母さんもそうですけれども、その孫の世代である子どもたちに対して、人生のエッセンスを伝えるという機会が非常に少なくなってきたと。もしくは、若い人たちが結婚してどこかに行く。うちの娘も今回結婚しましたけれども、そこでも改めて2人で新しいところに住む。全く両隣はだれも知らない、という状況で子どもが生まれると、子育てそのものにももう支障がすぐ生じると、そういう状況になってしまってます。ですから、地域の教育力とかそういったものがなくなって、学校の先生方が今そこに直面しているのは、基本的なしつけができていない子どもたちがふえてくると、そういう状況でもあります。いろんな問題があるんでしょうけれども、ちょっと細かくそこにもう触れるのはちょっとやめにしますが、県のほうからいろんなそういったものについて載ってなかったもんですから、いろいろ調べたら広島県の生涯学習審議会の答申っていうのが、これ平成14年度の答申が出てます。これずっと読むと、一々もつともだと感ずるものです。

もう一つ、これは文科省のほうのデータですけれども、地域による学校活動への参画と学力の関係というところのデータが2つありまして、いずれも学力テストをしたときの平均点より上の学校と下の学校に2つの質問をした。1つ目の質問は、PTAや地域の人が学校の諸活動にボランティアとして参加してくれますかという質問に対して、成績がいいのはその割合が高い。逆に、成績が低い子は、その地域の方々が学校に関与していない。もう一つの質問では似

たようなものですが、地域の人材を外部講師として招聘した授業を行いましたかっていう質問に対しても、やはり同じような傾向の結果が出て。結局子どもたちにとってみると、教育ってというのは引き出すって言葉ですね。だから、子どもの持つ潜在能力を学校の先生ってことだけじゃなくって、地域の人たちがいろんなものからその姿を見せるだけで、子どもたちはそこでもってもう刺激を受けて発達していく。そのことが、成績にも反映されていくって一つの証拠だと思っております。

昨日佐藤課長が言われた西小では、この間子どものためのすぐれた芸術舞台の体験授業ということで歌舞伎が来ました。私も本当に恥ずかしい話ですけども、本物の歌舞伎を初めて目にしました。そうすると、子どもたちですよ。その小学生の子どもたちが、長うたです。僕はざっとあくど長うたですから、三味線があつて大太鼓、小太鼓があつて、皆さんがわっと歌いよる。例の長うたです。普通なら子どもだれも聞かない、そんな状況なんですけど、本物が目の前にあるとみんな見てるんです。やはり体験させることの大事さってというのは、僕本当にそのとき感じました。ですから何事も、その農業体験であるとかいろんなものもありますが、西小では崇城大学の生徒さんたちも来て、子どもたちにとってみるとお兄ちゃん、お姉ちゃんかもしれませんが、そういう意味では疑似のおじいちゃん、おばあちゃん、もしくはおじさん、おばさん、もしくは年の離れたお兄さん、お姉さんという疑似の兄弟関係というか、そういう関係を地域の中で持つことによって、子どもたちが全く別な発想でそのことが触発されて、自分の生活そのものがよくなる。

別なデータもちょっとお示ししようと思ったんですけど、いろんな意味で生活基盤で、例えば自分は大事だと思われていますかという質問に対しても、そういう授業を体験した児童であればあるほど、自分はそう思ってるっていう答えが高いわけです。ですから、これは単純にこういうこともあったらいいかっていうレベルの話ではなくって、本当に子どもは健全的に育てていこうということにすれば、これは積極的に取り入れるべきだと僕はそう思っております。

もう一つ、これも文科省のデータですけども、学校の先生の残業の記録ですが、昭和41年と平成18年の比較です。ですから、40年ぐらいの差があるんですけど、その中で残業時間がもう四、五倍ふえてるんです。ですから、学校の先生忙しいわけですよ。先生は、忙しい学校の先生にいろんなものをやんなさいとかいろいろ言っても、なかなか時間そのものが捻出できないという状況です。ですから、ここは大事だと。先ほどの評価としては非常にいいということですから、これを推し進めていただきたいんですが、その最初のベースづくりにとっては先生にお任せするのではなく、学校にお任せするのではなく、やはり役場主導でやっていただければとそういうふうに思っておりますが、そのことについて回答をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） 今おっしゃられたとおり、私どものほうも2年目ですけども、非常にやはり学校にとっても、地域にとっても、子どもたちにとってもいい授業であるというふうに確信をいたしております。それを広めていくということで、去年は1年目でいろんな進

めていく上で課題もございまして、非常にほかのところに私どものPRも、仕方が非常にまざるまくできなかったという点はございます。やはり、これはもう本当に地域を挙げて学校を支援していこうという機運につながっていったと思います。これはぜひほかのところにも広げていきたいと思っておりますが、実際旧来の菊陽北小学校とか南小学校では既に地域の役員さん、青少協、それから婦人会、子ども会、そういった方たちが身近にあるセンターを利用して、子どもたちの交流会を実際組んでるところもございます。そういったものは似たような感じになりますけれども、地域の方たちの、やっぱり学校を支えていこうという機運が高まっておりますので、ぜひないところについては、この学校の地域本部事業を進めていくことによってそういう機運も高まっていくのではないかと思いますので、学校の先生方にPRをしていきたいと今年からも取り組んでおりますけれども、そういうふうに進めていこうと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 地域の皆さんが努力をしていただいて、学校の先生方もそうですけれども、そうやることによって子どもたちの学業の能力も上がっていく、もしくは規範意識、さっきちょっと言うのを忘れてましたが、やはり規範意識。9月議会で給食費の未納っていうことも僕取り上げましたけれども、その規範意識なんです。ですから、その規範意識はだれから教わるかっていうと、社会から教わる。やはり、親だけではなかなか規範意識までいかないんですけれども、地域の方々が来てやってることに、その姿を見ることによって、やはり目指すべき人物像みたいなものがそこにあれば、その中から規範意識というものを酌み取っていくと、そういう効果も指摘されておりますのでぜひ進めていただければと、そういうふうにして3番目のほうに入っていきたいと思っております。

さて、昨日甲斐議員の質問の中で、1番ですけれども設計者、これは基本と実施が分かれましてよね。そのときの基本設計の継承は可能かということなんですけれども、今回実施設計のほうで総設計者が受けて、それも落札率30%という非常に安い価格で落札したということですが、まず基本設計の大事な学校のこういうところをつくりましょうというエッセンスが、本当に実施設計のほうに活かされていくのかどうか。ちゃんとやるっていうふうにあのときはご答弁されてるからそういうことでしょうけれども、もう一つは30%、落札率が非常に安いという状況の中で、本当にその我々が期待するべき成果を発揮できるのかどうか。安かろう、悪かろうというふうになってもらっては困りますので、その辺のところはどのように今後対処をされていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

これは、私どもとしましてちょっと反省点を含めた回答になろうかと思います。そういう部分で、まずご質問のように基本設計と実施設計が分かれるということに対しましては、まず

皆様も心配されるのは当然かと思えます。一般的には、このような設計業務としましては基本設計と実施設計は引き続き同一のもので一体的なものでございますので、1本としての発注をするのが当たり前でございます。

しかし、今回はもろもろの中で分離発注という形が出た部分ではございますが、私どももその辺で反省する部分はあるんですが、議員の全員協議会の中で説明する中で事業のゴーサインが出たときに、その際にまず基本設計を終えて、それから実施設計を発注するよという強いご希望をいただきましたので、これに沿う形で発注したところでございます。

そういう中で、基本設計の継承につきましては、まずさきにも述べましたけども中部小学校の建設検討委員会等によりまして検討されたすばらしい結果が出ております。その報告書、それから基本設計のコンサルタントによる成果品、その関係がございまして、これを持ちまして今回実施設計を受注しました綜企画設計のほうへその周知、それと検討委員会での強い作成に当たった気持ち、これを説明し踏襲していただくという部分で、私どもが今進めているところでございます。ただ、そういうことで大丈夫かというところにつきましては、やはり私ども職員がしっかりしていないとこの部分は欠落するところがございます。そういうことで、私どもがしっかりしてこの辺を踏襲させて完成へ導いていくという部分は確保していきたいというふうに考えております。

ただ、反省点としまして今後は一括発注ができますように、関係者の理解とご協力がいただけるような説明、その関係をできますれば今回のこのような形はなかったのではないかなというふうに考えますので、今後また設計、ほかの事業についてもこういうふうな大事業の設計に関しましては、基本設計、実施設計を分けることなくできるように努力していきたいというふうに考えます。また、どうしてもこれに対してのデメリットがあった部分としましては、その踏襲させる時間、それからまた新たに入札業務を1カ月かけて行うというこの時間というのはどうしてもロスしてまいりますので、その分がやはり今後の私どもの努力する部分になろうかと考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） その反省は私も持ってます。僕もあのときに分離すべきだということを主張した人間の一人ですので、正直ちょっと自分の考えが至らなかったなということで、僕も今となっては、何回も頭の中によみがえってくるシーンなんですけども、カガミの課の皆さんには本当に基本設計のエッセンス、大事なところをきちっとやっていただければと、伝えていただければと、見張っていただければと思うんですが、その中で2番目ですけども、その管理業務と設計理念の徹底というところで、今度は、これも聞いたところですけども、実際には実施設計したところが普通管理業務を行って、本体工事のときですけど、それをやっていくのを何か今度は管理業務も分けるという方針のようですね。ですから、そうなってくると、基本設計がある、実施設計がある、管理は別、施工も別ということになっていくと、本当に大事な

ものが継承されていくのか、でき上がっていくのか。終わったときに、ああこれはやっぱりまずかったなんていうところがあるのであれば、やはりちょっとそこはまずいのですが、その辺についてはどのような認識をされているのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの管理業務と設計の理念、これの徹底についてお答えしたいと思います。

まず、本体工事を来年予定しております。それを発注するときに合わせて、管理業務の委託業務を発注いたします。そういうことで、本年度は実績をやっております。年度はどこもこれはこういう公共団体は単年度での予算で動いていくわけでございますけども、また繰り越しというのも許されてはおりますが、単年度での予算執行というのが当然前提にございまして、そういうことで本年度は実施設計までを行うと。それで、年度の予算が一回終わりますと、それから来年が工事本体を実際に発注するというので、実際工事が発注されることによる管理業務が発生します。そういうことで、その時点に応じて来年度と一緒に発注するという形をとってまいります。

その際その工事の担当者として一番やりやすいのは、今議員さんおっしゃられましたように随意契約なりで、その実施設計まで終えた会社に管理業務をしていただければ、それはもう幸いかと思います。しかし、またそういう中でも各市町村等による入札のいろんな取り決めがございますので、これの随契で持っていけるのか、そのあたりにはなかなか厳しいものがございまして、やはり指名、今一般的には指名をされておりますが、指名をさせていただいて、その会社の中から落札していただいて管理業者が決まるという部分になってまいります。そういうことでございますけども、理念の徹底につきましては、やはり今基本設計から実施設計に移行しておりますが、その部分と同じでございまして、やはり実施設計の成果品がございまして、そういうことで、工事発注の設計図書もでき上がっております。そういうことで、その部分を担保に管理業者さんが仮に変わったとしても、やはり管理すべき担当の者がしっかりさえしておれば、その部分は徹底した指導の中ででき上がってっていくというふうに考えているところです。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） それでは、その3番目のほうに行きますが、とりあえず入札になるわけですね。僕はもうその入札問題というところでずっと何回もこの話をさせていただいておりますが、企業は今の一般競争入札では安い金額、一番安ければそれが指名されていくわけですね。ですから、その過程においては企業は損をしてでも一回入って、これ入り口なんですよ、企業からすると。その入り口に入ってしまうなければ、次は工事もなければ何もないわけですね。入ることが目的なんです。入った後どう会社が利益を出すかというのは別なんですよと考えることもできるわけ。あくまでもですよ、考えることは。いろんな入札関連の過去の事例っていうのをただと眺めると、おもしろいのがあるんです。

これは08年7月ですが、東芝が大分の警察署のICの免許を取り扱う機械を1カ月1円で5年分で60円で落札という記事があります。ほかの会社は、そこに対して3億3,000万円で応札しとるんです。それぐらいお金がかかる可能性がある事業なんです。この記事がどういうふうに言ってるのかというと、東芝は60円だったら絶対赤字のはずなんです。ところが、東芝はリース機器に附属する消耗品の契約を随意で選べると聞いており、事業として成り立つ。結局、入札で入れば後は何とかなるっていう考え方でいろんな入札をやられると、それは下請さんを大きくいじめて、下請から利益をとるかもしれない。そういう心配が出てくると、その良質な社会資本の取得ということの大きな目的からは外れていく傾向にあると、僕はそれを一番心配するわけです。ですから、落札額が安くなって不用額が出て翌年度に繰り越すお金がふえれば、それはそれでもってありがたいと思ってしまうんですが、結果として瑕疵担保期間が切れたらすぐその基本的なところが悪くなって追加工事が必要になってくるような物よりは、長い間使っていても、外部の塗装は別にしても、そういう長い間使ったとしても全然大丈夫な社会資本のほうが、結果的には安上がりになると。やはり我々としてはでき上がった品質を一番先に見ていく必要があるということで、僕はもう再三この総合評価方式というところを主張しているわけです。

これは国土交通省のほうですけれども、例えばの例として、工事をするときの騒音対策というものに対して点数をつけて、皆さん方の工事関係者はどういう方法で臨まれますかと、そのアイデアを出してくださいとって入札前にそのアイデアを出させるということ、1つの例として紹介してるんです。ですから、もう一つは地域の業者さんを使うということに対して、皆さんはどういうふうに考えて臨みますかということ、これを例に挙げて、応札っていうか入札させることによって、じゃあ菊陽町にどんな業者さんがどんな仕事を受け持ってくれるのかというのを彼らがじっくりと研究するという機運も生まれてくる。その結果として菊陽町の業者さんに仕事が回ると。我々としては、先ほどの財源の話ではないですけれども、菊陽町の業者さんがたくさん潤って、そしてこの菊陽町の中で雇用がふえて、そしていろんな意味で人に会えば、にこって笑ってあいさつを交わす、そんな菊陽町に変えていくためには、やはりベースとなるのは食っていけないことには話になりませんので、そういうような状態で総合評価方式の準備のことについて、もう時間全然ありませんが、よろしかったら町長はどのように思われているのか、進めるか進めないのか、一言で結構ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 総合評価方式の取り扱いについては、もういろいろありますけども、実際取り組んだものもありますので、できるだけそういう今言われるようなことも十分考えられますので、今後取り入れていきたいというふうに思っております。

○2番（北山正樹君） じゃあ、よろしく。

あと1分、ちょっともう残ってないと思いますが、担当課としては財政課かもしれませんが、町長ぜひどんな点を評価ポイントに上げるかということも含めて、外部に委託するのも結

構ですし、菊陽町の中の皆さん方でプロジェクトチームをつくるのも一つでしょう。そういう意味で、形としてこういうものにしたってということでやっていただきたいと、そのように要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩下和高君、一般質問を許します。

○6番（岩下和高君） こんにちは、岩下です。

本日の質問は7項目ですが、お金がかかる項目が多いですが、菊陽町の未来へ確かな投資という思いで、駆け足になるかと思いますが質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。あとは質問席で質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） まず、第1の小・中学校の教育環境の整備についてですが、1の小・中学校の冷暖房化について、設置時期、方法、予算はとありますが、昨日の課長の答弁では、設置時期にちょっとはっきりしないところがありましたので、もう一度質問させていただきます。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 小・中学校の冷暖化についての設置時期ということで、昨日の不確かな部分ということで、時期についてということでございますので、お答えしたいと思います。

設置時期につきましては、来年度の当初予算へ空調の実施設計を計上させていただきたいというふうに考えております。恐らく実施設計を来年度入札から入っていきますと、業務の期間としまして、入札も含めまして、およそ7カ月程度かかるんではなかろうかというふうに考えております。そういうことではいきますと、5月に入札を実施できたとしまして、それから6カ月の計画期間という部分ではいきますと、恐らく11月ごろに設計が完了してくるのではないかとこのように考えます。

そういうことで、予算的なものとしてはその実施設計、南小学校が1校、完備してるところでございますが、ほかの7校についての実施設計を行うことから、その部分の全体の事業費がそういう時期で発生してきますので、それから事業費、それから工事のやり方一つ一つ学校で工事のあり方が変わってこようかとも思います。それから、冷暖房の方法としましては、キュービクルを各学校置いておりますけども、キュービクルの改造部分。それから、南小学校では一括の集中的な制御をしております。役場も一緒でございますが、スイッチを入れると全館入るとこの状況になっております。

ただ、今後の設計の中で設置帯という方法としましては、各教室ごとに分離でスイッチが入れるような状況をつくってまいりたい。これが今現在の主流のやり方でございますので、そういう状況を踏まえて予算関係をつかみまして、設置時期も決めていきたいという部分でございます。

それから、順位でございますが、やはり中学校関係のほうから、やはり受験でございますので、中学校がやはり優先的になってくるのではないかというふうに、今現段階では考えているところです。24年度の予算へ工事のほうを計上させていければというふうに今の段階では考えているところです。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 今の答弁からですと、中学校からという順位はいいのかなと思いますけど、町長にちょっとお尋ねしますが、今回選挙の公約の一つでもあるわけですよね、今回これは。それで、保護者の皆さんは来年の夏前には設置が完了するという、もう大変待ちに待っているような状態ではあるんですけど、まず中学校から、受験を控えている中学校からでもできることであれば、補正を通してでもやるというような考えはないでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今学務課長が申しあげましたように、実務の段階に入りますと、まずこの設計が今言ったようなことでありますので、これはもう補正のほうっていうかそういうことに入りましても、この時期的なものとしても今言ったようなスケジュールになるかと思えます。

そういうことで、設計のほうから入ってきますので、できるだけ早く使えるようにと思っておりますけども、財政的な面もありますけども、そういう期待をされておるといことでありますが、まずとにかく来年の新年度の中で設計費を、菊陽中部小学校、菊陽中学校につきましては、もう今、今回の中で見直していきますけども、残りの分を来年設計をやって、その中でどれぐらいのあれが出てくるか、予算的な措置が出てくるかと思えますけども、できるだけ早くそれぞれ皆さんできたら同時期に使えるのが一番いいと思えますけども、補正あたりで入れましても、いずれにしましても実際に使える時期っていうのは設計で7カ月と実際工事で7カ月ぐらい、学校によっていろいろやり方も違うということでもありますので、その辺まず設計のほうと、とにかく来年度で取り組んでいきたいというように思っております。

その後、順番的には、一挙にやれるかどうかということもありますけども、中学校のほうを優先的にやりたいというふうに今思っているところであります。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 早くても来年度の11月という形でしょうかね。

（町長後藤三雄君「その辺、ちょっと」の声あり）

もう一度お願いします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 実施設計が来年度の当初予算に計上させていただいてということにな

りまして、さっきも申しましたように5月に入札ということ想定しますと、どうしても6カ月程度の設計期間がかかるんじゃないだろうかというふうに踏んでおりますので、やはり11月ぐらいにしか設計自体が上がってこないという状況になろうかと思えます。それからの計画をどういうふうに進めていくかという部分を検討していくという形になりますので、工事の予算が確定できるのが、やはり11月以降に工事費をつかめるという状況になろうかと思えます。それから、施工方法をどういうふうにやっていくのか。それとまた、工事期間としましても、できるだけ夏休みに、子どもたちに影響のないように夏休みを絡めた工事を施工したいというふうにも考えております。ただ時期を外せば、どうしてもすとなりますと土日作業で音の出る作業という状況で、学校の場合は進めてまいります。通常の建築物でありましたら、いつの時期に始めてもそこから6カ月なり7カ月という考え方で工事ができるんですが、学校の場合どうしても授業を行っているという部分で、学校運営上どうしても夏休みを絡めたいというのが、私どもの気持ちがございますので、あとはただその辺の予算関係を見てからの、どれだけのボリュームで実施できるかというのを検討していくという形になろうかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 時期的なこともあるでしょうから、なるべく早目にその計画がおくれないように、今後とも実行していただきたいと思えます。

じゃあ、次に町内の小・中学校の焼却炉についてですが、2の現在焼却炉跡が何校残っているのかを質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在焼却炉としまして残っておる学校が町内8校ございますが、そのうち5校残っております。その内訳としましては、小学校が3校、3基ございます。南小学校、西小学校、武蔵ヶ丘北小学校でございます。あと中学校のほうは2校。両中学校に1基ずつという形で焼却炉が今残っている状況であります。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 現在も数校残っているようでしたけど、環境、景観などを考えますと、跡地がそのまま放置してあるのは、特に施設が学校ということもありますので問題があると思われれますが、それに対して今まで残っているという町の認識をちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今焼却炉が5校残っているという部分につきましての町としての認識でございますが、学校においても焼却炉としましては、ダイオキシンなどにより使用することはできないというところで、放置せず撤去したいということでは認識しております。ただ、町としましては大規模改修工事などに合わせて、平成17年から大規模改造であったり、地震補強

という形で工事に取り組んできているところがございますけれども、そういう中で3校の4基につきましては、その工事等に合わせまして撤去しているところがございます。これは当時の状況としましては、学校はちょっと一般的な社会と違いまして、ちょっと早目に対応をとるよ
うにということで通知が来ております。これは文部科学省のほうから学校におけるごみ処理に
係る環境衛生管理の徹底についてということでの通知が、平成9年10月31日付で文科省のほう
から市町村までおりてきているという状況でございます。この際の通知文としまして、学校に
おけるごみ焼却炉につきましては、ダイオキシン類等の有害物質の排出に対する安全性の確認
がその当ても、今も非常に難しいところはあるかと思いますが、安全性の確認がされない限り
は、原則として使用を取りやめ廃止することという通知がうたわれております。ただし書きと
しまして、ただ別の部分としまして、離島、山間部等の地理的な状況や関係地域の廃棄物処理
施設のないようなところ、こういう関係については環境衛生管理に万全を期すことという部分
でうたわれて、通知が早くおりてきております。と申しますのが、一般的にはダイオキシン類
対策特別措置法という形で、平成12年1月15日に施行されておりますけれども、この法律に基づ
いて今運用してきているという状況でございますので、その中で廃止という部分でうたわれて
きております。そういうことで、今までの取り組みとしましては、恐らく1基が、大小ござい
ますが、処分費としましてこのダイオキシン類対策特別措置法、それから労働安全衛生法関係
にのっとって今処理していくという状況がありまして、非常に有害なダイオキシンという形に
なりますので、使用禁止は当然平成9年以降、通知以降はしていないという状況ではございま
すが、撤去につきましてはのうたい込みはあっておりません。そういう中で、できるだけ早く撤
去したいということで考えているんですが、何分にも費用関係が大小で、小さい物でも200万
円から大きい物で500万円程度というような状況の撤去費はかかってまいるということで、教
育費も年間経常的に8億円とかという形の中で運営していつとるもんですから、できるだけ学
校内部の、使用禁止はしているものの、学校の老朽した備品それから消耗品、そういう部分が
優先的にどうしても使いたいということで、そういう工事時期に合わせて撤去していくとい
う方向性で今までおったという部分でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 4の今後の対応はというところの対策はということなんですけど、順次撤
去していくということでよろしいでしょうか、はい。

じゃあ、それで次の2の光の森複合施設についてを質問いたします。

建設予定時期はいつになるでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 光の森の複合施設の建設の予定時期はというご質問でありますけども、こ
の件につきましては光の森地内の公共用地の南側に予定しております支所機能を持つ各種の行
政サービスの提供や地域のコミュニティーの場等としても活用される複合施設の建設につい

て、重要施策の一つとして掲げているところであります。現在第5期の総合計画基本構想をつくっておりますが、その前期計画の中に、基本計画の中に位置づけまして、国の交付金制度の採択動向を勘案しながら、向こう3年間のうちには着工できるように目指したいと思っております。順調に進めていきたいと思っておりますけれども、来年度に基本設計、そして交付金の申請をやりまして、これが採択を受けましたら24年度で実施設計、そして25年度にはもう工事着工に持っていく計画であります。そういうところで、この件につきましてはいろいろこのハード事業等ありますけれども、そういった中で交付金の採択制度の採択の見通しというか、そういう条件に合致するというようなところが出てきましたので、進めていきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） それでは、次の2ですけど、どのようなビジョンとございますか、どのようなコンセプトを持って取り組んでいくのかというのをちょっと質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これはもう人口増加の著しいこの西部地域の町民サービスの向上を図ることをメインに取り組みたいと思っております。具体的には、今申し上げましたように住民票の交付などを行う支所機能のほか、健康、福祉、生涯学習などの行政サービスを受けることのできる部屋。また、地域コミュニティーの場としての会議室となる複合施設を構想としているところであります。子育てや健康、生涯学習、コミュニティー活動などにも活用でき、安心して充実した生活や暮らしを支援する複合施設としたいと思っております。

役場内のプロジェクトチームでこれまで検討してきた内容をもとにしておりますけれども、平成23年度から先ほど申し上げましたように基本設計のほうの作成のほうに取りかかっていると思っておりますけれども、これには地域の方々を交えた検討委員会等によりまして、ご意見やご要望等をお聞きしながら予算規模などでいろいろ制約を受ける部分もあるかと思っておりますが、そういうご意見等も聞きながら取りまとめた上で実施に向けていきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） そうですね、内容、コンセプトはそういう部分に置いていかれるというのは十分わかります。庁舎機能を備えた複合施設をこれから建てていくわけですので、光の森というのは当然国内でも有数の住宅地というのはもう皆さんも認識されているとは思いますが、その建物施設自体を、やはり今までのようなただ箱物を建てるんじゃなくて、やはりこれから近未来型の施設をコンセプトに進んでいっていただきたいと、それをお願いして次の質問に移らせていただきます。

3番の医療費についてですけど、1番PET検査。これは日本語に訳しますと、陽電子放射断層撮影という意味で訳しますが、PET検査は皆さんも当然ご存じだと思いますが、がんの有無や位置、進行ぐあいなどのほか腫瘍の良性、悪性の判別を行うことができます。大変すぐれた検査です。欧米では、がんが疑われたらまずPETという言葉があるほどで、そのぐらい定着しております。まず、そのPETの検査を見て治療方法を決めるのが普通になっている

と言われております。

しかし、一つ問題がありまして、検査費用が保険適用で約3万円。適用外で約10万円の費用がかかります。高額ということもありなかなか受けにくい検査です。そこで、町からの助成は考えられないのか、お聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） PET検査ですけども、PET検査は現代医学の最先端技術を導入したがん検診でございますが、一般にはまだ十分には普及しておりませんで、現在熊本市内では3医療機関。まず、日赤熊本健康管理センター、そして済生会熊本病院健診センターと、あとはPETの専門クリニックの魚住クリニックです。魚に住むと書きますが、熊本市内にあります。その3医療機関だけで実施されておりまして、検査費用も今議員がおっしゃったように保険適用外の場合は10万円前後ということで高額になっております。

菊陽町のがん検診につきましては、毎年10月に実施しておりますがん複合検診において男性が40歳以上、女性30歳以上の方を対象としまして肺がん、胃がん、大腸がんは男女共通とします。そして、男性には前立腺がん、女性には子宮がん、乳がんの検診を実施しております。希望者の方は受けたい検診を自分で選択してから選ぶと。そして、このがん複合検診の自己負担でございますが、30歳から74歳までの方を対象として500円から1,500円と非常に低料金と。そして、さらには町負担金も1人当たりその検診で1,500円から7,000円程度と、非常に安い経費になっております。

一応参考までにお話ししますけども、菊陽町の国民健康保険あるいは後期高齢者医療保険では、人間ドック健診奨励補助事業を町では実施しております。特定健診項目をすべて含んでいる健診コースを受診する場合には、一律2万5,000円を町で補助しております。このうち後期高齢者医療保険につきましては、この保険事務を共同で運営しております熊本県後期高齢者医療……

（6番岩下和高君「課長、PETの助成を最初にお願いします」の声あり）

わかりました。

最終的には、このPET検査は県内医療機関には十分広く普及してはいないと考えておりますし、受診者も非常に限られて検査費も高額になっております。その一方では、町のがん検診というのは非常に安い費用でより多くの方が受診でき、信頼性も高くがんを発見し早期の治療につながった実績もございますので、さらに地方財政が厳しさを増す中で、がん発見のための限られた財源については、この町のがん検診に最大限使いたいと考えますので、PET検査についての助成は現時点では難しいと考えます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） がんの早期発見、早期治療による完治という確率が非常に高くなっている

時代ですので、普通のがん検診では実際のところはPETでがん検診をした場合の生存率がかなり違ってきます。実際それは私が経験してる部分でもそれはもう証明できますけど、そういうこともありますので、少額でもいいですので、啓発活動、啓発効果にもつながるかと思いますので、助成を少額でもいいですので助成の検討はしていただけないのか、もう一度質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 今議員のほうから少額でも検討をとということですので、これについてはもう少し時間をいただきまして、その検討はしたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） ぜひとも、少額でもいいですのでPET検査に助成を出してますというように、そういうところを町としても見せていただきたいと思います。

じゃあ、次に行きます。次、4番です。介護施設についてですけど、本町の特別養護老人ホームについてご質問いたします。

1番のベッド数、2番の入所者待機数は現在どのようになっていますか。お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） では、一番最初の特別養護老人ホームについてのベッド数について、まずお答えします。

菊陽町には特別養護老人ホームきほう苑があります。定員数、いわゆるベッド数ですが、これは50床であります。その50床は現在すべて埋まっております。そのうち菊陽町の被保険者の方が30人入所されております。なお、今年の10月31日現在特別養護老人ホーム入所者数は、町外にあるこの特養入所者の方が44人いらっしゃいますので、きほう苑の方を含めて菊陽町の被保険者は合計で74人であります。

入所待機者数ですが、きほう苑で191人と聞いております。しかし、この中にはほかの市町村の被保険者の方も含まれておりますので、正確に菊陽町の方だけが何人というのはちょっとこれはわかりません。あと参考までに、菊池郡内の特別養護老人ホーム、きほう苑を含めまして大津町には1施設、合志市に2施設、菊池市に4施設、合計で郡内4施設がございます。各施設に確認しましたところ、どの施設も入所待機者数は40人から300人程度の方がいらっしゃるといってございました。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 待機者数も191人と、特養の数が1つしかないということで大変待機者数も多くなっておりますけど、本年度の全国の特養の待機者数は38万人を超していると聞いておまして、県内でも1万1,753名。入所者数が7,100人と、県内で。そういう状況を踏まえた上で、菊陽町のその待機者数の現状をどう把握されているのかをお聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 要介護度や認知症等が重度化しますと、在宅での介護は困難になりますので、介護をされている家族の負担を軽減するためにも、今話があつております特別養護老人ホームあるいは老人保健施設、療養型の病院、グループホームなど、長期的に入所できる施設はできるだけ多く必要だと考えております。町では電話や窓口相談を通しまして、この特別養護老人ホームの入所希望者が多いこと、あるいは被保険者や家族が入所を希望されてもなかなか空きベッドが少なく、待機されている方が非常に多いということは承知しております。

今後国の方針としましては、年々増加するこの介護給付費の伸びを少しでも抑え、高齢者の在宅介護を可能とする在宅サービスの強化を図る考えではあります。菊陽町としまして平成24年度からの3年間、第5期介護保険事業計画の策定の用意がありますので、その計画の中において国の方針を踏まえ、町民の方のニーズも十分勘案しながら、この必要な量の施設、在宅及び地域密着型サービスを整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） その特養を真剣に考えてらっしゃるといふ今の答弁がありましたので、その4番につながる、4番の質問もということによろしいですかね。今の答弁でよろしいでしょうか。はい。

それでは、もう一つだけよろしいですかね。待機者数はどこを基準に、本町は何を基準に待機者数をカウントされているのか、そこをちょっとお聞きします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 特養の待機者というのは、直接先ほどのきほう苑の例で申しますと、きほう苑のほうに確認をしましたので、これについてはきほう苑のほうの判断になりますので、こちらのほうからは言えません。一応参考までに申しますが、待機者については複数の施設に申し込みされますので、ダブって待機されているという場合があります。1施設に1人ではありませんので、複数の施設に多くの方が複数申し込みされますので、そういった数にとらえ方ということでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 私がちょっとお聞きしたかったのは、待機の基準というのは要介護1から3とか、そういう部分での答弁をいただきましたんですけど、そこはわかりますか。もう一度お願いします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 先ほど申しましたように、うちのほうで把握している人の分つていうのは個人情報の関係がありますので、施設のほうはその情報は伝えておりません。それ

で、その内容についてはうちのほうではわかりません。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 私の認識では、各市町村でその基準が違うという認識があるんですけど、それはどうでしょうか。もう3回目ですよ。よかったらそのあたり、わかる方お願いします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） いわゆる要介護度というのは介護保険のサービスを受けられる量ですので、その要介護度の区分と入所者の方の分というのはちょっとここは比例しないんですが、今一般的には入所者ですから、当然介護の区分の要支援から要介護の中で、在宅サービスは要支援の人と要介護の人です。施設については要介護の1から5までの方です。一般的に傾向的には要介護度の以上に重度あるいは最重度の方、要介護の3、4、5のレベルの方が入所を希望されているんじゃないかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） ちょっとわかったようでわからないようなんですけど、基準を市町村、本町もはっきり基準を決められて、特養の待機者数のカウントという形をきちっととっていただきたいと今後思います。

それでは、次5番に行きます。農業問題についてですけど、先日から農業問題T P Pに關しましては質問が複数の議員さんからあつてますけど、町の方針というのはある程度わかりましたが、1番の本町の主要農産物の自給率はここに括弧書きで米とか牛肉、豚肉って書いてありますけど、わかる部分でいいですので自給率をお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） それでは、お答えいたします。

まず、日本の食料自給率について説明いたします。

まず、農林水産省の平成20年の資料によりますと、米が95%、肉類56%、牛乳、乳製品が70%で、全体で41%推移しております。また、熊本県におきましては61%推移しております。ご質問の我が町の主要農産物の自給率ということですが、町の自給率を示した資料はありませんので示すことはできませんが、地産地消ということで申し上げますと、米が自家消費や学校給食に使用されているほか、さらに消費を高めるために地元農産物の野菜等を学校、保育園等に提供しています。さらに、消費拡大を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 本町の主要農産物の自給率はわからないということなんですけど、わからないと次の質問に発展できないんですけど、菊池市は自分のところの主要の米ですとかそういう部分の自給率は出るとお聞きしたことがあるんですけど、本町の自給率は出せないんですし

ようか。もう一度お願いします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） この自給率といいますのが、生産量に対して消費量ということになりますので、生産量というのはある程度出ると思います。それは農林業センサスとかあると思いますけど。

（6番岩下和高君「生産量でいいです。生産量からする自給率」の声あり）

生産量を消費量で割るということになりますので、消費量というのがちょっとわかりませんでしたので、もうそこは数量は出しておりません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 消費量がわからない。消費量は調べることはできないですか。もう菊池市の場合はそれができてから出てるという形でしょうかね。そのあたりはちょっとはつきりしませんけど、ちょっと質問の回数が決まっていますんであれなんですけど、大事なことはまずおのれを知るってところからやっぱり始めなきゃいけないと思います。それで、今回そのT P Pに参加しなかったとしても、近い将来同じような問題が必ず出てくる。そのときに自分の町の状況をやっぱり詳しく把握できておれば、すぐに対処できるのではないかと。それが菊陽町の農業を守っていくことになるのではないかと思いますけど、できたらその部分、本町のその自給率を調べるっていうか把握するぐらいのことをやっていただきたいんですけど、そこはいかがでしょう。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） それはわかるように努力したいと思います。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 努力というよりも、これは間違いなく自分の町の自給率ぐらいはわかっただけのおいたほうが今後のためにもなるのではないかと思う。必ずこういう問題は今後出てきますので、ぜひとも町長にもお願いしますので、ぜひともそのあたりはやっぱりちゃんと間違いなく調べておいていただきたいと思います。

あと2番、3番は、もう複数の議員さんやられましたので、これは割愛させていただきます。

次6番、一般職員の給与についてですけど、ここ数年ですけど、給与、賞与の削減が議決されておりました、現在の日本の経済の背景や国民感情をかんがみますとわからなくもないわけですけど、収入が減るといってその状況には結局何のメリットもないと私は感じておりますけど、そこで町長はこの状況をどう考えられているのか、お聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） 町長にというご質問でございますけども、私のほうから答弁をさせて

いただきたいと思いをします。

ただいま議員が申されましたように、ここ数年給与改正が行われております。主に一応平成18年の給与構造改革によって給与水準を平均4.8%が引き下げられておるといことで、大幅な改革がっております。それ以降なんですけども、平成19年度においては初任給を中心に若年層に限っては月額0.35の引き上げ。それから、勤務手当については0.05月分の引き上げが行われております。

平成20年度なんですけども、前年度据え置きといことで、この年度においては改正はあっておりません。昨年なんですけども、一般職の給料の、これも若年層を除きまして平均0.2%の減額、それから期末手当と勤勉手当を合わせて0.3カ月分の引き下げが行われております。

それから、本年度なんですけども、先月11月29日の臨時議会におきまして引き下げの議決をいただいたところでございます。これも一般職の給料の若年層を除き0.1%の減額。それから、期末手当と勤勉手当を合わせて0.2カ月分の引き下げといことで実施をされたところでございます。

この給与改正につきましては、先ほど議員が申されましたように人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与が改定されたことに伴って、これを国家公務員との権衡上改正するものでございます。日本経済が大変不況の中でございますし、民間企業との給与の格差を是正するものといことでございますので、やはり社会経済情勢や住民。議員も先ほど申されましたけども、住民感情と総合的に勘案しますと、この人事院勧告どおりにやっぱり本町の一般職の給与を改定することが基本ではないかといところで認識しているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） そうはいいましても、収入が減るといことは余りいいことではないと思っております、そこで次の質問ですけど、給与を下げる議論ばかりやっておりますので、上げるような対策はできないのかと。その何倍もするとい話じゃないのです、仮に能力給などを導入して給料をアップするといそういう考えはないのか、町長、どちらでもいいですけどお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） ご質問にお答えしたいと思います。

本町は、ご案内のとおりもう人口も急増いたしております。それからまた、行政需要も複雑多様化してございまして、職員の負担もかなり重くなっているといことは認識してございすけれども、職員の士気の高揚を図るためにも給与の面でもできるだけ改善は図っていききたいといふうには考えておるところでございす。方法は幾つかございすけども、先ほども申しましたように、今の経済状況とかそういう住民感情等からしますと、時期的に厳しいものではないかなといことでございす。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 時期的にっていう話ですけど、時期的にも現在下がっているわけですか

ら、それはもうそれでとらえて、やはり仕事の意欲を上げるというような観点からしますと、すぐにも取り組んでいただいたほうがいいのではないかと思いますけど、町長そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この点につきましては、いわゆる勤務評定をする中でいろいろ勤務評価によって差をつけるという方法はあるかと思いますが、ただ全体的になかなかその辺の差をつけるというのは公務員の場合難しいところもあります。

それと、人事院勧告の制度でありますけども、そういった中で本町としてもこういうところはやれないかということいろいろしましたけども、いろいろ県のあたりへ問い合わせますと、人事院勧告どおりしない場合には、それだけその町のほうが余裕があるということに見られて、さっき交付税の話も出ておりましたけども、特別交付税あたりでペナルティーをかけるというような話もあったところでもあります。そういうこともありますけども、職員がやる気を起こすためには、やはりその給与の面。特に今現給保障ということで平成18年度以降、特に年齢の上の人たちがほとんどもうそれ以後上がってないというような状況でありますので、そういった面について何かいろんな方法はないかということで今検討をさせておりますけども、少なくとも近隣の市町あたり、特に大津のほうもラスパイレス指数が高いような状況でありますので、そういった面で余り影響が出ないような方法で職員のやる気を出すためには、何か工夫してできないかというところは今担当のほうにいろいろ試算等させておりますので、十分考えていきたいというふうに思います。改善に持っていけるように、その辺の努力はしたいと思いません。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） ぜひ少しでも上げることができなければ現状維持でも構いませんので、なるべくそういう部分で検討を重ねていただきたいと思います。で、早目にそれは実現していただきたいと思います。

次、7番です。入札制度についてを質問します。

中部小学校の設計業務委託の低入札を問うというところですけど、このたびの設計入札は予定価格が5,500万円に対して落札価格が1,640万円、入札率29.8%。ちょっと常識では考えられないような数字で落札されているわけですけど、そこでその1ですけど、業者さんはどのような基準で選定をされたのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 菊陽中部小学校の改築実施設計業務委託の業者選定でございますけども、これは基本的には菊陽町に競争入札参加資格者名簿に登録のある業者さん。その中から5社以上10社をめどに選定いたしましたけど、ただいまお話にありましたように予定価格が5,800万円程度ということでありましたことから、建築設計業務において年間の実績高が一定規模以上の業者で、かつある程度の技術者数を有する県内の業者の中から、さらにこれまでの

町の建築設計業務の実績、さらに官公庁における実績などを見て、営業などの意欲も踏まえまして、県内から9社ほど選定いたしました。

さらに、菊陽中部小学校の改築に向けた建築設計が特に重要な業務でありますことから、九州管内に目を広げて、管内に支店等を設ける業者の中から建築設計業務の年間実績高が高く、当該支店に一定規模以上の技術者を有する業者4社を加えまして、13社での入札を行ったところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 設計、一級建築士の数ですとか、当然そういう保有人数ですとか、そういう部分は勘案されて選定をされたということですけど、それをちゃんとやってるのであれば、もうちょっと高いレベルで精査、選定すればこういう結果にはならなかったのではないかと思いますけど、そのあたりいかがでしょう。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） すいません。後で、④のところに出てくるプロポーザル方式とかというものも視野にお入れになったご質問かもしれませんが、現行の一般競争入札であっても指名競争の入札であってもそうなんですけども、北山議員のほうから質問がありました総合評価方式とかというもの、価格以外のものを合わせて判断します方式でない限りは、基本的には価格のみで決定されることとなります。今回の場合に学務課長のほうから申し上げましたように基本設計、それと実施設計を別々に分けて発注いたしましたけども、両方とも相当に低い金額での落札でありました。ただ、質の問題はまた別の問題ということでもありますから、価格面は低く抑えられて落札があって中身が相当の適正な設計ができ上がるのであれば、現行制度の中では問題ないというふうに判断しているところでありますので、ただいま質問がありましたように価格が低いことをもって結果として好ましくないというような方向はないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） それでは、次の低入札で考えられる事業の影響はというところですけど、これはもともとなくてはならない予算がないわけですから、30%以下、29.8%という低価格ですので、さまざまな問題が生じてくるのではないかと懸念をしておりますけど、そのあたりはどうお考えになってますか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 私のほうでは、中部小学校の実際の委託ということの部分でお答えしたいと思います。

今回の実施設計業務委託は、議員さんたちが考えられますように低入札という状況だったと思います。事業への影響ですけども、既に完了しております基本設計業務で10月までに基本的

な形状、教室割りなどを決定しておりますので、実施設計においては今現在建物の中身を学校の職員と協議しながら各教室の仕上げ等、また使用備品などを決定しまして、来年度の工事発注に向けた工事設計図書を作成するために今現在行っております。これはどの設計業務でも同じと思われますけども、材料を請負工事と違いまして設計ということでございますので、材料を買って何かをつくるというものではありませんので、私ども管理者がしっかり管理すれば影響はないというふうに考えております。ただ、私どもが今注意しておりますのは、やはり業者さんが30%で落とされたという部分に対しましてどういうものが発生するのかというのが、やはりいろんなことが初めてのようなところがございまして、そのあたりには十分目配りをしながら、私どもが管理していきたいというふうに考えているところです。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） お気持ちはわかるんですけど、それではやはり危機管理が薄過ぎるのではないかと私は思います。

そこで、町は担保として何か対策を考えておられるのかというところをお聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のご質問、町の対策ということとは若干異なるかもしれませんが、中部小学校の実実施設計という部分について、私のほうでお答えさせていただきたいと思いません。

今お答えしましたような対策という部分では、私どもが今も申しましたように管理者がしっかりそこら辺を目配りしてなし遂げることをもって影響はないというふうに、中部小に関しましてはそのように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 担保は何も考えてないということですね。私がこれまで言ったことはすべて町のリスクだと考えておりますので、当然この事業は税金を使う事業で、設計のミスから問題が発生することは許されることではないと思います。

そこで、リスク解除のためにも入札業者の成果品を第三者の設計事務所にチェック委託をします。そういうことを考えますけど、当然予算は入札残金がたくさん余っているとありますんで、十分対応できると思いますけど、そういう考えはないでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今の答弁としましては中部小学校の設計という部分でございますので、今現時点としまして当然落札、入札もちゃんとした手続の中で落とされた立派な会社さんでございます。そういう選択肢もされた中での入札というところで、ただ低入札ということではありますけども、そういうことからして私どもが実際今一緒に仕事をしておるわけでございますけども、非常に職人がしっかりしております。そういう中では、その成果品を再度チェックするという必要については、今のところ考える部分というのはないと判断しております。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 業者さんとの打ち合わせ等々が、今のところの答弁ではスムーズに行われているというところでしょうけど、それはやっぱり先ほどから課長のところで十分自分たちが、こちらサイドがしっかりやっていけば大丈夫というような答弁もいただいていますので、途中でちょっとおかしいかなど、そういうようなことが発生した場合には、いろんな方法があるかと思えますけど、よければこういうような第三者を使ってチェックをするとかいろんな方法があると思えますので、そういうのも検討していただきたいと、そういう形でお願いしときます。

次、4番です。これまでの設計業務は、今回も同様入札制度で業務委託をしておりますが、今後高い技術と豊富な経験を持っている設計事務所、また設計者の選定ができる事業計画書を比較検討できるプロポーザル方式を導入する考えはないのかお聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長、的確に、簡単をお願いします。

○財政課長（實取初雄君） これまでにも調査業務等で採用している例がございます。設計業務においても、今申されましたように、必要に応じてプロポーザルが適当な場合が考えられると思えますので、今後において検討することは必要かと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君。

○6番（岩下和高君） ちょっと時間が足りなくなって次の質問ができない状況ですので、このことは、この入札制度に関しましては、今後とも次の一般質問できるかどうか私わかりませんが、もしも改選後まで残ることがありましたら質問させていただきたいと思えます。

それでは、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 岩下和高君の一般質問を終わります。

昼食休憩いたします。

午後は1時15分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時14分

再開 午後1時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

芝和長君、一般質問を許します。

○5番（芝 和長君） 皆さんこんにちは。議席番号5番、光の森に居を構えます芝です。

私は議会があるたびにこの議員控室に来て外を眺めると、菊陽中学校の屋上に「夢、愛、感動」というスローガンが出ております。今日はこれについて少し考えてみたんですけども、この響きのよい言葉が、あるいはこの文字を見るたびに感動をしていましたが、今はもう希望も愛も感動も心の中に響く余裕がありません。なぜなら、この始まりは一枚の心のないピラの始まりでした。山もない溪谷もない花もない、余り魅力のない菊陽町です。しかしながら、人

口は県下随一の伸びを見せております。それゆえに、私は本当に失望と恥ずかしさと、そのもう一言に尽きる心でおります。

9月の選挙戦において、卑劣きわまりない怪文書を見た日から、坂道を転げ落ちるように感動と魅力を失っていきました。同時に、怒り心頭に発しております。これは心のない人の何げない行いであったと思いますが、どれだけ心痛む行いであったかということは、皆さん想像をしてください。

先般、政府の高官が自衛隊は暴力装置と発言し、物議を醸しました。私はこの自衛隊に34年、国家の安泰と国民の安全、これに身を挺して日夜訓練に励んできた。そして、少なからず日本の平和と安全には寄与したと自負をしております。このように、全く人権を無視するような事柄が中央政府から、あるいは小さなこの末端の町で今なお起こるということはどういうことですか。

よく考えてみましょう。為政者は、国民、いわゆる町であれば町の人々の生命と財産、これを守る義務があるはずです。そのために選ばれて為政をしてるわけですから、そういう心構えを持って、皆さんリーダーシップをとりながら政治を行うと思います。

私はこの1枚のビラの中に込められた卑劣な行いについて徹底的に抗戦をする、こういうふうに心に誓っております。名誉を回復するためには断固とした処置が必要ですから、それはお金の問題、あるいはその他の問題ではないというふうに心に誓っております。ちなみに、私の祖先は宇和島の主藩、伊予吉田藩の家老を務めた武家の出である。だから、たとえ貧乏しても心に誇りだけは持ってずっと生きてきました。そういう意味で、この一枚のビラに込められたいろいろなことをもう一回解きほぐして考えたいと思います。このビラを書いた人は私に言わせれば、小者の小心者であろうと、出所もわからない文責も書けない、そういうひきょうな人間。とりたててこの方を責めてもしょうがないと思うこともありますけれども、やはり名誉を守るためには町長にいろんなことをお聞きして、それなりの対抗処置をとりたいと思います。

前おきはこのぐらいで置いて、私は9月26日実施の町長選挙について、2項目は人権教育啓発行政について質問をいたします。

細部については質問席で行います。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 9月26日町長選挙において、この結果について町長に伺いたいと思います。

ご当選なさったことについては、心からおめでとうと言います。しかしながら、いろんな問題がありますので、第1項めの、絶対的の信任を得たと思いますか、教えてください。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけれども、選挙において絶対的な信任を得たかというご質問でありますけれども、選挙の場合、もう選挙になったという時点で絶対的な信任を得ているというふうには考えておりません。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 今のお答え、絶対的ではないと思われるということではありますが、じゃなぜかという、2項めに、棄権者が1万2,147名、反対、対立候補の方に投票された方が6,765人、こういう結果が出ております。町長の得票数は56.7%、富永候補が43.2%、棄権が1万2,147名、43.5%ですね。これから憶して、私はやはり絶対的の信任じゃないんじゃないかと思っております。そこで、棄権者が余りにも多いということについてどのように感じられて分析をされておるか。その結果を、いろんな問題があると思いますが、町政にどのように生かしていかれるかということをお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、棄権者数が非常に多かったということではありますが、このことは、菊陽町が非常に都市化が進んでおりまして新しく住民となられた方々、そして菊陽町の事情もまだよく知っておられない方が有権者の方にも多くおられると思います。そして、また一方では若い人たち、そういった人たちが非常に選挙への関心が低かったということで、そういうことが棄権者が多いといえますか、そして今回の選挙に対しての、選管のほうで周知はしたところではありますが、そういった面で関心が薄かったということが棄権者が多かったのではないかと思います。

次に、反対者の方ですが、反対者の方が6,765人おられたということは、これはまさに、言われますように絶対的な信任があったということではなくて、そういうことを十分、反対された方々の思いというものも自分自身の肝に銘じまして、そしておごることなく菊陽町がこれからも子どもから高齢者まですべての町民の皆さんのために、安全で安心、住みよいまちづくりを目指していく町政をしなければならないと肝に銘じているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 棄権者が1万2,000人という中には棄権をした理由というのはいろいろあると思います。高齢者で投票に行けなかったとか、あるいは病気で入院をしとったとか。しかし、私が思うには、大半の方は町政に失望して、まあどうでもいいやというような気持ちの方が多かったんじゃないかと。これは私個人の感想ですけども、実際はわかりませんが、魅力が余りないということについては間違っていないんじゃないかなあというふうに感じるんです。

そこで、じゃあこの棄権者の1万2,000人の方が、この次の選挙には選挙に行きたいというふうに感じるような施策をこれからどのように考えていらっしゃるか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 非常に、それぞれの選挙において大きな何か、いわゆる国政選挙でもそうではありますが、いろんな大きな争点等がある場合は投票率も上がるようなところもありますけども、それともう一つ、日ごろから選挙というもの非常に、町長選であればその町政を

だれに任せるか、そして議員さん方であれば地域の代表あるいはいろんな、その人を支持する人たちが関心を持って、ぜひこの町政の場に送りたいという気持ちが大事だと思いますけども、そういった意味で、日ごろから選挙に対する啓発活動、そういったものを、選挙管理委員会が中心になりますけども、そういった啓発活動あたりを周知徹底することが大事ではないかということをおもっております。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 2期目は、棄権をされた方々がたくさん投票に来られるような施策をやって、この次の選挙には棄権者の数がゼロというふうな高い目標を掲げて政治をやっていただきたいと思っております。

この選挙の結果については以上でやめますが、2項めに町長選の宣伝文書の中に、有権者に配布された、この文書ですが、僕は怪文書と言います。なぜならば、輝く町を支える会と下のほうに書いてありますけれども、これは実態があるのかどうかわかりません。文責の責任者も書いてないわけです。そこで、私は先ほど言ったように、これはもう取るに足らない小者がやったことだと言えればそれで終わるんですが、この中に、これは良識ある議員というふうに表現をされておりますけども、この方たちもやっぱりこのビラの中においては犠牲者じゃないかなと思っております。18名の議員の中に10名の方の名前が載っております。そして、最も僕はおかしいと思うのは、菊陽町町議会議長吉村豊明、この議長の名前が載っているわけです。議長というのは議会の中立的な立場にある方です。そういう方たちの名前を堂々と書いてあるわけです。これは本人に断ったかどうかわかりませんが、しかしこれに載ってる方々にはやっぱり一応、その仕掛けた人は了解をとったんじゃないかなあと、そのように憶測をするわけです。それが、了解もとらなかったらとんでもないことですよね。そして、何かと過去に問題を持つ議員、反対のための反対しか唱えない議員と違い我が後藤三雄、ここに町長の名前が載るとるんですよ、を強力に支える議員団は良識の集団である。この良識の集団というのはどこに、そうでない基準があるのかというのが私にはわかりませんが。

そこで、町長に伺いますが、事前にこの文書を承知していらっしやったかどうかと、これが配られる前ですね、それを伺いたしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件についてはもうお二人の議員からもさきに質問がありましたが、そのときに答えましたように、私全くこれには関与しておりませんので、そういうことは承知しておりません。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 甲斐議員の質問のときもそのようにお答えになりました。私も議会が始まる前も、これを質問したら当然そういう答えが返ってくるというのは予測をしておりました。しかし、ここでこの文書を、関与をしていらっしやなくても、選挙の終わった後でも何でも、期間中でも目にされたと思っておりますが、そのときの感想をちょっと伺いたしたいと思います。何

も感じなかった、あるいは見ても大した問題はないと思われたか、あるいはちょっとこれはいけないというふうに思われたか、その辺をちょっと伺いますが、どれかちょっとお答えください。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、私自身は、町会議員の皆さんは、これも前の質問で答えましたけども、それぞれの町民の皆さんから選ばれた良識のある方々と信じておるところであります。そういった点からいたしまして、その文書を見たときにどうかということですが、この菊陽町の議会の議員の皆様の中にはそういう方はおられないということですが、そういった面で、だれがつくったのかももちろん知りませんので、選挙期間中あたりはもういろんな自分の選挙に対する訴えといえますか、選挙民に対しての表明っていいですか、そういうことで回っておりましたので、そういうところについていろいろ考えるようなことは、そこまではしなかったところがあります。そういうことでありまして、特定の個人の名前あたりが出ていけば大変な問題だと思いましたが、町会議員の皆さんの中にはそういう方はおられないということ意識をしっかりとっております。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） もう一回確認しますが、これを見て町長は別に何とも感じなかったわけですか。そういうわけじゃない。こういうことはいけないことだというようなことをお考えになったかどうか、その辺をちょっと確認したいと思うんですが。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 通常、ほかの選挙戦でもそうであると思えますけども、いろんな選挙戦の中ではこういった今回のようなたぐいのチラシあたりはよく出回るところでありまして、そういう認識で、選挙戦の中ではそういうことにどうこうというよりも、まず自分の2期を目指す中で選挙のマニフェスト的なそういうことをしっかり訴えて知っていただくということに専念しておりました。そういうことでありまして、どういう思いで書かれたのかわかりませんので、その件については、いろんなコメントについてはもう差し控えたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） そういうコメントであれば、私が判断するには何も感じなかったんだなというふうに思うんですけども、そのとり方によって、やっぱり違うんじゃないかなと思います。なぜならば、これは町長はこの文書見られて何も感じなかったから責任も何も感じてないと、そういうに私は受け取るわけです。だから、こういう不可解な文言が出て、町長の選挙には関係ないんだというふうに思われているんじゃないかなというふうに受け取ります。

そこで、今1項めで、もう全然関与をしない、知らなかったというお答えでしたので、この文書作成者から事前に調整または作成配布の報告を受けたかというふうに質問事項を上げておりますけども、全くこれはばかげている文言ですから、2項めはもう省きます。

5項めに、人権を侵害する行為とは思わなかったかどうか、ちょっと伺います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今も述べましたように、町議会議員の皆様のことにつきましては、さっき言いましたようにそれぞれ良識のある方々と信じておりますので、そういった面での、そしてだれを特定している、そして特定はしてないということでもありますし、この特定の人の人権を侵害するということまでは考えませんでした。そして、それがそのことで書かれた方もそして載ってなかった方に対しても非常に人権を侵害するというようなことであれば、こういった文書いろいろ出回りますけども、そういうものについては私自身も関与してないということで、そういうことであれば私もこういう文書が出回ったということについては、それは私のほうも、内容的には応援するような形は書いてありますけども、自分自身としてもやはり関係ないところでありますので、そういうもので人の人権を侵害するようにとられとるということであれば、私自身もこの文書についてはかかわっておりませんが、人権にさわるような内容であれば迷惑だなんていうところは思っているところであります。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） いわば、町長の答弁を聴いていると私なりに理解をすると、町長も被害者ですね、この文書を見ると。町長も被害者であると、極端に、甘いほうに解釈をするとそう思います。この10名の方も被害者であろうと。しかし、ここの黒抜きの中で表現をされてる方、私もこの中にやっぱり該当すると思うんですよね、18分の1ですから。そして、18分の10以外ですから、これははっきりと、計算をしてもわかることです。これは非常に不愉快な、私に言わせれば人権侵害だと思います。

こういうことがこの小さな町でまだ営々としてこんな文書を、いわば勝手連がやったことですからというふうな解釈もできるわけですね、町長にすれば。応援を頼まなくても勝手連が書いて出したんじゃないかと、そういう解釈もできますけれども、一番の問題は、このチラシが後藤町長のいわゆる選挙のためのPR文書と一緒に配布されたことに問題があるわけです。それが、やっぱり私たちが怒る原因の一つです。これを書いた人は、追及していけば必ず名前が出てくるはずですよ。それなりの対応をしたいと思います。

これは堂々めぐりの質問、回答に終わるからもうこれぐらいにしますけども、次に人権教育啓発行政について質問をいたします。

人権を尊重する社会づくりについてと表題を打ってますので、その基本理念、これについてお答えをお願いします。

○議長（吉村豊明君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（堀川俊幸君） その基本理念はの質問にお答えします。

ご質問の基本理念は、菊陽町人権教育啓発基本計画に明記しております。その基本理念とは、人権という普遍的な文化の構築の主役は町民一人一人であり、それは町民のあらゆる立場の人がそれぞれの役割を担いながらお互いに連携を図る町民と行政とのパートナーシップを基本理念に人権教育啓発の取り組みを推進するというもので、その目標は、議員が質問の表題に

されている人権を尊重する社会づくりで、町民一人一人が日常生活のあらゆる場面で人権尊重の視点に立って考え行動できる人権尊重の精神に満ちた社会を目指すというものです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） よくわかりました。しかし、この文書を実行するためにいろいろな施策をやっているわけですが、まずこの基本理念にのっとって、教育及び啓発の事業がなされているわけですが、この成果についてどう受けとめていらっしゃるか、ちょっと町長に答えてもらいたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 人権教育の啓発の成果についてということでありますけれども、これは町のほうでは、平成18年3月に菊陽町人権教育啓発基本計画というのを作成しておりますけれども、もちろんそれ以前から人権教育啓発には取り組んでいるところでございます。

その中で、菊陽町人権教育推進協議会という組織が昭和48年にこれは組織されたものでありますけれども、町内の団体や組織を広範囲に会員としまして人権教育と啓発を進めているところであります。

この協議会は4つの部会で構成されておまして、人権教育部会、就学前学校人権教育部会、進路保障部会、帰国外国人教育推進部会がありまして、それぞれがさまざまな活動を行って、菊陽町における人権教育と人権啓発に取り組んでおられるところであります。

研修会につきましても、人権の町菊陽フェスタとして人権啓発講演会を9月、それから職員を対象とした人権問題の研修会、それから子どもたちを対象にした人権子ども集会が実施されているところであります。また、3月には30回の人権教育研究大会を予定しておるということでありまして、長年にわたってこの人権教育啓発活動を進めておまして、一定の成果については上がっているということで確信しているところであります。ただ、まだまだこの人権問題は、全体的にはまだ解決しなければならない、まだ啓発を続ける必要が十分あると思っているところであります。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 町では立派な基本計画ができておりますけれども、この基本計画は、地方公共団体は基本理念にのっとり国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及びその実施する責務を有するというふうに記載しております。

これにかんがみ、町は19年、約1,800万円、20年、2,000万円、21年、約1,700万円という経費を投入して教育をやっているわけですが、そこでこの町長選において悲しい、本当に悲しいことですが、先ほどのピラにありましたようにそういう事案が、人権を侵害するような怪文書が町民に配られ、町は人権教育及び啓発基本計画に基づき啓発活動をしているわけですが、その成果が崩れるような状況にあるわけです。実際崩れるような状況、もうできたわけですよ。この文書を見て、大半の人は人権教育って何だろうというふうな疑問をたくさん

抱くと思います。

そこで、現状としてこの文書が出たことにかんがみ、町長はこの教育の成果があつてんのかどうかということはどういうふうを受けとめておられるか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この人権を侵害するような啓発、そういうことがないような啓発ということではいろいろ取り組んでおりますけども、現実的にはいろんな場面で差別事象が出ているようなのが実態であります。そういった面で、今回もこのことで非常に傷つかれた方々が多いということであればさらにそういった、まだ町民全般に浸透、また今回のも町内の中で起きた、だれがつくったかわかりませんが、そういうことがいろんな面でこの人権の、いわゆる差別するような、侵害するような事象はこの件以外についても起きてくるような状況ありますので、これからもこの人権の教育啓発につきましては、この基本理念であります町民一人一人が日常生活のあらゆる場面で人権尊重の視点に立って考え、行動できる人権尊重の精神に満ちた社会をつくるためには、この人権関係についても力を入れていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 全く憂慮すべき事案であります。このようなことが今後起きないように人権教育もしっかりやってもらいたい。そして、町民の意識改革、これもしっかりやるような施策をとってもらいたいと思います。この町長選という特殊なときにこういう事案が発生したということは、まだまだ菊陽町は幼稚であると、私はそのように思います。ただ単に人口が伸びる、赤字団体ではないという自負だけではないわけですね。やっぱり、この町に住む人たちが快く楽しく生活をできることが第一の行政マンの仕事であると思います。

せんだって私の知る若いお母さんが、このたび大津町に引っ越しますというふうに話してくれました。えっどうしてと聞いたら、光の森には小学校もできません。大津の美咲野団地ですか、あそこに小学校ができるということで、向こうに家をつくりますというふうにおっしゃっています。もうそういう方が出てくるわけですよ。せっかく、ああ光の森団地に住んで仲よくできたのになと思いますけれども、隣の大津町に引っ越す、その理由は、小学校ができるからと、団地の中に小学校ができると大津町は発表しましたですね、だから移りますと。いかに若い方が教育に関して関心を持ってらっしゃるかということがうかがえるわけです。これは質問事項には余り関係ありませんけども、住みよい町をつくるためには今住民は何を望んでるのか。さきに決定した事項は、現段階では間違っていないか、そういう反省をするような行政をやってもらいたいと私は思うわけです。

光の森の建設問題については、非常に私は関心を持って町長とも話し合いをしましたけど、光の森ができる前に、教育委員会はずくらないと決心をしたというふうな学務課長の報告を受けましたですね。なぜならば、教育委員会も日々進歩する社会情勢、そういうものも分析をしながら、ただ単にお金の問題だとかそういう単純なことで判断を下すようなことじゃなくて、

十分な分析、検討をやって物事を、その時代に応じた判断をやっていただくのが行政の責任ではないかなというふうに考えております。

非常に残念な、この怪文書のことについて私の質問が終始しましたけれども、こういう、ばかげたというふうに私は思います。こんなくだらないことを質問するような議会には二度となってもらいたくありません。そういう意味で、この人権教育をしっかりと住民に浸透をさせて、こういう人を卑下するような卑劣な手段になるような方が二度と出現しないようお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時52分

再開 午後2時2分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

酒井良一君、一般質問を許します。

○13番（酒井良一君） 議員の皆さん、お疲れさんです。

最後の一般質問をやりたいと思います。

今日は傍聴者の皆さん方、大変寒い中、大変ご苦労さまです。

平成17年度に「人・緑・元気輝く生活創造都市」を目指して第3次の菊陽町行財政改革大綱が作成されたわけでございます。これに基づいて、町では町長を本部長とする行財政改革推進本部会議を公設されております。行政運営について取り組んでおられるわけでございますけれども、とにかく行革というのはそう簡単にはいかない問題じゃないかと、そういうふうに思います。

そこで、行革に関しましては、すべての職員がおのずからの問題として経営意識を持って自主的に取り組み、総合的な事務事業の見直しによる行政運営全般について点検をしつつ、より一層の効率的な行政システムを確立し、住民の期待にこたえるサービスの体制を確立するに向かって行政体質の強化を図っていく、こういう必要性があるんじゃないかと、そういうふうに感じております。

私も議員の皆さん方のご推薦をいただきまして、4年間町の監査を仰せつかっております。いよいよ4年目を迎えたわけでございますけれども、私なりに調べまして、歳入歳出ですね、そういう中で気がついた点、今後見直すべき点、そういうことを今回は一般質問の中に取り上げております。

そういうことで、大きい1番で、行政改革について、これ1本でいきたいと思っております。それで、後は①から⑤まで、通告に従って質問をしまいたいと思っております。

あとは質問席のほうで質問させていただきます。

○議長（吉村豊明君） 酒井良一君。

○13番（酒井良一君） ①番、平成18年度から5年間を集中改革期間と定めてあるが、その進捗状況はということでございます。

平成18年度より5年間を集中改革期間としておりまして、今年が5年目を迎えました。その間、町のほうでは行政改革推進本部会議を構成されており、今日まで行革に関していろいろと取り組んでこられたことと思っております。そういうことで、その内容、進捗状況を町長のほうから、まずお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、この第3次の菊陽町行財政改革っていうことでありますけれども、この行財政改革の必要性として、18年度からの5年間を集中改革期間としておるところでありますけれども、当時の社会情勢であります、少子・高齢化社会の進展というのがありました。そしてまた、住民ニーズの多種多様化、急激に進む高度情報化社会、地方分権型社会への対応、国、県からの権限の移譲、地方交付税の削減っていうのが社会情勢の変化であっております、また菊陽町のその中での状況が、総人口は5年前も、10年間で約5,000人ほどふえたところあります。菊陽町においても、しかしながら将来的には少子・高齢化が進むというような見通しでありました。そして、普通交付税額の減少による歳入総額の減少が予想、福祉等の行政事業は増加するということで見えておったわけではありますが、ほぼそういう状況で5年間が推移してきたところであります。

そういった中で行財政改革大綱の第3期のものができ上がったわけではありますが、その集中改革期間の状況はというご質問でありますけれども、この行革大綱というものは平成18年度から平成27年度までの10年間での取り組みを推進期間として定めてるものであります。そして、平成18年度から22年度、今年度までであります、5年間を集中改革期間としているものであります。

大綱の基本方針といたしましては、1番目に、効率的で効果的な行財政の経営、2番目が財政の健全化、3番目が住民と行政の協働による安心・安全のまちづくり、以上の3つの柱をして取り組んできたところであります。

それぞれのこの3つの柱につきまして、詳細につきましては、この後担当のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 行財政改革につきましては、総合政策課のほうで進めさせていただいておりますので、詳細についてご説明いたします。

その中で改革の重点数値目標というのを一応定めております。財政指標に関しては、経常収支比率を82.5%以内、公債費比率を15%以内、それから財政調整機能基金についての標準財政規模の20%以上を確保すると、そういった形で財政指標を決めておりましたが、そういった観

点から達成状況というのをご報告をしたいと思います。

22年度は今現在進行中でございますので、21年度の決算のほうからこの数値を使いまして報告いたしますと、経常収支比率は82.5%に対しまして88.7%で、若干オーバーしとるということで未達成の状況です。公債費比率は目標値15%以内に対しまして14.3%というようなことで、高い数字ではございますが達成をしてる状況でございます。それから、財政調整機能基金は目標値20%以上に対しまして25.6%を確保しておりますので、達成していた状況でございます。

それから、今のは財政数値的な観点からでございますけど、町長が申しました3番目の柱の住民と行政の協働による安心・安全のまちづくり、これはソフト的な行革の取り組みでございます。大綱の体系図の中に書かれております項目ごとに、主なことをちょっとご説明したいと思います。

体系図の一つで、公正の確保と透明性の向上についてというようなことがございます。これにつきましては、町の条例に基づきます情報公開制度の充実や、それから広報紙、ホームページによる積極的な情報提供を図ってまいりました。それから、町の政策や事務事業の評価に当たり学識者や公募等の町民参加のもと、透明性を確保するために外部評価制度を取り入れまして実施しております。

また、町民参加による2年にわたる活動の結果、協働の仕組みづくり検討委員会により本年8月町民参画協働推進に関する提言書が提出されたところで、このように協働のまちづくりへの推進が図られております。

この協働によるまちづくりの具体的な取り組み、これにつきましては既に、例えばリサイクル推進事業、緑化推進用、苗木配布事業、それからイベントでは夏祭り、すぎなみフェスタ、さんさんコンサートなどさまざまな形で行政と、それから行政区や団体、組織等において多く実施されてるところでございます。最近では鼻ぐり井手祭の実施を上げることができます。南小学校区区民と行政と関係団体が連携し、まさに協働によりこのイベントが実施され、地域の活性化につながってるところでございます。

2番目で、安心・安全なまちづくりの推進については、地域の防犯活動組織の立ち上げ、青色パトロールの実施、それから交通事故防止のための南小学校児童の通学に町内循環バスの活用を図り、それから児童が安全に通学できるよう安全対策マニュアルの作成、それから町内公共施設に緊急時対応型飲料水自動販売機の設置などを実施しました。

3番目に、住民サービスの向上として、窓口業務の延長、毎月第1、第3水曜日を午後7時まで延長しております。それから、子ども医療費助成制度の対象者を小学校6年生までに引き上げたり、広域行政の推進では後期高齢者広域連合を設置したりして、住民サービスの向上を図っております。

なお、これは来年からですけど、窓口業務のサービス向上策として、窓口業務の中で試行として平成23年1月から3月まで、1月は9日の第2日曜日からですが、毎週日曜日、9時から

1時まで住民票等の交付を行うことにしております。そういったことでございます。

(「武蔵ヶ丘支所は」の声あり)

失礼しました。支所のほうでは取り扱いませんので、本庁の窓口のほうで試行として今のサービスをいたします。

○議長(吉村豊明君) 酒井良一君。

○13番(酒井良一君) とにかく行財政改革推進本部の中でいろいろと述べられましたけれども、とにかく私どもにとってはその実行されたことが余り目に見えてこないような状況なんです。そういうことで、これは後でも結構ですけれども、そういう今日まで改革された部分、それによってどれだけの削減があったのか、そういうことも後で一応書類として出していただければと、そういうふうに思います。とにかくこの削減、先ほども申し上げましたように、経費削減というのはどれを、どこを削減したらいいのか非常に難しい点もあると思いますけれども、今の改革の中で示されておりますように、とにかく経費削減が多くなって、やはり効率的な健全な行政運営をするということが目的でございます。そういうことでございます。

次に、2番ですけれども、先ほど述べていただきましたけれども、効果が出ていると思えますけれどもその効果について、どれほどの、金額的な効果ですね、これどのくらいあるか説明をお願いいたします。

○議長(吉村豊明君) 総合政策課長。

○総合政策課長(松本東亞君) 先ほどは重点数値目標を申し上げましたけど、金額的な数値目標も別途定めております。歳入の確保につきましては、5年間で約1億7,000万円の増収を目標とする、それから歳出の削減につきましては、5年間で4億6,600万円の削減を目標とされております。そういった観点からご報告を申し上げたいと思いますが、これにつきましても21年度までの積算となりますが、歳入につきましては1億3,700万円、歳出につきましては3億2,400万円の効果があっております。歳入につきましては、先ほどの目標値を5年間の分を4年間で見てみますと、既に159.3%の達成となっております。歳出につきましては、これはまだ4年間でございますが87%程度、5年間で頑張れば92%の達成効果になるかと考えております、予想しております。

○議長(吉村豊明君) 酒井良一君。

○13番(酒井良一君) 10年間で、今回は集中期間ですので5年間っていうことでございますけれども、お話今聞きますと、非常に順調に進んでいると、そういうふうにかがえます。

2番目の件ですけれども、不用額ですね、これは一昨日甲斐議員のほうからも質問をされておりましたけれども、非常に不用額が、20年度より1億円ぐらいたまふえてきとるわけですよ。この不用額は21年度が3億9,800万円、それと、これは予備費が1億8,200万円ぐらありますけれども、21年度が、今年が、今回が5億円ですね。そういうことで、予備費を引きますと、1億円ぐらですか、ふえてきとるわけですよ。

これは昨年度も監査の決算報告の中でも一応述べてはおります。とにかく不用額を出さない

ように今後は努力をしてほしいというようなことで、監査意見の中に出しておりましたけれども、今回はそれ以上に不用額が出ておるといことは、何に問題があったのかなというふうに考えますけれども、その点いかがでしょう。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 不用額についてのご質問でありますので、これは不用額については甲斐議員のときにも一般会計、特別会計というご質問がありましたけれども、ただいまの数字につきましても、一般会計でもありましたので代表する意味で一般会計の条件についてお話ししたいと思います。

ただいま質問の中にもありましたように、全体の不用額が約5億円で、そのうち予備費が1億7,000万円程度ですので、残りの3億3,000万円程度が実質の不用額というような状況で残っているというような内容であったかと思えます。

確かに、町のほうとしては当初予算に計上します内容は、1年間の見込み額を計上させていただきますので、当然見込み額どおりに執行いたしますのが本来の町の行政事務のあり方というふうには思っております。ただし、年度途中におきまして、早い段階でありますれば他の事業への振りかえ等によりまして調整させていただきまして、例えば入札残等が出ます場合に、その残分を新たな事業に展開するような議会への提案をさせていただいて有効に活用していくといった手法をとらせていただきますので、補正予算の考え方もありまして、当然その流れができていけば補正予算によりさらに精度の高い予算と執行がイコールになっていくというふうに思います。

しかしながら、年度が後半になりますとなかなか補正予算での調整もできかねる状況も出てまいりますので、あえて無理な執行をするということではなく、必要がない予算の残あるいは入札残につきましても、無理な執行をせず繰り越すことによって翌年度の自主財源を確保することによって次年度の予算あるいは行政事務がスムーズにいくようなことでやっております関係で、結果として、今監査委員の立場、議員さんの立場から不用額が多過ぎることのご指摘がありましたので、その点については、財政担当といたしましてもなるべく過大の不用額とならないようには調整していきたいと思っておりますけれども、その分については特に、町長の今日の答弁の中にも、将来の公共施設の整備にはある程度の財源が必要になってくるので、財源の余裕がある場合には基金への積み立て等も考えながら進めるというような答弁があったかと思えます。そのような部分で、3月の補正段階においても、そういう状況がありますればこれまでも基金への積み立て等を行いながら、翌年度への不用額についてはなるべく適正な範囲になりますように努めてきておりまして、今後ともそういった姿勢では臨みたいと思っておりますので、ご理解いただきながら進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 酒井良一君。

○13番（酒井良一君） ただいまの答弁の中ですけれども、この不用額が多く出ている件について、定期監査並びに決算審査の中でも各課において指摘はしてるわけですが、委員会で

すね、それから協議会、これは大体出先機関のほうでセンター関係で、そういう項目で出ておりますけれども、これが決算審査の折にも、まだそうした委員会を開催してないとか、それと旅費ですね、旅費もまだ執行してないとか、そういうことを往々にしてこの4年間感じておりました。そういうことがこうした不用額を生み出してるんじゃないかと思っております。

ただいま課長のほうからも説明ありましたが、とにかくその予算ですね、予算編成のときにこういうことも前年度を踏まえて十分に検討をして、各課に対してのそうした予算編成を考えてほしいと、そういうふうに思っております。

それで次は、これは22年度、今執行中ですけれども、ただいまも申し上げたように、22年度に21年度を踏まえた収支を織り込んだといえますか精査して、やはり下げるとこは下げる、非常に効率的にやっているとこはそうした支出を上げていくとか、そういうことをやっていると思っておりますけれども、現在のところそうした不用額にかかわるような、今の時点ですね、現時点でないのか。不用額を出さないようなものを、区分でいいますといろいろありますけれども、そうした執行状況の現在のところをお尋ねしたいと思います、順調にいったらどうか。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいま22年度の執行状況ということでございます。監査委員さんのほうで定期的に監査いただきながら各課の執行状況についてはチェックいただいております、その都度ご指摘いただいているようでございますし、各課ごとでありませんとその辺具体的に申し上げれませんので差し控えさせていただきますけれども、基本的には、監査委員さんのご指摘もありますし、また町長のほうからも、町の行政の執行の中では四半期ということで、最初の4月から6月まで、それから次に9月まで、また10月からということで、前半の3カ月、3カ月、それから後半の3カ月、3カ月ということで、年間を通じた確かな執行をということで、町長のほうからもくどく職員のほうには指示いただいておりますので、先ほど21年度の監査の時点で、監査時点ではなかなか執行がないものが見られたということでもありますし、本年度においても他の事業の進行状況から、どうしても研修でありましたり会議の執行が年度の後半に入ってくるということは多ございまして、その辺は町長のご指導もあって、なるべく早目の執行をということで目指しておりますけれども、今の行政事務が膨らんできている状況の中でも、なかなか前半の中でうまく回せない状況もございまして、町長からも言っていることですので、再度本議会終了後、課長会議等もありますし部長会議等もしていただいておりますので、そういう中で再度全職員にそういった年を通じた早目の執行をするように再度申し伝えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 酒井良一君。

○13番（酒井良一君） 次に、3番に入りますけれども、削減の内容や内訳を具体的にということは非常に漠然としておりますので、一応質問したい件は、これは物件費ですね、物件費についてお尋ねをしたいと思います。

物件費といいますと、これは消耗品ですね、それから光熱水費、それに燃料費っていうのが

ありますけれども、私たちはよくこの需用費をしんから見るわけですから、この件については以前も一般質問で質問したことがありますけれども、とにかくこの需用費っていうのが非常に高い位置にあるかと思っております、この割合が。平成19年度には、これは需用費のほうですけれども、100億円ですね、それから20年度が106億円、それから21年度が107億円、毎年この需用費が、物件費ですね、これが上がるとる可能性があると思うわけです。

(「1億円だろう」の声あり)

あっ1億円ですね。失礼しました、けた違いで。町長、けたが違っておりました。失礼しました。

そういうことで、高い位置を占めとるわけです。これをやっぱり削減されてない今状況にあるわけですけれども、この原因は何でしょうか、お尋ねします、何が原因なのか。

○議長(吉村豊明君) 財政課長。

○財政課長(實取初雄君) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

物件費についてのお尋ねでありました。確かに、今申し上げられましたように、平成20年度が16億円、21年度が17億円ということで膨らんでおります。この全体的な物件費ということではそういうことなんですけれども、今酒井議員のお話にもありましたように、その中で消耗品とか修繕料だったり光熱水費だったり維持管理に必要な生活費が入っておりますし、大きなものとしては、ちょっと内訳お持ちしておりませんので申しわけないんですけども、大きく膨らんできているのは委託料関係が1つございます。

また、もう一つ物件費の中で大きく膨らんできているのが、どうしても職員数を抑えて人件費の抑制に努めております関係で、賃金っていう補助的な職員さんの数をふやして対応してきておりますのでその分も大きくなっておりまして、その委託料、賃金の増加に応じて物件費総額が膨らんでいるということがございますので、行財政改革のある意味では職員数の抑制に努めている反面、この委託料あるいは物件費の賃金が伸びてくるのはもともと想定しておったことでありまして、トータル的なもので、結果としては経費が削減できないことになるかもしれませんが、住民サービスの向上を図る中で経費が若干膨らむ部分は行財政改革としても、目標が住民サービスの向上ということですので、金額だけではなかなかご判断は難しいかと思えます。ただし、生活費としてあります光熱水費あるいは消耗品費等の抑制につきましては、皆さんご存じのように、昼間の事務所の電気の消灯だったり夜間の、なるべく必要最小限の照明の点灯であったり、できる範囲で取り組んでおりまして、その辺の取り組みも継続することによって、なるべく抑制できるものについては抑制していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長(吉村豊明君) 酒井良一君。

○13番(酒井良一君) 消耗品について、現在町のほうで、コピー用紙のほうは本庁のほうでは今一括購入をされておるといふうなことで聞いております。そこで、保育園、小・中学校、

それから出先機関ですね、センター関係、そういう方面もコピー用紙の一括購入といいますか、1年間一括購入っていうのは、これは置き場もございませんのでそういうことは不可能かもしれませんけれども、半年とかそういうことでできればかなりの削減効果につながるんじゃないかということも、以前も申し上げましたけれども、その考えはございませんか。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまの消耗品のうち、最も代表されますコピー用紙についてのお尋ねがありました。

コピー用紙、印刷用紙、紙類にはいろいろなものがあるかと思えます。色用紙だったり学校や保育園で使います少し厚手の紙だったりしますが、基本的な事務用に使いますコピー用紙につきましては、本庁あるいは保育園、出先機関も含めて、今管財係のほうで一括発注しております、それをお使いいただくというのが今基本として動いております。実際の入札のあり方ですけれども、四半期ごとに行っております。昨年度の途中からやっておりますけれども、四半期ごとで目標を定めまして、その単価を入札にすることによって安く抑えたいということで取り組みを始めておりますけれども、なかなか業者さんが限られておることもございまして、結果としては、5社程度の見積もりをもらってやっておるんですけれども、金額的には思った以上には下がらない状況がございますけれども、やはり競争での発注ということでやっていきますので、今後もその考えで進めていきたいと思えます。

学校関係が、まだ一括購入まで至っておりませんので、その辺はまた学務課、教育委員会あたりとも相談しながら、ただ学校事務の中ではコピー用紙の必要部数の把握と、それからとりに来てもらったりこっちから持っていったりする手間等も生じることもありますので、なるべく全庁一括の方向で検討はしていきたいと思えますけれども、学校についてもできる範囲で取り組むよう考えていきたいと思えます。よろしく願います。

○議長（吉村豊明君） 酒井良一君。

○13番（酒井良一君） できるだけそういう方向で進んでいってほしいと、そういうふうに思います。

次に、4番に移りますけれども、これ各種補助金等の見直しですね、整理、合理化すべきではないかというふうにしておりますけれども、まず初めに各種補助金対象、つまり財政支援団体といいますか、そういう補助金と、それと助成金ですか、そういう対象団体、これはどのくらいあるのか、そっちのほうの説明をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまご質問のありました補助対象の団体ということであります。

数といたしましては、22年度の当初予算ベースで私のほうで把握しているので、団体というのがなかなか難しい取り扱いにはなりますが、ただいまお話がありましたように団体の運営だったり事業を進めていただく場合の助成だったり、あるいは個別、例えば、特に環境生活課の

ほうでやっております太陽光発電だったりごみだったり、いろいろな個別、地域向け、個人向けの補助等もございますのでその数をということでは、なかなか毎年変わりますことでもありますし、補助金の数といいますか、補助事業の数ということで申し上げますれば、140ぐらいだというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 酒井良一君。

○13番（酒井良一君） 私がここに財政支援団体の概要の調査票を持ってるわけですが、農政課のほうでは35団体、それから人権教育啓発課のほうは8団体、それと西部町民センターですね、これが2団体、それから福祉課、これは保育所関係ですが、これが6団体ですか、そういうことで、先ほど課長が言われました小さい団体じゃなくして、私が今申し上げましたようなそういう団体のことですが、ここでこの調査票の中に、補助を受ける場合の補助申請というのがあると思います。結局、事業実績報告ですか、団体名はそうですが、それから決算の明細書をつけるというようなことでもありますけれども、この中で実績報告書がなくてもいいっていうような、こういうこともあるんですけども、これはあるなしというのがどこで判断されるのか。報告書の必要がない、収支報告書の必要がないっていうのはどこで判断されるのか、お伺いします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 今の補助金交付に当たりましては、基本的には補助金の交付申請があって、それに伴いまして実績があって、当然収支決算があるということでございます。今、ある場合とない場合ということ、また補助金申請におきましても補助対象分と単独分ということで申請を出していただきまして、決算の必要がないというものは、基本的には補助申請と全く同じ内容で執行された場合には不要だということで認識しております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 酒井良一君。

○13番（酒井良一君） こういうのがいっぱいあるわけですね。だから、私は何を言おうとしてるかっていうことは、やはり補助金をいただいて、その補助金というものが正確に執行されているかどうかということを知りたいわけですが、とにかくやりっ放しでは何に使ったかわからない状況じゃないかと思うわけですよ。だから、こういうことをお聞きしたわけですが、それとこの金額についても、かなり前から余り補助金の金額が変わってないと思われる状況にあるんですけども、補助金の申請については、これは毎年の申請になるのか、それとも継続するときに、何もなければ継続的にこの金額でいくのか、その点をお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまのご質問にありました、補助金の中には今いろいろな種類があるかと思えます。先ほど、35団体とか団体の運営に対して補助を交付しているもの、それと事業に対して補助を出すもの、あるいはイベント等に出すもの、さらには利子補給に対して補

助を出すものがございます。したがって、単年度、町の会計もそうでありますように、各年度ごとの執行でありますけれども、場合によっては継続的な中で執行されるものが一部特別なものとして入っておると思いますけれども、基本的には予算計上前に概算の要求を各団体等からいただき、それをもとに各担当課では予算を計上し、それをもとに、その範囲で各団体におかれましては補助金の交付申請をされ、それに基づいて最終的な、補助申請ですから当然事業計画があって、それに基づいて執行が終わった段階で実績なり収支報告をされて、補助金の交付時期っていうのはその事業の状況でまた異なると思いますけれども、補助制度に見合う形での補助交付時期を見据えて執行いただいていると思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 酒井良一君。

○13番（酒井良一君） 時間のほうも少なくなってきましたので、次5番ですけれども、ただいま5番の1ということで、次の2番は支援団体、これは負担金等もございます、支援団体がございますけれども、これも事業報告の有無があるわけですからけれども、そしてこの団体に際して削減可能性があるなしですね、それと廃止の可能性はあるなしっていうのが出ておりますけれども、これは毎年精査されとるわけですか、その金額について。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 補助金につきましては、本年も23年度の予算編成方針、それと編成要領を各課に示しておりますけれども、基本的な部分で、時間がないと思いますけれども申し上げたいと思います。

特に団体補助金につきましては、平成17年度において一律10%カットさせていただきましたし、その後も団体の状況に応じましてカットさせてきている状況でございますが、基本的な部分といたしましては補助団体のあり方として行政の責任分野のどの程度の位置にあるのか、経費負担のあり方、行政効果等について精査いただき、非交付団体の事務事業の実態を把握して総合的な見地から十分な検討を加え、今お話にもありましたスクラップ・アンド・ビルドあるいは受益者負担等により積極的に廃止、縮減の措置を講じ、積極的な節減合理化に努めるということで、補助金等の取り扱いについて定めたものでございまして、一つ一ついけば既定補助金との増額は特別な事情のない場合には認めない、多額の剰余金が生じている団体は運用状況を精査し削減、長期にわたるものは年次段階的な削減、これは難しいと思いますけれども、周期の設定をなるべくやっていただきたい。団体の事業目的が類似しているものは、あるいは零細補助金については統合・メニュー化を図られたい、食料品に対する補助金については、会議等におけるお茶や来賓等への昼食のほか補助金の交付目的と密接にかかわるものを除き認めないので、補助対象経費の精査をお願いしたいということで示しております、ただいまご質問のあった件については予算編成時においてそういうことでお願いしてるところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 酒井良一君。

○13番（酒井良一君） ただいま申しあげました件についてですけれども、これは生涯学習課それから人権教育啓発課、学校管理費の中にも、以前から先ほども補助金のほうでも申しあげましたように、この金額については余り変わりがないわけですよ。だから、これが必要性があるのかどうか、これは時間がありませんので詳しくは質問しませんが、こういう負担金についても十分精査されまして、もうこれ見直しの必要性があるかと思っております。

保健体育のほうで1つ申しあげたいのは、高遊原の相撲大会がありますね。これ菊陽町では参加してないということで、これ毎年5万円組んでありますけれども、こういうのも一応参加しなければ、これも一つの削減といえますか、そういうことも必要じゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 申しわけありません。今のは⑤のほうということで、負担金関係ですよ。

（13番酒井良一君「はい」の声あり）

今一つの例を申しあげられたと思います。負担金には、ご質問の中にはありませんでしたが、菊陽町内で活動をしている団体に対して補助金ではなく町が本来すべき事業でその団体でやっていただいているものに負担金として出しております。あるいは、今関係市町村でやっているものとして、阿蘇熊本空港関係とかいろいろあります中に、今の高遊原相撲大会がございまして、その関係市町村によって負担しているものと思っておりますが、確かに参加してない状況がここ何年か続いているというのは聞いたことがございます。ただし、この高遊原空港関係の市町村っていうのはこれまでも連携を図っていろいろな事業に取り組んでおる中でその大会への負担金の必要性については、再度23年度予算編成に向けて担当のほうからも意見を聞き、町のほうとしての方針も定めながら見定めていく必要があるんじゃないかなと思います。

また、負担金については菊池郡市で取り組んでおります菊池広域連合あるいは環境保全組合、それを筆頭に、いろいろな団体がおられます。団体がおられるというよりも町が進めるべきものの一部をその団体のほうで取りまとめていただいて、郡市内で統一して取り組んでいただいているような団体に対して各町村のいろいろな負担割合をもって負担しているもの、さらには熊本県全体あるいは九州、全国、それと、負担金として計上しているものについては事業への負担金というのも19の負担金補助及び交付金の中に入っておりますので、若干紛らわしい部分があると思いますが、後期高齢者医療の療養給付費負担金あたりも負担金の中で出しておりますし、保育所運営費負担金の私立あるいは町外の公立保育園の負担金、県事業の負担金等もそうですし、昨日、おととい質問がありました、期成会への負担金も同じ負担金ということで、負担金のもろもろの内容につきましてはそれぞれに目的があって、あるいは先ほども申しあげましたように、町が本来すべきものをその団体でまとめてやっていただいているもの、あるいはその団体でやったほうがよりその事業が効果的に効率的に進むものがあると思っております。したがって、それに参加している、参加していない等も含めながら、これらの団体

への負担金につきましては、各課等におきましてその団体への加入あるいは参加負担の必要性などについて検証しながら予算への計上あるいは執行を行っていく必要があるというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 酒井良一君。

○13番（酒井良一君） 行財政改革についていろいろと質問してまいりましたけれども、とにかくまだまだこの改革の余地はあるんじゃないかと思っております。

それで、まず行財政改革はこれは住民生活に直結をしております。住民の十分な理解がなければなかなか難しい点があるかと思えます。財源は、今後必要とする施策の経費改革が達成されたときに新たな自治体の姿を住民に明らかにする必要があるんじゃないかと思えます。行財政改革の目的や成果、目標を立案するためには収支の見通しを立て、これを分析することが前提条件ではないかと思っております。住民の安心・安全な生活ができるよう、今後町当局もこの改革に一生懸命取り組んでいただきたいと思えます。

以上をもって一般質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 酒井良一君の一般質問を終わります。

以上で通告されました一般質問は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時8分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成22年12月17日（金）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成22年12月20日（月）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成22年12月21日（火）

（ 第 8 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成22年12月22日（水）再開

（ 第 9 日 ）

菊 陽 町 議 会



1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(平成22年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成22年12月22日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 議案第44号 菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第45号 平成22年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)について

日程第3 議案第46号 平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第4 議案第47号 平成22年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第5 議案第48号 平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程第6 議案第49号 指定管理者の指定について

日程第7 議案第50号 町道路線の認定について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 坂 本 秀 則 君

2 番 北 山 正 樹 君

3 番 石 原 武 義 君

4 番 甲 斐 榮 治 君

5 番 芝 和 長 君

6 番 岩 下 和 高 君

7 番 佐 藤 竜 巳 君

8 番 大 塚 昇 君

9 番 福 島 知 雄 君

10 番 川 俣 鐵 也 君

11 番 吉 本 堅 君

12 番 小 林 久 美 子 君

13 番 酒 井 良 一 君

14 番 上 田 茂 政 君

15 番 梅 田 清 明 君

16 番 鍋 島 有 志 男 君

17 番 永 野 輝 全 君

18 番 吉 村 豊 明 君

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

14 番 上 田 茂 政 君

15 番 梅 田 清 明 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

教育委員長 三 島 誠 一 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

教 育 次 長 水 上 孝 親 君

総 務 部 長 大 川 育 男 君

福祉生活部長 眞 鍋 清 也 君

産 業 建 設 部 長 服 部 貞 夫 君

会計管理者兼  
会 計 課 長 吉 岡 典 次 君

総 務 課 長 阪 本 修 一 君

総合政策課長 松 本 東 亞 君

財 政 課 長 實 取 初 雄 君

税 務 課 長 廣 野 豊 徳 君

人 権 教 育 ・  
啓 発 課 長 堀 川 俊 幸 君

福 祉 課 長 渡 邊 幸 伸 君

健康・保険課長 宮 本 義 雄 君  
 町 民 課 長 堀 川 正 信 君  
 農 政 課 長 荒 木 一 雄 君  
 都市計画課長 坂 本 恭 一 君  
 商工振興課長 平 野 誠 也 君  
 図 書 館 長 堀 行 徳 君  
 生涯学習課長 佐 藤 清 孝 君  
 菊陽町代表  
 監 査 委 員 中 原 輝 男 君

環境生活課長 吉 野 邦 宏 君  
 武蔵ヶ丘支所長 村 田 保 孝 君  
 建 設 課 長 松 村 孝 雄 君  
 下 水 道 課 長 山 崎 謙 三 君  
 総務課長補佐  
 兼庶務法制係長 服 部 誠 也 君  
 学 務 課 長 松 本 洋 昭 君  
 農業委員会事務局長 志 垣 敏 夫 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪 本 健 治 君  
 書 記 山 川 真喜子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第44号 菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、議案第44号菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、議案第44号菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

その新旧対照表の第2条では、医療費助成の対象者の子どもの上限を「12歳」から「15歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者」に改正するものであります。

第5条と第6条は、条文の改正はありませんが、受給資格の認定と助成の申請を規定しておりますので、一応参考としてごらんください。

では次に、規約変更の議案をごらんください。

附則第1項で、施行期日は平成23年4月1日からとしております。

第2項は、改正後の医療費助成は、施行開始日の平成23年4月1日以後に受けた診療分が適用されることを規定しております。

第3項は、今回の対象年齢拡大に伴いまして、現在12歳の子どもについての受給資格の認定及び申請は、改正後の条例第5条第1項の規定に基づいて既に行ったものとみなすという規定でございます。

第4項は、現在13歳と14歳の子どもは、平成23年4月1日からの診療分が対象になりますので、その以前から準備行為としての受給資格の認定申請や保護者への受給証の交付を行うことができることを規定しております。

あと、一応参考までに、この条例で助成拡大の対象になります13歳、14歳、15歳の3学年の人数は、現在1,140人です。費用は、約1,000万円程度負担がまた新規でかかるという見込みであります。

この条例の説明を以上で終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 対象者が1,100人増というふうに言われたんですかね。それでは、近隣市町村の対応というのはいかなるような状況なのか、熊本市も含めてお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） まず、近隣市町村でございますが、熊本市は現在就学前までです。ですから、ゼロ歳児から6歳児まで。あと、隣接、菊池市のほうは、菊陽町の動きが先日新聞紙上でありましたので、23年度、菊池市もしようかというふうな動きがございます。合志市と大津町については、まだ情報は得ておりませんが、現在はまだうちと同じ小学校6年生までということですよ。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑はありますか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 後藤町長にかわられてから、いろいろな助成とか負担とか、そういうのがいろいろところで今後ふえてくる可能性があるのではないかなど。この前、前回の議会で、私が駅公舎というふうなことも質問したんですが、状況も変わっておるし、幾らかかってもせにやいかんのじゃないかというふうな答弁があったと思うんですけども。

一度こういうのを実施したとすれば、なかなか途中で、財源的にも厳しくなったということでも途中でやめることはなかなか難しいのではないかなどと思うんですが、町長は、金額的には今1,000万円ぐらいという話もあったかと思うんですが、積み上げということを考えますと、結構大きな額になってくるのではないかなどと思いますが、町長、その辺は、このように12歳から15歳までというふうに引き上げて、今後何の問題もないと考えておられるのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、今回中学生まで引き上げたいということでやっておりますけれども、財政運営につきましては、いろんなそういう経常経費的などところがありますけれども、そういったものには十分注意しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 議案第44号菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

の制定について、賛成の立場から賛成討論させていただきます。

この条例は、中学校3年生まで医療費無料化を平成23年4月1日から施行するものであります。こんなにうれしいことはありません。今吉本議員が質疑されましたけれども、益城町は早くから中学校3年生までやっておりますし、国も、この少子・高齢化社会で、何とか高齢化社会を支える子どもを産み育てやすいようにということで子ども手当も示しております。私たちも、この議会へ出て、子どもを産み育てやすい環境に全力で取り組んできたところでございます。

私は、若いお母さん方が少しでも子どもを産み育てやすい環境をと、また財政的に支援するためにと、平成3年12月議会で、3歳未満児の医療費を無料化していただきたいと一般質問しております。そのときの町長の答弁が、1歳未満児が全町村ほとんどで、3歳未満児は熊本県内で3%前後が現状であると答弁されていますが、平成4年6月に条例改正がございましたが、3歳未満児の入院だけが無料化になりました。子どもは、入院するまでもなく、通院することが多いのです。そこでまた、平成5年と6年に、3歳未満児医療費も通院も無料化していただきたいと質問しております。それから、就学前まで医療費無料化していただきたいと、小学校3年生まで医療費無料化していただきたい、小学校6年生まで医療費無料化していただきたい、中学校3年生まで医療費無料化していただきたいと、何回一般質問したでしょうか。中学校3年生まで医療費無料化だけでも3回質問しております。平成3年からですので、ちょうど20年になります。

後藤町長が選挙に出られ、マニフェストに義務教育まで医療費無料化と掲げられてから、とんとん拍子で中学3年生まで医療費が無料化になります。この場をかりて、若いお母さん方に成りかわりまして厚く御礼申し上げます。

よって、議案第44号菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成し、賛成討論にかえさせていただきます。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第45号 平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、議案第45号平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

議案第45号の平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

この件につきましては、歳入の区分ごとの増額や減額などがあり、また既定の歳出予算に不用額が見込まれるもの、または不足額が生じたものがあり、さらに状況の変化等により支出すべき事案が発生しましたことから、既定の予算に追加または変更を加える必要が生じたので、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページをお開き願います。

町長の提案理由にありましたように、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億303万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億333万3,000円と定めるものでございます。

また、第2条で繰越明許費を第2表に、第3条で地方債の変更を第3表によると定めております。

2ページをお開きいただき、まず歳入でございますが、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

1の町税5億2,826万3,000円の増額は、町民税、固定資産税及び軽自動車税の増額によるもの、16の国庫支出金3,352万7,000円の増額は、主に国庫負担金の増額によるもの、下のページで、20の繰入金1億6,557万2,000円の減額は、基金繰入金の減額によるもので、歳入合計といたしましては、補正として4億303万円を増額し、歳入総額を115億333万3,000円としております。

4ページをお開きいただき、歳出でございますが、これも款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

3の民生費5,857万4,000円の増額は、社会福祉費及び児童福祉費の増額によるもの、4の衛生費5,434万9,000円の増額は、主に保健衛生費の増額によるもの、下のページで、8の土木費1億8,454万4,000円の増額は、主に道路橋梁費及び都市計画費の増額によるもの、10の教育費2,578万3,000円の増額は、小学校費、中学校費、幼稚園費などの増額によるものでございます。

6ページをお開きいただき、歳出合計といたしましては、補正として4億303万円を増額し、歳出総額を115億333万3,000円としております。

下の7ページは、第2表の繰越明許費でございます。本年度内に完成が困難であることが予想され、年度内に支出が終わらない見込みがあります事業につきまして、繰越額の限度額を定めるものでございます。

款の土木費、項の3都市計画費で、土地区画整理事業の委託料、工事費及び建物等の移転補償等で3億4,400万円を繰り越しの減額として定めております。

8ページをお開きいただき、第3表の地方債の補正でございます。北小学校の夜間照明施設整備事業としての学校教育施設等整備事業債については、借り入れを行わず一般財源を充当するもので、その結果、地方債の総額を8億1,670万円としております。

9ページ以降は、補正予算に関します説明書としております。新たに計上したもの、補正額の増減額の大きいものを中心にご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1町税、項の1町民税、目の1個人、節区分の1現年課税分9,049万1,000円の減額は、説明欄の所得割を8,974万7,000円減額し14億1,833万6,000円に、均等割を74万4,000円減額し4,728万1,000円とし、次に目の2法人、節区分の1現年課税分2億6,900万円の増額は、説明欄の法人税割を2億6,000万円増額し4億611万7,000円に、均等割を900万円増額し1億1,424万円としております。

次に、項の2固定資産税、目の1固定資産税、節区分の1現年課税分3億4,708万1,000円の増額は、説明欄の土地を478万8,000円増額し7億9,188万5,000円に、家屋を9,963万9,000円増額し13億3,626万7,000円に、償却資産を2億4,265万4,000円増額し14億6,250万8,000円としており、下のページで、項の3軽自動車税は、267万3,000円増額し6,954万7,000円としております。

次に、款の14分担金及び負担金、項の2負担金、目の1民生費負担金、節区分の1児童福祉費負担金839万円は、保育所入所者の増により、説明欄の負担金を増額し、2億4,962万3,000円としております。

次に、款の16国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金、節区分の1社会福祉費負担金649万8,000円は、給付費等の増により、説明欄の負担金を増額し、1億3,159万8,000円に、節区分の5児童福祉費負担金2,082万9,000円は、保育所入所者の増により、説明欄の負担金を増額し、1億948万9,000円としております。

14ページをお開きいただき、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金で、節区分の5次世代育成支援対策交付金927万8,000円は、下のページの款の17県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節区分の3児童福祉費補助金中、児童環境づくり基盤整備事業費補助金を組み替えたものでございます。

上のページにお戻りいただき、款の17県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金で、節区分の1社会福祉費負担金324万9,000円は、給付費等の増により、説明欄の負担金を増額し、6,579万9,000円に、節区分の4児童福祉費負担金1,041万4,000円は、保育所入所者の増により、説明欄の負担金を増額し、5,474万4,000円としております。

16ページをお開きいただき、款の19寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金、節区分の2ふるさと寄附金13万6,000円は、2名分でございます。

次に、款の20繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、歳入が確保できたことから、全額を減額しております。

また、目の7土地区画整理事業基金繰入金1億6,442万8,000円は、本年度の保留地処分金、事業費の一部について、基金繰入金により財源の確保を図るものでございます。

次に、下のページで、款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入、節区分の4その他の雑入で、説明欄の返還金は平成21年度分の確定によります返還金でございます。

次に、款の23町債につきましては、先ほど地方債の補正で説明したとおりでございます。

18ページをお開きいただき、歳出でございますが、人件費の給料、職員手当等及び共済につきましては後でござらんいただき、46ページから47ページにかけて今回の補正に係ります一般職分の給与費の明細をつけておりますので、省略させていただきますが、今回期末・勤勉手当等の引き下げ等によりまして、時間外手当を除き、1,600万9,000円を減額しております。

その下の19ページでございますが、款の2総務費、項の1総務管理費では、目の1一般管理費で、節区分の19負担金補助及び交付金122万5,000円は、防犯灯の設置費に係ります2分の1の補助金で、光の森6町内、7町内、向陽台、新山及び八久保地内の設置が予定されております。

24ページをお開きいただき、款の3民生費、項の1社会福祉費では、目の3障害者福祉費で、節区分の20扶助費1,329万8,000円中、説明欄の障害者福祉サービス費は、生活介護、施設入所支援、療養介護サービス給付費等の増加等による不足分を増額するものでございます。また、下のページで、節区分の23償還金利子及び割引料1,284万3,000円は、前年度の国県負担金または補助金の額の確定による返還金でございます。

26ページをお開きいただき、目の11後期高齢者医療費で、節区分の19負担金補助及び交付金181万1,000円の減額は、説明欄の負担金を減額し、2億3,653万2,000円としております。

次に、項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費で、節区分の23償還金利子及び割引料150万7,000円は、前年度分の放課後子どもプラン推進事業補助金、多子世帯子育て支援事業補助金及び特別保育事業補助金の額の確定によります返還金でございます。

次に、目の4保育園費では、下のページで、節区分の18備品購入費314万6,000円のうち、救急用備品としておりますのは、県補助金を受けまして、公立保育所8園にAED、すなわち自動体外除細動器を設置するもの、また節区分の19負担金補助及び交付金3,827万5,000円で、公立分は広域委託入所者分の増額、私立分は入所者数の増などにより、3億3,243万8,000円とするものでございます。

28ページをお開きいただき、下のページで、款の4衛生費、項の1保健衛生費では、目の1保健衛生総務費で、節区分の13委託料309万1,000円は、妊婦健康診査受診者数の増に伴い、4,429万7,000円に、節区分の19負担金補助及び交付金72万6,000円は、地域特例交付金に算入されております大津菊陽水道企業団分の児童手当及び子ども手当負担金を、節区分の20扶助費3,126万9,000円は、子ども医療費扶助の不足額を増額し、1億5,726万9,000円としておりま

す。

また、目の2予防費で、節区分の13委託料839万円は、日本脳炎などの予防接種委託料の不足額を増額し、7,156万円に、節区分の19負担金補助及び交付金936万円は、新型インフルエンザ予防接種補助金の不足額を増額し、2,496万円としております。

30ページをお開きいただき、項の清掃費では、目の1清掃総務費で、節区分の11需用費102万3,000円は、プラスチック分別の変更を行うことに伴いまして、ごみの分け方・出し方の印刷製本費を予定しております。

32ページをお開きいただき、款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費、節区分の19負担金補助及び交付金で、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金39万9,000円は、県補助金を受けまして、園芸組合に対し、トンネルマルチ支柱抜き機及び緑肥等刈り機の購入に対する補助金を、水田地域営農体制整備支援事業補助金87万7,000円は、これも県補助金を受けまして、機械利用組合に対し、田植え機またはあぜ塗り機の購入に対する補助金を交付するものでございます。

34ページをお開きいただき、款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費で、節区分の22補償補填及び賠償金50万円は、南方大人足線道路改良工事に伴います流木等の移転補償費を予定しております。

次に、下のページで、款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費で、節区分の15工事請負費409万9,000円は、杉並木公園線の植栽工事などを予定しております。

また、目の3道路新設改良費では、36ページをお開きいただき、節区分の15工事請負費1,200万円は、北小学校原水駅線道路改良事業分で、交差点までの工事費を追加するものでございます。

次に、項の3都市計画費で、目の2土地区画整理費の増額は、菊陽第2土地区画整理における保留地処分金関係事業費等で、節区分の13委託料1,142万8,000円は、建物等移転補償調査委託料などを、下のページで、節区分の15工事請負費4,800万円は、下原堀川線の道路照明及び埋設物撤去工事を、節区分の22補償補填及び賠償金1億500万円は、次年度以降に予定しておりました建物等の移転補償を本年度で契約するものでございます。

次に、目の4公園管理費で、節区分の15工事請負費140万円は、菊陽杉並木公園ふれあい広場内の浸透ますのしゅんせつ工事を予定しております。

38ページの下のページでございますけれども、款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費で、節区分の13委託料62万円は、菊陽西小学校の児童数の増加及び将来の学級数を見据え、増築に向けた基本構想を策定するための業務委託料を、節区分の18備品購入費224万4,000円は、各小学校の児童数及び学級数の増加等により、机、いす等の管理用備品を購入するもの。

目の2教育振興費で、節区分の18備品購入費64万4,000円は、各小学校の学級数の増加等により、オルガン等の教材備品を購入するもの。

目の4学校給食費で、40ページをお開きいただき、節区分の7賃金378万円は、給食調理員の賃金を増額し、3,003万6,000円とするものでございます。

次に、項の3中学校費で、目の1学校管理費、節区分の15工事請負費250万円は、武蔵ヶ丘中学校の職員室が手狭なため、進路相談室の改修工事費を、また18備品購入費74万6,000円は、武蔵ヶ丘中学校の生徒数及び学級数の増加等により、机、いす等の管理用備品を購入するもの。

下のページで、目の4学校給食費では、節区分の7賃金198万円は、給食調理員の賃金を増額し、1,339万2,000円とするもの。

目の5学校建設費で、節区分の13、100万円は、菊陽中学校の改築のための実施設計におきまして、老朽化している部屋及び屋外便所等の改築工事分を追加するものでございます。

次に、項の4幼稚園費、目の1私立幼稚園費、節区分の19負担金補助及び交付金661万円は、説明欄の補助金を増額し、4,981万6,000円とするものでございます。

42ページをお開きいただき、項の5社会教育費では、目の10図書館運営費で、節区分の15工事請負費49万8,000円は、菊陽図書館から菊陽杉並木公園への通用門の設置工事を含みます駐車場の整備工事を予定しております。

44ページをお開きいただき、款の12公債費、項の1公債費、目の1元金3,226万9,000円の増額は、将来の公債費負担対策といたしまして、年利率6.3%以上の地方債の繰上償還が認められることになりましたので、当該繰上償還額を計上するものでございます。

下のページで、最後に款の14予備費を5,057万円増額しておりますが、これは歳入補正額が歳出補正額を上回ったものについて計上しているものでございます。

以上で説明は終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第46号 平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第3、議案第46号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 議案第46号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出の予算の総額にそれぞれ2,508万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を31億3,049万3,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、歳入では、保険財政共同安定化事業や高額医療費に係る共同事業交付金の増額、歳出につきましては、過年度一般療養給付返還金に係る諸支出金、退職被保険者等高額療養費に係る保険給付費の増額、共同事業拠出金の減額であります。

8ページをごらんください。

まず、歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

この8ページの下のほうでございます。款の10共同事業交付金、項の1共同事業交付金、目の1高額医療費共同事業交付金は637万6,000円、目の2保険財政共同安定化事業交付金は1,735万9,000円、それぞれ補正増しております。これらは、高額医療費による市町村財政の負担を緩和する交付金であります。

次に、9ページをごらんください。

款の13繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、事務費繰入金として89万円の補正増をしております。

10ページをごらんください。

歳出について、主なものについてご説明申し上げます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、保険証の発送郵便料として89万円の補正増をしております。

次に、11ページでございます。

款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の3一般被保険者療養費は、一般被保険者の療養費として168万円、目の5審査支払手数料は、レセプト増加による審査支払手数料として27万4,000円、それぞれ補正増をしております。

その下のところでございますが、項の2高額療養費、目の2退職被保険者等高額療養費は、説明のとおり、268万8,000円の補正増をしております。

12ページでございます。

款の7共同事業拠出金、項の1共同事業拠出金、目の1高額医療費拠出金は、説明のとおり、1,445万9,000円の補正減、目の2保険財政共同安定化事業拠出金は622万8,000円の補正増

をしております。

13ページでございます。

款の11諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目3償還金は、平成21年度分の一般療養費給付費分の返還分として2,545万円の補正増をしております。

款の12予備費、項の1予備費、目の1予備費は、219万3,000円の補正増をしております。これは、今回歳出に補正減が生じたので、この予備費により調整を行っているところでございます。

以上で説明終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第47号 平成22年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、議案第47号平成22年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） では、議案第47号平成22年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出の予算の総額にそれぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を18億1,596万9,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、歳入では一般会計からの繰入金についての補正増を行いまして、歳出については、総務費の補正増及び保険給付費の予算組み替えにより補正の増と減を行っております。

8ページでございます。

まず、歳入の内容についてご説明申し上げます。

款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2 その他一般会計繰入金は、12万6,000円の補正増をしております。この繰入金は、歳出の総務費、介護認定審査会費の財源に充てるものであります。

9ページでございます。

歳出についてご説明申し上げます。

款の1総務費、項の3介護認定審査会費、目の2認定調査等費は、認定調査員のパソコン購入費として12万6,000円の補正増をしております。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費、目の1介護サービス等諸費と10ページの項の3高額介護サービス等費、目の1高額介護サービス等費は、413万円の補正減と補正増で予算の組み替えをしております。

その、同じく10ページでございますが、款の4地域支援事業費、項の1介護予防事業費、目の2介護予防一般高齢者施策事業費は、補正額は0円ですけれども、節レベルで9万円の予算の組み替えをしております。

以上で説明終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第48号 平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、議案第48号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） では、議案第48号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページを開いてください。

歳入歳出の補正は、第1条歳入歳出の予算の総額にそれぞれ642万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億9,152万9,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、歳入では平成21年度分保険料に係る繰越金を、歳出につきましては熊本県後期高齢者医療広域連合に対する保険料納付金をそれぞれ計上しております。

8ページをごらんください。

まず、歳入内容についてご説明申し上げます。

款の5繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、平成21年度分保険料を614万5,000円受け入れて、これは繰入金に計上しております。

あと、この中で1カ所訂正をお願いします。節区分の1繰越金のところの「714万5,000円」のところを「614万5,000円」に訂正をお願いいたします。申しわけございません。

次の款の6諸収入、項の2償還金及び還付加算金、目の1保険料還付金は、平成21年度分の保険料還付金として27万9,000円の補正増をしております。

9ページでございます。

歳出についてご説明申し上げます。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金、目の1後期高齢者医療広域連合納付金は、繰越金を財源としまして、納付金を619万5,000円の補正増をしております。

款の4諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の1保険料還付金は、死亡者に対する還付金として22万9,000円の補正増をしております。

以上で説明終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。



## 日程第6 議案第49号 指定管理者の指定について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第49号指定管理者の指定についてを議題とします。

農政課長、内容の説明を求めます。

○農政課長（荒木一雄君） 議案第49号指定管理者の指定について説明いたします。

菊陽町総合交流ターミナル・菊陽町ふれあい農園の指定管理者を指定するための議会の議決を求めることについてでございます。

1、管理を負わせる公の施設の名称、菊陽町総合交流ターミナル・菊陽町ふれあい農園。  
2、指定管理者となる団体及び所在地、有限会社さんふれあ、熊本県菊池郡菊陽町大字原水5359番地。3、指定の期間、平成23年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、菊陽町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の第5条第1項第4条の規定に、「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的の効果的かつ効率的に達するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行う必要があるときは非公募によってもいい」と定められておりますので、それを根拠としまして、非公募方式により選定いたしました。

公の施設の性格について説明いたします。

総合交流ターミナルは、農業の振興や都市と農村の交流を図る目的で、国の農業構造改善事業の補助を受けて建設された施設であります。主とする農産物直売所への出荷に当たり、町の農家によるさん彩出荷協議会が設立され、10年を経た現在も、活発な農業生産、出荷が続けられ、毎年約2億5,000万円以上の売り上げで、農家所得の向上に大きく寄与しています。

また、規模、機能については、「さんふれあ」は総合交流ターミナル施設で、直売所、温泉、レストラン、大広間、その他の施設から成る総合施設です。これらを一体的に、効率的に管理運営する必要があります。

次に、地域等の活力を積極的に活用した管理について説明いたします。

さんふれあは、有限会社組織であり、次の6団体であります。菊池地域農業協同組合、菊陽町商工会、菊陽町畜産農業協同組合、熊本市酪農業協同組合、さん彩出荷協議会の6団体です。このように、菊陽町の農業、商業を牽引する組織で運営されており、これ以上の地域の力を集結できる組織はありません。この組織により、経営も毎年黒字決算を続けており、菊陽町の農業、商業に大きな経済効果を生んでいるものと思われま。

選定理由をまとめますと、現在の指定管理者である有限会社さんふれあは、平成15年より当該施設を管理するために第三セクターとして発足しており、その後平成18年から指定管理者制度移行時に非公募により指定管理者として選定され、「さんふれあ」の管理運営を行っております。その中で、設置目的に沿った利用促進と管理経営面において、不況時にありながらも成果を上げております。

また、今後施設整備の適切な管理とともに、経営方針においても集客力の増加のための積極

的な事業展開を計画していることなど、施設の設置目的を果たしながら業績向上が期待できる管理団体であることが理由であります。

また、ふれあい農園につきましては、交流ターミナルの附帯施設として、同じ管理委託者が両施設を同時に管理する体制で行うことが管理経営面においても合理的であり、利用者ニーズにも適切に対応できるものと考えます。

また、納付金については、営業利益の2分の1とします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 農政課長のほうで答弁をされるならば、先に言うときですが、7項目、まず提案いたしますので、十分控えてください。今回はまとめたやつはお渡ししません。

1番目が、再度、理由ということで今言われたんですが、指定管理者を非公募において有限会社さんふれあにする理由というのをもう一度。有限会社さんふれあを指定管理者にするという何らかのメリットがあるというふうに思っておりますので、そこをもうちょっと詳しくお願いします。

2番目が、今まで指定管理者として有限会社さんふれあと取り交わした条件と今後の条件で何か変わるところがあるのかと。変わるところがあるのであれば、わかるように説明をお願いします。

3番目、現在町が調査したところで、指定管理者を採用して利益が出ているところがあるのかと。

4番目、熊本県は公園等の管理において指定管理者制度を採用しているそうであるが、どのような契約の仕方をしているのかと。

5番目、県や近隣市町村での指定管理者制度の契約期間というのはどれくらいかと。

6番目、どのような方法でさんふれあの職員採用をしておられるのかと。

7番目、この「さんふれあ」の当初の目的というのは、農政の活性化を追求した予算のようでしたが、今後も農政の活性化だけを目的とした利用の仕方をされるのかと。

とりあえず7項目お尋ねいたします。

農政課のほうで答弁できないところは、町長が今も取締役という格好では残っておられると思いますので、まずは町長のほうからお尋ねをしまして、農政課長あるいは部長のほうで答弁を願いたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） まず、1番のメリットというか、選定した理由ということですけど、先ほど申しましたとおり、今まで5年間にわたり運営していただきました。近隣にはマイナス



というところも出ておりますけど、うちの施設においては、農産物も2億5,000万円以上毎年売り上げておりますので、そういうところが農家にも農家所得の向上に役に立っておりますので、そういうところはメリットかなと思います。

条件が前と変わったかということなんですけど、これは協定書の中にうたってあるかと思いますが、今まで毎年1,234万8,000円という納付金という協定を結んでおりましたけど、それを、施設整備とかに使っていただけるのもあるかと思いますが、営業利益の2分の1というふうなところに変えていきたいというふうに思っています。

3番のほかの町村が利益が出ているかということによろしいですか。

(11番吉本 堅君「はい」の声あり)

これにつきましては、大津町「岩戸の里」と四季の里、これについてはマイナスということですけど、ほかのところについては今のところ、菊池にあと6つほどありますけど、マイナスということはまだ聞いておりません。

(11番吉本 堅君「で、大津町の四季の里はどうなりました」の声あり)

四季の里は、公募により3年間の指定管理をしてあります。四季の里も同じです。3年間です。ほかの施設については、非公募で5年間ということです。

それから、県の公園とかっていうことですけど、KKWINGですけど、スポーツ振興事業団が今指定管理を行っておりますけど、これは5年間ということで契約されております。

職員の採用については、役員会で決められていると思います。

以上です。

(11番吉本 堅君「7番目を町長のほうにお尋ねしたいと思いません」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) この設置目的にあります内容を農政以外のほうの活性化のほうに生かせないかというふうな質問だったですかね。

(11番吉本 堅君「どういう考えかということです」の声あり)

これにつきまして、設置目的はありますけど、昨日商工会のほうで、地域の特産関係のほうのいろいろやっておりますが、そういった面での、いわゆるあそこのレストランの部分について、そういう利用ができないかというような話がありましたけども、これにつきましては、もともと国の補助をもらった制度でありますので、その辺を調査して、そういうのが可能であるかどうかをやった上で、さらにその利用度が上がるということであれば、さらにまた一方で、そのレストラン部分でいいますと、さんふれあ自体がやっていますので、そういう兼ね合いあたりは十分調査した上で、影響がどういうところにあるかというのはやった上で、拡大できる分については、またそういう、本来の目的から逸脱しないようなところの範囲内では考えてもいいんじゃないかというふうには思っております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 再度、今一番最後の町長の答弁のあったところで、当初は農政サイドの目的ということであったかと思うんですが、しかし農政サイドだけではなかったのではないかなど。集客ということも見込んでの温泉センターとかレストランとかというのもつくっておられたのではないかなど。その辺を考えますと、今後、その本来の目的を崩さないようにというふうな町長の答弁がありました。今後その農政サイドだけの目的のためにやられるのかというつもりでお尋ねしたところですから、そこをもう一度お尋ねします。

それから、さんふれあの株主総会が必ずあっておるとは思いますが、何年の何月何日に行われたのか、その場で、今後の有限会社さんふれあの経営の仕方について、だれからどのような意見が出たのか、そういう意見を出すような場面があるのかどうかという考え方でお尋ねをします。

それから、2回目で、しっかり町長控えとってもらわないと、また4問ばかり、四、五問お尋ねしますので。

2番目が、指定管理者制度を公募で決めた場合にどこに不都合が生じると考えておられるのか。

3番目が、4番目になりますか、町への納付の仕方として、昨日の説明では、売り上げの半分というふうな委員会での説明がありましたが、売り上げの半分で果たして大丈夫かなど。多分勘違いをされてのことで、今日は利益と、純利益の半分ということだと思いますが、じゃあ利益が出なければ、全く町への納付やら今までの寄附という行為が全く考えられないような場面も出てくるのではないかなどと思いますが、そのようなやり方で大丈夫なのかなど。

昨日の話をちょっとしますと、役員報酬、社員の給料だけは別枠として確保しておくというふうな話もあったと思うんですが、企業経営といった場合に、役員報酬というのは、利益が出なければ役員報酬はもらえないというのが私は当たり前のことではないかなというふうな思いもします。もちろん社員の給料も下げにゃならんかもしれません。その辺の考えが、企業経営として成り立つとを考えておられるのか、ここは町長にお尋ねをします。

それからもう一点ですが、今から公募型の指定管理者を募集しようとした場合に、今回否決でもあった場合のことを考えますと、来年4月1日から指定管理期間に入るとは思うんですが、これで間に合うというふうな考えでおられるのか、町長にお尋ねします。

まず、そこの4点か5点ですね。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 一度にたくさんのお話を言われましたので、もうわかるところから答えたいと思いますけども。

まず、いわゆるこの総合交流ターミナルの目的外のほうの活性化の再度の質問ですかね。この件につきましては、今言いましたとおり、これはもう国の、農水省の補助金をもらった事業でありますので、本来の目的を、これはもう農水省あたりとも、どの辺まで、いろいろ商工会

関係のほうからもあっておりますが、その辺がどこまでできるか、その辺は確認をした上でやりますけども、やはりこの施設は、現在この都市部と農村部の交流を目的としながら、農業の振興の活性化、そこに対するところということで、出荷協議会あたりがここでいろいろ、年間2億5,000万円ぐらい売っとられますけども、そういうのを大事にしながら、そして温泉、あるいはこの食の部分でも、何ていいますか、経営の活性化というか、非常に今温泉部門は厳しいところがありますけども、そういうものに力を入れていきたいというふうに思っているところでもあります。

それと、公募するのに不都合があるかということでもありますけども、この現状の中で、今本来の、この5年間、設置目的に沿ってこの経営をやってきておりまして、非常にこの出荷協議会との信頼もよくて、この出荷協議会からも引き続きさんふれあにさせていただきたいというふうな要望書も出ておるところであります。

そういった面で、公募しなくても、現在大変厳しい中で、経営のいわゆる努力もしながら、そして売り上げの拡大につながる場所についても今精いっぱいいろいろ取り組んでおりますので、非公募という方式で考えたところでもあります。

それから、この職員、従業員、役員の報酬は別枠でということでもありますけども、役員の報酬については、監査委員の方には報酬は出てるかと思っておりますけども、他の役員については、費用弁償的なものはありますけども、報酬としては役員の方々には、監査委員以外には出ないというふうに私は認識しております。

そして、利益の半分をとということで、見直しでありますけども、この見直しをするのは、近隣の、これまでは一定の1,200万円程度の、いわゆる納付金のところを明記した文がありましたけども、現在のこういう情勢の中でそれを確保するというのは非常に、21年度は達成いたしましたけども、非常に厳しいところもありまして、さらには、何ていいますか、この近隣の類似施設の中でも、そういった、こういった利益の2分の1というふうな、そういうような契約の方式をとっておりますので、そちらのほうに組みかえて、できるだけさんふれあの中でも、利益が出た分については、従業員あるいはそういったさんふれあ自体の取り組みに使えるようにということで、今回変更のほうを考えているところでもあります。

否決されたとなりますと、これはまた、もともと町の施設でありますので、そうなれば直営方式か、またはそういった公募ということになりますけども、その辺、今回この提案しとりますので、ぜひ議員の皆様方には、今有限会社さんふれあが精いっぱい努力しながらこの次の事業もまた指定していただきたいという、そういう申し出もあっておりますので、ぜひご理解いただいて、採決で認めていただくようお願いしたいと思います。

(11番吉本 堅君「町長、2番目の株主総会が何月何日に行われて、どのような意見が出たのか、だれから出たのか」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 株主総会は、大体四半期ごとに行われておりまして、その四半期ごとの経

過と、次のまた四半期に向けたところのどういう取り組みを展開していくか、そういった内容のものが議論をされておるところであります。

失礼しました。株主総会は、取締役会と勘違いして、取締役会が四半期ごとにやっておりまして、株主総会は、年1回はありますけども、あとは必要な場合にあってるような状況であります。

(11番吉本 堅君「そのときにどういう意見が出たのかというのは記憶ございませんか」の声あり)

意見としましては、いろいろこの厳しい状況の中でどういった、やはり集客力をふやすためにはどうしたらいいとか、そういうところでいろんな意見、アイデアとか、こういったことをやったらその集客力につながるんじゃないか、またイベントの必要性、景品の見直しの内容、そういったものについての意見が出ております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今町長の答弁の中で、さんふれあはずっと売り上げ黒字を続けていると。昨年も、平成21年度ですか、20年度の話だったかな、寄附金として1,234万8,000円かなんかを満額納めたというふうな話なんですけど、私は、その1,234万8,000円にしましても、たまたま富士フィルムさんからの燃料の補給ということもありまして、燃料代が浮いて、たまたま納められることができたのではないかなと、そういうふうに内容的には受け取っております。

そこで、この指定管理者の指定について、議会に提案する時期としておくれたという考えはないのか。今町長の答弁では、これを認めていただかんことには、来年4月1日からさらに公募型というふうなことでやらざるを得んということなんですけど、私は、そういう考え、発想自体が、もうちょっと余裕を持って、6月議会あるいは9月議会ぐらいからこういう提案をしとくべきではなかったのかと。ここで否決されたのであれば、これはその間「さんふれあ」を閉鎖するしかないのではないかなと思うんですけど、この提案をされる時期としておくれたという考えはありませんか、再度町長にお尋ねいたします。

(産業建設部長服部貞夫君「1つだけいいですか」の声あり)

いや、町長で。

(産業建設部長服部貞夫君「吉本議員さんの言われのは全然違うのがありますので、1つそれだけ」の声あり)

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） 今言われました富士フィルムからの熱供給については、今年4月からでございますので、この21年度についてのあれはもう違います。そこだけは了解していただきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 否決された場合のということでもありますけども、それと時期がどうだったかということでもありますけども、時期的には、いろいろその経営状況等も見ながらの判断であ

りますので、今回の時期でそういったおくれたというところは感じておりません。

○議長（吉村豊明君） 質疑中でございますけれども、しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時4分

再開 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 素朴な疑問を申し上げたいと思います。教えていただきたい。

今吉本議員からいろんな疑問が出ましたが、それを考えるにつけても、この5年間という指定期間がここにありますが、通常考えて、大体町長の任期の範囲とかその辺におさめるべきじゃないかという考えも持ちますが、何かこの5年間については法的な根拠があるものかどうか、あるいは5年間とする合理的な理由があるかどうか、その1点を教えていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 法的根拠というのは別にありませんけど、維持管理中心であれば大体3年ではないかなと思いますけど、これは人的サービスや事業計画を中心とした施設でありますので、5年が妥当ではないかなと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 議案第49号について、反対の立場で討論いたします。

この有限会社さんふれあの唯一の大株主が菊陽町ということであり、あえて町から嫌われるような厳しい指摘はほかの株主さんのほうからは出ないのではないかなと、今後もその傾向は続くことが考えられると思います。今の町主導の事業経営で事業して成り立つとは考えづらく、一日も早い公募型の指定管理者制度にすべきと考えるところです。

その内容に関しましても、今までは毎年1,234万8,000円を町に納めるという、納付金として納めるということになっておりましたが、名目寄附金ということで、利益があっただけというふうな状況、たまたま昨年度は満額を納められたというふうな状況であります。売り上げに

期待を持ってないからこそ、このような提案を議会のほうに出されたんではないかなと、利益の半分だけを町に納めると。これを決めてしまえば、もう5年間は議会の関与というのは全くなくなるんじゃないかなと思います。

やっぱりこういうふうなことは、毎年売り上げを議会が十分チェックをしながら、予算が足りなければ議会の議決を得て予算をそこにつけるといぐらいのことは必要ではないかなという思いを込めまして、この議案第49号に反対するものです。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 議案第49号指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

通称「さんふれあ」ですね、この施設は。先ほど課長答弁のとおり、この施設は、農業支援・活性化対策として農水省の補助を受け、できた施設でありまして、私一般質問でもちょっと触れましたけども、平成12年6月9日に本町の直営店としてオープンしまして以来、平成15年4月1日は第三セクター、平成18年4月1日に指定管理者制度が導入され、現在のさんふれあが指定されております。一時、売り上げ、客数あるいは利益等が下がってきまして心配されました件もありますけども、平成20年、正確に言いますと5月26日に現在の営業体制になりましてから、精力的な営業展開をされ、さまざまなイベントあるいは催し物等が行われまして、活気を帯びてきまして、利益もV字型回復を示しております。

その回復が見られた原因としましては、原油価格の低下等で燃料費が削減できたというの明確に大きな要因であります。しかし、それ以外に、各経費節減に努力されておられ、少数精鋭で社員一丸となって頑張っている結果であろうかというふうに思っております。平成19年度の経費と21年度の経費を比較してみますと、人件費で約700万円、水光熱費で約1,670万円、衛生管理費で1,080万円、賃借料が700万円、合計で約4,100万円削減ができております。

また、この施設は、課長説明のとおり、営利だけを目的とした施設ではありません。先ほども述べましたように、農業支援・活性化対策として農水省の補助を受けた施設であります。この施設の農畜産販売所には、ご承知のとおり、農家の方々が納品、出荷されておまして、生産元あるいは集荷日等が明記してありまして、お客さんも安心して買い物ができ、評判も上々であるというふうに聞いております。

先ほどの吉本議員の指摘の心配も確かにあろうかと思っておりますけども、もうそういうところは、改善するところは改善していただいて、今後取り組んでいただきたいと。現在の組織で業績も回復してきましたことでもありますし、営業基盤をさらに強固なものとして、業績アップに鋭意努力をしてもらうためにも、再度有限会社さんふれあを指定管理者として指定することがベストであるというふうに私は思っております。

そういったことで、議案第49号に賛成いたします。議員の皆様のご賛同よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第50号 町道路線の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、議案第50号町道路線の認定についてを議題といたします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第50号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

道路法第8条第1項の規定によりまして、町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回ご承認をいただきたいのは、路線番号722号道明小山線、路線番号723号北沖野3号線の2路線でございます。

内容につきましては、参考資料の位置図によってご説明申し上げます。

道明小山線は、道明集落内のもとの国道443号の県管理の国道でございます。バイパス路線の完成によりまして旧道が町移管となりますことから、町道認定の承認をお願いするものでございます。延長、幅員につきましては、左上に記載しておりますように、延長が406.8メートル、幅員が6.8メートルから13メートルでございます。

次のページをお願いします。

北沖野3号線でございます。

場所は、沖野区が一番西側で、新山3丁目に隣接する場所になりますが、これは平成8年3月に開発行為により整備された道路でございまして、町道の要件を満たしており、町が帰属を受けて管理を行ってきておりましたが、町道認定の手続がなされていなかったため、今回承認をお願いするものでございます。延長が96.5メートル、幅員が6メートルでございます。

以上、2路線の町道認定について議会の議決をお願いするものです。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 一番最初の路線番号722号道明小山線、旧県道なのか、旧国道なのか、ちょっとわかりませんが、何かダブったのではないかなと思いますけど。この菊陽町への払い下げといいますか、町の管理下に置かれるということについて、何か現状での引き渡しな

のか、無条件の引き渡しなのか、その辺のところ、ちょっとお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） これは、旧の国道443号線でございます。管理は、県のほうで管理しております。国道ではございましたが、県の管理でございました。

この国道443号については、その道明地区から久保田のほうまで、ずっと大津のほうまで行っておりますけども、町は、国道443については、歩道の整備とか4車線化とかお願いしておりますんですけど、道明集落地内については、現道の拡幅等は、ちょっと家が建ち並んで困難であるということから、熊本市のほうにバイパス路線が完成したわけですけども、旧道についてはある程度の手直し等の工事を行ってもらって、舗装については、たまたま町の下水道と上水道管を布設したものですから、現在は本復旧、舗装が新しくなっております、それをそのまま引き継ぐという形になります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時27分



# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成22年12月24日（金）再開

（ 第 10 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (7日目)

(平成22年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成22年12月24日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第2 発議第4号 公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書  
(案)について

日程第3 発議第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)に  
ついて

日程第4 発議第6号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書(案)に  
ついて

日程第5 発議第7号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対  
し、現行保育制度の拡充を求める意見書(案)について

日程第6 議員派遣について

日程第7 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第51号 町(字)の区域をあらたに画し、及び変更することについて

日程第2 議案第52号 平成22年度菊陽町一般会計補正予算(第6号)について

日程第3 同意第5号 教育委員会委員の任命について

日程第4 発議第8号 TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉参加に反対する意見書  
(案)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 坂本秀則君

2番 北山正樹君

3番 石原武義君

4番 甲斐榮治君

5番 芝和長君

6番 岩下和高君

7番 佐藤竜巳君

8番 大塚昇君

9番 福島知雄君

10番 川俣鐵也君

11番 吉本堅君

12番 小林久美子君

13番 酒井良一君

14番 上田茂政君

15番 梅田清明君

16番 鍋島有志男君

17番 永野輝全君

18番 吉村豊明君

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

14番 上田茂政君

15番 梅田清明君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君  
教育長 赤峰洋次君  
総務部長 大川育男君  
産業建設部長 服部貞夫君  
総務課長 阪本修一君  
財政課長 實取初雄君  
人権教育・啓発課長 堀川俊幸君  
健康・保険課長 宮本義雄君  
町民課長 堀川正信君  
農政課長 荒木一雄君  
都市計画課長 坂本恭一君  
商工振興課長 平野誠也君  
図書館長 堀行徳君  
生涯学習課長 佐藤清孝君  
菊陽町代表監査委員 中原輝男君

教育委員長 三島誠一君  
教育次長 水上孝親君  
福祉生活部長 眞鍋清也君  
会計管理者兼会計課長 吉岡典次君  
総合政策課長 松本東亞君  
税務課長 廣野豊徳君  
福祉課長 渡邊幸伸君  
環境生活課長 吉野邦宏君  
武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君  
建設課長 松村孝雄君  
下水道課長 山崎謙三君  
総務課長補佐兼庶務法制係長 服部誠也君  
学務課長 松本洋昭君  
農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君  
書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（吉村豊明君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託審議をお願いいたしました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長において一括して報告を求めます。

順番は、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順といたします。

まず初めに、総務常任委員長大塚昇君、付託案件についての報告を求めます。

○総務常任委員長（大塚 昇君） 皆さんおはようございます。総務常任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、認定第2号平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務常任委員会に属する事項の認定について、認定第3号平成21年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2議案が付託されました。

12月17日、20日、21日の3日間にわたり、各担当課長及び係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議をいたしました。また、21日の午前中に現地調査を行いました。

まず、21年度の決算に直接関係ありませんが、JA菊陽中央支所東側の久保田台地、戸次上村から西へ免許センターまでの白水台地、そして下津久礼の処理場跡地を調査確認、その後、花立・八久保地区歩道の危険箇所の調査、光の森3丁目の交通安全施設、カーブミラー等の設置状況について、また光の森公共用地3.5ヘクタールの現況確認等調査、最後に南方・中尾地区小学生の通学時において、旧57号線横断の危険確認調査を行い、担当課より説明を受けました。

あと、委員より、交通安全施設の設置は人命にかかわる問題であり、早急な対策が必要である。光の森公共用地については、町の将来とあわせた長期的ビジョンの中での計画を早く示すべきとの意見がありました。

審議の経過につきましては、要点を記録した資料が配付されておりますので、主なものについて報告をいたします。

まず、出先の東部町民センター、三里木町民センター、西部町民センターについては、住民と直接接する施設ですが、少ない予算の中で効率よく運営されております。しかし、東部町民センターについては老朽化が懸念されます。

次に、税務課ですが、税の公平な徴収ということで、滞納者からの貯金差し押さえや物品差し押さえを行っているとのことでした。ちなみに、物品差し押さえは735件に上っております。

す。

次、総合政策課においては、子ども手当や後期高齢者医療制度など、大きく制度が変わるときは電子計算費、委託料に影響するののかという質問に、システムそのものが変わり、システム変更の委託料で対応しており、委託料については、現状のシステムで運用するなら減ることはないとのことでした。また、国の経済対策の一つである定額給付金事業では、約5億3,700万円が支給され、人数でいえば町内の99.57%の方が支給を受けたとのことでした。

次に、総務課ですが、巡回バスについては、路線やバスの大きさについて改善する余地はないかとの質問に、見直しを図る必要があるとの答弁でした。

また、花立区の分区については、平成23年1月の総会で花立区と南花立区に分区予定とのことでした。

また、消防団員の報酬基準の説明を受けて、報酬が安過ぎるのではとの意見が出ました。

また、消防機材は現在補助となっているが、消防団の組織率を上げるためにも、補助率を上げたり、全額町負担にできないかとの意見が出されました。

最後に、財政課です。年々減ってきてはいますが、航空機燃料譲与税、21年度は約7,400万円ですが、それに世帯数による算定とはの質問に、課長より、大字戸次、馬場楠、曲手、辛川のうち小字で143世帯が算定対象になっているとのことでした。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました2議案につきまして採決を行いました結果、認定第2号平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務常任委員会に属する事項の認定については、賛成多数により認定と決しました。

次に、認定第3号平成21年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成で認定と決しました。

これで総務常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしくをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 総務常任委員長の報告を終わります。

これより、各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第2号平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員会に関連していますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、認定第3号平成21年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第3号平成21年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に、文教厚生常任委員長川俣鐵也君、付託案件についての報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） おはようございます。文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

質疑内容は、レジュメを皆さん方にお配りしてありますので、それは省きまして、各担当課、担当支所の問題点提起だけを報告をさせていただきます。

まず、武蔵ヶ丘支所。光の森に将来複合施設の計画があり、支所機能も移転する予定であるが、現在の支所周辺は高齢者のひとり暮らしが多く、最低限の機能を残す出張所として残せないかという提案がありまして、これは執行部から検討するという返事でした。

2番目に、町民課。職員の昼休みの対応に非常に無理があるのではないかと。職員配置の検討が必要ではないかという問題提起がありました。

3番、健康・保険課の1、高齢化に伴って医療費の増大が懸念される。最先端医療や高額医療の使用は医療機関任せになっておるが、工夫の余地はないかというのが1点。

2点目、在宅介護に現在よりも手厚い補助金を使ってもいいのではないかという提案がっております。

4番、福祉課。病後児保育の施設が東部にはないと、西部に偏ってはいはしないかと、東部でも必要ではないかという提案がっております。

それから2番目に、シルバー人材センターへの補助金が減額になっておりますが、これを検討すべきではないかと。

5番、環境生活課の1、ごみ袋は現在大中小のサイズがあるが、ひとり暮らし世帯のためにももう一つ小さなサイズの袋が必要ではないかという提案。

2番目に、近隣市町とのごみ袋の価格の違いがあるが、検討すべきではないかという意見がっております。

6番、生涯学習課。夏祭りに対する町の補助金も含め、今の現行の夏祭りの意義を原点に返って考え直すべきではないかという、これはもうたびたび一般質問でも提案がっておりますが、再度行政のほうに要望が出ております。

7、中央公民館。窓口の対応が非常に愛想がないと、もう少し丁寧にするべきじゃないか

と。これはもう注文です。

8、南部町民センター。ここは、年間の行事を写真入りできれいに1年間のレポートが出て説明をしていただきました。非常に活発に工夫して活動されとる、矢野所長以下職員が頑張るとるように感じました。

9番、武蔵ヶ丘コミュニティーセンター。利用者が多種多様で、非常に多いと。それにもかかわらず、職員の管理体制が希薄ではないかと。これは考えてもらっていいのではないかという要望が出ております。

10番、ふれあいの森研修センター。非常に環境のいいところにありますが、特にキャンプの施設を今完全に無料開放しております。これを最低限、行政のほうとしてはごみを片づけたりいろいろ施設整備をしたりということで経費がかかりますので、有料に、多少なりとも有料にしたらどうかという意見が出とります。

11番、図書館。雑誌の内容について、例えばパソコン関係4誌について、すべてウィンドウズ系であるなど偏りが見られると。今後、もう一度精査をされて、さらに効率のよい運営をすべきではないかという、これも提案が出ております。

12、学務課。パソコン、電子黒板を導入したが、別に教材ソフトの充実が必要ではないかと、検討してほしいという意見が出ております。

内容についてはレジュメを見てください。

それで、文教厚生常任委員会に今回付託された案件というのは、認定第2号平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち文教厚生常任委員会に属する事項の認定について、認定第4号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成21年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成21年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5議案が付託されました。

今言いましたように、十分審議を尽くしました。2日間審議をしまして、3日目は、生涯学習課の部門であります菊陽町指定の文化財の調査、現地視察をしました。途中雨が降り出したもんですから、なかなか最後まで外に出て確認をするというところまでいきませんでしたけど、非常に有意義な現地視察だったと思います。

それプラス、今花立に小規模多機能ホームブロッサムつくれという施設があります。これは地域密着型サービス、菊陽町指定小規模多機能型居宅介護所、高齢者専用賃貸住宅と併設をされておりますが、ここを見させていただきました。それともう一つ、井口のグループホームげんきの家、施設種類が、地域密着サービス、菊陽町指定認知症対応型共同生活介護。認知症の高齢者に対し、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ、自立した生活を営めるようにする施設です。この2つの施設を見せていただきました。

雨が降り出したので、ひとつここはちょっとお断りをしようということだったんですけど、

施設のほうからぜひ見てくれということで、見させていただきました。この2施設とも非常に頑張っておられました。

以上、文教厚生常任委員会の審議内容についてご報告をしましたが、その結果についてご報告をします。

認定第2号平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち文教厚生常任委員会に属する事項の認定については、全員賛成で認定いたしました。

認定第4号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これも全員賛成で認定をいたしました。

認定第5号平成21年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、これも十分審議の上、全員賛成で認定いたしました。

認定第6号平成21年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これも全員賛成で認定いたしました。

認定第7号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これも全員賛成で認定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会に付託された案件については、十分検討の結果、すべて全員賛成で認定をいたしました。

最後に、委員会の審議の中において、非常に町民課その他学務課、それぞれの課がありますが、職員が、中央公民館じゃないですけど、今の仕事に精いっぱい、なかなか機転をきかせて動く、そのキャパシティの能力が目いっぱいだという切実な意見が出ました。確かに行財政改革の中で、職員というのは非常に絞って、菊陽町はほかの町と違って、職員一人頭の住民数も多いという中で頑張っておられますが、精いっぱい、町長の考えでぎりぎりの状態でやっておられるかもしれませんが、せめて町長にお願いをしたいことは、お忙しいからだとは思いますが、時間がある限り、それぞれの担当、各課を回っていただいて、一声かけていただいて、職員にハッパをかけていただきたいと。それだけでも、この220人の兵隊が、やっぱり町長から見守られとるという思いがあれば元気が出ると思いますので、お願いをしときます。

最後に、今日の日経新聞で、ちょっと社説のところでもいい記事が出りましたのでご披露します。途中からですから余り意味がわからないかもしれませんが。「よい戦略とは、わくわくする物語であるべき。自分たちの仕事はどう世のため、人のため役に立っているか、リーダーの語る物語を社員も共有できるなら、仮に仕事が大変でも、明るい疲れになるはず。間もなく仕事納め。年明けにトップが語る今年の戦略は聞く人をわくわくさせるだろうか」と。後藤町長、よろしくをお願いします。

これで報告終わります。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。



認定第4号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 認定第4号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

この国保税、国民健康保険につきましては、私も今年の9月議会で一般質問を行い、国民健康保険税の引き下げと、また国への国庫負担の増額をぜひ町としても求めていただきたいということを質問を行いましたので、趣旨はご理解いただいていると思います。

国保税については、そのようにこれまでも引き下げを求めてまいりました。国保税は、町の場合、一たん数年前に引き下げが行われましたが、私が町民の皆様をお願いした、町政に要望するので何が一番高いのかとお聞きしますと、やはり第1は国保税の引き下げです。といいますと、繰り返しになりますが、9月議会でも、所得が300万円の方で、ご夫婦、子ども2人で、国保税は30万円から40万円ということで、所得の1割が国保税ということになります。非常に高い負担ということです。平成21年度、町の国保加入世帯は4,482世帯、8,543の方が加入をされています。今、以前は国保世帯は、自営業の方とか多かったんですけども、長引く不況の中で、リストラによる失業者や定職を持ってない臨時や派遣の青年労働者や高齢者がふえているという状況があります。リストラによる失業者には一定の免除制度ができましたが、やはり払いたくても高過ぎて払えない人がふえているのが事実です。その上、滞納世帯への短期保険証の発行や資格証明書の発行で、病気になっても医療を受けられない。また、今医療費の負担が非常に所得の低い方には重い負担となっており、こういう事態も生まれています。この国保財政の急激な悪化の要因は、もう皆さんもご存じのとおり、1984年の国による国庫助成金の引き下げが決定的です。それ以降、国庫負担の削減が行われ、その一方で住民負担率は増大し続けています。

繰り返しになりますが、今国庫負担の引き上げがどうしても必要です。また、町としても国保税の引き下げを、ぜひ今後一層また努力をしていただきたいということを述べて、反対討論とします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） 認定第4号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

について、賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険健康事業は、国民健康保険制度を支える地域保健としての役割から、低所得者や高齢者の加入割合が高く、財政基盤が脆弱であることという構造的な問題を抱えています。急速な人口の高齢化や医療高度化により医療費の大幅な伸びと、長く続く経済の低迷により、保険税収入は伸び悩むなど、依然として厳しい財政状況にあります。

また、国民健康保険制度を堅持し、医療制度を持続可能なものにするために、医療制度改革が平成18年度から順次実施され、後期高齢者医療制度の創設や生活習慣病予防に関する特定健診・特定健康指導の医療保険者への義務化など、国民健康保険事業にも大きな変化をもたらす改革も実施されました。

このような状況の中で、本町の平成21年度国民健康保険特別会計におきまして、健全で安定的な運営を図るため、厳しい社会情勢の中でも保険税の収入確保がされ、また病気の早期発見、健康管理のために特定健康診査や人間ドックの健診助成を行い、その健診結果による生活習慣病対策として特定保健指導が実施されております。決算額におきましても、4,684万円の繰越金を生じて、医療費などの支出に対しては適正な収入が確保され、厳しい中にも財政運営が行われていることを確認できます。

今後とも、国保税の税込対策には、低所得層に配慮を加えながら、収納率の向上に努めていただき、また疾病予防のために生活習慣病予防対策事業を実施され、健康で生き生き暮らせるまちづくりを町執行部にお願いしたいと思い、賛成討論といたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第4号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成21年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第5号平成21年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成21年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 認定第6号平成21年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

この介護保険のことにつきましても、私は数回議会で一般質問等で取り上げてはいますが、この制度がスタートして、そのたびに国民の費用負担がどんどんふえるこの制度です。また、利用したいときに利用できない介護保険とも言われています。

制度の発足から3度の見直しがありましたが、そのたびに国民の費用負担がふえ、サービス利用が抑制され、事業所が受け取る介護報酬も下がっています。また、介護保険料、利用料については、特に介護を受ける場合、利用料の1割負担ということで、実際必要であっても、なかなか経済的に受けられない、そういう方が多いのも事実です。特に低所得者への減免が必要であるということで、この間再三要望してまいりましたが、なかなか町としては実現できていません。

やはりこういう介護保険につきましても、やっぱり利用できない人への対応、また介護保険料がなかなか払えないという人への対応も、町としてはやはり住民の暮らしを守るという立場からぜひ必要であります。なかなか実現できてないということがありまして、反対討論とします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 認定第6号平成21年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は、家族や家庭の介護への負担を軽減し、多くの高齢者や介護の必要な方が住みなれた地域で生きがいのある生活を営んでいただくという制度であります。

本町は、都市開発整備に伴い、人口は年々増加していく中、65歳以上の高齢者の方も増加し、介護が必要な方もふえている状況であります。また、平成21年度は、介護保険制度の大幅な制度改正もあり、介護報酬についても3%が増額され、介護に要する費用も増加している状況であります。

なお、21年度は第4期菊陽町介護保険事業計画のスタートの年でもあり、保険料基準月額、今後の介護サービスの需要の増加、65歳以上の方の人口増加と保険料の負担を考え、前回の事業計画から500円増の月額4,800円と設定し、事業運営を実施してまいりました。平成21年度の決算は、繰越金が3,119万円となっております。ある程度の余剰金が生じていることは、計画に沿った運営が行われているものと考えます。

今後、町執行部には、高齢者人口の動向や介護を必要とする方の要望を聞き、計画的な運営を行っていただき、皆保険制度の安定した事業運営にご尽力をお願いし、賛成討論といたします。委員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第6号平成21年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 認定第7号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

この後期高齢者医療制度については、高齢者を75歳という年齢で区別するうば捨て山制度と批判をされてスタートしたものです。民主党政権も、参議院選挙前、後期高齢者医療制度廃止ということで公約に掲げられたところもありますが、今年7月23日には、後期高齢者医療制度廃止後の新制度案が、また骨子が発表され、8月20日に取りまとめられています。ところが、制度廃止とは名ばかりで、やはり医療を社会保障としてしっかり受ける権利ではなく、コストと支払うべきサービスとして、医療費を抑制する仕組みを引き続き引き継ぐものとなっています。

今後、また次の制度等明らかになる中で、いろいろ問題点が出てくるかと思いますが、やはりスタート時点から、75歳以上の高齢者を差別する、そしてまた医療費が上がれば上がるほど後期高齢者の保険料もふえていくというこの仕組みそのものも問題であると考え、反対討論いたします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 認定第7号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療保険事業は、被保険者の方々が安心して医療を受けられるよう、熊本県内のすべての市町村が加入する広域連合が設置され、制度運営を行っております。

平成21年度決算において714万円の繰越金が生じておりますが、今回の補正予算に計上されているように、そのほとんどを平成22年度熊本県後期高齢者医療保険納付金として納付することとなっておりますことから、健全な財政運営であることが確認できます。

また、平成21年9月に発足した民主党政権では、現制度を廃止し、平成25年4月から新しい高齢者医療制度を創設する方針が打ち出されています。新しい制度の運営主体はどうか、安定した財政運営はできるのかなど、その検討の推移に注目しております。

今後とも、効率的な制度運営により、被保険者の皆様がより適切な医療を受けられるよう、高齢者を初めとする町民一人一人がより以上に健康管理に努め、健康で生き生きと暮らせるよう町執行部にお願いをいたしまして、賛成の討論いたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第7号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員長佐藤竜巳君、付託案件についての報告を求めます。

○産業建設常任委員長（佐藤竜巳君） それでは、産業建設常任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、認定第2号平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち産業建設常任委員会に属する事項の認定について、認定第8号平成21年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、陳情第22号T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書の採択に関する陳情について、以上4議案が付託されました。

17日、20日、21日の3日間にわたり、服部部長、各担当課長及び係長から説明を受け、質疑応答を行い、慎重審議いたしました。

また、21日には現地調査を行い、横道2号線里道3カ所、長塚団地というところを見て、午前中で終わりました。

審議の経過につきましては、重点を記録した資料が配付されていますので、主な点だけ報告いたします。

それでは、認定第8号からまいります。

馬場地区で下水道管が埋設されていないために接続できてない土地があると聞いたが、ほかにはないのかということで、馬場地区に1軒。この1軒については23年度工事で対応したいと考えていますということです。

同様なケースはないのかについては、お尋ねしたところ、調査するというので、南方区が1軒あるということでありました。

次に、原水工業団地にソニーと同程度の水量を使用する企業が進出した場合に下水の容量は大丈夫ですかに対して、同程度となると無理するが、ある程度のまでは大丈夫ですということでした。

認定第9号に対して、電話料（マンホールポンプ）とは何ですかのお尋ねに対しては、マンホールポンプと役場との通信を電話回線で行っています。異常発生時に連絡があるようになっていますということでした。

次に、農業委員会に移ります。

平成21年度実施された婚活の成果はということで、男性28名、女性34名、計62名の参加で、結果は、男性のほうが欲がなく、成果はなかったということです。

農業年金の件についてお尋ねがありました。

それに対して、今の年金は掛け捨てではなく、掛金はすべて返ってくるので、以前の農業年金と違います。また、掛金は税の控除にもなるということでした。

T P Pは農業委員会か農政課かに対しまして、農業委員会としては、11月の委員会で全員賛

成で可決したということでした。

だれが企画したのかというのは、農業委員会で企画したということになります。これは婚活のことになります。

続きまして、農政課に移ります。

資源環境型豚舎等施設使用料での契約更新時に見直しをする意思はあるのかに對しまして、見直しは必要だと考えているということです。

その維持管理については、役場は関与しているかに對しまして、関与はしてません。使用者で維持管理を行っているということになります。

農機具保管庫の借り上げ料の説明をということで、2件で、馬場と馬場楠の2カ所だそうです。

上井手改良改修工事の件ですが、事業期間内に絶対に完成させなくてはならないと思っており、今後の対応と対策についてというお尋ねに對して、延長約180メートル区間が施工不能であるから、今後も解決に向けて努力したいということでした。

次に、商工振興課に移らせていただきます。

平成21年度及び22年度に合わせて300万円を超える人参焼酎補助金を今後も続けていくのかにつきましては、中止してもいいのではないかと。しかし、最大の目的は、菊陽町のPR及び知名度アップを図ることにあると考えておるとのことでした。

富士フィルムの第5期工事計画に伴う杉並木公園の一部の土地の交換のための調査費を計上されてあるがということでしたが、第5期工場を誘致するため、事前に工場敷地を確保する必要があるから調査費を計上したということでした。

次に、建設課に移らせていただきます。

住宅使用料の収入未済額823万3,000円についての滞納者は何人かに對して、全体で37名の滞納者がいるということになります。

それに対して、内容と町の対応はということで、催告書を出しているということになります。悪質な滞納者に対しては法的な処理も考えなければならないというお考えでした。

道路植栽管理業務委託については、変更が5件あるがというお尋ねに對して、当初予算がないため、業務委託に計上できなかったが、入札残で対応できるようになったため、現場の状況に応じて変更で対応したということになります。

白川改修・立野ダム建設促進期成会負担金について、立野ダムはどのような状況ですかに對しまして、今のところ中止だそうです。

最後に、都市計画に移らせていただきます。

これは、前に建設課にもありましたけども、図書館横からバイパスまでの工事が23年3月まで完成の予定ということでしたが、これは都市計画のほうの部分に入りますので、最後に書いてありますとおり、平成23年3月末までに、中央分離帯を撤去した交差点の開放が

厳しい状況にあります。中央分離帯を撤去しないで、バイパス熊本方面から下原堀川線への左折、下原堀川線からバイパスの左折での交差点の開放については可能性があるということで、検討しておりますということでございました。

以上が私たち産業建設に付託されました経過でございます。

なお、付託された4案件につきまして、採決を行いました結果、認定第2号平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち産業建設常任委員会に属する事項の認定については、全員賛成により認定と決定しました。

認定第8号平成21年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決定いたしました。

認定第9号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

陳情第22号T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書の採択に関する陳情については、賛成多数、3対2で採択と決定いたしました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。議員各位の同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより認定第2号平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 前回の議会で、全体会の説明の中で、私が一般会計に対しまして、財産に関する調書ということでの説明を求めようとしたんですが、委員会のほうで説明をいたしますということでした。ちょっとこの説明資料のほうに載ってなかったものですから、再度どういう状況であったのかということでお尋ねいたします。

ページ4ページの出資に関する権利という欄がございます。その中で、旧財団法人というふうなことなんでしょうが、熊本県畜産開発公社分での60万円の減額、それから残つとるやつもあるわけですね。旧財団法人熊本県農地管理公社分ということで、19万2,000円というのはそのまま残ってるようであります。その下のほうで、旧財団法人熊本テクノポリス技術開発基金分ということで1,375万円、それからその下の熊本テクノポリス財団分ということでマイナス1,900万円、それからもうちょっと下に下りまして、財団法人熊本開発研究センター分ということで24万4,000円、しめまして3,359万4,000円の減額となっておりますが、この説明は総務委員会であったのかどうか、どのような説明があったのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 総務委員長大塚昇君。

○総務常任委員長（大塚 昇君） ただいまの質問について答弁をいたします。

熊本県農業公社の出資金は、畜産開発公社が現在廃止されておりますので、それを、出資金



を全額町に返したということでありました。それと、そのあとは、私たちの総務委員会では説明があっっていなかったと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 内容的には総務の内容と思いますが、財政課長、どうしてこれを説明されなかったのか、あるいは町長、どうして説明をされなかったのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 吉本君に申し上げます。委員会に付託されました議案に対しましては、執行部の質疑は認めません。

（11番吉本 堅君「説明すると言うてあったけんです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 認定第2号平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

私は、反対のために反対をするものではありません。町民の皆さんの要望をしっかりと議員として取り上げ、またその願いに沿うように討論を行っています。

また、議員は、行政の、特に決算議会などは、チェックする役割がありますので、そういう立場で厳しく、こういうことは問題だということは指摘しながらやっていきたいと思ひます。

また、賛成討論される方は、もちろん自分の言葉でおっしゃっていると思ひますけれども、町からしっかりいろいろレクチャー受けてされてるんだと思ひますが、やはり良識ある討論をお願いしたいと思ひます。

それで、認定第2号ですけれども、菊陽町一般会計の主要な施策の成果では、かなり1年間、児童福祉対策として、待機児童の解消を図るため、私立の認可保育所2園の開設の支援として2億4,769万3,000円の支出がされています。

また、道路新設改良については、皆さんもご存じのように、横道合志線の跨線橋開設工事委託など、ほか数件行われています。

また、特に施策を見まして、町独自でどういうことが行われてるかという視点で見ると、義務教育施設の整備の中で、学習サポーターは町独自で配置をされ、学力の向上に努められていますので、この関係する方の努力があるのではないかとこのように思ひます。

このように、後藤町長になられまして、また民生費等の増額など、努力されてることは評価をしています。

しかし、一方で、平成21年度は、税金の行政手続で預貯金の差し押さえが行われました。税

の公平化という名のもとに、これは県も指導してですけれども、もちろん税務課の方の職員の方々は一番大変厳しい大前線で行政の中でも仕事をされていますので、その辺の苦労は理解をしています。しかし、公売会でも見られますように、本当にお茶碗一個から、税金を納められない人から差し押さえをする、そしてまた生活があるにもかかわらず、預貯金からも差し押さえをするということで、何と753件、2,300万円の預貯金の差し押さえというものが行われました。私は、これは住民の福祉を守る立場で問題だということを指摘しておきます。

今大変危険なのは、2011年度税制改正大綱でも徴税権力の強化の方向が打ち出されています。

2点目は、人権啓発推進費です。教育のほうでもいろいろ額は上がっていますが、人権啓発推進費は、2,756万9,792円の中の団体活動助成金401万円の支出です。この点については、この間も、やはり運動団体にこういう補助金を出すのは見直すべきではないか、ほかの町は減額をしているので、菊陽町でもぜひ検討していただきたい。

また、以前私は、かなり助成金が残っているときがありましたので、残っているのであれば、次年度から減額すべきではないかということのを再三指摘をしました。しかし、これは、ほかの団体の補助金が削減する率だけで、ほとんどチェックされ改善されていません。

さらに、子ども学習会の問題もあります。講師謝金として399万7,900円が執行されています。先生が1回学習会に行かれますと、2,200円です。また、ほかの講師は、4,000円の方だったり、1,500円だったりありますけれども、この特定の地区に長年教師を派遣することは、日本国憲法第26条教育の機会均等に反するのではないかと私は考えます。この辺は、また3月議会でも町の意向をお尋ねしたいと思っておりますけれども、もちろん学力向上はとても重要ですが、それは特定の地区の子どもだけの問題ではありません。毎年特定の地区に約400万円の予算が長年使われてきていることは公正ではありません。そして今、教師は多忙で、心の病気を持っている、多くなっているということも指摘されていますけれども、この教師の多忙化をさらに助長しています。継続すれば、いつまでたっても同和地区が残存し、同和問題の解決の弊害となって、新たな差別をつくることになります。

なかなか菊陽町は、こういう改善するところはほかのところをなかなか見ないというところがありますけれども、山鹿市では、平成14年3月の地対財特法失効以降、発展的な改善を図ることとし、地区内外を問わず、すべての子どもを対象にした学習会へ移行したいというふうに教育長が答弁をされています。

やはり、この菊陽町でも、今の現状をしっかり踏まえ、町長のリーダーシップでぜひ早急に改善する必要があると思います。

以上、特にこの中でも強く改善を求める2点を述べまして、反対討論といたします。

賛成討論の方は、ぜひ自分の言葉でよろしくをお願いします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） 小林議員に一言言いたいところがございます。

討論の中で、賛成、反対の中では、何か不都合なような、奥歯に何か詰まったような言い方をされないほうが私はいいと思います、個人的な見解ですから。

それでは、認定第2号平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成のための賛成から、立場で討論を行います。

まず、歳入につきましては、町税全体の徴収率を前年度から94.2%まで引き上げられました。徴収につきましては努力の成果がうかがわれております。

一方、歳出では、繰越明許費の執行はありますが、限られた財源をもとに、効率的で効果的な事業の推進により、町の将来を見据えた事業が実施されております。

具体的な政策で主なものとしましては、保育園の待機児童の解消を図るために私立園の認可保育所2園を開設され、また武蔵ヶ丘につきましては耐震補強、また中学校に音楽教室の空調設備などが整備され、子どもたちの医療助成が6年生まで拡大されたことです。これも独自の施策として展開されています。

次に、横道合志2号線の道路改良に、防犯灯や交通安全施設の整備などが実施されました。

次に、ごみ減量化リサイクルの推進、太陽熱温水器並びに太陽光発電の推進などに取り組みられ、地球温暖化対策を見据えた環境事業が推進されております。

次に、限られた予算の範囲内ではありますが、活力ある産業を保つための政策に取り組まれています。

先ほど人権問題について小林君が長たらしいお話をされましたが、皆様方もご承知のとおり、同和対策特別事業につきましては、実績のための時限立法である特別措置法は、同対審答申に基づき、昭和44年から施行され……

（12番小林久美子君「ゆっくり言ってください」の声あり）

わかりました。再三延長などに、14年3月までの33年間にわたり、同和地区における劣悪な生活環境が、今や経済状況の改善は着実に成果を上げてはいますが、なお差別意識の解消という問題は依然として残されております。そのために、人権尊重の立場を粘り強く啓発活動を展開し、差別を生み出している心理的土壌を変えていかなければなりません。平成8年に地域改善対策協議会意見具申が総理大臣あてに提出されていますが、その中で、特別対策は事業の緊要性に依拠して講じられているもので、状況が整えば、できる限り早期に一般に施策を移行すべきであります。今後は差別意識の解消に向けた教育並びに啓発の推進に努めていくことが大切であります。

平成12年度に施行されました人権教育並びに人権啓発の推進にかかわる法律に、地方公共団体は基本理念にのっとり、国の連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育並びに人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定しています。

本町におかれましても、なお結婚差別、落書き、差別事件が山積、多発しておるところでございます。一般施策といたしましても、今後の差別解消に努めていくことが大切ではないでし

ようか。

最後に、行財政改革の推進の事務事業評価の実施、住民の皆さんの協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりに取り組まれております。

このような施策を展開する中で、地方債年度末残高は、前年度末から約2億8,000万円の減に抑制され、一方で基金の年度末残高は、一般会計総額で約1億円増の39億1,000万円が確保され、このことは健全な財政運営に心がけられている成果だと考えております。

これらのことから、平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算につきましては認定すべきものでございます。翌年度の繰越額として計上されました6億4,000万円の事業が早急に進められ、また今後とも効率的で効果的な行政運営と財政の健全化に努めることをお願いし、私の賛成のための賛成討論といたします。

(12番小林久美子君「賛成のための賛成で何でしょうか」の声あり)

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 先ほど自分の言葉で賛成討論をということでありましたので、私は総務委員会の関係で、先ほど税金の徴収について批判をされましたので、その賛成の答弁をさせていただきます。

現在、税収が大変減少する中で、税務課の職員の皆さんも大変努力をされて、徴収に励んでおられると思います。この税の公平さを欠くというのは、大変不平等であろうかと思えます。一生懸命働いて税金を納める人、また理由がなく税金を納めない人がいらっしやると思えます。それを税務課の職員の方々は、ちゃんとそのお宅に出向いて、聞き取り調査等を十分行って、その対策を講じて、ある程度いろんな理由を聞き入れながら、税金の徴収、また差し押さえ等、貯金の差し押さえ、また物品の差し押さえ等を行っているとのことでありました。

そういうことで、適切に、税の平等という点でちゃんと徴収をされているものと思えますし、少ない税収の中で、収入未済が少しでも多くなると、また大変批判を受けることもあるかと思えますし、十分その点においてはしっかりとされているものと思えます。

その他、ほかの税務課以外の件につきましても適切に処理されているものと思いき、私は総務関係を主に賛成の立場で討論、賛成の討論といたしたいと思えます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 認定第2号平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

私は、先ほども言いましたとおり、全体会の中で、財産に関することという思いで質疑をし

ておたつつもりでおります。委員会のほうで説明をするからということで話は終わっておたつんですが、町長も、総務委員会ですから当然町長も出席されておるはずなんですが、やっぱりたとえ3,359万4,000円といえども、議員からの指摘があつとるにもかかわらず、説明がないと。ちょっと安易に考えておられるのではないかなと。今後もそういう態度であつてはいかななという思いを込めまして、反対討論といたします。納得ができないということでもあります。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） 平成21年度の菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論をいたします。

できるだけ重複しないように、問題点を人権教育に絞って話してみたいと思います。

全体的に1つだけ残念だったのは、計画された中で、外国青年招致事業の双方の交流が、例の新型インフルエンザの流行によって中止された、これはいたし方ないことかというふうに思いますが、ぜひひとつ継続して進めていただきたいものだというふうに思います。

さて、ご指摘のように、決算審査でありますので、3月の予算で、十分その主義なり、政策なり、いろんな見方で議論を展開して、多数決によって決定されたのをもとに、それぞれの各課で目的に応じてどのように予算が執行され、それが適正だったかどうかということがこの監査審査の主な目的であります。監査委員の報告にもありましたように、少し問題点は点々と見受けられるけれども、おおむね良好であると、財政状況も健全であると。やや硬直化の様子も懸念されるけれども、今の状態で進めていってよろしいんじゃないかというような指摘であります。

人権教育の問題について移りますが、これはもうご存じのように、法が改正されて、一般法に変わったのが平成14年であります。基本は、昭和40年に出された同対審答申をもとに、全国的に委員会で調査をした結果、大きく差別事象がハード面、ソフト面で指摘されたということから、手を打ってこなかったがために、特別措置法という特別な手当てをしてきたということはお存じのとおりであります。

歯どめはかなり改善をしたということを調査報告でも出されておりますし、地域でもそういうような状況は見られました。しかし、心理面、教育面、こういう問題では、たびたび私も取り上げておりますように、高校進学率の問題や、あるいは高校中退率の問題、そして就業の問題、ひいてはその生活の家庭のサイクルの問題にまで発展して、環境整備を行いながら学力をつけ、一般と同じように生活できるように手だてをしよう。そして、特別法が解消されるに当たって、そういう課題はるる残っているので、引き続きこれを各都道府県で、市町村で取り組みなさいと。この課題は原則として国の責務であるし、国民の大きな課題であるという位置づけでございます。

そういう意味で、本町でも、県でも条例をつくり、その目的に沿って予算化し、事業を展開しているということでもあります。随分普及したことによって、心理的な面の改善も進んでおり

ます。しかし、先ほど上田議員も指摘されましたように、全国でも、本町でも、本県でも、やはりその差別の後は絶っておりません。

一例を挙げます。これは21年度予算に関係しませんけれども、ひいてはそこを経た上での差別事象だと思います。12月10日に、私今保護司をしていますので、保護司と更生女性の会の研修会がありました。この中で、人権問題として、人権教育啓発課からもお見えになって、そのお話をされました。その話の中に、本町で、あるコインランドリー、そこのところで若い女性の、これは婦人だということのようですが、会話がなされているのをその近くにいた女性の方が聞かれたところの会話です。その内容は、「私もよそからこっちに嫁に入ったけん、詳しくはわからんばってん、あそこはいろいろあるってたい。あそこん人が学校や役場に何か言うと何でも通るってじいちゃんたちが言っとらした。じいちゃん、ばあちゃんが、あそこん者とはつき合うなて言わすけん、そうしとる」というような会話を、その2人の会話をそばにいた女性の方が聞かれていたと。非常に自分では心が躍り、非常にくやしい思いをされたというふうに聞いております。そして、その場で勇気を持って、自分の地区についての差別と偏見に満ちた発言じゃないかということを受けとめながら、そこで踏ん張って言われたそうです。「それはどういうことなんですか。一体何でしょうか、何のことですか」というふうに聞かれたところが、その2人の女性はそそくさとその場を逃げるようにして帰られたと、こういう事件であります。

これは、この方は、すぐ帰ってお父さんにこの状況を報告され、そして小学校の先生を通じて人権教育課がこれを受けとめられ、対応をされたというふうなことのようにございます。

やはりここで示されますように、正しい人権学習を受けているかないかによっての差が大きく出ているというふうに指摘されます。このお父さんは、いろいろ学校や人権教育課に要望をされているようですけれども、1つは、町民にこういった問題をどういうふうに思われるか聞きたいということをもまず第1点。発言された方の特定は望まないけれども、町や学校からの人権教育啓発でじんわりと理解してもらっていきたくと。よそから嫁に来たような何も知らない人にじいちゃん、ばあちゃんが間違った考えを植えつけるのは極めて残念であるというご指摘をされているそうでございます。

私も、高校に勤めておりまして、地区の子どもとも何件かかわりをいたしました。もう10年ぐらい前にもその実例をお話ししましたが、復唱しませんけれども、やはり言葉一つで命を落とすという重大な影響をもたらすものであります。

先ほど小林議員のほうから、学習をすることによってかえって差別を助長し、増幅するんじゃないかという指摘がありました。全く逆であります。知らないからこそ、そういうことを見聞きし、証拠もないものを真に受けてそういうような言動に移るといことがいかに怖いものか、こういうことを私は、このいろんな事例を聞くたびにそういうことを強く思うところでもあります。

一般質問でも、人権問題としてお二方が主張され、大いに人権教育をやりなさいと厳しく励

ましの発言もあったようでございますので、非常に心強くしたわけではありますが、やはり踏まれた者でないとその痛みはわからないと言われますように、そういうことをやり過ぎてやり過ぎるほどはないというふうなことがこの人権教育だというふうに思いますし、やはり正しいことを十分家庭にも、地域にも広めていく、我々議員ももつともつと勉強し、差別の現実を学んでいこうではありませんか。

そういうことを含めて賛成討論といたします。関係議員のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 私は、賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

1つは、予算を編成するとき、私はこの予算に賛成をしております。ですから、今度の認定については、それが適正に運営されているかどうかと、執行されているかどうかということについての賛否であろうかというふうに理解をしております。

監査委員の監査によりますと、若干の問題は含んでおるようです。例えば公債費比率あるいは経常費比率がだんだん上昇をして、財政の硬直化、このおそれがなきにしもあらずという指摘がございます。それは、今後の中でみんなが知恵を出して解決していかにかんというふうに思います。全体としては、その執行に大きな瑕疵はないというふうな意味で賛成の討論をいたします。

ただ、今問題に出ておりますこの人権啓発推進費、その中の団体活動助成金については若干ご意見を申し上げておきたいというふうに思います。

これは、私も高校に長くおりましたので、同和問題が何であるかは十分承知しております。それから、その問題の経過がどういうふうな経過をたどってきたかも、本当に骨にしみつくように存じております。そのことは申しません。ただ、この団体活動助成金ということは、この対象になっておる団体は任意の団体であります。質問しましたところ、2つの団体に出しておるということですね。なぜ2つの団体かと、同和関係の運動体であればほかにもあると思うがと、そこには出さないのかと聞きましたら、いや、菊陽町にはその2団体しかない、だから2団体に出しておると、こういう返答でございましたけれども、先ほどから出ておりますように、もう法的根拠が失われております。法的根拠が仮にあったとしても、公的な機関が任意の団体に活動助成金をやれるものであるかどうか。そういう基本的な問題が存在するというふうに思っております。これをもし、その法的根拠もなく許すものであれば、ほかの任意の団体が助成金を申請してきたときに、それにどう返答するのか、困るんじゃないかというふうに思います。

ただ、この人権関係、同和関係のことにつきましては、歴史的に非常に厳しい経過がございました。ですから、これがここに予算として上がってきておる経過については、私は一応の理解はしておるつもりです。しかも、一定の期間、これは支給されておりますので、それを一遍

に解消するとかそういったときには、これは相手のある問題ですから、なかなか右から左にいく話ではないというふうに思います。そういう目でずっと眺めておりましたけれども、いまだにこの辺についてはほとんど変わりなく出てきておるということです。これも、総務委員会でも指摘をいたしました、性質としては、だんだん縮小していくとかそういった方法をとるべきものであるというふうに思います。

もし、先ほどの永野議員のおっしゃったように、そういう事象があるということも私は思いますけれども、必要ならば、ほかの法的根拠をきちっと整備をして、団体助成金を出すなら出すというふうにするべきではないかと。日本は法治国家でありますので、その辺は尊重されてしかるべきではないかと、そのご意見を申し上げ、しかし全体としては公正に予算が執行されておるという意味で賛成討論といたしたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第2号平成21年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長の報告は認定とするものです。この決算は各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時25分

再開 午前11時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第8号平成21年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第8号平成21年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第9号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、認定第9号は認定することに決定いたしました。

次に、陳情第22号TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書の採択に関する陳情について質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 委員長にいろいろとお尋ねをしたいと思います。

この陳情に書いてある文言の中ですが、まず「貿易立国として発展してきた結果、我が国は世界で最も開かれた農業物純輸入国となり、食料自給率が著しく低下した」という文言があります。この貿易立国と食料自給率についての具体的な関係性を説明をお願いします。

2番目に、その下ですが、「農家所得が補てん補償されても」と、この前から読みますと、「例外を認めないTPPを締結すれば、日本農業は壊滅する。農家所得が補償されても輸入は拡大し、国内生産は崩壊していく」という文章がありますが、農家の所得が補償されるという

ことを前提としてこの陳情がつくられているというふうに読めますが、そのことに対して是非はあったのかどうかということです。

第3番目に、「EPAは交渉参加国の相互発展と繁栄を本来の目的とすべきである」としておりまして、この貿易関税の撤廃というのはまさにこの交渉参加国の相互の発展と繁栄を目指してやっているものだと私は理解をしております。その結果、我が国がTPPに交渉に参加してもこの目的は達成されないという、この我が国の目的というのは何だと認識されているのかお尋ねをいたします。

最後に、「我が国の食料安全保障」という言葉がありますが、食料安全保障を守るべきとする、穀物なら穀物です、野菜なら野菜ですけども、魚なら魚です、そういうものの品目はどのぐらいで、そしてその自給率はどのぐらいあるべきと考え、そして足りない場合はいつまでに達成される予定があると言われて採決をされたのか、その今のところ4点についてお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 産業建設常任委員長佐藤竜巳君。

○産業建設常任委員長（佐藤竜巳君） この点に対しては、いろいろと議論はありましたけども、内容的には深く入ってませんけども、町長の答弁にあったように、まず国の決定が6月までには発表するとなっておりますけども、私の見解では、「農産物の純輸入国なり、自給率は著しく低下する」ということは、やはり輸入国である私たち、今9割が外国から輸入されております。それで、1割が国内のを使われておりますけれども、それを全体的に消費者に対してやはり理解していただかんと、自分たちの自給率は、まず政府が50%上げると言ってますけども、減っていることで、内容的にそういった消費者関係、日本の消費者関係に対しての理解をしないと自給率は下がっていくのではないかとということでございます。

次に、農家所得の補償については、まだ政府のほうからも、どういった関連で、どういった方向性が見出しませんので、私たちの中で、この間、産業建設の議論の中ではいろんな話は出ました。その中では、まず町から見た場合、大手企業や商工のいろんな面から見ると、税収は、やがて菊陽町の子算の1割強は税収があると。しかし、それに応じて、今農業所得に応じでは、総所得として約37億円、平成18年、22年になると30億円とって——平成18年は約37億4,000万円ぐらいで、それで22年に対しては30億2,000万円、約5年間で7億2,000万円ということで下がっております。面積自体も、耕作放棄地がふえて、農業者、後継者も少ないということから、やっぱりこれは国からの補償ということを経験として、6月まで、国がどのように補償すべきなのかを見合わせたいということが会議の中でも出ました。

次に、交渉参加国の相互発展と繁栄との本来の目的ということでございますけども、これはもう完全に私たち関係ではなく、本来的ならば政策のもとで見て、そして私たちもいろんな意見を出して、農業に理解すべきじゃなかろうかということが話し合いの中で出てます。

最後に、食料安全保障についてですが、これは、やはり日本の農業は今、皆さんもご存じのように、農業の限定とかいろんな面で、そういったものをつくってます。そういった点から、

私たちの日本の農業のいろんなものですが、私は非常に日本の農、安心・安全な、そしてよく皆さんにも理解していただき、先ほど述べたように、消費者にも、日本のは少し高いけども、そういった安全面からいろんなことを理解していただいて、そして国も、そういった輸入した場合、その差額を補償していただくならということをお話した点でございます。

以上が4点に対しての説明とさせていただきます。すいません。いいですか。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） それじゃ、そのTPPというものがなぜ必要になったのかというところからの質問をさせていただきたいと思いますが、関税を撤廃をしていく、その前にEPAとかFTAとかいろんなものがありました。過去、そういう貿易の自由化に関する話し合いが行われたときに、農業関係者のほうから毎回同じように反対という声が上がってきていました。その中で、過去5年間で、減少率22.何%でしたか、農家の方が離農されている。人数的には75万人の方々が離農されている。耕作放棄も、今の委員長の報告のとおりふえている。TPPのようなものが、仮に発効するとしても10年後ですよ。10年後に日本の農業が、現在のまま、日本の農業が私たち国民に対して食料を供給できる、安全保障って言うわけですよ、それを、道筋を示していないまま、この意見書といいますか、陳情が出てきた。TPPに反対して、食料自給を我々に任せろということであればお任せしたいですよ。確かに薬の問題とかいろいろなものがありますので、国内でつくられている野菜であったほうが私たち消費者は望むわけですから。

しかし、農家の方々の減少が進んでいる、もしくは農家の方々の平均年齢がどんどん上昇している。一方で、韓国は、いろんな国々と貿易の、その関税の撤廃が進んでいる。今日本の中の産業の空洞化が進んでいくということになったとするならば、その現象と食の安全保障ということについての2つ同時に支えないといけない、そのことに対しては議論をされて、その結果として採決されたのかどうか、それをお答えをいただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○産業建設常任委員長（佐藤竜巳君） その点に対しては出てませんでした。先ほど述べたように、やっぱり私たち建設常任委員会の中では、当初述べたように、町としてどうあるべきなのか、議員としてどう理解すべきなのかという点で採決をしました。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） そうすると、僕の質問に対して何ら答えがないという状況なんです。

農水省からの数値であるとか、それから経産省からの数値であるとか、この間JAの方が来て、自給率が40%から14%に低下すると。GDPでいうと4.1兆円余り減ると。もしくは、食料の加工とかそういう職場、そういったものも含めて340万人余り職を失うと。その根拠はどこにあるのかという、その根拠に対して皆さん方で調べて話し合ったのか。

これは、経産省からいけば、TPPに不参加の場合は、逆に10.5兆円、労働者としては81万人余りの労働者の職が失われるという数字上の違いがあります。この辺のところで、各省庁から出てきた数値に対してどのように調査をされて議論をされたのか、その経緯をお答えいただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○産業建設常任委員長（佐藤竜巳君） その点に対しては、いろんな議論はしてません。内容的に、北山議員さんがおっしゃったように、当初全協の中で皆さんに、経済連と菊陽町の農協支所からお見えになって説明を聞いたとおりでと思います。その資料に基づいて、私たち産業建設の中では、それを頭に入れて、そして同意をすべき、先ほども言いましたように、町として、税収の問題、そして農業をどういうふう理解するのかという点のほうからはいろんな意見は出ました。そういったところです。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） TPP交渉参加反対に関する陳情に対してですが、残念ながらこの陳情に対しては反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、農業の問題の話をするときにですが、現場で農業をされている方々と、農業をどのように生産をしていくのかという、その農業のシステムを考える。ちょっと例を挙げると、菊陽町にはソニーがありますし、隣にはホンダがありますが、その工場は現地の農家の方々と同じです。そこで生産し、出荷をすると、そういうことです。ただ、何を生産し、何を出荷するのかというのは、本社がすべて決めている。その本社機能として、今回はJAさんがこの反対の陳情を出してきたという立場です。本社機能が今までなかったために、僕は農業の衰退が長い間続いていると思っているわけです。

中でも、先ほど言いましたように、農業の方々の離農と、関係者、農家で働いている方々の平均年齢の上昇がとまらない。耕作放棄地はふえている。そしてもう一つ、いろんな農業生産の中にも、国とかJAさんとかいろいろ話をして決めたものもあるとは思いますが、例えば耕作放棄地を、新たな農業に参入したいという若い人が来たとしても、農地を借りるになかなか借りれないという問題があって、現在はやみ小作という方々が存在する。やみ小作の方々には、今回の民主党の戸別所得補償制度のようないろんな農業の補償制度が適用されない。したがって、新規参入が阻害されている。そういうことに対して、何らこの陳情のほうでは、自分たちの姿を変えない状態で反対をするというようにしか見えない。反対するんだったら、そのために何ができるのかということをやはりきちっと示すべきだ、そのように考えます。

今委員長が言われたように、90%余りは輸入してると思います、確かにそのとおりです。小麦は国内で生産できるのは10%余りです。大豆は5%です。トウモロコシに至っては数値さえも出てこない、そういう状態です。畜産をされている方々の飼料の75%は外国から輸入してる。もう既に日本の農業は外国に依存をしているんです。そして、農家の方々の離農がとまらない。今その農家の、ごめんなさい、90%余りの食料品あるいは衣料であるとか電気であるとか、皆さん方も恐らくLEDの電気をつけてみようと思って買われた方がこの中にもいると思いますが、どこ製だと思います。ほとんどが韓国と中国です。日本でつくってるっていうものを見たことはありません。

結局、かつては日本はそういうものを全部自分の国でつくっていた。それが外国にどんどんどんどん出ていってる。別な新聞でいけば、今年度、国内から事業所が9,600余りが撤退をして、過去最大だそうです。今日本の中で、産業の空洞化がとまらない。農業のほうの衰退もとまらない。こういう状況ながら、今国際収支で言うならば、1,400億ドルの黒字です。この黒字のおかげで、外国から食べ物や衣類や、さっき言ったような電気や機械や薬など、サービスなども外国から買っているわけです。その1,400億ドルの黒字というのは、産業界が競争の激しい外国に出て行って闘って獲得してくれたお金ですよ。今この産業が国内から出ていったときに、やがて外国から買えるそういう食料や電気や機械やサービスがあるのだろうか。そこに対してもポイントを絞っていかない限り、TPP云々ということは、片一方のほうからでは論ずることはできないというのが僕の基本的な考えです。

今、日本にとっての最大のライバルは韓国です。もう皆さんもご存じだと思いますが、サムソン1社の営業利益は、我が国のパナソニックとかソニーとか、主要電機産業の9社の合計した額より大きいんです。合計額より大きいんですよ、サムソン1社で。そして、今ほとんどの方が、テレビでは液晶のテレビを見てる方も多いと思うんですけども、世界の中で液晶ディスプレイは、1番目はサムソンです。2番がLG電子、そして3番目がソニーです。ところが、ソニーの液晶パネルはサムソン製です。この液晶ディスプレイというのは日本の会社がつくった、最初は、日本の会社が開発したんです。だけど、既に世界じゅうに売られている液晶ディスプレイの半分以上は既に韓国製です。韓国だけじゃありません。「沸騰するアジア」とかいうNHKのドラマを皆さん方も見られた方もいるかと思いますが、タイとかベトナムとか、そういうところでも、さまざまな企業がどんどんと成長している。やがては日本の、もうタイの会社は日本の会社を買収までしてます。やがて、我々の子孫は、タイやベトナムや中国の方々の下で働くということもそんなに遠い話ではありません。

現代自動車というのがあって、日本ではなかなか売れていないその韓国の車ですけども、現代自動車は、世界シェアで見ると、もう既にホンダを抜いてるんです。ホンダより多いんですよ。今その韓国やそういった国々がその市場との間で関税を撤廃をしていって、日本だけが乗りおくれたときに、日本の産業界がこの日本で生産をするメリットがどこにあるのかというようなことも考えていかなければいけない。隣に、大津に本田技研がありますので、その

方々と、働いてる方々とちょっと立ち話を何人かの方としました。そうすると、向こう10年先に私たちはこの工場に働いているかわからんよねっていうことをあの労働者の皆さん方が話合って、心配だね、そういう話をしている。僕は現実味があると思うんですよ、10年後だったら。ひょっとしたら、もうホンダはここにありません。恐らく東アジアのどっかに行ってる、可能性としては非常に大きいと思います。

僕が考えるTPPの本当の目的っていうのは、中国の市場開放だと思ってるんです。今アジアで生産されている完成品の9%は、日本は9%を輸入しています。ただ、先ほど言ったように、LED電球であるとか、ラジカセであるとか、いろんなものを見ると、そこにはマレーシア製、いろんな製って書いてあります。でも、中国は2%余りしか輸入していない。輸出する一方ですよ。その一方で、中国というのは技術的にはおくらしているという言い方がある。ところが、もう皆さんもご存じだと思いますが、日本から技術を持っていったあの新幹線、もう既に日本の営業速度を上回ったスピードをたたき出している。最近売り出されている電子機器商品の中で、部品の多くは日本製だった、つい1年前かその辺のところでの話ですよ。1年前か2年前ぐらいの話ですよ。今は、それが、日本の部品は34%に下落した。そして、韓国や中国製の部品がそこにたくさん使われてきた、そういうふうになってる。今日本というのは技術的優位に立っていると思ったら、かなり大間違いな状況にあるということです。今産業界は、私たちのためにいっぱい黒字をためて、いろいろなものを仕入れてくれている。その声にも耳を傾ける必要があると僕は思っております。

農業か産業かという二者択一の問題ではないというのが僕の基本的なこの問題に対する考えです。農業に対する、過去、戦後50年、60年ぐらいあって、JAさんというのは、その時の政府に対して、圧力団体としていろいろな政策を提言し、国とほぼ歩を並べてこの日本の農業に当たってきた。その結果として、日本の農業というのは非常に衰退をした。インターネットをちょっと見ていただければわかりますが、主な食料の品目別の自給率の推移というのは簡単にインターネットで見れますので、ぜひ見ていただきたいと思いますが、これが1960年のレベルですと、ほとんどが100%に近い生産をしているのが、これが現在では、100%生産できるのは米だけです、ここで言うと。あと、野菜でももう82%余り、鶏肉とか豚肉とか牛肉っていうのはもう50%、40%ぐらいまで下がってますが、それでも、先ほど言ったように飼料を75%輸入できているからこそ生産できているというような形にもなっている。

今農業のこと、僕は農業大事ですよ。私は、自分の父親も母親も農家の出です。私のいとこは全員が農家です。ですから、彼らの話を聞いたときに、農業は大変だっていうことは痛いほどよくわかります。だからこそ、今農家が農業の中でやれるべきことをやるから、痛みを我々も引き受けるから、これについては幾らぐらいの時間をくれということなら話はわかりますが、本社機能として、ただ反対する一辺倒のこの陳情には、私としては賛成することはなかなかできない。

僕の感じ的に言うと、農地の所有権と使用权というのを分離をして農地の集約化を図る、耕

作農地の集約化を図っていく。昨日、熊日新聞なんかでも広く、上田農園さんだったかな、上田さんです、北部農園ですけど。北部農園の上田さんのこの記事を読めば、農地集約化にこそ税金を投入して、耕作面積を広げ、その農作業の効率化を上げる。過去僕が一般質問でこの問題を、農業委員会が多少強い強制力を持った指導力を発揮をしてということを行ったのはそういう意味なんです。分散して、手間のかかる農業をちまちまちまやってる状態では、やはり外国からのこういう要請には対抗し切れない、僕はそう思っています。

この10年間で、最後の農業の立て直す本当のラストチャンスですよ。ですから、TPPが来て大変だということではなくて、TPPが来たからこそ、持続的な農業の発展を遂げるという方策を考える最後のチャンスと思って取り組んでいただく。そして、その結果として、こういうことをするので、ともに産業界とともに歩んでいくというような陳情書を出し直していただきたい、そういう希望を述べて、私の反対に対する討論といたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） TPP参加反対に関する陳情の採択に関しまして、賛成の立場で、自分の言葉で討論いたします。

現政権は、食料自給率を50%に引き上げると言っておられます。アメリカ合衆国の中の言葉で、国内で食料を自給できない国は独立国家ではないとアメリカでは言っておられます。

もしもTPP参加を表明されたら、農水省の試算では、国内食料自給率は14%まで下がると。まして、TPPは、先ほど述べられましたが、WTO、EPA、FTAと違いまして、表明すれば、その時点で例外なく全品目が対象品目となります。交渉の余地はないということです。現政権が50%食料自給率を上げると言っておられるのに、農水省の試算では14%まで下がると。どういうことか、民主党内でも、どういうことしたのかわかりませんが、民主党の農林水産部門会座長の佐々木隆博さんも述べています。農業振興と国内産業の両立は難しいと。食料自給率を50%まで上げるには、EUをモデルとすれば、直接補償を農家にすれば、国内予算の現農業予算の6倍まで引き上げなければならないと。こんなお金が国にあるかないか。あるんですかね、本当。どうも民主党内でも意見が分かれているのが現実です。まして、今の農業対策に関しては、本当国内は貧弱な農業対策をとっています。

菊陽町の田畑、山、川、この美しい環境を保全する上でも、ぜひともTPPには参加しませんよう、またこの陳情が皆さんの総意で通りますよう、ご賛同よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 私も賛成の立場で討論をします。

この総務常任委員会でもありましたけれども、この間、町の農業センサスでも、130戸でしたか、この5年間に農業者数が減少しているという数字をお聞きしました。やはり65歳以上の方がほとんどを占めるような今の農業の実態をどう守っていくかっていうのが大事だと思います。

す。

T P Pは、関税を原則外して、農産物の輸入完全自由化を進めるもので、日本農業と地域経済に深刻な打撃を与えます。農業分野の関税を完全に外せば、日本の食料自給率、今坂本議員がおっしゃったように、14%まで低下、米の自給率は1割以下になると言われています。地球的規模での食糧不足が大問題となっているときに、輸入依存をさらに強め、豊かな発展の潜在力を持っている、日本は農業だけではなくて、それが国土を保全したり、環境を守ったり、そういうところを無理やりつぶすことは、亡国の政治と言うほかありません。

先ほど北山議員の質問では、340万人の雇用の根拠ということでしたけれども、これは現政権の農水省の調査です。T P Pに参加した場合、また雇用については、農業やその関連産業など合わせて340万人の雇用が減少するとしています。

また一方、企業の競争力という議論がありますけれども、今輸出する大企業は、現在でも利益をふやし続けて、内部留保は過去最高の244兆円です。T P Pで輸出大企業はさらに利益はふえて、円買いが進むでしょう。円が上がると、さらに競争が激しくなり、輸出する企業は安い労働力を求めて海外への移転を進めます。そうしますと、今先ほどお話があったように、国内のホンダやソニー、大企業ですね、工場は閉鎖され、失業者が増大して、内需がさらに落ち込み、日本経済は落ち込む、そうになってしまえば、国内産業、農業も、立ち直らせるのは非常に困難になってしまうのではないかと思います。

私は、以上のような理由で、T P Pは産業の空洞化、失業、国内経済破壊にもつながる、農業だけの問題ではないということを指摘して、賛成討論とします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 陳情第22号T P P交渉参加反対に関する陳情に反対の立場で討論いたします。

このT P P交渉参加を判断する時期について、日本政府の考えは、農業改革の基本方針をまとめる平成23年6月をめどに判断する考えを示し、平成23年11月の米国でのA P E CでT P P交渉の妥結を目指しているとされております。

また、既に作業部会で新たなルールづくりが進められ、乗りおくれれば、日本が関与しないままルールに従うことになり、参加するメリットが薄れかねないということも言われております。

現在、このT P P交渉に参加することでのメリット、デメリットが、内閣府、農林水産省、経済産業省、3省庁の試算結果はばらばらであるということです。

経済産業省は、日本がT P Pに参加しないと、雇用が81万2,000人失われ、日本のG D Pは2020年まで10.5兆円も減少と予想し、内閣府と同様に、T P Pに参加したほうが日本の利益になると結論を出しているようです。一方、農林水産省は、日本がT P P交渉に参加することは、日本がこうむる損害として、G D P 11.6兆円、さらに340万人の雇用が失われ、食料自給



率が現在の40%から14%まで下がると予想しております。

このような話を聞けば、農業県がTPP交渉参加に反対をされる気持ちはよく理解できます。しかし日本は、農業改革の基本方針をまとめる平成23年6月をめどにTPP交渉参加の判断をする考えを示したということは、日本の農業政策を今まで以上に改善するということであると考えます。このTPP問題に関しては、どの参加国も事前準備をした上で交渉に参加することは当然のことではありますが、平成23年11月のTPP交渉の妥結を目指すという期限つきのものであります。

交渉事というのは、タイミングを見定めることが必要であると考えます。今となつては、農業政策のさらなる見直し案の検討をしない段階からTPP交渉参加反対を唱えるよりも、来年6月、TPP交渉参加するかしないかの判断をするときまで十分な検討をする必要があります、日本全体にとってどうかということ冷静に判断する必要があると考えます。

さらに、今からの農家が、企業経営的な考え方に立ち、必然的に組織改革、意識改革が求められてくると考えます。考え方によっては、日本の生産者の顔が見える農産物をインターネットで海外に売り込むことも考えられ、前向きな取り組みが日本農業の未来を切り開く可能性を秘めているかもしれません。

現在の農協は、それぞれの農家が組合員であり、経営者でありながら、自分たち農家を支えるべき農協にはほど遠く、農協という大きな組織を維持するための企業経営に目標設定されているように受け取れます。本来の農家のための農協というものを今一度見詰め直す絶好の機会ではないでしょうか。

現時点でTPP交渉参加反対を決めつけ、日本を除く9カ国協議が成立した後で日本が参加せざるを得ない状況に陥った場合、日本の意見は何も通らず、無条件でTPPに参加するより、今以上に日本の農業をよくするための日本独自の条件整備をし、来年6月のTPP交渉参加の判断に向けた動きをするほうが、日本の農業にとっても、日本の国益にとっても望ましいものと考え、TPP交渉参加反対に関する陳情に反対するものです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） 菊陽町では、TPPの反対、賛成について産業建設に付託されておりましたが、まさか反対の方はおらないと思いましたが、反対の方がおられましたので、私は何も文書もつくってきておりませんが、賛成の立場で、環太平洋戦略経済連携協定についてのお話を少しさせていただきたいと思えます。

それぞれ皆さんの思いはわからなくてもいいんです。しかし、やはり戦後、私たちは23年生まれですけど、そのとき戦争があって、食べ物がないんです。どっからも、諸外国からも何にも持ってきてないで、それからじいちゃん、ばあちゃんたちが立ち上がって、自給は、自分の食べ物は自分でつくらんといかんと。どんなにやっぱりあっても、自分で備蓄を自分をしなけれ

ばならない。そしてまた、東南アジアあたりでも、今見てみますと、いろんな貧しい国がごさいます。そこにこ入れもしなければならぬと、あの当時のことを私たちはわかりませんが、とにかく今ちゃんと歯どめをしておかないと、6月になって、さあ決まった後でばたくらっても何もできないと。ですから、TPPの問題は今反対しながら、そして一つの国家の戦略として、農業は絶対つぶしてはならないという方向ですから、早いうちに焼きを入れとかないと、さあ決まってから焼きを入れようにしても、入れられないわけです。ですから、物事は何事も、やはり反対をするならば、早いうちに反対しながら、ああ、反対があるから、国ももう少し考えなければいかんかなど。G7の中でも、それをちゃんと、はい、もう日本は経済大国ですから、ちゃんと返事しますとか、いろいろ経済面の中ではありますかもしれませんが、第1次産業の中では、今の現状、農業の、じいちゃん、ばあちゃんたちが築き上げた今の気持ちを、日本人の誇りとして、やはりちゃんとあるべきものではないだろうかとは私は考えます。

いろいろ農業施策の中でも、韓国の問題も出ましたけども、農業所得の中で、10年間5兆円、日本の中で10兆円といろいろ言いますが、なかなか農業の中には使われず、道路問題とかいろんな、本当に農業に関する補償も、10年補償、5年補償ができて、なかなかその後はどうするのかというような、本当に私も農業人として今まで45年間ぐらいやってきましたけども、今後どうなるかと。後継者もおりますが、このままで賛成してくれるなら、後継者も育てる必要もないし、また食べ物がもしも、アジアがこういう厳しい、いつ日本に向けて何が起こるかわからないという時期に、やはり保護策として、やはり食べ物が大事じゃないだろうか。昔から言っておられるように、戦争はしなくても、食べ物のなくなるまで待つとけば無傷で戦争はできると、そういうふうな話も私は聞いております。ですから、諸外国から物が来ない、戦争はあつて、しかし日本は食べる物がなくなるときは、もう負けるからいいじゃないかと。何も武器も使わずにできるというふうなことが今の状況ではないでしょうか。

やはり各農協の中でも、国が施策している、例えば農業集落事業とか、借り手があれば担い手事業とか、たくさん事業を国もいろんなことを考えながら、やはり一団体ではできませんので、やはり農協なら農協、町なら町がこの事業をもう立ち上げてありますんで、それをしっかりと受けとめて、そしてやはりやっていくのが筋じゃないかと。アメリカの調査なんかを見てみますと、保護策なんかは、もう日本の何十倍保護策がアメリカは持っております。日本は何も特別な保護策もございませんので、このTPP、食料安全、もうとにかくこれはぜひ守って、皆さん方の食料を安全で安定的に守るためにもぜひ必要ではないかと思つて、これに賛成する立場で意見を述べました。議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

陳情第22号TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書の採択に関する

る陳情について、委員長の報告は採択であります。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、陳情第22号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで昼食休憩といたします。

午後は1時20分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時25分

再開 午後1時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） 先ほど私が賛成討論の中で、小林議員が言った後に、私が「長たらしい」という文言を小林議員に言ったそうですので、私もこの件につきましては訂正したいと思います。ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 発議第4号 公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書（案）について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、発議第4号公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書（案）についてを議題といたします。

議案は、さきに配付のとおりであります。

この議案は、永野輝全君外5名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、永野輝全君から趣旨の説明をお願いいたします。

○17番（永野輝全君） こんにちは。提出しておりますように、公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書（案）を提案します。

理由は、高速道路の無料化や安価な料金設定の影響を受けて経営が悪化し、地域の交通網が縮小することになり、自家用車を利用できない高齢者や、あるいは学生などの交通弱者と言われる人々へのしわ寄せと地域の衰退につながるおそれがあるためとしております。

案文を読みまして、提案にしたいと思います。

公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書（案）。

政府は、当初本年6月からの導入を予定していた高速道路等の新料金制度について、二転三転するその足並みの乱れから先送りし、まずは先月28日から来年3月末までの間、全国37路線50区間において高速道路の無料化の社会実験を開始した。

しかしながら、高速道路等の無料化や受益者負担を基本としない安価な料金設定は、JRや

バス、フェリー等との適切な役割分担を損ねるばかりではなく、我が国の交通体系の崩壊につながりかねない。すなわち高速道路等の無料化や安価な料金設定の影響を受け、経営が悪化し、地域の交通網が縮小することとなり、その結果、自家用車を利用できない高齢者や学生等の交通弱者の移動手段が確保できず、地方部のさらなる衰退を招くおそれがある。さらには、地球温暖化対策にも完全に逆行するものであり、その整合性については大いに疑義がある。

このように多くの問題点を抱えているにもかかわらず、政府は、今後も高速道路等の無料化を段階的に進めるとしているが、この施策が国策によることを考えれば、本来、総合的な交通体系の構築を前提とすべきであり、現政権が今回進めている施策によって影響を受けるＪＲ、バス、フェリー等の公共交通機関に対しては、その維持、存続のために公的支援策を同時に継続すべきである。

よって、国におかれては、平成23年度予算編成において、公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築に向け、次の事項を実施されるよう強く要請する。

記。1つ、公共交通機関の安定的な運営を踏まえて、総合的な交通体系の構築を図ること。

2つ、高速道路等と競合し、影響を受けるＪＲ、バス、フェリー等の公共交通機関に対しては、減収補てんを含め、事業者の実情を踏まえた支援を講じること。

3つ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の持つ利益剰余金については、引き続いてＪＲ九州を初めとするいわゆるＪＲ三島会社、三島会社というのは北海道と四国と九州を指します、及びＪＲ貨物の財務基盤の安定化や収益基盤の強化のため有効活用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月24日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長吉村豊明。

衆議院議長横路孝弘様、参議院議長西岡武夫様、内閣総理大臣菅直人様、総務大臣片山善博様、財務大臣野田佳彦様、国土交通大臣馬淵澄夫様、内閣府特命担当大臣蓬紡様（行政刷新担当）であります。

以上で提案にかえませんが、質疑は自席にて受けたいと思いますので、皆さん方のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 発議第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書  
(案) について

○議長（吉村豊明君） 日程第3、発議第5号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)についてを議題といたします。

議案は、さきに配付のとおりであります。

この議案は上田茂政君外5名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、上田茂政君から趣旨の説明をお願いします。

○14番（上田茂政君） 発議第5号。30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)について申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり、議会規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出の理由。教育環境条件を充実し、教育効果を高めるため。

案文を申し上げます。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であり、多くの国民の共通認識となっています。日本は、OECD諸国に比べますと、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。

日本の小・中学校で31人以上の学級に在籍する児童・生徒数の割合は、文科省調査によれば、小学校54%、中学校82%となっています。子どもたちは、さまざまな価値観や個性・ニーズを持っており、小1プロブレム・中1ギャップへの対応も必要となっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うために、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。保護者へのアンケートによると、「保護者が思う適正な1クラスの児童・生徒数」は、「30人」45.4%、「25人」20.5%、「20人」16.0%、「35人」8.4%の順となっています。（日本の教育を考える10人委員会、07年保護者アンケート）

このように、保護者も30人以下の学級を望んでいることは明らかであり、国民の願いです。OECD諸国並みの教育環境を整備するために、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とすべきです。

また、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD諸国の中で日本はトルコに次いで下位から2番目となっています。（GDPに占める教育費の割合、OECD平均4.9%、日本3.3%、OECDインディケータ09年版）また、三位一体の改革により、義務教

育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもたちが全国どこに住んでいても、教育の機会均等が担保され、教育の水準が維持向上されることに施策を講じる必要があります。

こうした観点から、2011年度政府の概算要求に向けて、下記の事項の実現を強く要請します。

記。1、昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置づいている少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月24日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長吉村豊明。

内閣総理大臣菅直人様、内閣官房長官仙谷由人様、文部科学大臣高木義明様、財務大臣野田佳彦様、総務木臣片山善博様。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

質疑については自席で応じます。

○議長（吉村豊明君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 趣旨は十分わかるんですが、1番目の30人学級とすることということで、日本でどのくらいの先生たちが必要になってこられるのか、その費用はどのくらいなのかというのは、もし数字が出ておりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 上田茂政君。

○14番（上田茂政君） その件につきましては、認識不足といたしますか、算定はわかっておりません。後で、必要であれば、吉本議員のほうに報告をしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 発議第6号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）
について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、発議第6号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）についてを議題といたします。

議案は、さきに配付のとおりであります。

この議案は、小林久美子君外5名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、小林久美子君から趣旨の説明をお願いします。

○12番（小林久美子君） 発議第6号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）の提出を、私が提出者で、5名の賛同を得て提出をさせていただきます。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をします。

提案理由は、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、全国各地で医師や看護師等の不足が深刻化しているためです。

次をあけてください。

意見書案を朗読して、提案にかえさせていただきます。

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）。

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策のもとでも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきました。

しかし、医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く、深刻な人手不足になっています。医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、全国各地で医師や看護師等の不足が深刻化しています。

看護師など夜勤交代制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅にふやして、安全・安心の医療・介護を実現することが大切になっています。医療、社会保障予算を先進国並みにふやし、国民が安心して暮らしていける制度が求められています。

看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

1、ILO（国際労働機関）看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。

2、医療、社会保障予算を先進国（OECD）並みにふやし、医師、看護師、介護職員等を大幅にふやすこと。

3、国民（患者・利用者）の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月24日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長吉村豊明。

送り先ですけれども、内閣総理大臣菅直人様、厚生労働大臣細川律夫様、財務大臣野田佳彦様、文部科学大臣高木義明様、総務大臣片山善博様。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 発議第7号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、発議第7号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）についてを議題といたします。

議案はさきに配付のとおりであります。

この議案は、福島知雄君外5名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して福島知雄君から趣旨の説明をお願いします。

○9番（福島知雄君） 発議第7号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）、本議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由。少子化が急速に進行している中、子どもが心身ともに健やかに成長する環境の整備が切実に求められているためということです。

意見書案を朗読いたします。

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の



拡充を求める意見書（案）。

国においては、本年6月29日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定され、今後詳細な検討を行い、平成25年から新制度の施行を目指すとなっている。

この「新システム」は、市町村の保育実施義務をなくし、保育所入所を保護者と保育所間の公的保育契約制度にするとともに、民間企業を含む多様な業者の参入を促進するために、「認可制度」を「指定制度」にするものであり、まさに保育を産業化させようとするものである。

市町村の保育実施義務がなくなることから、保育所を探し、保育所と契約を結ぶのは保護者の自己責任となること、保護者は市町村に認定された保育時間の範囲内で保育所を利用し、これを超えた保育所の利用は保護者の応益負担となること、市場原理の導入により、保育所が福祉から私益追求の場になるおそれがあることなどから、保護者の負担は増大し、家庭の経済的理由から保育所を利用できなくなる子どもたちが多数出ること懸念される。

よって、国会及び政府におかれては、新システムの検討に当たって下記事項に配慮するよう強く要望する。

記。1つ、国及び市町村の公的保育責任を大きく後退させる「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度でなく、児童福祉法第2条及び第24条により国及び市町村の保育の実施が明確に義務づけられている公的保育制度を堅持、拡充すること。

2つ、国の責任において緊急に認可保育所を整備し、待機児童の解消を図ること。

3つ、規制緩和や待機児童解消の名のもとに児童福祉施設最低基準を後退させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月24日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長吉村豊明。

衆議院議長横路孝弘様、参議院議長西岡武夫様、内閣総理大臣菅直人様、財務大臣野田佳彦様、厚生労働大臣細川律夫様。

以上でございます。

質問に対しましては自席でお答えいたします。

○議長（吉村豊明君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議員派遣について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

あわせて、内容に一部変更が生じた場合は、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本会議に当初提案されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。

追加議案4件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第4として議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。

以上4件を日程に追加し、追加日程第1から第4として議題とすることに決定しました。

議案は、さきに配付のとおりであります。

それでは、議案審議に入ります前に、町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員各位におかれましては、12月6日から本日までの19日間にわたり、平成22年第4回菊陽町議会定例会に提案しましたすべての付議事件について慎重審議の上、ご承認を賜り、心から感謝申し上げます。

大変お疲れのこととは存じますが、急を要する案件が生じたので、追加提案としてご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

追加提案します付議事件は3件であります。

初めに、大変申しわけありませんが、付議事件の番号の訂正をさせていただきます。同意第6号教育委員会委員の任命についてとしておりますが、「同意第6号」となっているところを「同意第5号」に訂正をお願いいたします。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

議案第51号は、町（字）の区域をあらたに画し、及び変更することについてであります。

内容は、住居表示実施区域内の町会、町名の変更について、大字津久礼の一部を武蔵ヶ丘北2丁目、花立1丁目から3丁目及び向陽台とするものであります。

町会・町名案を11月10日から12月10日までの30日間公示いたしましたが、町会・町名の変更請求がなかったため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第52号は、平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

第5号補正予算をお願いしたばかりではありますが、国の補正予算に伴います経済対策分を計上しますために急を要するものが生じたので、補正をお願いするものでございます。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,246万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億6,579万6,000円と定めるものでございます。

歳入では、地方交付税を3,982万6,000円、国庫支出金を2,263万7,000円増額し、歳出では、民生費を588万8,000円、土木費を1,750万円、教育費を4,006万8,000円増額し、予備費を減額により調整しております。

同意第5号は、教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会委員の三島誠一様の任期満了に伴い、その後任として紫垣徹様を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

以上、追加提案しました付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第51号 町（字）の区域をあらたに画し、及び変更することについて

○議長（吉村豊明君） 追加日程第1、議案第51号町（字）の区域をあらたに画し、及び変更することについてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（阪本修一君） 議案第51号町（字）の区域をあらたに画し、及び変更することについてご説明を申し上げます。

本議案は、菊陽町の区域内の町（字）の区域を新たに画し、及び変更することについて議会の議決を求めらるるものでございます。

ここで言います町とは、大字津久礼にかわる新しい町名のことで、新しい町名の区域を決めることと、武蔵ヶ丘北2丁目の区域を広げます関係でこのような表現になっております。

住居表示事業につきましては、平成20年6月議会におきまして、武蔵ヶ丘から向陽台までを住居表示を実施すべき区域とし、その方法を街区方式とする内容で議決をいただいておりますが、今回は町会・町名の変更の提案となっております。

それでは、別図の1をごらんいただきたいと思ひます。

今回の実施区域内には、大字津久礼、字玄番道筋の全部、それから字花立、それから字堀川筋については一部含まれております。行政区でいいますと、杉ノ本を除く花立と向陽台ということになります。

別図の2をごらんいただきたいと思ひます。

今回の実施区域の町名案は、新たな町名については、花立1丁目、2丁目、3丁目と向陽台、それから変更する部分が武蔵ヶ丘北2丁目となり、RKKグラウンドと尚綱大学を加えるものでございます。

参考資料をつけておりますけれども、武蔵ヶ丘北2丁目の区域の境界線の東側は、変更前の武蔵ヶ丘北2丁目の西側町界線となります。西側の町界線は、RKKグラウンドと創価学会熊本平和会館及び里道となります。

詳細な境界につきましては参考資料のとおりでございます。

それから、南側の町界線は、今回の実施区域の南側の境界になり、熊本市との行政界線とな

ります。北側の町界線は、県道熊本大津線になります。

次に、花立1丁目の区域の町界線の東側は、先ほど説明いたしました武蔵ヶ丘北2丁目の町界線になります。それから、西側の町界線は、町道二里木線になります。それから南側の町界線は熊本市との行政界線になり、北側の町界線は県道熊本大津線になります。

次に、花立2丁目の区域の東側の町界線は、花立1丁目の西側町界線になります。西側の町界線は、九州縦貫自動車道となり、南側の町界線は、熊本市との行政界線になります。また、北側の町界線につきましては、県道熊本大津線となっております。

次に、花立3丁目の区域の東側の町界線は、花立湧水池西側の県有地と民地との筆界線及び自衛隊演習場との民地との筆境界になります。詳しくは資料のとおりでございます。西側の町界線は、合志市と熊本市との行政界線になります。南側の町界線につきましては、県道熊本大津線になります。北側の町界線につきましては、合志市との行政界線及び河川である堀川の南部になります。

次に、向陽台の区域の東側の町界線は、花立2丁目の西側町界線になっております。西側と南側の町界線は、熊本市との行政界線になります。それから、北側の町界線につきましては、県道熊本大津線になっております。

以上のとおり、区域及び変更について説明を終わらせていただきます。

次に、この案の制定までの経緯について少し述べさせていただきます。

ただいま説明しました案につきましては、花立区、向陽台区の両区長並びに両地区の住民の方で構成する町会・町名検討委員会で議論を重ね、その結果、町名については、住民の方が長年親しんでおられ、住民にとって一番よい名前ということで提案されたところでございます。町は、検討委員会での案について、先月の11月8日開催の住居表示審議会へ諮問をいたしました。審議会には、検討委員会の両区長を特別委員として出席をいただきまして、同案を可とする答申をいただきました。住居表示審議会を受けまして、11月10日から30日間、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定によりまして、町会・町名案の告示を行いました。告示期間中に変更請求がありませんでしたので、今回追加議案として提出をさせていただいたところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） この全体図、議案第51号の補足資料ということで、ちょっとこれを見ますと、この区域内というのは、花立1丁目から3丁目とか、武蔵ヶ丘北の1丁目から3丁目とか、いろいろ書いてありますが、この区域外に白地の部分が北側と南側にあると思いますけど、この町名変更というのは、あくまでも市街化区域内のことだけなのか、それが1点と。

せっかくするならば、今、農地とか思われる、自衛隊用地とか思われるようなところも、何かこれと一緒に町名変更ができないものか、この2点、お尋ねします。どういう理由なのか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

一応この住居表示については、住所がわかりやすくするために設けられた制度でございますので、一体的に市街地になっているところを基準に定めたものでございます。調整区域とかそのところについては、市街化の一体性がございませんので、この部分については、ただいま議員が申されましたとおり、間に調整区域が入っておりまして、市街化区域ではございませんので、また住宅地等も張りついてないということで、今回外れているところでございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 先ほどの吉本議員の質問と若干一緒になりますけど、補足資料の、これ武蔵ヶ丘中学校はなぜ外してるんですか、ここだけ。字津久礼でしょう。これ、何か理由があるわけですか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） 今回の議案につきましては、一応花立地区と……

（1番坂本秀則君「いや、中学校はずっと字津久礼のままなんですか。議案には関係ないですけど」の声あり）

一応先ほど言いましたように、住居がわかりやすいようにということで一応取り組んでいきますので、ここは一応外してあります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第52号 平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第2、議案第52号平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、議案第52号の平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

なお、今回の補正は、町長の提案理由にもありましたように、国の補正予算におきまして、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策といたしまして、地方交付税の増額及び地域活性化交付金が盛り込まれましたので、当該交付税及び交付金を財源といたします事業費につきまして急を要するものが生じたので補正をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長からお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,246万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億6,579万6,000円と定めるものでございます。

2ページをお開きいただき、歳入でございますが、12の地方交付税を3,982万6,000円、16の国庫支出金は国庫補助金を2,263万7,000円増額し、歳入合計といたしましては、補正として6,246万3,000円を増額し、歳入総額を115億6,579万6,000円としております。

下のページで、歳出でございますが、3の民生費588万8,000円の増額は児童福祉費の増額、8の土木費1,750万円の増額は道路橋梁費の増額、10の教育費4,006万8,000円の増額は小学校費、中学校費、社会教育費の増額によるもので、歳出合計といたしましては、補正として6,246万3,000円を増額し、歳出総額を115億6,579万6,000円としております。

5ページ以降は、補正予算に関します説明書としております。

8ページをお開きいただき、まず歳入でございますが、款の12地方交付税3,982万6,000円は、国の補正に伴います普通交付税の増額を計上いたしまして、累計で5億8,924万7,000円としております。

また、款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金で、節区分の4経済危機対策補助金2,263万7,000円は、地域活性化交付金のうち、地域のきめ細かな事業の実施を支援する交付金及び住民生活に光を注ぐ図書館の充実と知の地域づくりとしての交付金を新たに計上するものでございます。

下のページで、歳出でございますが、款の3民生費、項の2児童福祉費、目の4保育園費で、節区分の11需用費40万1,000円は保育所の施設修繕費を、節区分の15工事請負費400万1,000円は保育所の施設改修工事を予定しております。

次に、目の5児童館費で、節区分の13委託料24万2,000円及び15工事請負費124万4,000円は、児童館のトイレを洋式に改修するための経費でございます。

10ページをお開きいただき、款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費で、節区分の15工事請負費1,750万円は、町道古閑原上堀川線の古閑原区から柳水区に至ります1.8キロメートルの間のカラー舗装工事などでございます。

下のページで、款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費で、節区分の13委託料748万4,000円は、空調設備及び焼却炉撤去の設計業務委託料を、節区分の15工事請負費1,200万円は、焼却炉の撤去工事を予定しております。

次に、目の2教育振興費で、節区分の18備品購入費222万4,000円は、各小学校の児童用図書
の購入費でございます。

次に、項の3中学校費、目の1学校管理費で、節区分の13委託料234万円は空調設備の設計
業務委託料を、節区分の15工事請負費800万円は焼却炉の撤去工事を予定しております。

次に、目の2教育振興費で、節区分の18備品購入費55万2,000円は、各中学校の生徒用図書
の購入費でございます。

12ページをお開きいただき、項の5社会教育費、目の10図書館運営費で、節区分の15工事請
負費746万8,000円は、国の交付金を活用して、図書館の窓の断熱及び結露対策工事を予定して
おります。

下のページで、最後に、款の14予備費につきましては、今回の補正におけます財源不足分を
減額により調整しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第3 同意第5号 教育委員会委員の任命について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第3、同意第5号教育委員会委員の任命について同意を求める件  
を議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（大川育男君） 同意第5号教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

教育委員会委員として紫垣徹様を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。



紫垣徹様は、菊陽町大字久保田2790番地6にお住まいで、昭和23年1月6日生まれの62歳であります。昭和45年3月に熊本大学教育学部を卒業され、同年4月、菊陽中学校の教諭に採用されておられます。その後、小・中学校の教諭として38年間教育の振興に尽くされ、平成20年3月、旭志中学校の校長として定年退職を迎えられておられます。定年直後の平成20年4月から熊本県教育公務員弘済会理事として、平成21年4月からは本町の社会教育委員として活躍しておられます。

紫垣様は、人格、識見ともに高く、長年の教育経験をお持ちであり、教育委員会委員として適任と思われますので、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第5号は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第4 発議第8号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書（案）

○議長（吉村豊明君） 追加日程第4、発議第8号TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書（案）を議題とします。

この議案は、佐藤竜巳君外5名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、佐藤竜巳君より趣旨の説明をお願いします。

○7番（佐藤竜巳君） 発議第8号TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。政府が参加を検討している環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）は、関税撤廃が原則であり、国内農業に甚大な影響を及ぼすこととなる。よって、TPPへの拙速な参加表明に反対するため。

案文の朗読をもって趣旨の説明にかえさせていただきます。

政府は、新成長戦略を実現する観点から、EPA（経済連携協定）の基本方針を11月のAPEC首脳会議で表明し、その中で、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加表明検討など、その動きを加速化している状況にある。

我が国が、関税撤廃の例外措置を認めないTPP交渉に参加すれば、結果として農林水産業の崩壊を招き、関連産業を含む地域経済が大打撃をこうむることは必至である。

当然ながら、全国有数の食料供給基地である本県においても、農業生産額の大幅な減少など地域経済に与える影響は甚大なものとなる。

TPP交渉は、単に物品の関税撤廃にとどまらず、金融、保険、医療など、あらゆる分野に関する仕組みの変更につながるものであり、国家の安全保障問題を含め、「国のかたち」が一変してしまう可能性がある。

こうした国のあり方にかかわる重要な問題を内包しているにもかかわらず、国民の合意を得る議論もせずに決定を下すことは極めて遺憾である。

このため、国民、消費者への安全で安心な食料の安定供給を初め、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上は到底不可能である。

よって、かかる危機的な状況を踏まえ、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

記。1、経済連携協定（EPA）は、交渉参加国の相互発展と繁栄を本来の目的とすべきであり、我が国が環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉に参加しても、この目的は達成できない。したがって、我が国の食料安全保障と両立できないTPP交渉への参加は認めることはできないものであり、政府のTPP交渉への参加方針は撤回すること。

2、EPAの基本方針作成に当たっては、国家戦略の一つとして位置づけている食料・農業・農村基本計画の趣旨を踏まえ、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村振興を損なうことがないような内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月24日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長吉村豊明。

衆議院議長横路孝弘様、参議院議長西岡武夫様、内閣総理大臣菅直人様、外務大臣前原誠司様、農林水産大臣鹿野道彦様、経済産業大臣大畠章宏様、内閣官房長官仙谷由人様、国家戦略担当大臣玄葉光一郎様。

議員の各位のご賛同よろしく申し上げます。

また、質疑については自席よりお答えします。

○議長（吉村豊明君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって平成22年第4回菊陽町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成22年定例会も本日をもって閉会できますことは、ひとえに議員各位及び町長を初め執行部各位の努力のたまものと深く感謝申し上げます。

今年1年を振り返ってみますと、宮崎で口蹄疫が発生し、本町の畜産農家も経済的に大きな打撃を受けました。また、全国的な長雨と記録的な猛暑により、農作物にも大きな影響を及ぼし、農家の方々におかれましては厳しい1年であったかと思えます。

さて、本町の議会におきましては、中部小学校の建てかえ場所も決定し、建てかえに向けての事業が着々と進められており、一日も早い学校の完成を望んでいるところでございます。

我々議員は、申し上げるまでもなく、町民の皆様の声を町政に届けるため、議会の中で大いに論議し、菊陽町の均衡ある発展のため、さらに努力をしていかなければならないと痛感するものであります。

月日のたつのは早いもので、今年も余すところ1週間となりました。議員各位、執行部各位におかれましては、ご健勝で新春を迎えられ、来る平成23年が輝かしい年でありますようご祈念を申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

どうもお疲れさまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後2時21分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉 村 豊 明

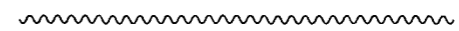
菊陽町議会議員 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 梅 田 清 明

菊陽町議会会議録  
平成22年第4回12月定例会

平成22年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明  
編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 432-0781 (代表)



菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919